

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月31日

【発行者名】 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
(UBS (Lux) Key Selection SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西信治
弁護士 白川剛士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
- グローバル・アロケーション(米ドル)
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
(UBS (Lux) Key Selection SICAV
- Global Allocation (USD)
- Digital Transformation Themes (USD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
グローバル・アロケーション(米ドル)
クラス P - a c c 投資証券
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
クラス P - a c c 投資証券
上限見込額は以下のとおりである。
グローバル・アロケーション(米ドル)
クラス P - a c c 投資証券
21億3,200万米ドル(約3,338億円)
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
クラス P - a c c 投資証券
26億6,110万米ドル(約4,166億円)

- (注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2025年12月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。(グローバル・アロケーション(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については21.32米ドルに1億口およびデジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については266.11米ドルに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)
- (注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2025年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.56円)による。
- (注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)】

(1)【外国投資法人の名称】

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

- グローバル・アロケーション(米ドル)

- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

(UBS (Lux) Key Selection SICAV

- Global Allocation (USD)

- Digital Transformation Themes (USD))

(以下、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブを「本投資法人」、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル) / デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)をそれぞれ「ファンド」または「サブ・ファンド」という。ただし、文脈により、グローバル・アロケーション(米ドル) / デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)を含む本投資法人のサブ・ファンドを、個別にまたは総称して、「ファンド」または「サブ・ファンド」ということがある。)

(2)【外国投資証券の形態等】

各投資証券は記名式無額面投資証券であり、追加型である。

グローバル・アロケーション(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

(注1) 上記の他、各ファンドにはクラスP - a c c 投資証券以外の投資証券も存在するが、その他の投資証券は日本で販売されていないため、以下、各ファンドについて「投資証券」というときは、上記の各クラスP - a c c 投資証券を指すものとする。

(注2) 名称の一部に「P」を含むクラスの投資証券は、すべての投資家に提供される。

名称に「- a c c」を含む各クラス投資証券は、本投資法人が別途定める場合を除き、収益の分配を行わない。

本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(3)【発行(売出)数】(日本国内募集分)

グローバル・アロケーション(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券について1億口

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券について1,000万口

を上限とする。

(4) 【発行(売出)価額の総額】

上限見込額は以下のとおりである。

グローバル・アロケーション(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券 21億3,200万米ドル(約3,338億円)

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券 26億6,110万米ドル(約4,166億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2025年12月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。(グローバル・アロケーション(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については21.32米ドルに1億口およびデジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については266.11米ドルに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2025年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場(1米ドル=156.56円)による。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円換算表示はすべてこれによるものとする。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してまたは切り捨てて記載してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。従って、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(5) 【発行(売出)価格】

購入の申込みがファンド営業日(以下に定義する。)の遅くともサブ・ファンドの下記で指定される締切時間(以下「締切時間」という。)までにノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE(Northern Trust Global Services SE)(以下「管理事務代行会社」という。)に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格(以下、購入および買戻しの申込みを「注文」といい、注文が登録される日を「注文日」という。)

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間(中央ヨーロッパ標準時間)
グローバル・アロケーション(米ドル)	13:00
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)	15:00

(注) 発行価格は、下記(10)記載の申込取扱場所に照会することができる。

(6) 【申込手数料】

日本国内における申込手数料は申込価額の2.75%(税抜き2.50%)を上限とする。具体的な手数料の金額または料率については下記(10)に記載された申込取扱場所に照会することができる。

(7) 【申込単位】

原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社(以下に定義する。)は、これと異なる取扱いをする場合がある。詳細については後記「(10)申込取扱場所」に照会のこと。

(8) 【申込期間】

2026年4月1日(水曜日)から2027年3月31日(水曜日)まで

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社(以下に定義する。)の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、後記「(12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

(9) 【申込証拠金】

なし

(10) 【申込取扱場所】

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

電話番号 03-5293-3100

ホームページ・アドレス <https://www.ubs-sumitrust.com/>

(以下「UBS SuMi TRUST」または「日本における販売会社」という。)

(注) 上記日本における販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

(11) 【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(以下「約定日」という。)から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする(日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。)

(12) 【払込取扱場所】

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目(以下「ファンド払込日」という。)に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBSヨーロッパルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

(13) 【引受け等の概要】

日本における販売会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)(「元引受会社」と)との間の各ファンドの日本における投資証券の販売および買戻しに関する2006年2月24日付および2020年8月14日付各契約に基づき投資証券の募集を行う。

日本における販売会社は直接または他の販売・買戻し取扱会社(以下、販売会社と併せて「販売取扱会社」という。)を通じて間接に受けた投資証券の買戻請求をファンドへ取り次ぐ。

(注)販売取扱会社とは、販売会社と投資証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資主からの投資証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資主からの申込金額の受入れまたは投資主に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および(または)取次登録金融機関をいう。

元引受会社はUBS SuMi TRUSTを日本におけるファンドの代行協会員に指定している。

(注)代行協会員とは、外国投資証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を他の販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

(14) 【手取金の使途】

「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」記載の有価証券の取得。

(15) 【その他】

申込みの方法

申込証拠金はない。

投資証券の申込みを行う投資主は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額は、原則として円貨で支払われるものとし、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

日本以外の地域における発行

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外(アメリカ合衆国を除く。)でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対して投資証券の販売が行われる。

第2【外国新投資口予約権証券】

該当事項なし。

第3【外国投資法人債券(短期外債を除く。)】

該当事項なし。

第4【短期外債】

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【外国投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

(グローバル・アロケーション(米ドル))

(別段の記載がない限り金額は米ドル表示)

	2021年9月末日に 終了する 会計年度末	2022年9月末日に 終了する 会計年度末	2023年9月末日に 終了する 会計年度末	2024年9月末日に 終了する 会計年度末	2025年9月末日に 終了する 会計年度末
(a) 営業収益 ⁽¹⁾	48,904,898.19	-74,070,251.33	12,283,909.30	37,525,240.47	62,756,095.95
(b) 経常利益金額または 経常損失金額	48,904,898.19	-74,070,251.33	12,283,909.30	37,525,240.47	62,756,095.95
(c) 当期純利益金額または 当期純損失金額	48,904,898.19	-74,070,251.33	12,283,909.30	37,525,240.47	62,756,095.95
(d) 出資総額 ⁽²⁾	339,421,733.18	240,728,330.00	216,059,517.46	210,814,660.80	469,828,092.76
(e) 発行済投資口総数	(クラスP - acc 投資証券) 15,485,088.907口	(クラスP - acc 投資証券) 14,459,087.048口	(クラスP - acc 投資証券) 12,363,457.842口	(クラスP - acc 投資証券) 10,048,364.574口	(クラスP - acc 投資証券) 9,430,291.310口
(f) 純資産額	339,421,733.18	240,728,330.00	216,059,517.46	210,814,660.80	469,828,092.76
(g) 資産総額	342,633,714.76	251,977,023.89	219,712,089.46	213,912,775.44	482,088,292.70
(h) 1口当たり純資産価格	(クラスP - acc 投資証券) 19.18	(クラスP - acc 投資証券) 14.78	(クラスP - acc 投資証券) 15.48	(クラスP - acc 投資証券) 18.43	(クラスP - acc 投資証券) 20.55
(i) 1口当たり当期純利益金 額または当期純損失金額	(クラスP - acc 投資証券) 2.70	(クラスP - acc 投資証券) -4.53	(クラスP - acc 投資証券) 0.86	(クラスP - acc 投資証券) 3.27	(クラスP - acc 投資証券) 2.12
(j) 分配総額	なし	なし	なし	なし	435,657.51
(k) 1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	99.06%	95.54%	98.34%	98.55%	97.46%
(m) 自己資本利益率 ⁽³⁾	(クラスP - acc 投資証券) 14.99%	(クラスP - acc 投資証券) -22.94%	(クラスP - acc 投資証券) 4.74%	(クラスP - acc 投資証券) 19.06%	(クラスP - acc 投資証券) 11.50%

(1) 営業収益には投資収益ならびに実現および未実現利益(損失)を含めている。以下各サブ・ファンドについて同じ。

(2) ファンドは変動資本を有する会社型投資信託であり、純資産総額を記載している。以下各サブ・ファンドについて同じ。

(3) 自己資本利益率は、当該会計年度の1口当たり純資産価格の前年度に対する増減の比率であるが、当該会計年度に初めて当該投資証券が発行された場合には、当初募集価格に対する増減の比率で表すものとする。以下各サブ・ファンドについて同じ。

(注1) 2008年4月以降の各取引日に使用された1口当たり純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の1口当たり純資産価格と異なる場合がある(財務書類に対する注記1参照)。以下同じ。

(注2) グローバル・アロケーション(米ドル)は2004年9月24日に運用を開始した。

(注3) 2009年5月31日付でクラスB投資証券はクラスP - acc投資証券に名称が変更された。以下各サブ・ファンドについて同じ。

(注4) 「主要な経営指標等の推移(e)発行済投資口総数、(h)1口当たり純資産価格、(i)1口当たり当期純利益金額または当期純損失金額、(k)1口当たり分配金額および(m)自己資本利益率」は、日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

(デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル))

(別段の記載がない限り金額は米ドル表示)

	2021年9月末日に 終了する 会計年度末	2022年9月末日に 終了する 会計年度末	2023年9月末日に 終了する 会計年度末	2024年9月末日に 終了する 会計年度末	2025年9月末日に 終了する 会計年度末
(a) 営業収益	292,076,335.30	- 341,357,114.02	87,806,368.54	123,891,591.66	130,591,763.05
(b) 経常利益金額または 経常損失金額	292,076,335.30	- 341,357,114.02	87,806,368.54	123,891,591.66	130,591,763.05
(c) 当期純利益金額または 当期純損失金額	292,076,335.30	- 341,357,114.02	87,806,368.54	123,891,591.66	130,591,763.05
(d) 出資総額	1,502,931,307.14	527,403,962.77	294,087,860.83	567,134,500.01	561,830,124.73
(e) 発行済投資口総数	(クラスP - a c c 投資証券) 369,510.189口	(クラスP - a c c 投資証券) 335,518.873口	(クラスP - a c c 投資証券) 282,745.197口	(クラスP - a c c 投資証券) 281,437.834口	(クラスP - a c c 投資証券) 276,663.712口
(f) 純資産額	1,502,931,307.14	527,403,962.77	294,087,860.83	567,134,500.01	561,830,124.73
(g) 資産総額	1,515,918,114.84	531,328,903.24	296,361,976.26	567,769,616.68	564,344,114.12
(h) 1口当たり純資産価格	(クラスP - a c c 投資証券) 187.77	(クラスP - a c c 投資証券) 118.88	(クラスP - a c c 投資証券) 153.67	(クラスP - a c c 投資証券) 213.41	(クラスP - a c c 投資証券) 265.91
(i) 1口当たり当期純利益金 額または当期純損失金額	(クラスP - a c c 投資証券) 25.06	(クラスP - a c c 投資証券) - 70.99	(クラスP - a c c 投資証券) 38.76	(クラスP - a c c 投資証券) 57.86	(クラスP - a c c 投資証券) 53.40
(j) 分配総額	なし	なし	なし	なし	なし
(k) 1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	99.14%	99.26%	99.23%	99.89%	99.55%
(m) 自己資本利益率	(クラスP - a c c 投資証券) 24.10%	(クラスP - a c c 投資証券) - 36.69%	(クラスP - a c c 投資証券) 29.26%	(クラスP - a c c 投資証券) 38.88%	(クラスP - a c c 投資証券) 24.60%

(注) デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)は、2020年4月6日に運用を開始した。

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人(「本投資法人」)の名称	UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ (UBS (Lux) Key Selection SICAV)		
法的形態	集合投資事業に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)のパートの規定に従い設立された可変資本投資会社(SICAV)形態によるオープン・エンド型投資ファンド		
設立日	2002年8月9日		
ルクセンブルグ商業および法人登記所登録番号	R.C.S. B 88.580		
会計年度	10月1日から9月30日		
定時株主総会	本投資法人の登録された事業所において、毎年3月20日の午前10時に開催する。3月20日がルクセンブルグの営業日(ルクセンブルグの銀行が営業を行っている日の営業時間)でない場合は翌営業日に開催する。		
定款			
	当初公告	2002年8月23日	官報、企業・団体の部(Mémorial, Recueil des Sociétés et Associations)(以下「メモリアル」という。)で公告される。
	修正	2004年3月24日	2004年6月15日
		2011年5月9日	2011年8月11日
		2015年10月30日	2015年11月25日
管理会社	UBS アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ (UBS Asset Management (Europe) S.A.) R.C.S. ルクセンブルグB 154.210		

本投資法人の基本定款の統合版は、ルクセンブルグ商業および法人登記所において閲覧に供されている。修正版は保管通知により会社公告集(*Recueil Electronique des Sociétés et Associations*)(以下「RESA」という。)に、また「報告書を受領する権利」に記載されているその他の方法で公告され、株主総会で承認を受けた後、法的に拘束力のあるものになる。

個々のサブ・ファンドの純資産は全体として本投資法人の純資産総額を構成し、常に本投資法人の株式資本に相当する。本投資法人の株式資本は全額払込済株式と無額面株式で構成される。

本投資法人は投資者に対し、本投資法人への投資後に投資主名簿に投資者自身の氏名を記載された場合に投資主の権利(特に総会に参加する権利)からのみ利益を得ることに留意するよう求める。しかし、投資者が仲介機関を通じ間接的に本投資法人に投資し、かかる仲介機関が投資者のためにその名義で投資を行い、その結果として当該仲介機関が投資者のために投資主名簿に記載される場合、上記の投資主の権利は投資者ではなく仲介機関に認められることがある。従って、投資者は、投資判断を行う前に自らの投資者としての権利について助言を求めることが望まれる。投資者が仲介業者を通じて申込みを行った場合、本投資法人の段階において純資産価額の計算の過誤および/または投資規則の遵守違反および/またはその他の過誤があった際に常に補償を受けることができるとは限らない。投資者は、悪影響を受ける可能性のある自らの権利について助言を求めることが推奨される。

総会では投資主は、サブ・ファンドの株式価格の違いに関係なく、保有する株式一口につき一票の議決権を有する。特定のサブ・ファンドに関係する総会での議決に際して、当該サブ・ファンドの投資証券には一票の議決権が付与されている。

本投資法人は法主体を構成する。株主との関係においては各サブ・ファンドは独立した法主体とみなされ、あるサブ・ファンドの資産は当該サブ・ファンドについて生じた債務についてのみ責任を負う。債務は投資証券クラス間で分割されないため、一定の状況においては、名称に「ヘッジ」を含む投資証券クラスの通貨ヘッジ取引が、同じサブ・ファンドの他の投資証券クラスの純資産価額に影響を及ぼす債務を生じさせるリスクがある。

本投資法人は、適宜既存のサブ・ファンドを清算し、新たなサブ・ファンドを設立し、サブ・ファンド内で個別的な特性を有する様々な投資証券クラスを設定する権限を有する。販売目論見書は新たなサブ・ファンドが設立される度に更新される。

本投資法人に存続期間および総資産に関する制限はない。

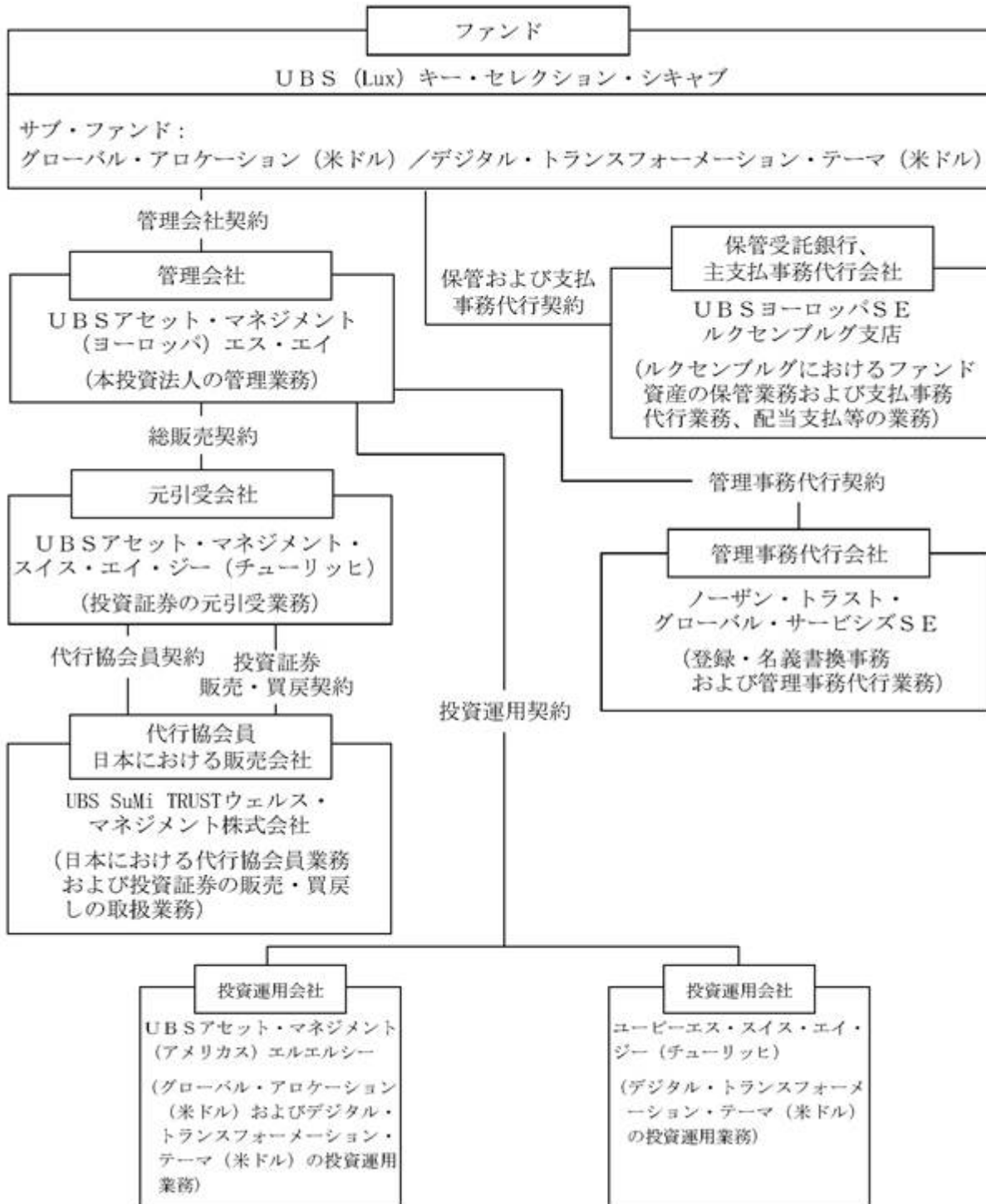
本投資法人は、1988年3月30日に制定された集合投資事業に関するルクセンブルグ法パート に従いS I C A V形態によるオープン・エンド型投資ファンドとして2002年8月9日に設立され、集合投資事業に関する2002年12月20日法の要件に適合するため2004年2月に改変された。2011年7月1日以降は2010年法に従う。2011年5月16日付で、本投資法人はUBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイを管理会社に任命した。

b. 外国投資法人の特色

本投資法人の目的は、元本の保全と資産の流動性を十分考慮しながら、高収益および/または期間収益を確保することである。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBS (Lux) キー・ セレクション・シキャブ (UBS (Lux) Key Selection SICAV)	外国投資法人	2002年8月9日付で定款を締結(2004年3月24日付、2011年5月9日付および2015年10月30日付で修正済み。)。ファンド資産の運用、管理、投資証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBS アセット・マネジメン ト(ヨーロッパ)エス・エイ (UBS Asset Management (Europe) S.A.)	管理会社	本投資法人との間で管理会社契約(注1)(2011年5月16日付効力発生)締結。集合投資事業に関する法律に基づき、管理会社の職務および責任について規定している。
UBS ヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 (UBS Europe SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行、 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で本投資法人との間で保管および支払事務代行契約(注2)を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。
ノーザン・トラスト・ グローバル・サービスSE (Northern Trust Global Services SE)	管理事務代行会社	管理会社との間で管理事務代行契約(2017年10月1日効力発生)(注3)を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行および投資証券の純資産価格の計算等の管理事務について規定している。
UBS アセット・マネジメン ト(アメリカス)エルエル シー (UBS Asset Management (Americas) LLC)	投資運用会社	管理会社との間で投資運用契約(2018年12月13日および2020年4月3日効力発生)(注4)を締結(随時改訂)。グローバル・アロケーション(米ドル)およびデジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)に関する運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
ユービーエス・スイス・エ イ・ジー(チューリッヒ) (UBS Switzerland AG, Zurich)	投資運用会社	管理会社との間で投資運用契約(2020年4月3日効力発生)(注4)を締結(随時改訂)。デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)に関する運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBS アセット・マネジメン ト・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ) (UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)	元引受会社	2014年7月28日付で管理会社との間で総販売契約(注5)を締結(随時改訂)。投資証券の元引受業務について規定している。

UBS SuMi TRUSTウェルス・ マネジメント株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2006年2月24日付および2020年8月14日 付で元引受会社との間で代行協会員契約 (注6)を締結。日本における代行協会員 業務について規定している。2006年2月 24日付および2020年8月14日付で投資証 券販売・買戻契約(注7)を締結。投資証 券の販売および買戻しについて規定して いる。
-----------------------------------	---------------------	---

- (注1) 管理会社契約とは、本投資法人により任命され、ルクセンブルグの法律に従い管理会社として行為し、本投資法人に対し、ポートフォリオの管理、管理事務代行ならびに登録・名義書換代行業務を行う他、当該契約に詳述される業務を提供することを約する契約である。
- (注2) 保管および支払事務代行契約とは、定款の規定に基づき、本投資法人によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行ならびに主支払事務代行業者が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。
- (注3) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行業者が、純資産価格計算、投資証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。
- (注4) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- (注5) 総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、投資証券の元引受業務を行うことを約する契約である。
- (注6) 代行協会員契約とは、ファンドのために元引受会社によって任命された日本における代行協会員が投資証券に関する目論見書の配布、投資証券1口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約をいう。
- (注7) 投資証券販売・買戻契約とは、投資証券の日本における募集の目的で投資証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

(4) 【外国投資法人の機構】

統治に関する事項

本投資法人は、3名以上の構成員(本投資法人の投資主であることを要しない。)から構成される取締役会により経営されるものとする。取締役は6年以下の任期で選任されるものとする。取締役は投資主総会において選任されるものとする。投資主総会は、取締役の数、取締役の報酬および取締役の任期も定めるものとする。取締役は、総会において、投資主が出席している(または代表されている)投資証券の過半数により選任されるものとする。

取締役会の構成員は、総会において採択された決議により、理由の有無にかかわらずこれを解任することができる。これを交代させることができる。

取締役の役職に空席が生じた場合、残存する取締役は一時的にかかる空席を埋めることができる。投資主は、次回の総会においてかかる任命に関する最終的な決定を行うものとする。

取締役会は、その構成員から議長を選任するものとし、その構成員から1名または複数名の副議長を選任することができる。取締役会は書記役も選任するものとし、書記役は、取締役であることを要せず、取締役会の会合および投資主総会の議事録への記入および同議事録の管理を行うものとする。取締役会は、議長またはいずれか2名の取締役の招集により、取締役会通知において記載された場所において会合するものとする。

取締役会の議長は、取締役会の会合および投資主総会を司るものとする。取締役会の議長が不在の場合、投資主または取締役は、過半数の賛成により、別の取締役を当該集会または総会の議長とすることを決定するものとする。

取締役会は、本投資法人が本投資法人の業務および管理のために必要とみなす役員およびジェネラル・マネジャーを任命することができる。役員は本投資法人の取締役または投資主であることを要しない。定款に別段の規定がある場合を除き、役員は取締役会により当該役員に付与される権限を有するものとする。

緊急事態における場合を除き、取締役会の会合の書面通知は、当該会合に設定された日の少なくとも24時間前に行われなければならない。

上記の書面の通知は、関係者の同意を得ることを条件として、電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段に代えることができる。取締役会が採択した決議に定める時刻および場所で開催する取締役会に関して別途通知を送付する必要はないものとする。取締役は電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段による書面で別の取締役を代理人に任命して取締役会で行うことができる。また取締役は複数の同僚の代理人を務めることができる。

取締役は参加者がお互いの声を聞くことができるテレビ電話によって取締役会に参加することができる、かかる手段によって取締役会に参加した場合、本人が取締役会に出席したことになるものとする。

取締役会は少なくとも取締役本人または代理人の過半数が出席した場合に限って有効に審議し、または行動することができる。ただし、取締役会がその他の前提条件を定めた場合はこの限りではない。

取締役会の決議は取締役会の議長が署名した議事録に記録する。司法手続きに提出するかかる議事録の写しには議長または2名の取締役が署名するものとする。

決議は取締役本人または代理人が投じた票の過半数をもって採択される。取締役会の議長は決定票を有する。

取締役全員が承認し、証明した書面の決議は取締役会での投票に付された決議と同じ効力を有するものとする。それぞれの取締役は電報、テレックス、ファックスまたはその他の類似の通信手段による書面で決議を承認するものとする。かかる承認は書面で確認し、かかる確認書を決議の議事録に添付するものとする。

取締役会は本投資法人の目的の範囲内で、定款第17条に定める投資方針に従ってすべての処分行為および管理行為を行う最も幅広い権限を有する。

法律または定款で明確に投資主総会に留保されていないすべての権限は取締役会の権限の範囲内とする。

運用体制

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

管理会社は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。

外国投資法人による関係法人に対する管理体制

本投資法人は、保管受託銀行に対して保管および支払事務代行契約に基づきファンド資産の保管業務および支払事務を、管理事務代行会社に対して管理事務代行契約に基づきファンドの登録事務・名義書換事務代行および投資証券の純資産価格の計算等の管理事務を、投資運用会社に対して投資運用契約に基づき投資運用業務を、元引受会社に対して総販売契約に基づき元引受業務を、それぞれ委託し、当該契約に基づき委託先を管理している。

(5) 【外国投資法人の出資総額】

各会計年度末および2025年12月末日現在の出資総額および発行済投資証券総数は以下のとおりである。

なお、発行可能投資口総口数には原則として制限がない。

(グローバル・アロケーション(米ドル))

	出資総額		発行済投資証券総数	
	米ドル	百万円	(口)	
2020年9月末日に 終了する会計年度末	350,935,668.05	54,942	クラスP - a c c 投資証券	17,146,791.111
2021年9月末日に 終了する会計年度末	339,421,733.18	53,140	クラスP - a c c 投資証券	15,485,088.907
2022年9月末日に 終了する会計年度末	240,728,330.00	37,688	クラスP - a c c 投資証券	14,459,087.048
2023年9月末日に 終了する会計年度末	216,059,517.46	33,826	クラスP - a c c 投資証券	12,363,457.842
2024年9月末日に 終了する会計年度末	210,814,660.80	33,005	クラスP - a c c 投資証券	10,048,364.574
2025年9月末日に 終了する会計年度末	469,828,092.76	73,556	クラスP - a c c 投資証券	9,430,291.310
2025年12月末日	452,313,295.66	70,814	クラスP - a c c 投資証券	9,235,639.742

(デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル))

	出資総額		発行済投資証券総数	
	米ドル	百万円	(口)	
2020年9月末日に 終了する会計年度末	1,173,862,788.93	183,780	クラスP - a c c 投資証券	101,712.788
2021年9月末日に 終了する会計年度末	1,502,931,307.14	235,299	クラスP - a c c 投資証券	369,510.189
2022年9月末日に 終了する会計年度末	527,403,962.77	82,570	クラスP - a c c 投資証券	335,518.873
2023年9月末日に 終了する会計年度末	294,087,860.83	46,042	クラスP - a c c 投資証券	282,745.197
2024年9月末日に 終了する会計年度末	567,134,500.01	88,791	クラスP - a c c 投資証券	281,437.834
2025年9月末日に 終了する会計年度末	561,830,124.73	87,960	クラスP - a c c 投資証券	276,663.712
2025年12月末日	552,725,318.64	86,535	クラスP - a c c 投資証券	272,011.521

(注) デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)は、2020年4月6日に運用を開始した。

(6) 【主要な投資主の状況】

1993年4月5日付ルクセンブルグ法第41条により課されるルクセンブルグ銀行機密規定(改訂済)により、当該サブ・ファンドの主要な投資主に関する情報は公開できない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

一般投資原則

本投資法人のサブ・ファンドの資産は、リスク分散の原則に従って投資される。サブ・ファンドは、それぞれの資産を、世界中の債務証券および債権、ならびに、投資証券、協同投資証券(cooperative shares)ならびに配当権証書および参加証書(その他の投資証券および投資証券の権利)等のその他の株式類似持分、短期債、短期金融商品ならびに新株予約権証書(ワラント)に投資する。債務証券および債権は、債券、証書、あらゆる種類の資産担保証券、転換社債、兌換券、ワラント債およびその他すべての法律で認められた資産を含む。

さらに、サブ・ファンドは、米国預託証書(ADRS)、国際預託証書(GDRS)およびエクイティ・リンク債等の株式に連動する仕組み商品に投資することができる。

個々のサブ・ファンドの会計通貨は各サブ・ファンドの純資産価額を計算する通貨のみを指し、サブ・ファンドの投資対象の通貨を指さない。投資はサブ・ファンドのパフォーマンスに最も適した通貨で行われる。サブ・ファンドは、為替デリバティブ(取引所取引およびOTC)を含め、為替運用のために法律上認められるあらゆる金融商品を使用することができる。

「(4)投資制限 1.本投資法人が可能な投資 1.1 g)」および「(4)投資制限 5.証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および手段」に従って、本投資法人は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主要要素として、法令により認められる範囲内で、有価証券、短期金融商品およびその他の金融商品を対象資産とする特殊な手法および金融商品を利用することができる。

金融派生商品の市場は変動が激しく、有価証券への投資に比べて利益を上げる可能性も損失を被るリスクも大きい。

各サブ・ファンドは、その純資産の20%を限度として、付随的流動資産に投資することができる。20%の上限は一時的に超えることができるが、例外的に不利な市況によりその必要が生じた場合およびかかる違反が投資者の利益を考慮して正当化される場合に必要不可欠な期間に限られる。かかる制約は、デリバティブ金融商品のリスクをカバーするために保有される流動資産には適用されない。2010年法第41(1)条の基準を満たす銀行預金、短期金融商品またはマネー・マーケット・ファンドは、2010年法第41(2)条の意味する範囲における付随的流動資産としての適格性を有しない。付随的流動資産への投資は、要求払い銀行預金(経常的支払いまたは例外的な支払いに即時に対応可能な、銀行の当座預金口座に保管される現金等)または2010年法第41(1)条に基づく適格資産への再投資に要する期間もしくは不利な市況により必要不可欠となる期間に限られなければならない。サブ・ファンドは、単一の機関の要求払い預金にその純資産総額の20%を超えて投資することはできない。サブ・ファンドの投資は、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別にも幅広く分散化するべきである。関係するサブ・ファンドの投資方針に異なる定めがない限り、サブ・ファンドは、純資産の10%を限度として、既存のUCITS(譲渡性証券集合投資事業)およびUCI(集合投資事業)に投資することができる。

ESGインテグレーション

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドを「ESG統合型ファンド」に分類している。投資運用会社は、投資プロセスにサステナビリティを組み込みつつ投資家の財務上の目標を達成することを目指す。投資運用会社は、サステナビリティを、発行体の長期的なパフォーマンスに寄与する投資機会の創出およびリスクの軽減を図りながら事業慣行の環境面、社会面およびガバナンス面(ESG)の要因を活用する能力(以下「サステナビリティ」という。)と定義している。投資運用会社は、これらの要因を考慮すればより十分な情報を得た上での投資決定が実現されると考えている。ESG統合型ファンドは、投資ユニバースが絞り込まれていることがある、ESG特性を推進している投資信託またはサステナビリティもしくはインパクトにおける具体的な目標を有する投資信託とは異なり、財務

パフォーマンスを最大化することを主に目指す投資信託であり、そのためESGの諸側面が投資プロセスにおけるインプット要因となっている。アクティブ運用を行うすべての投資信託に適用される投資ユニバースの制限は、サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに取り込まれている。該当する場合、さらなる強制力のある要因がサブ・ファンドの投資方針において概説される。

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性があるサステナビリティ要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。投資運用会社は、重大なESGリスクがある企業を識別するために、複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。投資運用会社の投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、次に取るべき行動の決定に役立つリスク・シグナルが投資運用会社に対してESGリスクを明確に示す。企業以外の発行体の場合、投資運用会社は、最も重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用することができる。重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

投資運用会社は、根底となる戦略(対象投資信託を含む。)における配分時にESGインテグレーションを考慮に入れる。UBSが運用する根底となる戦略の場合、投資運用会社は、ESGインテグレーションに関する上記リサーチに基づきESG統合資産を特定する。外部により運用される戦略の場合、ESG統合資産は、第三者提供会社によるリサーチの過程で特定される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing.html>

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing.html>

サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンド

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドに分類している。サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドは、ESG特性を促進するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有する。

エンゲージメント・プログラム

エンゲージメント・プログラムは、UBSアセット・マネジメントが特定のESG要因に関する懸念事項またはテーマ別トピックを特定した場合に企業を優先順位付け/選定することを目的とする。これらの企業は、UBSアセット・マネジメントが投資する企業ユニバース全体から、グローバル・

スチュアードシップ・ポリシーに概説されているUBSの原則に従ってトップダウン・アプローチで選定される。優先順位付けのプロセスでは、企業とのエンゲージメントが必要かどうか、またかかるエンゲージメントがいつ必要かを判断する。企業がエンゲージメント・プログラムに選定された場合、エンゲージメントに関する対話は通常少なくとも2年間続く。これは、本ポートフォリオの企業に関して、一定期間中にサステナビリティ関連のエンゲージメントが行われたことを示すものではなく、また、本ポートフォリオの企業が積極的なエンゲージメントを目的として選ばれたことを示すものでもない。UBSアセット・マネジメントの企業選定、エンゲージメント活動、優先順位付けプロセスおよび懸念事項に対する理解に関する情報は、UBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ年次報告書およびスチュアードシップ方針に記載されている。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

議決権

UBSは、UBSアセット・マネジメントの議決権行使方針およびUBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ方針に概説されている原則に基づき、以下の2つの基本的な目的のために、議決権を積極的に行行使する。

1. UBSの顧客の最善の財務的利益のために行われ、当該顧客の投資対象の長期的な価値を高めること。
2. 取締役会における最良慣行を推進し、強力なサステナビリティの実践を奨励すること。

これは、サブ・ファンドが保有する企業に関して、特定の期間中にサステナビリティ関連のトピックにおける議決権行使が行われたことを示すものではない。特定の企業に対する議決権行使活動については、UBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ年次報告書を参照のこと。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

グローバル・アロケーション(米ドル)

UBSアセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにサブ・ファンドを分類している。

アクティブ運用される当該サブ・ファンドは、リスク管理のための参考として、以下の合成ベンチマークを用いる。

グローバル・アロケーション(米ドル)：

60%のMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス(正味配当金再投資)、40%のFTSE世界国債インデックス(TR)(米ドル・ヘッジ)

サブ・ファンドの目的は、幅広い分散投資を図りながら成長余力を有する世界の金融市場に参加することである。

この目的を達成するために、また、上記の投資方針の枠内において、債券、株式に対して、また程度は低いものの、商品、オルタナティブ投資対象および不動産(例えば、不動産投資信託の形態による。)に対して、グローバルに投資が行われる。その投資目的を達成するため、サブ・ファンドは、ヘッジまたは投資目的のために使用可能な法律上認められるその他のあらゆる金融商品(取引所取引およびOTCの金融派生商品を含む。)を使用することができる。関連するリスクについては、「派生商品の利用に伴うリスク」の項に記載される。当該サブ・ファンドは、直接または間接的に、既存のUCIおよびUCITSを通じて上記の投資方針の枠内において投資を行う。かかる投資を行う際、投資の35%を限度にハイ・イールド商品に投資することができる。ハイ・イールド商品には、ハイ・イールド債、ハイ・イールド・ファンドおよびハイ・イールド指数デリバティブを含む。ハイ・イールドの投資とは、格付けがBB+からC(スタンダード・アンド・プアーズ)または別の公認格付機関から同等の

格付けを得ているか、まだ公的な格付けがない新規発行銘柄に関してはユーピーエス社内の同等の格付けへの投資を含む。ただし、CCCからCの格付けの債券への直接の投資については10%を超えないものとする。かかる投資に伴うリスクについては「ハイ・イールド債」の項に記載する。

サブ・ファンドの投資は、パフォーマンスのために最も適すると考えられる通貨で行われ、会計通貨に関連して積極的に運用される。サブ・ファンドは世界志向を理由として多くの外貨に投資するため、ポートフォリオまたはその一部は、関連する外貨リスクを軽減するために、サブ・ファンドごとの会計通貨に対してヘッジすることができる。サブ・ファンドは、市場の動向から利益を得ることを目的として、個別の通貨でのネット・ショート・ポジションまたはネット・ロング・ポジションをとることができる。

投資を、市場、セクター、発行体、格付けおよび企業別に幅広く分散化するために、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル) は、総資産を既存のUCITSに投資することができる。UCITS以外のUCIへの投資は、サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。こうした投資手法および関連費用については「UCIおよびUCITSへの投資」の項で説明する。

サブ・ファンドは、法律上認められる枠内で、不動産資産クラスに焦点を合わせた投資対象（例えば、不動産投資信託の形態）にも投資することができる。

ポートフォリオの分散化の進展を図り、さらなるリターンの源泉を追加するために、サブ・ファンドの純資産の20%を限度として、2010年法第41条第1項に従ってオルタナティブ投資対象に投資することができる。かかる投資対象には、法律上認められる枠内で、オルタナティブ投資戦略に連動する、オルタナティブUCITS、定量的投資戦略に係るOTCデリバティブ、証書およびその他のデリバティブが含まれるが、これらに限られない。不動産投資信託 (REITs) への投資は、これらが譲渡性のある証券であるという基準を満たす場合に許容される。受益証券が規制市場に上場されているクローズド・エンド型の不動産投資信託 (REIT) は、規制市場に上場される証券であるという基準を充足するため、ルクセンブルグの法律に基づきサブ・ファンドが投資することのできる投資対象となる。関連するリスクについては、「オルタナティブ投資戦略の使用に関連するリスク」および「証書の使用に関連するリスク」の項に記載される。

サブ・ファンドの資産の25%を限度として、コモディティ指数のパフォーマンスへの利益参加を通じて、コモディティ資産クラスに投資することもできる。かかる場合、各サブ・ファンドに対する現物引渡しはないことが常に確保される。各ポートフォリオ・マネジャーは、例えば、上記の指数に基づきスワップ契約を締結することにより当該利益参加を達成する。その際、各サブ・ファンドは、スワップ取引の当事者であり、トータル・リターン (TR) コモディティ・インデックスからインデックスで用いられた現金レートを差し引いたプラスのパフォーマンスを受領する。スワップの想定元本は、通常、日々調整することができる（例えば、投資戦略を調整する際に株式の申込による資金流入または買戻しもしくはポートフォリオのバランス変更による資金流出の場合）。スワップから生じるカウンターパーティ・リスクは、（スワップ契約上の想定元本ではなく）オープンな利益または損失である。かかるリスクを可能な限り軽減し、常に法律上認められた枠内にとどめるため、オープンな利益または損失は、通常、月に一度または法律上認められたカウンターパーティ・リスクの制限値に達する場合にはいつでも（リセットを通じて）決済される。サブ・ファンドは、さらに、コモディティ指数に基づく上場投資信託 (ETF) に投資することもでき、当該投資信託は、概して、コモディティに対するエクスポージャーを得るため上記のスワップを利用する。各ポートフォリオ・マネジャーはまた、コモディティ指数に基づきETF証券を購入することもできる。これらは、株式市場で取引される証券であり、その価格は、コモディティ指数のパフォーマンスに連動しており、法律により定められた基準に従うべきものである。各サブ・ファンドはまた、上記の投資制限に従い、コモディティ指数への利益参加を通じてのみ投資を行うことを条件にコモディティに重点を置きつつ、既存のUCIおよびUCITSにも投資することができる。

一般に、コモディティ投資のポートフォリオは、エクイティのみで構成されるポートフォリオより高いボラティリティ(変動性)を有する傾向にある。それ故、投資者はサブ・ファンドが中レベルから高レベルのボラティリティ(変動性)を受け入れる用意がある投資者に適していることに留意すべきである。

サブ・ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動のためのEU基準が考慮されたものではない(持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関するおよび規則(EU)2019/2088を改正する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU)2020/852(以下「タクソノミー規則」という。)の第7条)。

サブ・ファンドは、金融サービスセクターにおける持続可能性関連の開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則(EU)2019/2088(以下「SFDR」という。)の第6条を遵守している。したがって、サブ・ファンドは、その投資戦略および原投資対象の性質を理由とする持続可能性要因への主要な悪影響を考慮していない(SFDR第7条(2))。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるこれらのサブ・ファンドは、キャピタル・ゲインを重視しつつ、関連するサブ・ファンドの名称に記載される表示通貨をもって、世界規模で分散されるポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

UBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ-デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)は、その資産を主に世界中の先進国および新興国の企業の株式およびその他の持分に投資する。サブ・ファンドは、投資運用会社が投資の観点から魅力的であると考えられるデジタル方面に焦点を当てる。これらの方面には、あらゆるセクター、国および会社資本が含まれ得る。可能なデジタル方面としては、eコマース、セキュリティ・安全対策、デジタルデータ、実現技術、フィンテック、メタバースおよびヘルステックが考えられる。本サブ・ファンドは、環境的および/または社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088(SFDR)の第8条を遵守している。環境面および/または社会面の特性に関する詳細は本書の「別紙」に記載される(SFDRの細則(RTS)第14条(2))。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体/企業を特定するためにUBSブレンデッドESGスコアを用いる。UBSブレンデッドESGスコアは、UBSおよび認められた2社の外部プロバイダーであるMSCIおよびサステナリティクスからの標準ESG評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立したESG評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBSブレンデッドESGスコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0から10までのUBSブレンデッドESGスコアが割り当てられ、10が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。

サブ・ファンドは、ESGを促進する以下の特性を有する。

- ・ ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位(WACI)または炭素プロファイルの絶対値の低さ
- ・ そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも51%の投資

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドは、不動産投資信託(以下「不動産投資信託」という。)に補助的に投資することができる。不動産投資信託の投資は、() UCITSもしくはその他のUCI、または()譲渡可能証券の基準を満たす場合に認められる。規制市場に上場されているクローズド・エンド型不動産投資信託は、規制市場に上場されている証券の基準を満たしており、ルクセンブルグ法に基づきサブ・ファンドに許容される投資を構成する。

サブ・ファンドは、そのグローバルな傾向から、多くの外貨に投資しているため、関連する外貨リスクを低減するために、ポートフォリオまたはその一部をサブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジすることができる。

サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESG特性を計測するため、またESGおよび投資リスク管理ならびにポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCI ACワールド(正味配当金再投資)を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使ことができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。

サブ・ファンドの投資対象に関して、ポートフォリオ・マネージャーは、少なくとも(i)「先進」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の90%および() (ベンチマークを参照することにより)「新興」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の75%ならびにその他すべての企業に関しては少なくとも75%について、UBSブレンデッドESGスコア(発行体数別)によるESG分析を含める。

投資家は、サブ・ファンドのエクスポートジャーには、上海-香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクトを通じて取引される中国A株式も含まれる可能性があることに留意すべきである。中国A株は、中国本土に所在する会社の人民元建てのA株であり、上海証券取引所や深圳証券取引所などの中国の証券取引所で取引されている。サブ・ファンドは、先進国市場と新興国市場の両方に投資する可能性がある。関連するリスクは、後記「3 投資リスク リスク要因 一般的ナリスク情報」の項に列挙される。上記に加えて、投資家は、上海-香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に関連するリスクを読み、認識し、考慮すべきである。本事項に関する情報は、後記「3 投資リスク リスク要因 一般的ナリスク情報」以降に記載される。以上の理由から、サブ・ファンドはリスク意識のある投資家に特に適している。

基準通貨は、米ドルである。

サブ・ファンドのために、ユービーエス・スイス・エイ・ジーは、期間長期運用テーマおよびそれに呼応するエクイティ・ユニバースおよび投資パラメータを定める責務を負う。UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシーは、ユービーエス・スイス・エイ・ジーにより提供された情報を、自らの基礎調査の結果とあわせて用い、サブ・ファンドの投資を決定する。UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシーは、所定の投資パラメータにそったあらゆる関連する取引を実行する。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用を行うこのサブ・ファンドは、主として世界規模で分散された先進国および新興国の株式およびその他の持分からなるポートフォリオならびに環境および/または社会的特性を促進するサブ・ファンドへの投資を希望し、かつ、株式に伴うリスクを進んで受け入れる投資家に適している。

(2) 【投資対象】

上記「(1)投資方針」を参照のこと。

(3) 【分配方針】

本投資法人の各サブ・ファンドの投資主総会では、本投資法人の取締役会の提案に従って、年次決算後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスが分配金を支払うか否か、またどの程度の分配金を支払うかを決定するものとする。分配金は、収益（例えば、受取配当金および受取利息）または元本から成る可能性があり、また、手数料および費用を含み、または含まない場合がある。特定諸国の投資者は、分配された資本について、ファンドの受益証券の売却によるキャピタル・ゲインに対する税率よりも高い税率を課せられる可能性がある。従って、投資者の中には、分配型（- d i s t、- m d i s t）投資証券クラスの代わりに累積型（- a c c）投資証券クラスに投資することを選択する者もある。投資者は、分配型（- d i s t、- m d i s t）投資証券クラスに投資した場合に比べて累積型（- a c c）投資証券クラスに投資した場合の方が、発生する収益および資本に対する課税がより遅い時期に行なわれる可能性がある。投資者は、各自の状況に関して税務専門家に助言を求めるべきである。サブ・ファンドの投資証券の1口当たり純資産価格は、各分配によって、直ちに減少することになる。また分配金の支払いの結果として、本投資法人の純資産が法律に定める最低資産額を下回ってはならない。分配を行う場合、会計年度が終了してから4か月以内に支払いを行うものとする。分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

本投資法人の取締役会は、中間配当を支払うか否かおよび分配金の支払いを中止するか否かを決定する権限を有する。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金および割当金に対する権利は失効し、関係するサブ・ファンドまたはその投資証券クラスに返還される。当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスが既に清算している場合、分配金および割当金は本投資法人の残存するサブ・ファンドまたは関係するサブ・ファンドの残存する投資証券クラスにそれぞれの純資産に応じて計上される。本投資法人の取締役会の提案に従って、総会で正味投資収入およびキャピタル・ゲインの割当てに関連して無償株式を発行することを決定することができる。収入調整金は分配金と実際に収入を受け取る権利が一致するように計算する。

(4) 【投資制限】

投資原則

本投資法人のサブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. 本投資法人が可能な投資

1.1 本投資法人の投資対象は以下の一項または複数の項のみとする。

- a) 金融商品の市場に関する2004年4月21日の欧州議会 / 理事会指令2004 / 39 / E C に定義する規制された市場に上場され、または取引されている有価証券および短期金融商品。
- b) 公認され、規制され、定期的に取り引が行われており、かつ公開されている加盟国の別の市場で取引される有価証券および短期金融商品。「加盟国」とは欧州連合加盟国を指す。欧州経済地域に関する契約の当事者であるが、欧州連合の加盟国ではない国は、当該契約およびその関係契約の制限範囲内で欧州連合の加盟国と同じであるとみなされる。
- c) E U 非加盟国の証券取引所に正式に上場されている、またはヨーロッパ、アメリカ、アジア、アフリカまたはオーストラリアの国々（以下「承認された国」という。）の定期的に取り引が行われ公認かつ公開の別の市場で取引されている有価証券および短期金融商品。
- d) 新規発行の有価証券および短期金融商品。ただし、発行条件に1.1 a) 乃至1.1 c) の各項に定める証券取引所または規制された市場での上場許可の申請を行っており、かかる上場許可は有価証券が発行されてから一年以内に認められる旨の条項が盛り込まれていることを条件とする。

- e) 2010年法に定めるEU加盟国またはEU非加盟国に登録上の事務所を置く、指令2009/65/ECに基づき認められているUCITSの受益証券ならびに/または指令2009/65/ECの第1条(2)a)およびb)に該当するその他のUCIの受益証券、ただし、
- ルクセンブルグ金融監督委員会(以下「CSSF」という。)の判断に従ってヨーロッパ共同体法に基づく健全性監督と同程度の監督が適用される法令に従って承認されたその他のUCIであり、当局間の協力を確保する十分な規定が存在すること、
 - その他のUCIの受益者に与えられる保護のレベルが本投資法人の投資主に与えられる保護のレベルと同等であり、特に資産の分別保有、借入れ、有価証券および短期金融商品の貸付および空売りに適用される規則が指令2009/65/ECに定める基準と同等であること、
 - その他のUCIの事業運営が年次報告書および半期報告書に記載され、報告期間中に起因する資産、負債、所得および取引の評価が可能であること、
 - 受益証券を取得したUCITSまたは当該他のUCIが約款またはその設立書類に従って資産の10%を超えることなくその他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資できることを条件とする。
- 各サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドの投資方針に異なる趣旨の定めがない限り、その資産の10%を超えることなく他のUCITSまたはUCIに投資することができる。
- f) 期間が12か月までの金融機関の要求払預金または通知預金。ただし、当該金融機関の登記上の事務所がEU加盟国にあること、EU非加盟国に登録上の事務所がある場合はCSSFがヨーロッパ共同体法に基づく監督規則と同等とみなす監督規則が適用されることを条件とする。
- g) 上記のa)、b)およびc)に記載する規制された市場で取引されている金融派生商品(以下「派生商品」といい、同等の現金等価商品を含む。)または証券取引所で取引されていない派生商品(以下「店頭派生商品」という)。ただし、
- 派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に一致しており、その達成に適していること、
 - 原証券は上記の1.1のa)および1.1のb)の各項に規定する商品または本投資法人の投資方針により、直接、または既存のUCIもしくはUCITSを通じて間接的に投資することが許可されている金融指数もしくはマクロ経済指数、金利、通貨またはその他の裏付け商品であること、
 - サブ・ファンドが対象資産の適切な分散を通じて、「2.リスク分散」の項に記載されるサブ・ファンドに適用される分散要件を確実に遵守すること、
 - 店頭派生商品に関する取引の相手が、CSSFが承認し本投資法人が明確に承認した種類に該当する機関であり、かつ健全性監督に服する機関であること。本投資法人による承認手続きが、UBSアセット・マネジメント・クレジット・リスクにより作成され、取引相手方の資本提供の意思に加え、とりわけ同種の取引決済に関わる取引相手方の信用力、評判および経験に関連する原則に基づくものであること。本投資法人が自ら承認した取引相手方のリストを保持していること、
 - 店頭派生商品は日々信頼できる検証可能な評価が行われ、本投資法人の戦略に基づき適切な公正価格でいつでも売却でき、また、バック・ツー・バック取引により清算または決済できることを条件とする。
 - 各取引相手方が、各サブ・ファンドが運用するポートフォリオの組入銘柄(トータル・リターン・スワップもしくは類似の性格を有する金融派生商品等の場合)、または各店頭派生商品の対象資産の構成につき裁量権を付与されていないこと。
- h) 規制された市場で取引されていない「投資方針」の項に定義する短期金融商品。
- ただし、短期金融商品の発行または発行体に預金および投資家を保護する規則が既に適用されていること、またかかる商品は、

- 加盟国の中央、地域もしくは地方機関または中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合または欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合に連邦の加盟国または少なくとも一加盟国が属する国際機関が発行または保証していること、
 - 1.1のa)、b)およびc)の各項に定める規制された市場で有価証券が取引されている事業体が発行していること、
 - ヨーロッパ共同体法に定める基準に基づく健全性監督に服す機関またはC S S Fの判断によりヨーロッパ共同体法に定める監督と少なくとも同程度に厳格な、同法を遵守した監督に服す機関が発行もしくは保証し、またはC S S Fが承認した種類に属するその他の発行体が発行していることを条件とする。ただし、かかる商品への投資には上記の第1文、第2文および第3文に定める基準と同等の投資家を保護する規則が適用されること、発行体は1,000万ユーロ以上の自己資本を有し、第4号理事会指令78/660/EECに定める規定に基づいて年次決算書を作成し公表する法人であるか、または一社以上の上場企業を擁するグループ内の資金調達を担当する法人であるか、または銀行が提供する信用供与枠を利用して債務の証券化の資金調達をする法人であることを条件とする。
- 1.2 第1項1号に定める投資制限にかかわらず、各サブ・ファンドは純資産の10%を限度に第1項1号に定める以外の有価証券および短期金融商品に投資することができる。
- 1.3 本投資法人は派生商品に関する全体のリスクが本投資法人の純資産総額を超えないように配慮しなければならない。投資戦略の一環として、各サブ・ファンドは2.2および2.3の各項に定める制限の範囲内で派生商品に投資することができる。ただし、対象資産全体のリスクが第2項に定める投資制限を超えないことを条件とする。
- 1.4 各サブ・ファンドは付随的流動資金を保有することができる。

2. リスク分散

- 2.1 リスク分散原則に従って、本投資法人はサブ・ファンドの純資産の10%以上を同一金融機関が発行した有価証券または短期金融商品に投資してはならない。本投資法人はサブ・ファンドの純資産価額の20%以上を同一金融機関の預金に投資してはならない。サブ・ファンドが店頭派生商品の取引を行う場合、取引相手方リスクがサブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。取引相手方が1.1 f)に定義する金融機関である場合、他の取引相手との取引で許容される取引相手方リスクの上限は5%に引き下げられる。サブ・ファンドの純資産の5%以上を占める金融機関が保有する有価証券および短期金融商品のポジションの総価値が当該サブ・ファンドの純資産の40%を超えてはならない。当該制限は健全性監督に服する金融機関における預金およびかかる金融機関との店頭派生商品の取引には適用されない。
- 2.2 2.1項に定める制限に関係なく、各サブ・ファンドは同一金融機関に対し
- 当該機関が発行した有価証券または短期金融商品
 - 当該機関の預金および/または
 - 当該機関との間で取引される店頭派生商品
- を組み合わせて純資産の20%以上を投資してはならない。
- 2.3 上記の規定に反して、以下の規定が適用される。
- a) 第2項1号に定める最大10%の制限は、欧州議会/理事会指令(EU)2019/2162の第3条(1)に定義されるカバードボンドおよびEU加盟国に本拠地を有し、かつ債券の保有者を保護するために当該特定国において公的機関の特別な健全性監督に服する金融機関が2022年7月8日より前に発行した債券については、25%に引き上げられる。特にかかる2022年7月8日より前に発行された債券の発行に起因する資金は法律に従って、債券の存続期間中に当該債券から発生した債務を十分にカバーする資産に投資するものとし、発行体が破産した場合、元利の支払いに関し

て優先権が付与されなければならない。サブ・ファンドが同一発行体の債券に純資産の5%以上を投資する場合、当該投資の総額はサブ・ファンドの純資産価額の80%を超えてはならない。

- b) 本最大10%制限はEU加盟国またはEU加盟国の地方機関、その他の承認された国または一か国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証した有価証券または短期金融商品に関しては35%に引き上げられる。

2.3のa) およびb) に定める特別規則に該当する有価証券および短期金融商品は上記のリスク分散の最大40%制限を計算する際には計算に含めない。

- c) 2.1、2.2、2.3のa) およびb) の各項に定める制限は累計することはできないため、これらの各項において定める同一発行体が発行した有価証券または短期金融商品、当該金融機関への預金または派生商品への投資はそれぞれサブ・ファンドの純資産の35%を超えてはならない。

- d) 理事会指令83/349/EECまたは国際的に認められた会計基準に基づく連結財務諸表の目的上同じ企業グループに属す企業は、本項に定める投資制限を計算する際には同一発行体とみなす必要がある。ただし、同一グループ企業が発行した有価証券および短期金融商品への投資は合計してサブ・ファンドの資産の20%を限度とする。

- e) リスク分散のために、本投資法人はサブ・ファンドの純資産の100%を限度としてEU加盟国またはEU加盟国の地方政府、その他公認されたOECD加盟国、中国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一か国以上のEU加盟国が属する公的国際機関が保証または発行した各種の有価証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、かかる有価証券および短期金融商品は少なくとも6回の発行分で構成され、一回の発行分がサブ・ファンドの純資産額の30%を超えてはならない。

2.4 その他のUCITSまたはUCIsへの投資に関しては以下の規定が適用される。

- a) 本投資法人はサブ・ファンドの純資産の20%を限度として同一UCITSまたはUCIの受益証券に投資することができる。本投資制限の履行上、複数のサブ・ファンドから成るUCIのそれぞれのサブ・ファンドは、第三者について個別に債務を負う場合には独立した発行体とみなされる。

- b) UCITS以外のUCIの受益証券に対する投資は、サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。UCITSまたは他のUCIに投資された資産は2.1、2.2および2.3の各項に定める上限の計算には含まれない。

- c) 投資方針に従って大半の資産をその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資するサブ・ファンドに関して、サブ・ファンドおよびサブ・ファンドが投資する予定のその他のUCITSおよび/またはその他のUCIが徴収する上限報酬については「4.手数料等および税金(4)その他の手数料等」の項に記載する。

2.5 サブ・ファンドは、本投資法人の一または複数の他のサブ・ファンドが今後発行するまたは同サブ・ファンドによる発行済みの投資証券を購入し、取得しおよび/または保有することができるが、以下を条件とする。

- 対象サブ・ファンドは自ら、当該対象サブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドに投資しないこと、
- 取得される複数の対象サブ・ファンドが同一のUCIの他の対象サブ・ファンドの受益証券に投資することができる資産は、対象サブ・ファンドの販売目論見書または設立書類に従い、合計で10%を超えてはならないこと、
- 当該有価証券に関連する議決権は、当該サブ・ファンドが当該証券を保有している期間中、財務書類および定期報告書における適正評価にかかわらず、停止されること、
- いずれの場合にも、関連するサブ・ファンドが当該有価証券を保有している限り、当該有価証券の価値は2010年法下における最低純資産の検証のためには2010年法に基づくサブ・ファンドの純資産価格の計算において考慮されないこと、および

- 対象サブ・ファンドに投資したサブ・ファンドまたは対象サブ・ファンドのいずれのレベルでも、管理/申込みまたは買戻しの手数料は重複して請求されないこと。
- 2.6 サブ・ファンドの投資方針が、CSFにより認定された一定の株式または債券の指数の連動を目的としている場合、本投資法人は、当該サブ・ファンドの純資産の20%を限度に同一機関が発行した株式および/または債券に投資することができる。ただし、以下を条件とする。

- 指数の構成が十分に分散されていること、
- 指数が、その参照する市場の適正ベンチマークを示していること、
- 指数が適切に公開されていること。

例外的市況および特に一部の有価証券または短期金融商品がきわめて支配的なポジションを占めている規制された市場に基づき正当であると判断される場合の制限は35%である。かかる上限までの投資は、同一発行体の場合にのみ認められる。

意図せずに、または新株引受権の行使によって1.および2.の各項に記載する制限を超えた場合、本投資法人は投資主の利益を十分に考慮した上で事態を是正するために有価証券の売却を最優先しなければならない。

新たに設定されたサブ・ファンドは、引き続きリスク分散投資の原則を遵守することを条件として、当局から認可されてから6か月間は上記のリスク分散制限に関する特定の制限を逸脱することができる。

3. 投資制限

本投資法人は、以下の行為をしてはならない。

- 3.1 継続販売について契約書による制限を遵守しなければならない証券を取得すること。
- 3.2 本投資法人が、または、本投資法人の管理下にある他の投資信託と共同で、発行体の経営に重大な影響力を行使することを可能とする議決権付株式を取得すること。
- 3.3 以下を取得すること。

- 同一発行体の議決権のない投資証券の10%以上
- 同一発行体の社債の10%以上
- 同一UCITSまたはUCIの受益証券の25%以上
- 同一発行体の短期金融商品の10%以上

後3者について、債務証券または短期金融商品の総額または発行済受益証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる証券取得に関する制限を遵守する必要はない。

3.2および3.3の各項の適用が免除されるのは以下の証券である。

- EU加盟国またはその地方機関もしくは別の承認国が発行または保証している有価証券および短期金融商品
- EU非加盟国が発行または保証している有価証券および短期金融商品
- 一または複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行した有価証券および短期金融商品
- EU非加盟国の法律において当該保有が当該非加盟国の発行体の証券に投資する合法的な唯一の方法である場合に、EU非加盟国で設立された会社で、その住所を当該非加盟国に置く発行体の証券にその資産を主に投資する会社の株式、かかる場合、2010年法の規定を遵守しなければならない。
- 専ら本投資法人に代わり子会社が所在する国における投資者の請求による受益証券の買戻しについて、子会社が所在する国で一定の管理、助言または販売の業務を実行する子会社の投資証券。

3.4 証券、短期金融証券または1.1のe)、g)およびh)の各項に規定されるその他の商品の空売りを行うこと。

3.5 貴金属またはそれに関連する証書を取得すること。

3.6 不動産に投資すること、商品または商品契約を購入し、販売すること。

- 3.7 借入れを行うこと。ただし、下記の場合は除外される。
- バック・ツー・バック・ローンによる外国通貨の買付のための借入れ
 - 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れ
- 3.8 第三者のためにローンを認めまたは保証人となること。ただし、本制限は、全額払込済でない証券、短期金融商品、または1.1の e)、g) および h) に挙げられるその他証券の取得を妨げるものではない。
- 3.9 上記の投資の禁止にかかわらず、本投資法人は、以下の金融商品に投資することができる。
- 指令2007/16/ECの第2条に定める証券要件にしたがい、指数の運用実績に連動する組み込み派生商品を含まない、個別の貴金属を裏付け資産とする広義での証券
 - 指令2007/16/ECの第2条に定める証券要件にしたがい、指数の運用実績に連動する組み込み派生商品を含まない、個別のコモディティまたはコモディティ指数を裏付け資産とする広義での証券
- 本投資法人は、投資主の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権利を有する。ただし、かかる追加的制限は、本投資法人の投資証券が募集および販売される国々の法令を遵守する必要がある。

4. 資産のプーリング

本投資法人は効率性のために特定のサブ・ファンドの資産を内部統合および/または共同管理することを許可することができる。この場合、様々なサブ・ファンドの資産を一緒に管理する。共同管理下の資産を「プール」と呼ぶ。プールは内部管理目的に限定して使用され、公式なファンドではなく、投資主が直接、プールを利用することはできない。

プール

本投資法人は2つ以上のサブ・ファンド(以下「参加サブ・ファンド」という。)のポートフォリオ資産の一部または全部をプール形式で投資し、運用することができる。こうした資産プールは各参加サブ・ファンドから現金ならびにその他の資産を(プールの投資方針に合致している場合)資産プールに移し替えることによって設定される。その後、本投資法人は個々の資産プールへの移し替えを行なうことができる。また、その参加額を上限として資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。

各資産プール内で参加サブ・ファンドが保有する投資証券は、同じ価値を有するみなし受益証券を基準にして評価する。資産プールを設定した際、本投資法人は(本投資法人が適当と判断する通貨で)みなし受益証券の当初価値を定め、各参加サブ・ファンドに対してサブ・ファンドが拠出した現金(またはその他の資産)に相当するみなし受益証券を配分する。その後、資産プールの純資産を既存のみなし受益証券の口数で除して、みなし受益証券の価値を決定する。

追加の資金または資産が資産プールに拠出され、または資産プールから引き出された場合、参加サブ・ファンドによって拠出されたもしくは引き出された現金の額または資産の価値をプールの参加サブ・ファンドの投資額の現在価値で除して決定した数だけ関係する参加サブ・ファンドに配分されたみなし受益証券の口数を増減させる。資産プールに現金が拠出される場合、計算上、かかる現金の投資に関連する取引費用および取得費用に加え税務費用を考慮して本投資法人が適当と判断する金額を減額する。現金の引き出しの場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分において発生する費用の額を織り込んだ減額が行なわれる。

資産プールの資産から得た分配のような配当、利息およびその他の所得は当該資産プールに配分され、その結果として各純資産が増加することになる。本投資法人が清算した場合、資産プールの資産は資産プール内の各持分に比例して各参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営管理費を削減すると同時に、幅広い分散投資を可能にするために、本投資法人は1つ以上のサブ・ファンドの資産の一部または全部をその他のサブ・ファンドまたはその他の集合投資事業に帰属する資産と一緒に管理することを決定することができる。以下の段落で「共同管理ファンド」とは、本投資法人およびその各サブ・ファンドおよびすべてのファンドで共同管理契約が存在するものをいい、「共同管理資産」とは、上記の契約に従って管理が行なわれる共同管理ファンドのすべての資産をいう。

共同管理の一環として、各投資運用会社は、共同管理ファンドに関しては連結ベースで、本投資法人およびそのサブ・ファンドのポートフォリオの構成に影響を及ぼす投資と資産の売却に関する決定を下すことができる。それぞれの共同管理ファンドは共同管理資産における持分を有し、共同管理資産の全体価値に対して各共同管理ファンドの純資産が占める割合に相当する。こうした比例ベースの資産保有(以下「参加比率」という。)は、共同管理下で保有または取得したすべての資産クラスに適用される。投資および/または資産の売却に関する決定は、上記の参加比率には影響しないが、追加の投資分は同じ割合で共同管理ファンドに割り当てられる。一方、資産を売却した場合、これらは、個々の共同管理ファンドが保有する共同管理資産から比例的に差し引かれる。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがあった場合、購入申込みの恩恵を受ける共同管理ファンドは純資産が増加するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って購入申込代金を各共同管理ファンドに配分する。その際、共同管理ファンド間で資産を移し替えることによって、変化した参加比率に合致するように投資レベルを調整する。同様に、ある共同管理ファンドに買戻しがあった場合、買戻しの対象となった共同管理ファンドは純資産が減少するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って共同管理ファンドの流動資金から必要な資金を引き出し、変化した参加比率と合致するように投資レベルを調整する。

本投資法人または本投資法人の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに関係する出来事に影響される点に投資主の注意を喚起する。つまり、その他の点に変更がない限り、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けた場合、サブ・ファンドの手元現金は増加することになる。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあった場合、サブ・ファンドの手元現金は減少することになる。しかし、購入申込みおよび買戻しは、契約の枠外で、各共同管理ファンドが開設した購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行なうことも可能である。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができるほか、本投資法人または本投資法人の委託先がサブ・ファンドの共同管理契約への参加打ち切りを決定できるため、本投資法人および投資主の利益に悪影響が及ぶ恐れがある場合、サブ・ファンドはポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドの買戻しまたは別の共同管理ファンドに帰属する(本投資法人または当該サブ・ファンドに帰属するとは見なされない)報酬および費用の支払いによって、本投資法人のポートフォリオの構造またはその一もしくは複数のサブ・ファンドのポートフォリオ構成が変更される結果、本投資法人または当該サブ・ファンドに適用される投資制限に違反する場合、変更を実施する前の資産を共同管理契約の対象外として、上記調整の影響を受けないようにすることができる。

サブ・ファンドの共同管理資産は、投資決定が個々のサブ・ファンドの投資方針とすべての点で合致するように、同じ投資目的に従って投資される資産に限って共同で管理される。また、共同管理資産は同じ投資運用会社が投資と資産の売却に関する決定を下す権限を有し、かつ保管受託銀行が預託機関を務め、当該保管受託銀行がその機能として十分な能力を有し、2010年法および適用される法規定に従って本投資法人およびそのサブ・ファンドに対する義務を履行することができる資産に限って共同で管理される。保管受託銀行は常に本投資法人の資産をその他の共同管理資産と分別しなければならない。これによって保管受託銀行は個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針はサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないが、個々のサブ・ファンドの投資方針よりも制限的になる可能性がある。

本投資法人は予告なしで共同管理契約を終了させることを決定することができる。

投資主はいつでもその時点で共同管理契約が結ばれている共同管理資産と共同管理ファンドの比率について、本投資法人の登録事務所に問合せを行なうことができる。

共同管理資産の構成と比率については年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、(1)ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する契約がルクセンブルグの法律に準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、または(2)各共同管理ファンドが、ルクセンブルグ籍以外のファンドのいかなる破産管財人およびいかなる債権者も、資産へのアクセスを有さず、または資産を凍結する権利がないとする権限を有することを条件に許可される。

5. 証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および手段

本投資法人およびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CS SFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに/または、有価証券および短期金融商品を対象資産とするその他の技法および手段(以下「技法」という。)を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。技法は、「証券金融取引のエクスポージャー」と題する項に記載されるとおり継続的に利用されるが、市況に応じて、停止または証券金融取引のエクスポージャーの軽減が随時決定されることがある。このような技法および手段の利用が、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を、指定された将来の日に、当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバースレポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に、当該証券を、合意された日にかかる価格で、相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である(以下「証券貸付」という。)

クリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流金融機関を利用して、当該機関が定める手順に従ってのみ、証券の貸付が認められる。証券貸付取引の場合、本投資法人は、原則として、少なくとも貸付証券の総額および未払利息に等しい金額の担保を受けなければならない。かかる担保は、ルクセンブルグ法の規定により容認された金融上の担保の形で発行されなければならない。かかる担保は、取引が貸付証券価額の返済を本投資法人に保証するクリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリアもしくは他の機関を通じて行われている場合は、不要である。

「3 投資リスク、リスク要因、担保の運用」の項の規定は、証券貸付の範囲内で本投資法人に提供された担保の運用に従い適用される。「担保の運用」の項の例外規定として、金融セクターから取得する株式は、証券貸付の枠組みの範囲内で有価証券として認められる。

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は毎年見直され、必要に応じて調整される。

現在、独立当事者間で交渉された証券貸付取引から受け取る総収入の60%は関連するサブ・ファンドに計上され、総収入の30%は、継続的な証券貸付業務および担保の運用について責任を負う、証券貸付業務提供会社たるユービーエス・スイス・エイ・ジーによって費用として保持され、総収入の10%は、取引管理、継続的な運用活動および担保の保管について責任を負う、証券貸付代行会社たるUBSヨーロッパルクセンブルグ支店によってコスト/費用として保持される。証券貸付プログラムの運用に係るすべての費用は、総収益に占める証券貸付代行会社の部分から支払われる。これには、証券貸付

業務を通じて生じたすべての直接および間接のコストが含まれる。UBSヨーロッパルクセンブルグ支店およびユーピーエス・スイス・エイ・ジーはUBSグループの一員である。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する社内の枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、関連する定義、証券貸付取引の契約管理にかかる原則および基準についての記載、担保の品質、認可済取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬および本投資法人が受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

本投資法人の取締役会は、以下の資産クラスの金融商品を、証券貸付取引からの担保として承認し、これらの証券に対して以下の元本減免を適用する旨決定した。

資産クラス	最低元本減免率 (市場価格からの減額率) (%)
固定及び変動利付証券	
G10参加国(米国、日本、英国、ドイツおよびスイスを除く国々。発行体として当該国の連邦州および小郡を含む。)により発行され、格付けがA*以上の証券。	2%
米国、日本、英国、ドイツおよびスイス(その連邦州および小郡**を含む。)により発行された証券。	0%
格付けがA以上の債券。	2%
国際的組織によって発行された証券。	2%
法主体によって発行され、格付けがA以上の銘柄の証券。	4%
地方機関によって発行され、格付けがA以上の証券。	4%
株式	8%
以下の指数に組み込まれている株式は、容認できる担保として認められる。	ブルームバーグI D
オーストラリア(S&P/ASX 50 INDEX)	AS31
オーストリア(AUSTRIAN TRADED ATX INDX)	ATX
ベルギー(BEL 20 INDEX)	BEL20
カナダ(S&P/TSX 60 INDEX)	SPTSX60
デンマーク(OMX COPENHAGEN 20 INDEX)	KFX
欧州(Euro Stoxx 50 Pr)	SX5E
フィンランド(OMX HELSINKI 25 INDEX)	HEX25
フランス(CAC 40 INDEX)	CAC
ドイツ(DAX INDEX)	DAX
香港(HANG SENG INDEX)	HSI
日本(NIKKEI 225)	NKY
オランダ(AEX - Index)	AEX
ニュージーランド(NZX TOP 10 INDEX)	NZSE10
ノルウェー(OBX STOCK INDEX)	OBX
シンガポール(Straits Times Index STI)	FSSTI
スウェーデン(OMX STOCKHOLM 30 INDEX)	OMX
スイス(SWISS MARKET INDEX)	SMI
スイス(SPI SWISS PERFORMANCE IX)	SPI

英国 (FTSE 100 INDEX)	UKX
米国 (DOW JONES INDUS. AVG)	INDU
米国 (NASDAQ 100 STOCK INDX)	NDX
米国 (S&P 500 INDEX)	SPX
米国 (RUSSELL 1000 INDEX)	RIY

* 上記の表における「格付」は、スタンダード・アンド・プアーズが使用する格付尺度を意味する。スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチによる格付は、それぞれに対応する尺度をもって使用される。これらの格付機関がある発行体に付与した格付が一致しない場合、一番低い格付を適用する。

* * これらの国による格付のない銘柄も容認される。かかる銘柄について、元本減免は行われない。

一般的に、以下の要件がレポ契約/リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

- () レポ契約/リバースレポ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は、信用評価の対象となる。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用評価において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用評価を遅延なく実施する。
- () 本投資法人は、いつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- () 本投資法人がリバースレポ契約を締結する場合、本投資法人は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより、現金全額（リコールの実施時まで発生する利息を含む。）のリコールまたはリバースレポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のために、リバースレポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバースレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。
- () 本投資法人がレポ契約を締結する場合、本投資法人は、レポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう、徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- () レポ契約/リバースレポ契約または証券貸付契約は、UCITS指令の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益（直接および間接の運営コスト/費用控除後）は、該当するサブ・ファンドに返却される。
- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト/費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト/費用は、本投資法人の年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

一般的に、以下の要件がトータル・リターン・スワップに適用される。

- () トータル・リターン・スワップから得た総リターン100%から直接および間接の運営コスト/費用を差し引いたものがサブ・ファンドに戻される。
- () トータル・リターン・スワップに関して発生したすべての直接および間接の運営コスト/費用は、本投資法人の年次報告書および半期報告書に記載される事業体に対して支払われる。
- () トータル・リターン・スワップについては報酬分割の取決めはない。

本投資法人およびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準(すなわち、これらの技法を利用しない場合)から大幅に上昇させてはならない。

かかる技法の利用に本質的に付随するリスクに関しては、後記「3 投資リスク a. リスク要因 効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク」の項に記載の情報を参照のこと。

本投資法人は、リスク管理手続きの一環として、本投資法人または本投資法人が指定する業務提供会社のうちの一つにより、これらの技法の利用を通じて発生する、取引相手方リスクを中心とするリスクの監視および管理を行うことを徹底する。本投資法人、管理会社および保管受託銀行の関連会社との取引により生じる潜在的な利益相反の監視は、主に、定期的な契約および関連する手続きを検証することを通じて実施される。また、本投資法人は、これらの技法および手段を利用しているとしても、投資家の買戻注文の実施をいつでも可能とすることを徹底する。

3【投資リスク】

リスク要因

サブ・ファンドの投資は大幅な価格変動を伴い、本投資法人の株価が取得時の価格を下回らないとの保証はない。投資法人は預貯金と異なる。

こうした価格変動を発生させる要因またはその影響は以下のとおりであるが、これらに限定されない。

- ・ 個別企業に特有の要因の変化
- ・ 金利の変動
- ・ 為替レートの変動
- ・ 雇用、公共支出および負債、インフレ等の経済要因に関する変化
- ・ 法環境の変化
- ・ 特定の資産クラス(持分証券)、市場、国、業種および部門に対する投資家の信頼の変化、および
- ・ 商品の価格の変化

投資を分散させることにより、投資運用会社は、サブ・ファンドの価格に対する上記リスクのマイナスの影響を軽減させる努力をしている。

その投資の性質によって特定のリスクにさらされるサブ・ファンドについて、関係するリスク情報は当該サブ・ファンドの投資方針に規定される。

一般的リスク情報

新興国市場への投資

「新興国市場」という用語は、インターナショナル・ファイナンス・コーポレーション・コンポジット・インデックスおよび/またはMSCIEマージング・マーケット・インデックスに含まれる市場、ならびに経済発展の程度が同程度であるかまたは新しい株式市場があるその他の国々を表すために使用される。

新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会的、政治的および経済的に不確定な大きなリスクを負っている。

以下は、新興市場に伴う一般的なリスクの概要である。

- 偽造証券
監督システムの脆弱さにより、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることもありうる。
- 非流動性
証券の売買が、先進国市場より費用と時間がかかり、一般に難しい可能性がある。流動性に関する困難により価格の変動性が高まることも考えられる。多くの新興市場は小規模で取引高が少ないため、流動性が低く価格の変動性が高い。
- ボラティリティ
新興市場への投資は、先進国市場への投資よりもパフォーマンスの変動性が高くなる。
- 通貨の変動
サブ・ファンドが投資を行う国の通貨は、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨に比べ大幅に変動する可能性がある。そうした変動は、サブ・ファンドの収益に大きく影響する。新興市場国のすべての通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することは不可能である。
- 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限するまたは一時的に停止するという可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出すことができない場合がある。買戻請求に対する影響を最小限にとどめるため、サブ・ファンドは、数多くの市場に投資を行う予定である。

- 決済および保管リスク

新興市場国における決済および保管システムは、先進市場のシステムのように発達していない。基準がそれほど高くなく、監督機関は経験豊富とはいえない。したがって、決済が遅延し流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

- 売買の制限

場合によっては、新興市場が外国人投資家の売買に制限を設けることがある。したがって、外国人株主に許可される最大所有株数を超過したために、サブ・ファンドが入手できない株式もある。さらに、外国人投資家の収益、キャピタルおよび分配への参加が制限や政府による許可の対象となることもありうる。新興市場が、外国人投資家による証券販売を制限する可能性もある。そのような制限によりある新興市場において証券の販売を制限される場合、サブ・ファンドは当局から例外的な認可を入手する、または別の市場へ投資を行うことでそうした制限の悪影響に対処することを試みることになる。サブ・ファンドは、制限が容認できるような市場にのみ投資する予定である。ただし、追加の制限を課せられることを避けることは不可能である。

- 会計

新興市場の企業に求められる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、投資家への情報提供の内容、質および期限に関して先進国市場とは異なる。したがって、投資選択を正確に評価することは難しい。

サブ・ファンドは、個々のサブ・ファンドの新興市場への投資の配分に応じてリスクを意識する投資家を対象としている。これに関しては、本書の「典型的な投資家の特性」の項を参照されたい。

ESGリスク

「サステナビリティ・リスク」とは、投資価値に重大なまたは潜在的に相当な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

中華人民共和国(以下「中国」という。)に投資する際の特定リスク

本項の目的において、「サブ・ファンド」とは、投資運用会社のQFII(適格外国投資家)資格、中国銀行間債券市場(以下「CIBM」という。)、上海-香港ストック・コネクトまたは深圳-香港ストック・コネクト(以下「ストック・コネクト」という。)、ボンド・コネクト、中国A株/中国オンショア債券および/またはETF等のアクセス商品にエクスポージャーを有するUCITSまたはその他のUCIを通じて中国A株(以下「A株」ということがある。))および/または中国のオンショア債券に投資する各関連サブ・ファンドをいう。

a) 中国市場リスク

中国の証券市場への投資は、新興国への投資に伴うリスク全般および中国市場への投資特有のリスクにさらされる。中国の経済改革の多くは、前例がないかまたは経験に基づくものではなく、調整および修正を必要とし、かかる調整および修正は、中国の株式会社またはA株等の上場証券への外国投資に必ずしも良い影響を与えとは限らない。

サブ・ファンドの投資対象の利益性は、中国またはグローバル市場の一般的な経済状況の悪化によって悪影響を受けることがある。中国政府の政策、財政政策、金利、インフレ、投資家心理、中国における資金借入の可能性および費用、中国の金融市場の流動性および株価の水準および変動性

等の要因は、サブ・ファンドの基礎となる投資対象の価値ひいては株価に重大な影響を及ぼすことがある。

投資運用会社が現時点で利用できるA株式および人民元建て債券の選択肢は、その他の市場で利用できる選択肢に比べて限定的であることがある。また、関連する中国市場の流動性は低水準である場合があり、連結時価総額および投資に利用可能な有価証券の数に関しては、その他の市場と比べて相対的に少ない。これは、深刻な価格変動性につながる可能性がある。

中国の資本市場および株式会社に関する国内の規制上および法律上の枠組みは、先進国と比べていまだに発展途上である。しかしながら、A株式市場全体に対する改革の効果は現時点ではわかっていない。さらに、これらの証券市場における規制および執行活動は相対的に低い水準にある。取引の決済は、遅延および管理上の不確実性にさらされることがある。さらに、規制は、発展し続け、通知なく変更する場合があり、これにより、買戻しがさらに遅れまたは流動性が制限されることがある。中国証券市場ならびに投資家、ブローカーおよびその他の市場参加者の活動の規制および監督に関しては、より発展した市場におけるものに相当するものが存在しないことがある。

中国企業は、一定程度国際会計基準に準拠する中国会計基準および慣行に従う必要がある。しかしながら、中国会計基準および慣行に従って会計士が作成した財務諸表と国際会計標準に従って作成されたものの間に大きな違いがあることがある。

上海証券市場および深圳証券市場は、発展および変化の過程にある。これは、取引の変動性、取引の決済および記録上の困難、関連する規則の解釈および適用上の困難の要因となることがある。中国政府は、商事法に関する包括的な制度を発展させてきており、企業組織、ガバナンス、外国投資、商取引、課税および取引等の経済事項に関する法令の施行について大きな進歩が見られた。これらの法令および法令上の要求は比較的新しいため、これらの解釈および執行は、不確実性を伴う。さらに、投資家保護に関する中国法は、いまだに発展段階にあり、先進国の法律よりも洗練されていないことがある。

中国への投資は、中国の社会、経済またはその他の政策の大幅な変更の影響を非常に受けやすい。かかる感応度は、上記に示した理由により、資本増加ひいてはこれらの投資対象のパフォーマンスに悪影響を与えることがある。

中国政府による通貨転換の管理および為替の将来の変動は、サブ・ファンドが投資する企業の経営および財務成績に悪影響を及ぼすことがある。上記の要因を踏まえると、A株式の価格は、一定の状況において大幅に下落することがある。

b) Q F I (適格外国投資家) リスク

Q F I 資格

中国の現行の規制に基づき、外国人投資家は、中国においてQ F Iステータス等の資格のあるステータスを得た機関を通じてA株市場およびその他のQ F I認定証券に投資することができる。現在のQ F I規制は、A株投資に対して厳格な規制(投資ガイドライン等)を課している。

サブ・ファンド自体は、Q F Iではないが、投資運用会社または投資顧問会社のQ F IステータスによりA株およびその他のQ F I認定証券に直接投資することができる。投資を予定する者は、サブ・ファンドが投資運用会社または投資顧問会社のQ F I資格から利益を得続ける保証およびサブ・ファンドのみが利用可能である保証はないことに留意すべきである。

関連する法令の不利な変更(Q F I送金制限の変更を含む。)により買戻請求が適時に処理される保証はない。かかる制限は、サブ・ファンドの取引の停止を結果としてもたらすことがある。

投資運用会社または投資顧問会社がQ F Iステータスを喪失し、取引を停止したまたは解任された場合、サブ・ファンドは、投資運用会社または投資顧問会社のQ F I資格を通じてA株またはその他のQ F I認定証券に投資することができなくなる場合があり、また、サブ・ファンドは、その

持分の処分を要求されることがあり、これにより、当該サブ・ファンドは重大な悪影響を受ける可能性がある。

Q F I 規制

中国におけるQ F Iによる投資、送金および通貨転換に関して定めたQ F I規制は比較的新しい。そのためQ F I規制の適用および解釈は、相対的に試されておらず、適用方法に関しては不確実性がある。中国証券監督管理委員会(以下「C S R C」という。)および中国国家為替管理局(以下「S A F E」という。)は、Q F I規制において幅広い裁量を与えられており、これらの裁量が現在または将来どのように行使されるかについては前例がなく、不確実である。この初期の発展段階において、Q F I規制は、将来さらに改定される可能性がある。かかる改定がQ F Iに損害を与えない保証またはC S R CおよびS A F Eにより随時審査される投資運用会社または投資顧問会社のQ F I資格が完全に削除されない保証はない。

P R C ブローカー

Q F Iとして、関連する投資運用会社または投資顧問会社はまた、中国市場においてサブ・ファンドのために取引を実行するブローカー(以下「中国ブローカー」という。)を選定する。サブ・ファンドは、Q F Iとして、投資運用会社または投資顧問会社が任命することができるブローカーの数に関する規制/制限等、適用あるQ F I規制に基づく規制/制限または経営上の制約に従ってQ F I認定証券の取引の最良執行の達成に困難を極めることがある。中国ブローカーがサブ・ファンドに対して、中国市場において最良慣行であると投資運用会社または投資顧問会社が合理的に考える執行基準を提示した場合、投資運用会社または投資顧問会社は、取引が最高価格で執行されない可能性があるにもかかわらず、取引を当該中国ブローカー(関連会社の場合を含む。)と継続して執行することを決定することができ、サブ・ファンドが取引を執行した際の価格と関連する時期において市場で入手できたその他の価格との差に関してサブ・ファンドに説明責任を負わないものとする。

保管

保管受託銀行は、サブ・ファンドの資産を保有する。サブ・ファンドの代理として行為するQ F Iおよび保管受託銀行は、サブ・ファンドについて副保管人(以下「中国副保管人」という。)を任命する。上記の中国副保管人は、投資運用会社または投資顧問会社のQ F I資格を通じて中国において投資されたサブ・ファンドの資産を保有する。

投資運用会社または投資顧問会社のQ F I資格を通じてサブ・ファンドが取得したQ F I認定証券は、別個の証券勘定において中国副保管人が維持し、適用ある法律に従ってサブ・ファンドまたは(サブ・ファンドを代理する)本投資法人の単独の利益および使用のために登録される。中国副保管人による資産の分離があるため、サブ・ファンドの資産は、Q F Iとしての投資運用会社または投資顧問会社、中国副保管人または中国ブローカーの資産の一部を構成しない。しかしながら、投資規制に従い、Q F Iとしての投資運用会社または投資顧問会社は、当該証券勘定における証券に対する権利を有する当事者になる可能性があり(本権利が所有権を構成しないことまたは投資運用会社または投資顧問会社がサブ・ファンドを代理して証券を購入することを妨げないことにかかわらず)、当該証券は、投資運用会社または投資顧問会社の清算人による請求の影響を受けやすく、サブ・ファンドのみの名義で登録された場合と同様に十分に保護されないことがある。特に、投資運用会社または投資顧問会社の債権者がサブ・ファンドの資産が投資運用会社または投資顧問会社に帰属すると誤って仮定し、当該債権者が当該債権者に対する投資運用会社または投資顧問会社の債務支払のためにサブ・ファンドの資産の管理獲得を追求するリスクがある。

投資家は、中国副保管人に対してサブ・ファンドの現金勘定に預託される現金は、分離されないが、中国副保管人が預託者としてのサブ・ファンドに対して負う債務になる場合があることに留意すべきである。かかる現金は、中国副保管人の他のクライアントに属する現金と共にプールされる。中国副保管人が破産または清算した場合、サブ・ファンドは、かかる現金勘定に預託された現

金に対する所有権を有さず、サブ・ファンドは、中国副保管人のその他すべての無担保債権者と同ランクの無担保債権者になる可能性がある。サブ・ファンドは、かかる債務の回収において困難に直面することおよび/もしくは遅延を被ることまたはこれを全額または全く回収することができないことがあり、この場合、サブ・ファンドは損失を被る。

買戻し制限

サブ・ファンドの勘定による送金は、サブ・ファンド/本投資法人(場合による。)の株式の正味買付および買戻しに応じて投資運用会社または投資顧問会社のQFII資格を通じて中国副保管人が毎日実行することができる。

将来、中国におけるサブ・ファンドによる資金の送金について規制上の制限が適用されない確証はないことに留意されたい。送金に関してSAFEが採用する投資規制および/または手法は、随時変更される場合がある。

清算準備金リスク

QFII規則に基づき、中国副保管人は、最低清算準備金を預託するよう求められ、その割合は、中国証券登記決算有限責任会社(上海、深圳および北京支店)(以下「CSDCC」という。)によって適切な時期に決定される。中国副保管人は、最低清算準備金の一部としてサブ・ファンドの資産の一部を預託する。最低清算準備金率は、CSDCCにより随時決定され、中国副保管人によって最低清算準備金に預託される。中国において証券価格が上がった場合、最低清算準備金として保有するサブ・ファンドの資産は、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性がある。他方で、サブ・ファンドのパフォーマンスは、中国の証券価格が下がっている期間に比べて改善する可能性がある。

c) ストック・コネクトを通じて中国本土で取引する証券に関するリスク

サブ・ファンドの中国本土への投資がストック・コネクトを通じて取引される場合、かかる取引に関する追加のリスク要因がある。投資主は特に、ストック・コネクトが新しい取引制度であることに留意するべきである。現在、経験的データは存在しない。更に、対応する規定は将来変更される可能性がある。ストック・コネクトは、サブ・ファンドがストック・コネクトを通じて適時に取引を行う能力を制限する可能性のあるクォータ制限に従う。これは、サブ・ファンドが投資戦略を効果的に実施する能力を害する可能性がある。ストック・コネクトの範囲は、当初、SSE180インデックスおよびSSE380インデックスに含まれるすべての証券ならびに上海証券取引所(以下「SSE」という。)に上場されるすべての中国A株を含む。またその範囲は、深圳成分指標および深圳中小型イノベーション指数に含まれ最低60億人民元の時価総額を持つすべての証券ならびに深圳証券取引所(以下「SZSE」という。)に上場されたすべての中国A株に及ぶ。投資主は、適用される規則に基づき、証券がストック・コネクト制度から除外される可能性があることに留意するべきである。これは、例えば、投資運用会社がストック・コネクト制度から除外された証券を取得することを希望する場合など、サブ・ファンドが投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

SSE株式/SZSE株式の実質的所有者

ストック・コネクトは、サブ・ファンド等の香港および海外の投資家がSSEに上場される中国A株(以下「SSE株式」という。)および/またはSZSEに上場される中国A株(以下「SZSE株式」という。)を取得し、かつ、保有することのできる「ノースバウンド」リンクおよび中国本土の投資家が香港証券取引所(以下「SEHK」という。)に上場される株式を取得し、かつ、保有することのできる「サウスバウンド」リンクから構成される。サブ・ファンドは、本投資法人の副保管人と関係があり、SEHKにおいて認められるそのブローカーを通じてSSE株式および/またはSZSE株式を取引する。ブローカーまたは保管銀行(清算代理人)が清算を行った後、これらのSSE株式またはSZSE株式は、香港の中央証券保管機関兼名義人である香港中央

結算有限公司(以下「HKSCC」という。)により維持される香港中央清算決済システム(以下「CCASS」という。)の口座において保有されるものとする。次に、HKSCCは、中国本土の中央証券保管機関である中国証券預託振替機構にその名義で登録される「単独名義人総合証券勘定」において参加者全員のSSE株式および/またはSZSE株式を保有する。

HKSCCが単なる名義人であり、SSE株式および/またはSZSE株式の実質的所有者ではないため、HKSCCが香港で清算された場合、SSE株式および/またはSZSE株式は、中国法上でも、債権者に分配可能なHKSCCの一般資産の一部とみなされない。ただし、HKSCCは、中国本土でSSE株式および/またはSZSE株式の投資家を代理して権利を行使するために、法的措置を講じるかまたは訴訟を開始する義務を負わない。ストック・コネクトを通じて投資を行い、HKSCCを通じてSSE株式および/またはSZSE株式を保有する海外投資家(当該本サブ・ファンドなど)は、資産の実質的所有者であるため、名義人を通じて、排他的にその権利を行使する権利を有する。

投資家補償基金

ストック・コネクトを通じた投資はブローカーを利用して行われ、かかるブローカーの債務弁済不履行のリスクにさらされる。2020年1月1日以降に生じる弁済の不履行については、香港の投資家補償基金が、SSEまたはSZSEによって運営される株式市場で取引され、その売買注文が、ストック・コネクト契約のノースバウンド・リンクを通じて送信されることがある有価証券に関して投資家の損失を補填する。ただし、関連するサブ・ファンドは、中国本土の証券ブローカーではなく香港の証券ブローカーを通じてノースバウンド取引を行うため、当該サブ・ファンドは、中国本土の中国証券投資家保護基金によって保護されない。

クォータがすべて使用されるリスク

ノースバウンド取引およびサウスバウンド取引の1日のクォータがすべて利用された場合、相当する買い注文の受付は直ちに停止され、その日が終わるまで、追加の買い注文は受け付けられない。受付済の買い注文は1日のクォータがすべて利用されたことによる影響を受けない。売り注文は、引き続き受け付けられる。

中国証券預託振替機構における支払不履行のリスク

中国証券預託振替機構は、リスク管理システムを構築し、CSRCにより承認された措置を講じており、CSRCの監督下にある。CCASSの一般規則に基づき、中国証券預託振替機構(主要な取引相手方として)がその義務を履行しない場合、HKSCCは、場合に応じて、利用可能な法的手段により、CSRCの清算中に、ストック・コネクトの発行済証券および中国証券預託振替機構の資金を請求するよう誠実に努力するものとする。次に、HKSCCは、管轄権を有するストック・コネクトの機関の規則に従い、再請求されうるストック・コネクトの証券および/または資金を、資格を有する参加者に対して按分して分配するものとする。投資家は、サブ・ファンドに投資し、ノースバウンド取引に参加する前に、かかる規則および中国証券預託振替機構による支払不履行の潜在的なリスクを認識するべきである。

HKSCCにおける支払不履行のリスク

HKSCCがその義務の履行を遅滞することにより、またはその義務の履行を怠ることで、支払不履行または関連するストック・コネクトの証券および/または資金の損失を生じさせる可能性がある。その結果、サブ・ファンドおよびその投資家は、損失を被る可能性がある。サブ・ファンドおよび投資運用会社は、かかる損失について責任または債務を負わない。

ストック・コネクトの証券の所有権

ストック・コネクトの証券は証券化されず、HKSCCにより、それらの保有者を代理して保有される。ノースバウンド取引の対象であるサブ・ファンドは、ストック・コネクトの証券の物理的な預託および払戻を行うことはできない。

サブ・ファンドの所有および所有権ならびにストック・コネクトの証券の権利(その法的性質、エクイティ上その他にかかわらない。)は、適用される要件(外国株式の所有に関する権利および制限の開示に関する法律を含む。)に従う。紛争の場合には、中国の裁判所が投資家を正当と認め、中国企業に対して法的手段を開始する資格を投資家に付与するか否かは不明である。これは複雑な法的分野であり、投資家は、独立専門家の助言を求めるべきである。

d) 中国株式市場の取引停止に関連するリスク

中国の証券取引所は一般に、関連する取引所で取引される有価証券の取引を停止または制限する権利を有する。特に、証券取引所によりA株式の取引許容変動幅制限が課され、これにより、関連する証券取引所におけるA株式の取引は、有価証券の取引価格が取引許容変動幅制限を超えて変動した場合に停止されることがある。かかる停止は、既存のポジションの取引を不可能にし、サブ・ファンドに損失を発生させる可能性がある。さらに、停止がその後解除された場合、サブ・ファンドは、有利な価格でポジションを清算することができないことがあり、これにより、サブ・ファンドは損失を受ける場合がある。

e) 投資制限

中国の規則において、中国上場企業1社についてすべての実質的な外国人投資家および/または単独の外国人投資家が保有する株式総数には制限があるため、サブ・ファンドがA株式に投資を行う能力は、すべての実質的な外国人投資家の活動によって影響を受ける。投資家は様々なQFIIまたはその他の認定経路を通じて投資を行うことができるため、実際、QFIIとしての投資運用会社が実質的な外国人投資家の投資対象を監視することは困難である。

f) 利益の開示および短期売買差益規則

利益要件の中国の開示に基づき、サブ・ファンドは、投資運用会社のグループ内で管理されるその他のファンドもしくはサブ・ファンドまたは投資運用会社のグループの実質的株主と協力して行っていると思われる場合があるため、中国法に基づき合計持分が報告閾値(現在、関連する中国上場企業の発行済株式総数の5%)に達する場合、サブ・ファンドの持分を上記に言及されたかかるその他のファンドまたはサブ・ファンドの持分と合算して報告しなければならないことがあるというリスクにさらされる場合がある。これにより、サブ・ファンドの持分が一般に開示され、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶことがある。

さらに、中国の裁判所および中国の規制機関の解釈に従い、中国の短期売買差益規則は、サブ・ファンドの投資対象に適用されることがあり、結果として、サブ・ファンドの持分(場合により、サブ・ファンドの協力当事者であるとみなされるその他の投資家の持分と合計する。)が中国上場企業1社の発行済株式総数の5%を超え、サブ・ファンドが、かかる企業の株式の最終購入から6か月以内にかかる企業の持分を削減できないことがある。サブ・ファンドが規則に違反し、6か月以内にかかる企業の持分を売却した場合、かかる取引によって実現した利益を返還するよう上場企業に要求される場合がある。さらに、中国の民事手続に基づき、サブ・ファンドの資産はかかる企業が行った請求の範囲について凍結されることがある。これらのリスクは、サブ・ファンドのパフォーマンスに著しく影響することがある。

g) 人民元の通貨リスク

中国政府の通貨管理および為替の将来の変動は、サブ・ファンドが投資する企業の経営および財務成績に悪影響を及ぼすことがある。人民元は自由交換可能通貨ではなく、中国政府の外国為替管理政策および送金規制に従う。かかる政策または規制が将来変更した場合、サブ・ファンドまたはその投資家のポジションは悪影響を受けることがある。

交換がさらに困難または不可能にならない保証または人民元が切下げ、再評価または利用困難に陥らない保証はない。人民元が下落しない保証もない。

h) 固定利付証券リスク

中国の債券市場への投資は、より発展した市場の債券への投資よりも高いボラティリティおよび価格変動性にさらされる可能性がある。

人民元建ての債券は、異なるリスク特性を有する可能性がある中国国内外の様々な発行体によって発行される可能性があり、これらの格付けは異なることがある。人民元建ての債券は、一般に、担保が付されていない無担保債務である。サブ・ファンドは、無担保債権者として、取引相手型の信用/支払不能リスクに全面的にさらされる場合がある。

中国のマクロ経済政策(すなわち、金融政策および財政政策)の変更は、資本市場に影響を及ぼし、債券の価格、ひいては、サブ・ファンドのリターンに影響を与える。サブ・ファンドが保有する人民元建ての債券の価額は一般に、金利の変動とは逆に変化し、かかる変化は、これに従いサブ・ファンドの資産の価額に影響を与えることがある。

人民元建ての債券は、ミスプライシングまたは不適切評価のリスク、すなわち、債券が適切に価格設定されない運用リスクにさらされる。評価は主に、価格が入手できる独立の第三者のソースからの評価に基づいているため、時折、評価の不確実性を伴うことがあり、正当な計算および独立の価格設定情報は、常に利用可能ではないことがある。

中国の債券の多くは、国際的な信用機関によって付与された格付けを有していない。中国の信用評価システムは、いまだに初期の発展段階にあり、資産を評価するために用いられる標準的な信用評価方法は存在せず、同一の格付けスケールが異なる機関において異なる意味を持つこともある。付与された格付けは、評価資産の実際の財務上の強みを反映していないことがある。

財務上のポジションの不利な変化または発行体の信用格付けの下落は、変動性を高め、関連する人民元建ての債券の価格に悪影響を及ぼすことがある。同様に、これは、これらの債券を売却することがより困難になるという流動性の意味合いにおいても不都合な影響を及ぼす可能性がある。

適用ある中国の規則およびサブ・ファンドの投資目的に従って、サブ・ファンドの資産は、より高格付けの債券よりも高い元利損失リスクにさらされる無格付けまたは低格付け債券に投資されることがある。

i) 中国の有価証券に対するエクスポージャーを有するその他の事業に投資するリスク

サブ・ファンドは、特定の投資先ファンドの持分に比例して、その他の事業と同じ種類のリスクにさらされる。サブ・ファンドが投資する異なる投資先ファンドは、異なる投資先投資対象を有する。かかる投資先投資対象、特に中国の有価証券に対するエクスポージャーを有する投資先投資対象に関するリスクは、上記のリスクと類似する。

j) C I B Mで取引される債券に関するリスク情報

中国の債券市場は、銀行間債券市場および上場債券市場により構成される。C I B Mは、店頭取引市場(OTC)として1997年に設立され、中国で取引される全債券の90%を占める。主に、政府債、社債、国有銀行により発行された債券および中期債務証券がC I B Mで取引される。

C I B Mは、発展と国際化の段階を迎えている。出来高が少ないことによるマーケット・ボラティリティおよび潜在的な流動性の欠如が、C I B Mで取引される特定の債券の大幅な変動をもたらしている。サブ・ファンドはそのため、C I B Mへの投資により流動性リスクおよびボラティリティ・リスクに晒され、中国債券取引による損失を被ることがある。とりわけ、中国債券の買呼値および売呼値のスプレッドは拡大することがあり、かかる商品の売却価格には、疑問視されるような多額の取引および実現コストがサブ・ファンドに生じることがある。サブ・ファンドにはまた、

決済プロセスおよび取引相手方の債務不履行に関するリスクが伴う。サブ・ファンドは、適切な証券の受渡しまたは支払いの義務が履行できない取引相手方と取引を締結する可能性がある。CIBMにはさらに規制リスクが伴う。

k) ボンド・コネクトのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMで取引される投資対象に関するリスク情報

ボンド・コネクト(債券通)とは、2017年7月に導入された、香港と中国本土の間で相互の債券市場にアクセスすることができる新しいスキーム(以下「ボンド・コネクト」という。)である。ボンド・コネクトは、中国外為交易中心・全国銀行間融資中心(以下「CFETS」という。)、中央国債登記結算有限責任公司(以下「CCDC」という。)、上海清算所(以下「SCH」という。)、香港証券取引所(以下「HKEX」という。)および香港証券保管決済機関(以下「CMU」という。)により設定された。中国本土の適用ある規制に従い、適格外国人投資家は、ボンド・コネクトのノースバウンド取引リンクを通じてCIBMにおいて債券に投資することができる。ノースバウンド取引リンクでは、投資割当ては課されない。ノースバウンド取引リンクの一環として、適格外国人投資家は、CFETSまたは中国人民銀行(以下「PBC」という。)により承認された他の機関を登録事務所に任命しなければならず、かかる任命により、適格外国人投資家はPBCに登録することができる。

ノースバウンド取引リンクは、CFETSに接続された中国本土外の取引プラットフォームを利用し、適格外国人投資家は、ボンド・コネクトによりCIBMで債券の取引注文を出すことができる。HKEXおよびCFETSは、CFETSを通じて適格外国人投資家と中国本土の適格オンショアトレーダーの間の直接取引を可能にする電子取引サービスおよびプラットフォームを提供するために、オフショア債券電子取引プラットフォームと提携している。適格外国人投資家は、トレードウェブやブルームバークなどのオフショア債券電子取引プラットフォームを介して利用可能なノースバウンド取引リンクを通じて、CIBMで債券の取引注文を出すことができる。その後、これらのプラットフォームは、投資家の呼値提示リクエストをCFETSに送信する。CFETSは、当該呼値提示リクエストを中国本土の適格オンショアトレーダー(マーケットメイキング業務に従事するマーケットメイカーおよびその他のブローカーを含む。)に対し広範囲に送信する。適格オンショアトレーダーは、CFETSを通じて当該呼値提示リクエストに応じ、その後、当該オフショア債券電子取引プラットフォームを通じて適格外国人投資家にレスポンスを送信する。適格外国人投資家が提示された呼値を承諾した場合は、CFETSにおいて当該取引が手仕舞いされる。

一方、ボンド・コネクトを利用してCIBMで取引されている債券の決済および保管は、オフショア預託機関であるCMUと、中国本土のオンショア預託機関兼清算機関であるCCDCおよびSCHの間における決済・保管リンクを通じて実行される。決済リンクにおいて、CCDCまたはSCHは、約定されたオンショア取引をグロスベースで決済し、一方、CMUは、適格外国人投資家のために、適用ある規則に従い、CMU参加者からの債券決済指図の処理を行う。

中国本土の適用ある規制に従い、香港金融管理局(以下「HKMA」という。)により認可されたオフショア預託機関であるCMUは、PBCにより承認されたオンショア預託機関(すなわち、CCDCおよび香港銀行同業結算有限公司)に名義人口座を開設する。適格外国人投資家が保有するすべての債券は、CMU名義で登録され、CMUは当該債券の名義人保有者となる。

資産の分別

ボンド・コネクトの下では、資産は、オンショアおよびオフショアの中央証券預託機関(以下「CSD」という。)により、厳格に分けられた3つのレベルで保管される。ボンド・コネクトを通じて取引を行う投資家は、自己の債券を、最終投資家の名義でオフショア預託機関により維持される個別勘定で保有することが義務付けられている。ボンド・コネクトを通じて取得された債券

は、HKMAの名義でCCDCのオンショア口座にて保有される。最終的に、投資家は、香港のCMUにおける分別口座の仕組みにより、当該債券の実質所有者となる。

清算および決済リスク

CMUおよびCCDCは清算ネットワークを構築しており、かかるネットワークにおいて、それぞれ他方の清算会員となっている。これは、クロスボーダー取引の清算および決済の促進に資するものとなっている。一つの市場で開始されたクロスボーダー取引において、当該市場の清算機関は、自己の清算会員との間で当該取引の清算/決済を行い、これと同時に、取引相手方の清算機関に対し、自己の清算会員の清算および決済義務の履行を保証する。中国証券市場の国内清算機関として、CCDCは、包括的な債券の清算、決済および保管ネットワークを運営している。CCDCは、PBCにより承認され、監視下に置かれているリスク管理フレームワークおよび対策を構築している。CCDCによる債務不履行リスクは、極めて低いものと考えられる。清算会員との契約に基づき、万が一CCDCが債務不履行に陥った場合、ボンド・コネクトの債券に関するCMUの義務は、清算会員によるCCDCに対する請求の主張を支援することに限定される。CMUは、利用可能な法的手段またはCCDCの清算により、未償還の債券および金額をCCDCから回収するよう誠実にあらゆる努力を尽くす。かかる場合、関連するサブ・ファンドにおいて、これらの金額の回収に遅れが生じることがある。一定の状況下において、関連するサブ・ファンドは、CCDCから損失を全額回復することができない場合がある。

規制リスク

ボンド・コネクトは、これまでにない構想である。したがって、現段階における条件等はまた実証されておらず、実際にどのように運用されるかは不透明である。また、現行の規制は変更(遡及適用される場合がある。)される可能性があるとともに、ボンド・コネクトのスキームが恒久的であるとの保証はない。時が経過すれば、中国および香港の監督当局が、ボンド・コネクトの下での事業活動、請求権の法律に基づく強制執行およびクロスボーダー取引に関連する新たな規制を導入する可能性がある。かかる変更が行われた場合、関連するサブ・ファンドが悪影響を受けることがある。

マクロ経済政策の改革および変更(金融および財政政策に対するものなど)により、金利が影響を受けることがある。これにより、ポートフォリオにおいて保有されている債券の価格および利回りが悪影響を受ける可能性がある。

外国為替リスク

ボンド・コネクトを通じてCIBMで取引されている債券への投資は人民元に転換されなければならないため、基準通貨が人民元でないサブ・ファンドも通貨リスクにさらされる可能性がある。また、かかる通貨の転換によって、関連するサブ・ファンドに転換コストが生じることがある。為替レートは変動する可能性がある。人民元の価値が下落した場合、関連するサブ・ファンドは、CIBM債券の売却益をその基準通貨に転換する際に損失を被ることがある。ボンド・コネクトに関するさらなる情報は、ウェブサイト(<http://www.chinabondconnect.com/en/index.html>)上で確認することができる。

中国の税務上の勘案事項

本項の目的において、()「サブ・ファンド」とは、投資運用会社のQFII資格および/もしくはQFII資格もしくはUBSグループ内のその他の事業体のQFII資格および/もしくはQFII資格を通じて、QFII認定証券/QFII認定証券に直接投資もしくは間接投資を行うか、または、CIBMにおいて、もしくはボンド・コネクトを通じて直接取引される中国国内の債券に投資を行うサブ・ファンドをいい、また()「投資運用会社」とは、文脈に応じて、投資運用会社およびUBSグループ内のその他の事業体をいう。

中国の現行の規制に基づき、外国投資家(サブ・ファンドを含む。)は、一般に、QFIIもしくはQFIIもしくはストック・コネクトを通じて、中国A株その他の一定の投資商品に投資することができ、または、CIBMもしくはボンド・コネクトを通じて中国国内の債券に直接投資することができる。サブ・ファンドは、中国の証券に投資することにより、中国の税務当局によって課される源泉徴収税その他の税金の対象となることがある。

中国の企業所得税(以下「企業所得税」という。)

サブ・ファンドが中国の課税対象居住者企業とみなされる場合、サブ・ファンドは、その課税対象となる全世界所得に対して25%の中国の企業所得税を課される。サブ・ファンドが中国に恒久的な施設または事業所(以下「恒久的施設」という。)を有する中国の非課税対象居住者企業とみなされる場合、当該恒久的施設に帰属する利益には、25%の企業所得税が課されると考えられる。

2008年1月1日に施行された中国の企業所得税法に基づき、中国に恒久的施設を有しない非中国課税対象居住者企業は、一般に、その中国国内源泉所得(受動的所得(例えば、配当、利息、資産譲渡益等)を含むが、これに限られない。)に対して10%の源泉所得税(以下「源泉所得税」という。)が課される。

投資運用会社は、企業所得税の目的においてサブ・ファンドが中国の課税対象居住者企業または中国に恒久的施設を有する非中国課税対象居住者企業とみなされることのないようにサブ・ファンドを運用および運営する予定であるが、中国の税金に関する法律および慣行には不確実性があるため、かかる結果となる保証はない。

() 利息および配当

中国の現行の税金に関する法令に基づき、QFII/QFIIは、中国の上場企業からの現金配当、特別配当、利益分配および利払いに対して10%の中国の源泉所得税を課される。かかる中国の源泉所得税は、適用される二重課税防止条約に基づき減額され、または国内の税法の規定に基づき免税される可能性がある。2018年11月22日、中国財政部(以下「財政部」という。)および中国国家税務総局(以下「国税総局」という。)は、外国機関投資家が中国の債券市場への投資により得た債券の利息収入に関する税務上の問題に対処するべく、共同で財税通達(2018年)第108号(以下「通達第108号」という。)を発表した。通達第108号に従い、2018年11月7日から2021年11月6日の間に、中国に恒久的施設を有しない(または中国に恒久的施設を有するが、そのようにして中国で生じた所得が当該恒久的施設とは実質的に関係していない)外国機関投資家が得た債券の利息収入は、一時的に企業所得税を免除される。通達第108号に加えて、2021年11月22日、財政部および国税総局は、共同で財政部/国税PN(2021年)第34号(以下「PN第34号」という。)を発表し、これにより当該免除が2025年12月31日を上限として延長された。通達第108号およびPN第34号に従いかかる免除は一時的なものに過ぎないため、かかる免除が2025年12月31日の後も適用されるか否かについては不明確なままである。

管轄権を有する国務院財政局が発行した国債および/または国務院が承認した地方債から生じた利息については、中国の企業所得税法に基づき中国の企業所得税は免除される。

() キャピタル・ゲイン

企業所得税法およびその施行規則に基づき、非中国課税対象居住者企業が中国国内源泉から得た「財産譲渡所得」は、適用される租税条約に基づき免税または減税率を課される場合を除き、10%の中国の源泉所得税を課されることとされている。

2014年11月14日、中国の財政部、国税総局および証監会は、QFIIおよびQFIIが得た持分投資のキャピタル・ゲインに関する税務上の問題に対処するべく、共同で財税通達(2014年)第79号(以下「通達第79号」という。)を発表した。通達第79号に基づき、(中国に恒久的施設を有しない、または中国に恒久的施設を有するが、そのようにして中国で生じた所得が当該恒久的施設とは実質的に

関連性のない) Q F I I / Q F I の場合、かかるキャピタル・ゲインは、2014年11月17日以降に実現されたものである場合には一時的に中国の源泉所得税を免除され、2014年11月17日より前に実現されたものである場合には適用ある法律に従い10%の中国の源泉所得税が課されることとなった。

通達第79号では、この一時的な免税はA株以外の有価証券にも適用されるのか否かについてのさらなる指針は提示されなかった。

明確な規則がない場合、企業所得税の適用は中国の企業所得税に関する法律の一般税務規定に服することとなる。中国の債務証券の処分に係るキャピタル・ゲインについて、中国の税務当局は、かかるキャピタル・ゲインは中国で生じたとはみなされず、よって中国で適用される源泉所得税を課されないと何度も口頭で指摘している。ただし、このことを裏付ける明文化された税務規定はない。実際に現状では、外国人投資家が中国の債務証券を取引することにより得たキャピタル・ゲインに源泉所得税は適用されていない。中国の税務当局が将来かかる所得に課税することを決定した場合、投資運用会社は、中国の税務当局に対し、サブ・ファンドをルクセンブルグの課税対象居住者として取り扱うこと、および中国とルクセンブルグとの間の二重課税防止条約に定められるキャピタル・ゲイン税の免除を実施することを要求するが、これを保証することはできない。

中国の増値税(以下「増値税」という。)

2016年5月1日に施行された増値税改革の最終段階に関する財税通達(2016年)第36号(以下「通達第36号」という。)に従い、2016年5月1日から中国の国内証券の譲渡による利得に増値税が課されることとなった。

通達第36号および財税通達(2016年)第70号(以下「通達第70号」という。)に従い、Q F I I / Q F I が中国の債務証券を譲渡することにより実現した利益は、2016年5月1日以降増値税を免除されている。

通達第36号に従い、Q F I I / Q F I が稼得した中国の国内債券への投資に係る利息収入には、特別の免税規定が適用されない場合、6%の増値税が課される(下記通達第108号に対する注記を参照のこと。)。通達第36号に従い、預金に係る利息収入に増値税は課されず、国債に係る利息収入も増値税を免除される。通達第108号は、2018年11月7日から2021年11月6日の間に中国の債券市場に投資する外国機関投資家が得た債券の利息収入に対する増値税の免除について規定している。かかる免除は、P N 第34号に従い2025年12月31日を上限としてさらに延長されている。通達第108号およびP N 第34号に基づくかかる免除は一時的なものに過ぎないため、かかる免除が2025年12月31日の後も適用されるか否かについては不確かなままである。増値税が支払われる場合、適用ある増値税の最大12%に相当する追加税(都市建設維持税、教育付加税および地方教育付加税を含む。)も適用される。

中国の印紙税

売り手は、中国の上場株式の売却に際しての売却対価の0.1%の税率の印紙税を課される。国債および社債を保有する非中国課税対象居住者には、かかる債券の発行またはその後の譲渡に際して印紙税は課されない見込みである。

ストック・コネクトを通じた中国A株への投資

2014年11月14日と2016年12月2日に、財政部、国税総局および証監会は、ストック・コネクトに関する中国の税制についての疑問を明確にするため、共同で財税通達(2014年)第81号(以下「通達第81号」という。)および財税通達(2016年)第127号(以下「通達第127号」という。)を発表した。通達第81号および通達第127号に従い、外国投資家がストック・コネクトを通じたA株の取引により実現したキャピタル・ゲインは、中国において適用される企業所得税および増値税を一時的に免除される。外国投資家は、中国において適用される10%の配当源泉所得税を支払う義務を負う。かかる税金は、中国で上場されている企業により源泉控除され、中国において管轄権を有する税務当局に支払われる。税務上

の目的で中国と租税条約を締結する国に居住する投資家は、中国で支払った源泉所得税の超過額の還付を申請することができる。ただし、当該租税条約が中国において支払われた税率よりも低い税率の配当源泉所得税を定めることを条件とする。

サブ・ファンドは、ストック・コネクトを通じたA株の処分に際しての売却対価の0.1%の税率で、中国で適用される印紙税を課税される。

中国の税務上のリスク要因

中国A株その他の有価証券に関する税務上の勘案事項

(遡及的に適用される場合がある) サブ・ファンドによる中国の証券への投資に係る実現キャピタル・ゲインおよび実現利息収入に関する中国の適用ある税金に関する法令および現在の税務上の慣行には、リスクおよび不確実性が伴う。サブ・ファンドの税金債務が多額である場合、サブ・ファンドの価額に悪影響が及ぶ可能性がある。サブ・ファンドの税金引当金の設定には、独立した専門家による税務上の助言に基づき策定された以下の原則が適用される。

- () 10%の源泉所得税については、中国の国債以外の国内債券に関して、中国において発行体による源泉徴収税として源泉所得税を課されなかった、2018年11月7日より前に発生した利息収入に対して引当金を設定する。
- () 6.3396%の増値税(課徴金を含む。)については、中国の国債以外の国内債券に関して、中国において発行体による源泉徴収税として増値税を課されなかった、2018年11月7日より前に発生した利息収入に対して引当金を設定する(この増値税制度は、2016年5月1日より適用される)。

税金に関する法令にさらなる変更が生じた場合、取締役会は、(投資運用会社と協議の上)実務上可能な限り速やかに、自らが必要とみなすとおりに、納税引当金の額に対して関連する調整を加える。かかる納税引当金の額は、個々のサブ・ファンドの計算書において開示される。

中国の税務当局により課された実際の税額が投資運用会社の引き当てた金額を上回り、納税引当金の額に不足が生じた場合、サブ・ファンドが最終的に追加の租税債務を負担しなければならないため、投資家は、サブ・ファンドの純資産価額が納税引当金の額を超える金額を被ることがあることを考慮に入れるべきである。かかる場合、現在および新規の株主は、不利益を被る立場に置かれる。中国の税務当局により課された実際の適用税額が取締役会の引き当てた金額を下回り、納税引当金の額に余剰が生じた場合、この点に関して中国の税務当局が裁定、決定または指導を行う前に株式を買い戻した株主は、過剰引当による損失を被ることから、不利益を被ることになる。かかる場合、現在および新規の株主は、納税引当金と実際の租税債務の差額がサブ・ファンドの勘定に返還することができる場合には利益を得ることができる。

UCIおよびUCITSへの投資

特別投資方針に従って、既存のUCIおよびUCITSにその資産の少なくとも半分を投資したサブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの構造を有する。

ファンド・オブ・ファンズの一般的利点は、ファンドに直接投資する場合に比べて幅広い投資またはリスクの分散化が図られることにある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象(以下「対象ファンド」という。)自体も厳格なリスク分散原則が適用されるためポートフォリオの分散化はポートフォリオだけに止まらない。ファンド・オブ・ファンズの投資家は、二重にリスクを分散した商品に投資できるため、個々の投資対象に内在するリスクは最小限に抑えられ、大部分の投資の対象となるUCITSおよびUCIの投資方針は、本投資法人の投資方針と可能な限り一致しなければならない。本投資法人が一種類の商品への投資しか許可していない場合でも、投資家は多数の有価証券に間接的に投資できることになる。

既存のファンドに投資する場合、一部の手数料と費用の支払いが二回以上発生することがある(例として、保管受託銀行および中央管理事務代行会社の手数料ならびに投資先のUCIおよび/またはUCITSに支払う運用報酬/顧問報酬および発行手数料/買戻手数料)。こうした手数料および費用は対象ファンドだけでなく、ファンド・オブ・ファンズのレベルでも徴収される。

サブ・ファンドはまた、UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイまたはUBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイと共通の経営もしくは支配によるかもしくは多額の直接持分もしくは間接持分を有するその関連会社が運用しているUCIおよび/またはUCITSにも投資することができる。かかる場合、当該受益証券の申込または買戻し時に発行手数料または買戻手数料は請求されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

既存のファンドに投資する際の一般的費用およびコストについては「4 手数料等及び税金(4) その他の手数料等」と題する項に記載する。

ABS/MBSの使用に伴うリスク

投資者は、アセットバック証券(以下「ABS」という。)、モーゲージ担保证券(以下「MBS」という。)および商業用不動産担保证券(以下「CMBS」という。)への投資が非常に複雑であり、かつ、透明性が低い可能性がある旨を知らされている。これらの商品は、債権のプール(ABSの債権の場合、自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその他の債権となる可能性があり、MBSまたはCMBSの債権の場合は不動産ローンである。)のエクスポージャーを伴い、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ、法的、簿記上および経済的な観点から見てプール内の債権の貸主から完全に分離している機関により発行される。原債権からの支払フロー(利息、債権の償却および不定期の償却を含む。)は、これらの商品の投資者に移転される。これらの商品は、階層に従う異なるトランシェを含む。かかる構成によりトランシェ間の払戻しおよび不定期の特別払戻しの順位が定められる。金利が上昇または低下する場合に、債務者の借換えの選択権の上昇または低下に起因して予定外に原債権に対する特別償却が増減すると、投資者は、払戻しまたは再投資が増減するリスクにさらされる。

サブ・ファンドによるABS/MBSへの投資の平均期間は、債券につき設定された満期日と異なることが多い。平均期間は最終満期日よりも概して短く、払戻フローの日付に依拠する。払戻フローは通常、有価証券の構造ならびにキャッシュ・インフローの優先順位および/または借換え、払戻しおよび債務不履行に関する借り手の行為に基づくものである。

異なる法律体系を有する異なる国のABS/MBSが存在する。ABS/MBSは投資適格であるか、非投資適格であるか、または、格付を有しないことがある。

債務担保证券(CDO)/ローン担保证券(CLO)の利用に関連するリスク

投資者は、一部のサブ・ファンドが債務担保证券(CDO)として知られる一定の種類の資産担保证券、または対象資産がローンである場合にローン担保证券(CLO)に投資することがあることに留意すべきである。CLOおよびCDOは基本的に、支払順位が異なる複数のトランシェから構成され、最上位のトランシェは対象資産のプールからの元利金の支払順位が最も高く、その次が第二位のトランシェで、その先は元利金からの支払順位が最下位のトランシェ(エクイティ・トランシェ)まで支払順位が順番に下がっていく。CDO/CLOは対象資産の価値の下落により著しく不利な立場に置かれることがある。さらに、複雑な仕組みにより評価が難しくなることがあり、異なる市場のシナリオにおけるパフォーマンスを予測することは困難である。

偶発転換社債(CoCo債)の使用に関連するリスク

CoCo債とは、関連する特定の条件に従い、予め定義されたトリガー事由が発生するとすぐに、予め決定された価格で自己資本に転換されるか、償却されるか、または、価値が切り下げられる可能性のあるハイブリッド債である。CoCo債に投資するサブ・ファンドは、業種集中リスクを負う可能性がある。投資が、ある時点において、大量のポジションにおよび相対的に限られた数の証券、セクターまたは地域に集中することにより、関係するサブ・ファンドは、かかる集中に付随するリスクにさらされやすくなる。関連するサブ・ファンドは、単一の戦略、発行体、業種、市場または価値が下落している

特定の種類の証券のポジションを相対的に多く保有する場合、多額の損失を被る可能性がある。また、これらの投資対象が、市場の悪化がないにもかかわらず流動化することができない、またはその他の理由により市場の状況もしくは環境の変化による悪影響を受ける場合には、さらに損失が膨らむ可能性がある。

C o C o 債の利用は、流動性リスクおよび転換リスクを含む構造特有のリスクを生じさせる。ある場合において、発行体は、転換証券を普通株式に転換するように手配することがある。転換証券が普通株式に転換された場合、本投資法人は、通常はこれらの普通株式に投資しない場合でも、自己のポートフォリオにおいてこれらの株式を保有することがある。

C o C o 債はまた、トリガー水準リスクにさらされる。トリガー水準と自己資本比率の間の差異によって、これらのトリガー水準は変動し、転換リスクの程度を決定する。サブ・ファンドのポートフォリオ・マネージャーは、債務証券の自己資本への転換を要求するトリガーを予測することが困難であることがある。

また、C o C o 債は、資本構造反転リスクにさらされる。発行体の資本構造において、C o C o 債は通常、従来の転換社債と比べて劣後するものとして分類される。ある場合において、C o C o 債への投資家は資本損失を被ることがあり、その一方で、株主は、後々影響を受けるだけであるか、または、全く影響を受けない。

C o C o 債の利用は、リターン・リスクまたは評価リスクにさらされることにも留意すべきである。C o C o 債の評価は、多くの予測不可能な要因、例えば、発行体の信用度およびその資本損失の変動、C o C o 債の需要および供給、一般的な市場状況および利用可能な流動性または発行体、発行体が事業を行う市場もしくは金融市場全般に影響を及ぼす経済、金融および政治における出来事などにより影響を受ける。

さらに、C o C o 債は、利払い停止のリスクにさらされる。C o C o 債の利払いは、発行体の裁量によって行われ、発行体は、いつでも、かつ、理由の如何を問わず、かかる支払を無期限に停止することができる。自由裁量による支払の停止は、支払の不履行とはみなされない。利払いの再導入または停止された支払の後日の支払を請求することは不可能である。利払いはまた、発行体の監督当局による承認を条件とし、利用することができる分配可能な準備金が不十分な場合には停止されることがある。利払いに関する不確実性により、C o C o 債は変動性が高くなる。利払いの停止は、急激な値下がりを生じる可能性がある。

C o C o 債はまた、繰上償還延期リスクにさらされる。C o C o 債は、永久債であり、管轄権を有する監督当局による承認を得た後、予め定められた日付にのみ償還することができる。サブ・ファンドがC o C o 債に投資した資本が返還されるという保証はない。

最後に、C o C o 債は、比較的新しく、よって、その市場および規制環境は未だ発展段階にあるため、未知のリスクにさらされる。したがって、C o C o 債の市場全体が発行体に関するトリガーまたは利払い停止に対してどのように反応するかは不確実である。

派生商品の利用

「(4) 投資制限 2. リスク分散」に規定される制限を遵守する一方、本投資法人は、各サブ・ファンドにつき派生商品を活用することができる。金融派生商品とは、その他の金融商品(対象資産)から価値を派生する商品である。

派生商品は、条件付の場合と無条件の場合とがある。条件付派生商品(条件付請求権)は、合法的取引の一当事者に金融派生商品(オプション等)を利用する権利(義務ではない。)を付与するものである。無条件派生商品(先物)は、両当事者に対して、契約書に規定される特定の時点において支払を行う業務の履行を義務付けるものである(先渡し、先物、スワップ等)。

派生商品は、取引所で取引されるもの(上場派生商品)に加え、店頭で取引されるもの(店頭派生商品)がある。取引所で取引される金融派生商品の場合、取引所自身が各取引の一当事者となる。かかる

取引は、清算機関(清算代理人)を通じて清算および決済される。店頭派生商品は二当事者により直接締結されるが、上場派生商品は仲介人を利用して締結される。サブ・ファンドが利用する派生商品には、先物契約(例えば、株式、指数、ボラティリティの先物契約)、オプション(例えば、株式、金利、指数、債券、通貨、コモディティ指数、スワップ、ボラティリティ、先物、インフレまたはその他の金融商品のオプション)、先渡契約(為替予約を含む。)、スワップ(例えば、トータル・リターン・スワップ、通貨スワップ、コモディティ指数スワップ、金利スワップ、配当スワップ、株式バスケット・スワップ、ボラティリティ・スワップおよびバリエーション・スワップ)、信用派生商品(クレジット・デフォルト・デリバティブ、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)および信用スプレッド・デリバティブを含む。)、ワラントおよび仕組み派生商品(クレジット・リンク証券および株式リンク証券等)が含まれることがある。

派生商品取引(信用デリバティブ等)は、第三者のデフォルト・リスクに対するヘッジのために利用することができる。各当事者は、このようなヘッジを行うために、売り手が第三者のデフォルトに伴う買い手のリスクを補償する見返りとして、買い手から継続的な保証料(プレミアム)を受領する、CDSを締結することができる。このような補償は、指定される有価証券の受け渡しまたは現金による支払を通じて行うことができる。このような種類の派生商品取引は、保険に似たもので、いずれかのサブ・ファンドが、売り手または買い手のどちらの立場においても、締結することができる。サブ・ファンドは、(買い手の側からの)ヘッジまたは(売り手の側からの)投資という目的で、信用デリバティブを利用できる。2014年以降、CDSは中央清算機関により決済されている。

派生商品の利用に伴うリスク

派生商品への投資は、一般的な市場リスク、決算リスク、信用リスク、ボラティリティ・リスクおよび流動性リスクという制限がある。

しかしながら、上記リスクは、派生商品の特性により変化することがあり、時として投資先の商品への投資に伴うリスクに比べてより高いリスクとなることもある。

このため、派生商品の利用は対象資産についての理解のみならず、派生商品自体についてのより深い知識が求められる。

派生商品に関する信用リスクとは、一当事者が特定または複数の契約に基づく支払義務を履行しなくなる(または履行できない)リスクである。証券取引所で売買されている派生商品の信用リスクは、市場で売買されている各派生商品の取引相手として行為する清算代理人が決済保証を行うため、一般論として公開市場で取引されている店頭派生商品のリスクに比べて低い(上記参照のこと。)。上記の保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために清算人が維持する日払いシステムによって支えられ、かかるシステムにおいてこれをまかなうために必要な資産が計算される(下記参照のこと。)。かかる決済保証のない派生商品を除き、通常、その不履行リスクは、「(4)投資制限 2. リスク分散」の項に記載される投資制限により限定される。対象資産の引渡しまたは交換(オプション、先渡し、クレジット・デフォルト・スワップ等)とは違い、双方の支払義務の差額(金利スワップ、トータル・リターン・スワップ等)を負担する場合でも、取引相手方による債務不履行時に本投資法人が負う潜在的損失は、かかる差額分に限定される。

信用リスクは担保の設定により軽減される。証券取引所で派生商品を取引する場合、参加者は流動性のある資金により清算代理人に担保を預託しなければならない(当初証拠金)。清算代理人は、各参加者の持高を評価(および、適切な場合、決済)すると共に、残存する担保を日次ベースで再評価する。担保の価値が一定の基準(維持証拠金額)を下回る場合、当該参加者は、追加の担保(変動証拠金)を支払うことで元の水準までその評価額を引き上げることを清算代理人により要求される。また、店頭派生商品に関する信用リスクは、各取引相手方の提供する担保(下記参照のこと。)、当該取引相手方との間で締結された様々な派生商品の持高による相殺に加え、取引相手方の選択を慎重に吟味することに

より、低減される場合がある(「(4)投資制限 1.本投資法人が可能な投資」の1.1 g)4項を参照のこと。)

有価証券、指標、金利または通貨等の対象資産の小さな価格変動であっても金融派生商品の価格に大きな変動をもたらすことがあるため、金融派生商品の価格は、非常に変動が激しい場合がある。金融派生商品への投資は、当初の投資額を超える損失を生じることがある。

一部の商品は売買が難しいため、流動性リスクもある。特に派生商品取引の規模がとりわけ大きい場合または関係する市場が流動性を欠いている場合(公開市場の店頭で取引される派生商品の多くはそうであるといえる。)、一部の場合に、取引を完全に執行することが常に可能というわけではなく、またはこれによって上昇した価格でポジションを処分するしかできないことがある。

派生商品の利用に伴うその他のリスクとしては、派生商品の価格の評価または決定の不正確さがある。派生商品が対象資産、金利、または指数と完全に相関しない可能性もある。派生商品は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価は取引相手に関連する支払要求額がより大きくなり、各サブ・ファンドに損失が発生する結果となる。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産(通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。)に関連してスワップ契約(トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。)を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か(例えば、特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス)と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か(例えば、合意された料率による支払い)を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、例えば、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して、為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により、保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができ、機動的な通貨のエクスポージャーを獲得することもできる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して、金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる(その逆の交換を行うこともできる)。サブ・ファンドは、これらの契約により、金利のエクスポージャーを管理することができる。これらの商品において、サブ・ファンドのリターンは、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス(キャップの場合)またはマイナス(フロアの場合)の金利変動にのみ、基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関して、トータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において、金利のキャッシュ・フローを、株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュ・フロー等と、交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において、一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ(ボラティリティ・スワップ)といい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、株式の価格による影響を控除した株式のボラティリティのみに基づく投資を

行うことが出来る。) 、またはバリエーション(ボラティリティの2乗)に対応しているスワップ(バリエーション・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリエーションに対する直線的な相関関係により支払を行うため、支払がボラティリティよりも高い割合で上昇する。) を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する(または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する)場合、サブ・ファンドのために、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である取引相手方との間でしか、締結することができない。このような取引相手方は、信用評価の対象となる。取引相手方が、ESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用評価において考慮する。ある信用格付機関が、取引相手方の信用格付をA2またはそれを下回る格付(もしくはこれに相当する格付)に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用評価を遅延なく実施する。投資運用会社は、これらの条件を遵守することを条件に、該当するサブ・ファンドの投資目的および方針を実行するためにトータル・リターン・スワップの締結の取引相手方の任命において、完全な裁量を有している。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料(プレミアム)を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブで参照される投資先である事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払を行うことになる。信用事由には、破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

スワップ取引相手方の支払不能リスク

ブローカーが、スワップ契約に関連する預託証拠金を保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成になっているが、かかる条項に効果があるとは限らない。かかるリスクは、スワップ契約の取引相手方を信頼できる相手に限定して選定することにより、さらに軽減される。

取引所で取引される商品およびスワップ契約に起こりうる流動性の欠如

本投資法人は、市場の状況(一日の値幅制限の適用を含む。)次第で、取引所で常に希望する価格で売買注文を実行できるとは限らず、オープン・ポジションを常に清算できるとも限らない。取引所での取引が停止または制限される場合、本投資法人は、投資運用会社が望ましいと考える条件で、取引を実行できない、またはポジションを手仕舞えない場合がある。

スワップ契約は、単独の相手との店頭契約であるため、流動性が低くなることがある。十分な流動性を得るためにスワップ契約を手仕舞うことがあるが、極端な市況において、かかる手仕舞いが不可能となるか、または本投資法人が多額の費用を負担することがある。

流動性リスク

サブ・ファンドは、流動性の低下により売却することが困難であることが後に判明する証券に投資することがある。これは当該証券の市場価格に、そして結果として当該サブ・ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。当該証券の流動性の低下は、発行体の信用格付の格下げまたは効率的市場

の欠如などの異例または異常な経済または市場の事由によって生じることがある。極端な市況においては、自発的な買主がほとんどいないことがあり、選択した時期に投資対象を売却することが容易ではないことがある。また、当該サブ・ファンドは、投資対象を売却するためにより低い価格に同意しなければならないことがあり、または投資対象を売却することがまったくできないことがある。一定の証券またはその他の商品の取引は、関連する取引所または政府機関もしくは規制機関により停止されまたは制限されることがあり、これにより当該サブ・ファンドは損失を被る可能性がある。ポートフォリオのポジションを売却できないことは、当該サブ・ファンドの価値に悪影響を及ぼすかまたは当該サブ・ファンドのその他の投資機会の利用を妨げる可能性がある。買戻請求に応じるため、当該サブ・ファンドは、不利な時期にかつ/または不利な条件で、投資対象の売却を強いられることがある。

債券

債券は、実際のおよび認識された信用力の測定にさらされる。債券、特にハイ・イールド債は、否定的なヘッドラインおよび投資者の側の批判的な認識によって損なわれることがある。かかる認識は、ファンダメンタル分析に基づいていないことがあり、債券の価格および流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

ハイ・イールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティ・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイ・イールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイ・イールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、より高い信用リスクおよび債務不履行リスクにさらされる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券と比べて、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイ・イールド債の価格は、景気の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却しまたは評価することが困難であることがある。特に、ハイ・イールド債は、しばしば規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行され、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払うことができないことが多い。

劣後債

一部のサブ・ファンドは、劣後債に投資することがある。発行体が支払不能に陥った場合、劣後債はシニア債の後に返済される。劣後債はシニア債が返済されるまで返済されないため、発行体が支払不能に陥った場合に返済を受けられる可能性は低い。したがって、劣後債は投資者にとってより高いリスクを伴う。

中小型株に関連するリスク

一部のサブ・ファンドは、中小型株に投資する。小規模かつ知名度の低い企業の有価証券への投資は、より大規模かつ成熟した知名度の高い企業への投資に比べ、より高いリスクを伴い、価格の変動がより大きい可能性がある。小規模企業の株式価格は、大規模企業の株式価格および幅広い株式市場指標とは独立して変動する場合があるが、その理由に、成長見通しがやや不透明であること、かかる株式の市場流動性が低いことおよび市況の変化による脆弱性が高いことが挙げられる。例えば、事業リスクの高さは、製品ライン、市場、流通チャネルならびに財源および経営資源の規模が小さく、かつ、限定されていることに関連する。

オルタナティブ投資戦略の使用に関連するリスク

オルタナティブ投資戦略は、従来の投資とは異なる。通例の市場、信用および流動性リスクに加え、これらの投資は、さらなるリスクの可能性を伴う。オルタナティブ投資商品は、変動が非常に大きくなるおそれがある世界中の様々な資本市場および金融商品に投資する。政情不安、財政政策、外国為替の制約または海外所有に関する法律の変更が、オルタナティブ投資商品により得られるコミットメントの価値および収益に悪影響を及ぼすおそれもある。パフォーマンスがオルタナティブ投資対象(例：証書)のパフォーマンスに連動する商品の価格および流動性は、これらの裏付けとなるオルタナティブ投資対象の特性によって影響を受けることがある。例えば、オルタナティブ投資対象は、追加投資を行う

ためまたは派生商品を通じて類似のポジションを実行するために借入れ(以下「レバレッジ」という。)を行っている可能性もある。このようにして、オルタナティブ投資対象は、価格の下落から利益を得るが、価格の上昇時に損失を被ることがあり、価額の変動の上昇につながる場合がある。オルタナティブ投資対象は、一般的な市場のパフォーマンスと一致していないことがある。ファンドにおいて、パフォーマンスがオルタナティブ投資対象(例:証券)のパフォーマンスに連動する商品に投資する場合、これらの投資対象の価格パフォーマンスおよび流動性は、上記の商品の価格パフォーマンスおよび流動性に大きな影響を与えることがある。したがって、投資運用会社は、取引価格に対する悪影響を減らすために、多くの場合長期間にわたって当該商品の大規模な取引を時間差で行うかまたは裏付けとなる商品の購入/買戻サイクルと可能な限り近接するように調整を行う。その結果、ファンドのオルタナティブ投資対象の一部は、大幅に変動することがある。

証券の使用に関連するリスク

証券は、通常、定額または定数で、かつ、特定の期間について発行される。一般的に、その後、増額または減額および期間の延長が可能である。また、証券の発行体は、一般的に、かかる証券の流通市場取引の構築にも「最大限努力」する。証券は、需給に基づき、流通市場で取引することができる。発行体またはアレンジャーは、流通市場における取引に参加することもできる。証券の純資産価格は、所定の公式に基づいて計算され、通常、一または複数のその他の投資商品または指数のパフォーマンスから得られる。これは、管理事務代行会社により定期的に見直される。流通市場における取引から得た価格は、純資産価額と大幅に異なっていることがある。さらに、取引の相手方が常に流通市場にいるかは保証できない。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針(4)投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および手段」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および/またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額(該当がある場合。)を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失(証券の金利もしくは元本の損失、およびレポ契約もしくはリバースレポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。)を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針(4)投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および手段」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引は、貸付証券が適時に返還されないまたは買戻しできないリスクを含むカウンターパーティ・リスクを伴う。証券の借主がサブ・ファンドによって貸し付けられた証券を返還しない場合、担保の不正確な価格付け、不利な市場変動、担保発行体の信用度の低下、担保の取引市場の流動性の欠如、担保を保有している保管会社の過失もしくは支払不能または(例えば支払不能による)法的契約の解除によるかを問わず、受け取った担保が貸付証券よりも低い価値で換金される可能性があるというリスクがあり、これはサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすものである。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連して本投資法人が保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失(証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。)を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レポ契約、リバースレポ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは前記「2 投資方針（4）投資制限 5．有価証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および手段」の項に定める規定を常に遵守する。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法（担保の運用を含む。）が採用される。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスかの一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約/リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約/リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
グローバル・アロケーション（米ドル）	0% - 10%	50%	0%	10%	60%	75%
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ（米ドル）	0%	15%	0%	25%	0% - 40%	50%

リスク管理

リスク管理は、適用法および規制条項に基づき、市場リスクの予想最大損失額を算出する指標であるバリュー・アット・リスク（VaR）手法やコミットメント手法により行なわれる。リスク管理手続はまた、（ETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドラインに関する）CSSF指令14/592に従い、担保の運用（下記「担保の運用」の項参照のこと。）およびポートフォリオの効率的運用のための技法および手段（（4）投資制限 5．証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および手段）の項参照のこと。）の範囲内で適用される。

レバレッジ

バリュー・アット・リスク(以下「VaR」という。)アプローチを用いるUCITSのレバレッジは、CSSF指令11/512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「想定元本の総額」として確定される。投資主は、これにより、レバレッジ額が人為的に増加することがあり、そのため、とりわけ、以下の理由で実際の経済的リスクを正確には反映しない場合があることに留意するべきである。

- 派生商品が投資またはヘッジ目的で利用されているか否かにかかわらず、派生商品が、想定元本の総額のアプローチに従って算定されるレバレッジ額を増加させるため。
- 金利派生商品のデュレーションが考慮されていないため。その結果、短期金利派生商品が極めて低い経済的リスクを生じさせるにもかかわらず、短期金利派生商品は、長期金利派生商品と同じレバレッジとなる。

VaRアプローチに従うUCITSの経済的リスクは、UCITSのリスク管理手法の一部として決定される。かかる手法は、とりわけ、VaRの制限を含み、派生商品を含むすべてのポジションの市場リスクを伴う。VaRは、包括的なストレス・テスト・プログラムによって補足される。

VaRアプローチを用いる各サブ・ファンドのレバレッジの平均水準は、以下に記載される範囲にとどまるものと予測される。レバレッジは、想定元本の総額と問題のサブ・ファンドの純資産価額との比率として示される。

一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなることがある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定されるレバレッジ範囲	参照ポートフォリオ
グローバル・アロケーション (米ドル)	相対的VaR手法	0 - 3.0	60%のMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(正味配当金再投資)、40%のFTSE世界国債インデックス(TR)(米ドル・ヘッジ)
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)	コミットメント手法	該当なし	該当なし

担保の運用

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある(または履行することができない)リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる(以下「担保」という。)

担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。本投資法人は、(客観的かつ適切な評価を行った後)適切な期間内に換金が可能であるとされる金融商品のみを、担保として認める。本投資法人または本投資法人が任命するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評価額を精査しなければならない。担保の評価額は、各店頭市場の取引相手方の持高の評価額を上回っていなければならない。ただし、かかる評価額が、2回続く評価の間で、変更する場合がある。もっとも、それぞれの評価後、かかる担保が、(適切な場合は、追加の担保を請求することで)各店頭市場の取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していることを確保しな

ればならない(値洗い)。当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、本投資法人は、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額(元本減免)すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいくほど、引き下げ額は大きくなる。

本投資法人は、受け入れる担保の種類、各担保の加算額および差引き額に加え、担保として預託された流動性のある資金の投資方針を中心に、上記の要件および評価額の詳細を決定する社内枠組み合意につき決定を行う。かかる枠組み合意は、適切な場合本投資法人により定期的に検討され、適合される。

本投資法人の取締役会は、以下の資産クラスの金融商品を、店頭取引派生商品からの担保として承認し、これらの証書に対して以下の元本減免を適用する旨決定した。

資産クラス	最低元本減免率 (市場価格からの減額率) (%)
固定及び変動利付証券	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金。	0%
次の国々(オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国、米国)の1つにより発行される短期性証券(1年以内)で、発行国がA以上の格付けを有するもの。	1%
上記と同じ要件を満たし、かつ償還残存期間が中期(1 - 5年)の商品。	3%
上記と同じ要件を満たし、かつ償還残存期間が長期(5 - 10年)の商品。	4%
上記と同じ要件を満たし、かつ償還残存期間が超長期(10年超)の商品。	5%
償還残存期間が10年以内の米国インフレ連動債。	7%
米国債ストリップス債またはゼロクーポン債(償還残存期間を問わない。)	8%
償還残存期間が10年を超える米国インフレ連動債	10%

証券貸付からの担保に対して適用される元本減免については、適用ある場合、「5. 証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および手段」において説明されている。

担保として預託された有価証券は、相対する店頭市場の取引相手方により発行されなかったか、または当該店頭市場の取引相手方との密接な関係になかった可能性がある。このため、金融機関からの投資証券は担保として認められない。担保として預託された有価証券は、本投資法人に代わり保管受託銀行が保管し、本投資法人が売却、投資、および担保設定を行うことができない。

本投資法人は、譲渡された担保を、地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散を中心に、適切に分散することを確保する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、各サブ・ファンドの純資産価額の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

上記の項の免除を受け、かつ、2014年8月1日のETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドライン(ESMA/2014/937)の改正後の第43条(e)に従い、本投資法人は、EU加盟国、その一もしくは複数の現地当局、第三国または一もしくは複数の欧州連合加盟国が属する公的国際機関により発行または保証される様々な譲渡性のある証券および短期金融商品により完全に担保される

ことができる。この場合、本投資法人は、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受領することを確保しなければならないが、一銘柄の証券は各サブ・ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

本投資法人の取締役会は、上記の免除条項を利用し、各サブ・ファンドの純資産価額の50%を上限として、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスにより発行または保証される国債による担保を受領する旨決定した。

流動性のある資金として預託される担保は、本投資法人が投資することができる。投資対象は、「(4)投資制限 1.本投資法人が可能な投資」第1.1(f)項に従う要求払預金または通知預金；高格付の政府債；「(4)投資制限 5.証券および短期金融商品を対象資産とする特別の技法および手段」に規定される買戻取引(当該取引の相手方が、「1.本投資法人が可能な投資」第1.1(f)項に規定される金融機関であり、かつ、本投資法人がいつでも当該取引を中止し、投資額(発生済利息を含む。)の返還を請求する権利を有することを条件とする。)；ならびに欧州短期金融商品の定義に関するCESRガイドライン10-049に規定される短期マネー・マーケット・ファンドのみに限定される。前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用される。

保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関連する本投資法人の権利が遅らされるかまたはその他の方法で制限されることがある。本投資法人が該当契約に基づき担保を提供している場合、当該担保は本投資法人と店頭取引相手との合意により店頭取引相手に移転されることになる。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用破綻事由の結果、担保に関連する本投資法人の権利または申立ての認定が遅らされる、制限されるかまたは削減されることすらあり、担保が当該債務をカバーするためあらかじめ提供されていたにもかかわらず、本投資法人は店頭取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなると思われる。

投資リスクに対する管理体制

投資運用会社はリスク分散により意図せざるリスクの影響を回避し、長期的な資産価値の増大を図る。リスク特性の分析に当たっては、投資運用会社はUBSアセット・マネジメントが開発したリスク管理および統制基準ならびにUBSアセット・マネジメントが管理する全ての資産に関するリスク問題の識別、測定、モニタリング、報告に活用する。

UBSアセット・マネジメントでは、法規制度遵守(コンプライアンス)に対する認識は組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹となっている。すべての従業員およびディレクターはUBSの内部規則、ガイドラインおよび手続きと同様に、UBSが営業を行う国の法律、規則、規定に従うことが求められている。業務機能から独立した統制プロセスは、リスクの性質や大きさに相応して実行される。統制機能は、業務部門のリスク管理およびリスク負担活動の監督の効果を独立して監視する。リスク・エクスポージャーの統制、リスク集中の早期識別、明確かつ方法論的に適切な会社全体のリスク測定原則および透明性のあるリスク報告は、会社全体のリスクに対する緊密に結びついた管理および統制に不可欠である。

ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法(改訂済)の下で認められたVaR手法により管理している。

投資リスクの変更

提出日現在、上記投資リスクに関して重要な変更はない。

重要事象等

本投資法人が将来にわたって営業活動を継続するにあたり重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他本投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象は、本書提出日現在、存在しない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

申込手数料は、以下を上限とする。

サブ・ファンド	購入時手数料率(上限)
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)	純資産価格の4%
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)	純資産価格の5%

b. 日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は申込価額の2.75%(税抜き2.50%)を上限とする。具体的な手数料の金額または料率については本書「第一部 証券情報 (10) 申込取扱場所」に記載された申込取扱場所に照会することができる。

(2)【買戻し手数料】

a. 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は徴収されない。

b. 日本国内における買戻し手数料

該当事項なし。

(3)【管理報酬等】

本投資法人は、投資証券に関し、各サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド名	上限定率報酬 (上限管理報酬)
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	
- グローバル・アロケーション(米ドル)	年率2.040% (年率1.630%)
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)	年率1.710% (年率1.370%)

かかる報酬は以下のとおり用いられるものとする。

本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理、投資助言および販売に関して(該当する場合)、また保管受託銀行のすべての職務(本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等)に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。すなわち当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる(上限定率報酬)。名称に「ヘッジ」を含むクラス投資証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための報酬が含まれる。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。

実際に適用される上限定率報酬については、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

2025年9月末日に終了する会計年度中の各サブ・ファンドの報酬は以下のとおりである。

- グローバル・アロケーション(米ドル)	7,712,125.77米ドル
- デジタル・トランスフォーメーション・ テーマ(米ドル)	3,446,784.79米ドル

(4) 【その他の手数料等】

上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人の資産にも請求される追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に関する一切の手数料。
- c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびに本投資法人の管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。
- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む。)
- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、重要情報文書(以下「KID」という。)、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト(該当する場合、外国の監督官庁に支払う手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。)
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または投資法人の利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率(TER)の開示において考慮されている。
- l) 本投資法人の取締役を支払われる手数料、コストおよび費用(合理的な立替費用、保険料および取締役会に関連する合理的な交通費ならびに取締役の報酬)。

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

管理会社またはその代理人は、投資者に直接リベートを支払う場合がある。リベートは、関係する投資者に帰属するコストを削減するものである。

リベートは、以下の場合に許可される。

- ・ 管理会社またはその代理人の報酬からリベートが支払われ、サブ・ファンドの資産を追加的に損なうことがない場合
- ・ 客観的な基準に基づきリベートが付与される場合
- ・ 客観的な基準を等しく満たし、リベートを要求するすべての投資者に対してリベートが同程度に付与される場合

- ・ リポートにより、リポート付与の対象となるサービスの質が向上し(例えば、サブ・ファンドの資産増加に寄与することで、資産のより効率的な運用が可能になり、サブ・ファンドの清算の可能性が低下し、および/またはすべての投資者が比例按分で負担する固定費が減少する場合など)、かつ、すべての投資者がサブ・ファンドの報酬およびコストを公平に負担する場合リポート付与の客観的な基準は、以下のとおりである。
- ・ リポートの対象となるサブ・ファンドの投資証券クラスの投資者が保有する資産総額
以下の追加の基準が適用される場合もある。
- ・ 投資者が保有するUBS集団投資スキームの資産総額、および/または
- ・ 投資者が居住する地域

管理会社またはその代理人は、投資者の要求に応じて、該当するリポートの金額を無償で開示するものとする。

本投資法人はまた、本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特に年次税を支払う。

定率報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

個々のサブ・ファンドに配分可能なすべての費用は当該サブ・ファンドに請求される。

投資証券のクラスに配分できる費用は当該投資証券のクラスに請求される。ただし、費用が複数または全部のサブ・ファンド/投資証券のクラスに関係して発生する場合は、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド/投資証券のクラスに請求される。

各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係する投資先ファンドのレベルでも費用が発生する。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬(成功報酬を除く。)は、販売報酬を考慮して最大で3.00%となる場合がある。

管理会社により、または共同運用もしくは支配によるまたは多額の直接的もしくは間接的な保有により管理会社と関係する別の会社により、直接的もしくは委任により運用されるファンドの受益証券への投資に関して、投資を行うサブ・ファンドは、対象ファンドの発行または買戻しの手数料を請求されないことがある。

本投資法人の運営費用(または運営手数料)の詳細はKIDに記載されている。

2025年9月末日に終了する会計年度中の各サブ・ファンドのその他の費用は以下のとおりである。

- グローバル・アロケーション(米ドル)	389,737.47米ドル
- デジタル・トランスフォーメーション・ テーマ(米ドル)	287,861.54米ドル

管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、報酬が適用ある規則(具体的には、()UCITS指令2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、()オルタナティブ投資ファンド運用者(AIFM)指令2011/61/EU(2013年7月12日付オルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律(改正済)によってルクセンブルグの国内法が制定された。)、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに()2010年2月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10/437に定義される規定)に従っていることを確保し、かつ、UBSグループ・エイ・ジーの報酬方針を遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は、少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、堅実かつ効果的なリスク管理の枠組みを促し、投資主の利益を守り、かつかかるUCITS/AIFのリスク特性、約款もしくは定款に反するリスクを防止する。報酬方針は、また、管

理会社およびUCITS/AIFの戦略、方針、価値および利益を守り、利益相反を防止する措置を含む。

さらに、この手法は、以下を目的とする。

- ・サブ・ファンドにおける投資主の推奨される保有期間に適した複数年にわたる期間で、パフォーマンスを評価すること。これは、評価プロセスが、本投資法人の長期的なパフォーマンスおよびその投資リスクに依拠し、かつ、パフォーマンスに関連した報酬が同期間にわたり支払われることを徹底するためである。
- ・固定報酬部分および変動報酬部分の間でバランスが取れている報酬を従業員に与えること。報酬総額のかなりの部分を固定報酬部分が占め、このことが機動性を有する賞与の戦略を可能にする。これには変動報酬を支払わないという選択肢が含まれる。この固定報酬は、個々の従業員の役割（彼らの責任および業務の複雑性、パフォーマンスおよび各地の市況を含む。）により決定される。さらに、管理会社が、自身の裁量により、従業員に対して手当を提供する可能性があることに留意すべきである。これらが固定報酬の不可欠な部分を構成する。

関連する開示は、UCITS指令2014/91/EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において行われるものとする。

投資家は、報酬方針に関する詳細（報酬および利益の算定方法の概要、報酬委員会（もしあれば）の構成を含め報酬および利益を付与する責任を負う者の情報を含むが、それらに限らない。）をhttp://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の投資主に対する課税

本書の日付現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

- (1) 投資証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなる。なお、ファンドの投資証券はルクセンブルグ証券取引所に上場されている。
- (3) 日本の個人投資主についてのファンドの配当金は、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人投資主は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの配当金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人投資主については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの配当金に対して、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が行われる（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人投資主が、投資証券を買戻し請求等により発行会社に譲渡した場合は、その対価が発行会社の税務上の資本金等に相当する金額を超えるときは、当該超える部分の金額はみなし配当として上記(3)における配当金と同様の課税関係が適用される。対価からみなし配当額を控除した金額は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、投資証券の譲渡損益（譲渡価額（みなし配当額を除く）から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同

じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。投資証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人投資主についての配当金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の投資主は、個人であるか法人であるかに関わらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンドの投資証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

なお、税制等の変更により上記記載の取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ルクセンブルグ

本投資法人はルクセンブルグの法律に基づく。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%またはF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - A 4、I - B、I - X、およびU - Xクラスについては0.01%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。0.01%への低減税率の適用を受けるための条件を充足しない場合、クラスF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - A 4、I - B、I - XおよびU - Xのすべての投資証券について0.05%の課税が行われる可能性がある。

サブ・ファンドは、2020年6月18日付EU規則2020/852第3条において定義される環境的に持続可能な投資対象に投資される部分の純資産に対する年次税の税率を0.01%から0.04%(年率)の範囲とする低減税率の適用を受けることがある。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

投資者は、現行税法上、ルクセンブルグの所得税、贈与税、相続税またはその他の税金を支払う義務を負わない。ただし、当該サブ・ファンドまたは投資者がルクセンブルグに住所を有するか、居住するか、または常用の住居を維持する場合、あるいはルクセンブルグに以前居住しており、本投資法人の投資証券の10%以上を保有する場合を除く。

上記は財務上の効果に関する概要であり、完全であると断言するものではない。投資証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する投資証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

情報自動交換 - FATCAおよび共通報告基準

ルクセンブルグ籍の本投資法人は、その投資家および課税上の地位に関する特定の情報を収集し、当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供するための以下に記載する協定(および場合に応じて将来締結される可能性があるその他の協定)などの自動情報交換に関する一定の協定により拘束される。さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の目的で居住者となっている法域の税務当局に送信することがある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法(以下「FATCA」と総称する。)に基づき、本投資法人は、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定(以下「IGA」という。)に定義される特定米国人が所有する金融口座について米国財務省が報告を受けられることを確保す

るために設けられた徹底的なデューディリジェンスの実施義務および報告義務を遵守しなければならない。本投資法人は、上記の義務を遵守しなかった場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対し米国の源泉徴収税を課されることとなる。I G A に従い、本投資法人は「遵守(Compliant)」に分類されており、特定米国人が所有する金融口座を特定し、これを直ちにルクセンブルグの税務当局に報告した場合には源泉徴収税が課されない。ルクセンブルグの税務当局は、かかる報告を受けた場合、当該金融口座に関する情報を米国内国歳入庁に提供する。

世界的なオフショアの租税回避に対処するため、経済協力開発機構(O E C D)は、F A T C A の実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、共通報告基準(以下「C R S」という。)を策定した。C R Sの下では、参加C R S法域に設立された金融機関(本投資法人等)は、投資者のすべての個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関を管轄する法域との間で情報交換協定を締結している他の参加C R S法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加C R S法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。ルクセンブルグは、C R Sを導入するための法律を制定した。そのため、本投資法人は、ルクセンブルグにおいて適用されるC R S上のデューディリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、本投資法人がF A T C AおよびC R Sに基づく義務を履行できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報を本投資法人に提供し、これらの情報を常に最新の状態で維持する義務を負っている。投資予定者は、本投資法人がかかる情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負っていることに留意する必要がある。投資者は、本投資法人が、上記の要求された情報を投資者が本投資法人に提供しなかった場合に本投資法人に課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者が負担することを確実にするため、投資者の本投資法人における持分に関して必要と考える措置を講じることができる点に留意する必要がある。また、上記には、投資者が、F A T C AもしくはC R Sに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰金の支払い、および/または当該投資者の本投資法人における持分の強制買戻しもしくは清算について責任を負うことが含まれる場合もある。

投資予定者は、F A T C AおよびC R S、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響に関して、適格な税務アドバイザーに相談する必要がある。

F A T C Aにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、()米国の公認の裁判所が適用法に基づき信託財産の管理の全ての面において命令または判決を発行することを認められている場合、または()一または複数の特定米国人が信託財産または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するもしくは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託会社を指す。本項は、米国内国歳入法を遵守していなければならない。

2018年ドイツ投資税法に基づく部分的課税免除

管理会社は、以下のサブ・ファンドを運用する際、サブ・ファンドの特別な投資方針に定められる投資制限に加え、2018年ドイツ投資税法(I n v S t G)第20条第(1)項および第(2)項に基づき部分的課税免除に関する条項も考慮する。

投資対象ファンドに投資している場合、サブ・ファンドは、自己のエクイティ参加比率を計算する際に当該対象投資ファンドを考慮に入れる。対象投資ファンドはエクイティ参加比率が少なくとも毎週計算・公表されるものに限られ、そのデータが利用可能な範囲において、同法第2条第(6)項または第(7)項に従い当該対象投資ファンドのエクイティ参加比率を考慮に入れる。

このため、以下のサブ・ファンドは、同法第20条第(1)項に基づく部分的課税免除の適用を目的として同法第2条第(6)項に規定される「エクイティ・ファンド」の適格要件を満たすため、各資産の50%以上をエクイティ投資対象(同法第2条第(8)項および関連ガイドラインに定義される。)に継続的に投資する。

- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - アジア・エクイティーズ(米ドル)
- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ヨーロピアン・エクイティ・バリュー・オポチュニティ(ユーロ)
- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・エクイティーズ(米ドル)
- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・エクイティ・バリュー・オポチュニティ(米ドル)

以下のサブ・ファンドは、同法第20条第(2)項に基づく部分的課税免除の適用を目的として同法第2条第(7)項に規定される「ミックス・ファンド」の適格要件を満たすため、各資産の25%以上をエクイティ投資対象(同法第2条第(8)項および関連ガイドラインに定義される。)に継続的に投資する。

- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - 中国株・アンコンストレインド(米ドル)
- ・ UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・ダイナミック(米ドル)

上記に明記されたサブ・ファンド以外のサブ・ファンドはすべて、同法に規定される「その他のファンド」とみなされる。

ドイツ投資家は、同法に基づく「エクイティ・ファンド」、「ミックス・ファンド」または「その他のファンド」への投資の税法上の影響に関して自身の税務専門家にアドバイスを求めるべきである。

DAC6 - 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令(EU)2018/822(以下「DAC6」という。)が発効した。DAC6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性のあるアレンジメントに関する包括的かつ関連する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

DAC6に基づく約定は2020年7月1日までは適用されないが、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントの通知が必要な場合がある。同指令はEUの仲介業者に対して、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント(関係する仲介業者および関係する納税者、すなわち報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントを利用することができる者の身元を特定するアレンジメントおよび情報に関する詳細事項を含む。)に関する情報を、関連する現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、本投資法人は、報告要件の対象であるクロスボーダー・アレンジメントに関して知っているか、所有しているか、または、管理下にある情報を、権限を有する税務当局に開示することを法律によって義務付けられる可能性がある。この法律は、必ずしも濫用的租税回避であるとは限らないスキームにも関係する可能性がある。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(グローバル・アロケーション(米ドル))

(2025年12月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	213,537,007.89	46.82
	アイルランド	72,677,083.43	15.94
	小計	286,214,091.32	62.76
株式	アメリカ合衆国	86,137,576.23	18.89
	アイルランド	756,461.25	0.17
	ジャージー	714,561.19	0.16
	スウェーデン	678,269.28	0.15
	小計	88,286,867.95	19.36
その他の証券	アイルランド	26,506,091.85	5.81
	イギリス	13,718,417.50	3.01
	小計	40,224,509.35	8.82
短期金融商品	アメリカ合衆国	18,809,019.92	4.12
	小計	18,809,019.92	4.12
ポートフォリオ合計		433,534,488.54	95.06
現金・その他資産		22,514,342.42	4.94
資産総額		456,048,830.96	100.00
負債総額		3,735,535.30	0.82
合計(純資産総額)		452,313,295.66 (約70,814百万円)	99.18

(注) 投資比率とは、ファンドの資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下各サブ・ファンドについて同じ。

(デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル))

(2025年12月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
株式	アメリカ合衆国	438,691,396.93	79.23
	台湾	21,140,411.74	3.82
	オランダ	20,014,511.86	3.61
	中国	15,319,601.19	2.77
	韓国	10,503,309.66	1.90
	日本	7,865,983.57	1.42
	カナダ	7,715,434.35	1.39
	オーストラリア	7,163,831.62	1.29
	ウルグアイ	5,126,291.70	0.93
	スウェーデン	4,402,943.22	0.80
	イスラエル	4,127,393.18	0.75
	ドイツ	3,534,398.52	0.64
	イギリス	1,924,712.16	0.35
	小計	547,530,219.70	98.89
ポートフォリオ合計		547,530,219.70	98.89
現金・その他資産		6,137,047.27	1.11
資産総額		553,667,266.97	100.00
負債総額		941,948.33	0.17
合計(純資産総額)		552,725,318.64 (約86,535百万円)	99.83

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(グローバル・アロケーション (米ドル))

< 投資信託 >

(2025年12月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	数量/口数 (1,000)	取得金額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	UBS (LUX) KEY SELE SICAV - EURO EQU VALUE OPP (EUR) U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1.725	14,343.89	24,737,263.06	21,284.24	36,706,481.47	8.05
2	UBS (IRL) INVESTOR SELECTION PLC-GLOBAL EQUITY LNG SHT-U-B-CAP	アイルランド	投資信託	0.159	163,265.39	25,941,238.38	200,923.97	31,924,809.03	7.00
3	UBS (LUX) BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1.196	22,854.06	27,333,452.80	26,686.22	31,916,719.12	7.00
4	UBS (LUX) INSTITUTIONAL FD-EMERGING MKTS EQTY I-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	45.313	423.09	19,171,398.23	586.43	26,572,902.59	5.83
5	UBS IRL INVESTOR SELECTION PLC-O'CONNOR CHINA-U-B-PF- USD	アイルランド	投資信託	1.824	11,823.82	21,566,654.10	13,648.33	24,894,553.92	5.46
6	UBS (LUX) BOND SICAV - GLOBAL CORPORATES U-X-DIST	ルクセンブルグ	投資信託	1.945	11,871.62	23,090,309.73	11,627.94	22,616,343.30	4.96
7	UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD) -U-X ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1.255	14,441.62	18,124,230.77	17,793.26	22,330,541.30	4.90
8	UBS (LUX) BOND SICAV - CHINA FIXED INCOME (RMB) (USD) U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1.662	11,212.30	18,634,835.96	11,458.62	19,044,226.44	4.18
9	UBS (LUX) EQUITY FUND - JAPAN (JPY) U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	2.196	6,672.51	14,652,837.59	8,274.60	18,171,019.04	3.98
10	UBS (LUX) BOND FUND - EURO HIGH YIELD (EUR) I-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	65.587	173.04	11,349,312.63	208.52	13,676,437.19	3.00
11	UBS (LUX) BOND SICAV - ASIAN HIGH YIELD U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	1.316	9,306.10	12,246,823.72	10,335.09	13,600,978.44	2.98
12	UBS (LUX) BOND SICAV - USD CORPORATES U-X-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	0.679	10,788.80	7,325,593.26	12,084.76	8,205,552.04	1.80
13	KRANESHARES CSI CHINA INTRNT - ACCUM SHS USD	アイルランド	投資信託	209.619	24.78	5,193,608.91	25.92	5,433,324.48	1.19
14	ISHARES MSCI CHINA TECH UCITS ETF-ACCUM SHS USD-CAP	アイルランド	投資信託	1,028.535	5.87	6,033,622.83	5.24	5,387,877.74	1.18
15	WISDOMTREE JAPAN EQUITY UCITS ETF-ACCUM SHS-JPY-USD	アイルランド	投資信託	135.609	27.69	3,754,585.27	37.14	5,036,518.26	1.10

< その他の証券 >

(2025年12月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率 (%)	満期日	数量/額面 (1,000)	取得金額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	ISHARES PHYSICAL GOLD ETC 11-PRP	アイルランド	その他の証券	-	2099年 12月31日	316.869	66.24	20,988,727.92	83.65	26,506,091.85	5.81
2	UBS AG LONDON/ETC UBS BLBG INDUSTRIAL METAL TOT RET 07-PRP	イギリス	その他の証券	-	2099年 12月31日	3.393	1,318.74	4,474,469.19	1,609.00	5,459,337.00	1.20
3	UBS AG/LONDON/CMAGTR USD 16-PRP	イギリス	その他の証券	-	2099年 12月31日	24.305	171.02	4,156,601.56	170.40	4,141,572.00	0.91
4	UBS AG LONDON/ETC UBS BLOOMBERG CMC1 ENERGY INDEX 08-PRP	イギリス	その他の証券	-	2099年 12月31日	4.157	1,007.91	4,189,900.48	990.50	4,117,508.50	0.90

< 株式 >

(2025年12月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	数量/株数 (1,000)	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
1	NVIDIA CORP COM USDO.001	アメリカ 合衆国	株式	電子機器・ 半導体	41.614	121.04	5,037,111.87	186.50	7,761,011.00	1.70
2	MICROSOFT CORP COM USDO.0000125	アメリカ 合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	12.719	421.84	5,365,368.86	483.62	6,151,162.78	1.35
3	ALPHABET INC CAP STK USDO.001 CL A	アメリカ 合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	18.411	173.59	3,195,949.06	313.00	5,762,643.00	1.26
4	APPLE INC COM NPV	アメリカ 合衆国	株式	コンピュータハード ウェア・ネットワーク 装置供給業	20.740	208.84	4,331,313.97	271.86	5,638,376.40	1.24
5	AMAZON COM INC COM USDO.01	アメリカ 合衆国	株式	小売り・百貨店	22.478	196.34	4,413,357.38	230.82	5,188,371.96	1.14
6	META PLATFORMS INC	アメリカ 合衆国	株式	インターネット・ ソフトウェア・ ITサービス	3.674	567.70	2,085,728.18	660.09	2,425,170.66	0.53
7	BROADCOM CORP COM USD1.00	アメリカ 合衆国	株式	コンピュータハード ウェア・ネットワーク 装置供給業	6.623	223.68	1,481,457.73	346.10	2,292,220.30	0.50
8	ELI LILLY AND CO COM NPV	アメリカ 合衆国	株式	バイオテクノロジー	1.987	826.51	1,642,269.72	1,074.68	2,135,389.16	0.47

< 短期金融商品 >

(2025年12月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率 (%)	満期日	数量/額面 (1,000)	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 17.04.25-16.04.26	アメリカ 合衆国	短期金融商品	0.0000	2026年 4月16日	8,100.000	0.98	7,960,906.10	0.99	8,017,537.22	1.76
2	AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 20.03.25-19.03.26	アメリカ 合衆国	短期金融商品	0.0000	2026年 3月19日	6,400.000	0.99	6,308,357.59	0.99	6,352,351.23	1.39
3	AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 20.11.25-21.05.26	アメリカ 合衆国	短期金融商品	0.0000	2026年 5月21日	4,500.000	0.99	4,436,147.81	0.99	4,439,131.47	0.97

種類別投資比率

(2025年12月末日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託	62.76
株式	19.36
その他の証券	8.82
短期金融商品	4.12

投資株式の業種別投資比率

サブ・ファンドは、直近日現在の業種別投資比率を開示していないため、会計年度末の業種別投資比率について、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報 第5 外国投資法人の経理状況 1 財務諸表」の「組入証券の構造 業種別分布表」を参照のこと。

(デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル))

< 株式 >

(2025年12月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	業種	数量/株数 (1,000)	取得金額 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	
1	NVIDIA CORP COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	電子機器・半導体	223.411	67.23	15,019,745.02	186.50	41,666,151.50	7.53
2	MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	60.100	330.83	19,883,097.77	483.62	29,065,562.00	5.25
3	APPLE INC COM NPV	アメリカ合衆国	株式	コンピュータハードウェア・ネットワーク装置供給業	105.577	178.49	18,844,916.02	271.86	28,702,163.22	5.18
4	AMAZON COM INC COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	小売・百貨店	113.418	168.71	19,134,382.08	230.82	26,179,142.76	4.73
5	TAIWAN SEMICON MAN ADS REP 5 ORD TWD10	台湾	株式	電子機器・半導体	69.566	113.44	7,891,891.27	303.89	21,140,411.74	3.82
6	ALPHABET INC CAP STK USD0.001 CLASS A	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	61.460	128.25	7,881,972.45	313.00	19,236,980.00	3.47
7	BROADCOM CORP COM USD1.00	アメリカ合衆国	株式	コンピュータハードウェア・ネットワーク装置供給業	52.555	96.81	5,087,710.94	346.10	18,189,285.50	3.29
8	META PLATFORMS INC	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	24.258	400.74	9,721,215.53	660.09	16,012,463.22	2.89
9	ADVANCED MICRO DEV COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	電子機器・半導体	68.383	164.11	11,222,277.70	214.16	14,644,903.28	2.65
10	ARISTA NETWORKS IN COM USD0.0001 (PST REV SPT)	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	108.434	63.55	6,891,072.46	131.03	14,208,107.02	2.57
11	JP MORGAN CHASE & CO COM USD1	アメリカ合衆国	株式	銀行・金融機関	42.951	155.93	6,697,139.02	322.22	13,839,671.22	2.50
12	ORACLE CORP COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	66.520	119.54	7,951,986.82	194.91	12,965,413.20	2.34
13	ASML HOLDING NV EURO.09	オランダ	株式	電子機器・半導体	11.247	610.67	6,868,170.38	1,082.14	12,170,808.67	2.20
14	MICRON TECHNOLOGY COM USD0.10	アメリカ合衆国	株式	電子機器・半導体	41.308	85.12	3,516,340.65	285.41	11,789,716.28	2.13
15	MARVELL TECHNOLOGY COM USD0.002	アメリカ合衆国	株式	電子機器・半導体	137.342	56.57	7,769,896.07	84.98	11,671,323.16	2.11
16	WALMART INC COM USD0.10	アメリカ合衆国	株式	小売・百貨店	100.743	87.75	8,839,762.98	111.41	11,223,777.63	2.03
17	APPROVIN CORP COM USD0.00003 CLASS A	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	16.500	284.64	4,696,574.29	673.82	11,118,030.00	2.01
18	SAMSUNG ELECTRONIC KRW100	韓国	株式	電子機器・半導体	126.193	54.77	6,911,843.76	83.23	10,503,309.66	1.90
19	SNOWFLAKE INC COM USD0.0001 CLASS A	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	46.769	218.48	10,218,204.02	219.36	10,259,247.84	1.85
20	TAKE TWO INTERACTI COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	36.417	150.10	5,466,196.06	256.03	9,323,844.51	1.68
21	CAPITAL ONE FINL COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	銀行・金融機関	37.236	183.82	6,844,826.94	242.36	9,024,516.96	1.63
22	INTUITIVE SURGICAL COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	医薬品・化粧品・医療用品	14.280	321.90	4,596,741.54	566.36	8,087,620.80	1.46
23	SONY GROUP CORPORA NPV	日本	株式	電子機器・半導体	306.400	19.97	6,119,745.60	25.67	7,865,983.57	1.42
24	KONINKLIJKE PHILIPS NV EURO.20	オランダ	株式	電子機器・半導体	287.376	24.45	7,027,687.32	27.29	7,843,703.19	1.42
25	SYNOPSIS INC COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	16.485	536.42	8,842,910.96	469.72	7,743,334.20	1.40
26	LAM RESEARCH CORP COM USD0.001 (P/S)	アメリカ合衆国	株式	電子機器・半導体	45.095	81.66	3,682,645.48	171.18	7,719,362.10	1.39
27	MASTERCARD INC COM USD0.0001 CLASS 'A'	アメリカ合衆国	株式	銀行・金融機関	13.301	396.72	5,276,814.40	570.88	7,593,274.88	1.37
28	AUTODESK INC COM USD0.01	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	24.953	270.35	6,746,063.63	296.01	7,386,337.53	1.33

29	HUBSPOT INC COM USD0.001	アメリカ合衆国	株式	インターネット・ソフトウェア・ITサービス	18.259	458.79	8,376,965.54	401.30	7,327,336.70	1.32
30	INTL BUSINESS MCHN COM USD0.20	アメリカ合衆国	株式	コンピュータハードウェア・ネットワーク装置供給業	24.569	225.65	5,543,915.63	296.21	7,277,583.49	1.31

種類別投資比率

(2025年12月末日現在)

種類	投資比率(%)
株式	98.89

投資株式の業種別投資比率

サブ・ファンドは、直近日現在の業種別投資比率を開示していないため、会計年度末の業種別投資比率について、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報 第5 外国投資法人の経理状況 1 財務諸表」の「組入証券の構造 業種別分布表」を参照のこと。

【投資不動産物件】

該当事項なし(2025年12月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2025年12月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産等の推移】

(グローバル・アロケーション(米ドル))

	資産総額		純資産総額		1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券)	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円
2016年9月末日に 終了する会計年度末	910,579.87	142,560	907,408.13	142,064	13.71	2,146
2017年9月末日に 終了する会計年度末	582,758.85	91,237	579,473.86	90,722	15.13	2,369
2018年9月末日に 終了する会計年度末	493,694.31	77,293	492,951.33	77,176	15.80	2,474
2019年9月末日に 終了する会計年度末	413,080.59	64,672	410,826.25	64,319	16.04	2,511
2020年9月末日に 終了する会計年度末	351,836.36	55,084	350,935.67	54,942	16.68	2,611
2021年9月末日に 終了する会計年度末	342,633.71	53,643	339,421.73	53,140	19.18	3,003
2022年9月末日に 終了する会計年度末	251,977.02	39,450	240,728.33	37,688	14.78	2,314
2023年9月末日に 終了する会計年度末	219,712.09	34,398	216,059.52	33,826	15.48	2,424
2024年9月末日に 終了する会計年度末	213,912.78	33,490	210,814.66	33,005	18.43	2,885
2025年9月末日に 終了する会計年度末	482,088.29	75,476	469,828.09	73,556	20.55	3,217
2025年1月末日	428,810.94	67,135	427,272.63	66,894	18.45	2,889
2月末日	429,360.13	67,221	423,470.18	66,298	18.53	2,901
3月末日	424,118.67	66,400	415,033.95	64,978	18.03	2,823
4月末日	430,300.61	67,368	422,755.96	66,187	18.04	2,824
5月末日	435,299.11	68,150	431,424.29	67,544	18.49	2,895
6月末日	455,223.39	71,270	450,529.18	70,535	19.27	3,017
7月末日	452,967.69	70,917	445,233.86	69,706	19.38	3,034
8月末日	465,929.64	72,946	457,116.57	71,566	19.86	3,109
9月末日	482,088.29	75,476	469,828.09	73,556	20.55	3,217
10月末日	469,921.32	73,571	463,842.54	72,619	20.94	3,278
11月末日	456,720.64	71,504	451,583.34	70,700	21.05	3,296
12月末日	456,048.83	71,399	452,313.30	70,814	21.32	3,338

(デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル))

	資産総額		純資産総額		1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券)	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円
2020年9月末日に 終了する会計年度末	1,196,567.78	187,335	1,173,862.79	183,780	151.30	23,688
2021年9月末日に 終了する会計年度末	1,515,918.11	237,332	1,502,931.31	235,299	187.77	29,397
2022年9月末日に 終了する会計年度末	531,328.90	83,185	527,403.96	82,570	118.88	18,612
2023年9月末日に 終了する会計年度末	296,361.98	46,398	294,087.86	46,042	153.67	24,059
2024年9月末日に 終了する会計年度末	567,769.62	88,890	567,134.50	88,791	213.41	33,411
2025年9月末日に 終了する会計年度末	564,344.11	88,354	561,830.12	87,960	265.91	41,631
2025年1月末日	519,338.24	81,308	518,581.03	81,189	229.33	35,904
2月末日	498,972.52	78,119	498,385.50	78,027	220.24	34,481
3月末日	462,911.47	72,473	461,739.38	72,290	199.56	31,243
4月末日	498,822.29	78,096	497,956.96	77,960	202.37	31,683
5月末日	514,108.17	80,489	513,549.98	80,401	221.96	34,750
6月末日	543,453.68	85,083	539,988.06	84,541	241.78	37,853
7月末日	546,170.72	85,508	545,113.18	85,343	249.24	39,021
8月末日	548,647.75	85,896	547,669.51	85,743	249.82	39,112
9月末日	564,344.11	88,354	561,830.12	87,960	265.91	41,631
10月末日	587,864.22	92,036	586,342.43	91,798	280.76	43,956
11月末日	556,753.18	87,165	555,454.45	86,962	266.24	41,683
12月末日	553,667.27	86,682	552,725.32	86,535	266.11	41,662

(注) デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)は、2020年4月6日に運用を開始した。

ファンドの投資証券は、ルクセンブルグ証券取引所に上場されている。
同取引所での実質的な取引実績はない。

【分配の推移】

(グローバル・アロケーション(米ドル))

クラスP - a c c 投資証券

該当事項なし。

(デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル))

クラスP - a c c 投資証券

該当事項なし。

【自己資本利益率(収益率)の推移】

(グローバル・アロケーション(米ドル))

会計年度	収益率(%)
	(クラスP - a c c 投資証券)
2016年9月末日に終了する会計年度末	2.31
2017年9月末日に終了する会計年度末	10.36
2018年9月末日に終了する会計年度末	4.43
2019年9月末日に終了する会計年度末	1.52
2020年9月末日に終了する会計年度末	3.99
2021年9月末日に終了する会計年度末	14.99
2022年9月末日に終了する会計年度末	- 22.94
2023年9月末日に終了する会計年度末	4.74
2024年9月末日に終了する会計年度末	19.06
2025年9月末日に終了する会計年度末	11.50

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、最初の会計年度については、1口当たり当初発行価格(グローバル・アロケーション(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については10.00米ドルおよびデジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については100米ドル)

以下各サブ・ファンドについて同じ。

(デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル))

会計年度	収益率(%)
	(クラスP - a c c 投資証券)
2020年9月末日に終了する会計年度末	51.30
2021年9月末日に終了する会計年度末	24.10
2022年9月末日に終了する会計年度末	- 36.69
2023年9月末日に終了する会計年度末	29.26
2024年9月末日に終了する会計年度末	38.88
2025年9月末日に終了する会計年度末	24.60

(注) デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)は、2020年4月6日に運用を開始した。

6【手続等の概要】

販売手続等

申込取扱場所 / 払込取扱場所

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

(注) 各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目(「ファンド払込日」)に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店のファンド口座に表示通貨で払い込まれる。

申込期間

2026年4月1日(水曜日)から2027年3月31日(水曜日)まで

原則として、ファンド営業日かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、前記「第一部 証券情報(12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

払込期日

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(「約定日」)から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする(日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。)。

発行価格

注文が注文日の遅くとも各サブ・ファンドの下記で指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格。

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間(中央ヨーロッパ標準時間)
グローバル・アロケーション(米ドル)	13:00
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)	15:00

(注) 発行価格は、日本における販売会社に照会することができる。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、表示通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

申込手数料

日本国内における申込手数料は申込価額の2.75%(税抜き2.50%)を上限とする。

申込単位

原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合がある。

買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、注文が注文日の遅くとも各サブ・ファンドの下記で指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格とする。

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間(中央ヨーロッパ標準時間)
グローバル・アロケーション(米ドル)	13:00
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)	15:00

買戻し単位

原則として1口以上0.001口単位。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合がある。

買戻し代金の支払い

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ約定日から起算して日本での営業日後4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

7【管理及び運営の概要】

<p>1 資産管理等の概要</p> <p>(1) 資産の評価</p>	<p>() 純資産価格の計算</p> <p>各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、各ファンド営業日に、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンド全体の純資産価額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスに関して発行されている投資証券の数で除して計算する。</p> <p>上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが分かった場合、本投資法人は純資産価額を適正に評価するため誠意をもって一般に認められ、証明可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。</p> <p>さらに、特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の事後の発行、買戻しおよび転換について正式となる。新評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前にのみ行われる。発行、買戻しおよび転換は、唯一の純資産価格に基づいてのみ処理される。</p> <p>() 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止</p> <p>本投資法人は、指定された条件が満たされた場合、一または複数のサブ・ファンドの純資産価格の計算を一時的に停止でき、従ってサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間の乗換えを一時的に停止することができる。</p>
<p>(2) 保管</p>	<p>日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。</p>
<p>(3) 存続期間</p>	<p>本投資法人は、無制限の期間存続する投資会社として設立されたが、法規定を遵守した臨時投資主総会により解散することもできる。</p>
<p>(4) 計算期間</p>	<p>本投資法人の決算期は毎年9月30日である。</p>
<p>(5) その他</p>	<p>() 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散；サブ・ファンドの合併</p> <p>本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散</p>

定足数および過半数の投票要件に関する法律条件を満たす投資主総会は本投資法人を清算することができる。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になった場合、本投資法人の取締役会は、本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。

同一サブ・ファンド内で各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産総額が当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスを経済的に合理的な管理のため要求される価額を下回ったまたはかかる価額に達しなかった場合、または政治、経済もしくは金融の状況が著しく変化した場合または合理化の一環として、投資主総会または本投資法人の取締役は、該当する投資証券クラスのすべての投資証券を決定が効力を生じる評価日または時間における純資産価格にて(投資対象の実際の換金率および換金経費を考慮して)買い戻して消却することを決定することができる。

本投資法人またはサブ・ファンドと他の投資信託またはそのサブ・ファンドとの合併：サブ・ファンドの合併

合併は2010年法に規定される状況において認められる。合併の法律上の効果は2010年法に準拠する。

その他

投資者が投資証券クラスの要件を満たさない場合(日本において募集される投資証券クラスについては該当しない。)、本投資法人は、さらに当該投資者に以下の事項を行うよう要求する義務を負う。

- a) 投資証券の買い戻しの規定に従い、30暦日以内にその投資証券を返還すること、
- b) 投資証券の取得に関する投資証券クラスの要件を満たす者に対してその投資証券を譲渡すること、または
- c) 投資証券クラスの取得要件に従って、その投資証券から、適格な当該サブ・ファンドの他の投資証券クラスに乗り換えること。

さらに、本投資法人は

- a) その裁量により投資証券の購入申込を拒絶することができる。
- b) 排斥条項に違反して購入された投資証券を常に買い戻すことができる。

() 授權発行限度額

投資証券の授權発行限度額は無制限である。

() 本投資法人の定款の変更

	<p>本投資法人の定款変更は、法律に規定する定足数および決議要件に従い、投資主総会の特別決議によって行うことができる。</p> <p>定款変更は、会社法第67条の1に従い、発行済投資証券総数の2分の1の定足数を必要とし(ただし、定足数に満たなかったために再度招集される投資主総会においては、定足数は必要とされない。)、かつ、出席または代理出席による投資証券の3分の2の賛成投票を必要とする。</p> <p>定款のすべての変更は、RESAに公告され、商業および法人登録局に登録される。</p> <p>日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。</p>
<p>2 利害関係人との取引制限</p>	<p>利益相反</p> <p>取締役会、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社およびその他の本投資法人のサービス提供会社ならびに/またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。</p> <p>管理会社、本投資法人、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、利益相反のための方針を採用し、実施している。利益相反が避けられない場合には、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑えるとともに本投資法人の投資者が公正に扱われるよう、利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な方法を取っている。</p>
<p>3 投資主・外国投資法人債権者の権利等</p> <p>(1) 投資主・外国投資法人債権者の権利</p>	<p>投資主の有する主な権利は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 配当請求権 (b) 買戻請求権 (c) 残余財産分配請求権 (d) 損害賠償請求権 (e) 投資主総会における権利 (f) 配当受領権 (g) 紛失、棄損、汚損証券を交換する権利 (h) 報告書を受領する権利
<p>(2) 為替管理上の取扱い</p>	<p>投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。</p>

(3) 本邦における代理人	<p>東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業</p> <p>上記代理人は、本投資法人から日本国内において、</p> <p>(a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および</p> <p>(b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。</p> <p>弁護士 大西 信治 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業</p>
---------------	---

第2【財務ハイライト情報】

- a. 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載している。これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（以下「財務書類」ともいう。）から抜粋して記載されたものである。
- b. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. 原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=156.56円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【貸借対照表】

(1) 2025年9月30日終了年度

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)
純資産計算書

	2025年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	374,943,001.11	58,701,076
投資有価証券、未実現評価(損)益	64,500,260.04	10,098,161
投資有価証券合計	439,443,261.15	68,799,237
現金預金、要求払預金および預託金勘定	7,878,100.63 *	1,233,395
その他の流動資産(マージン)	16,072,857.77	2,516,367
有価証券売却未収金	17,824,801.41	2,790,651
発行未収金	3,472.92	544
流動資産に係る未収利息	0.03	0
未収配当金	15,186.33	2,378
その他の資産	53,591.07	8,390
その他の未収金	230,267.60	36,051
金融先物に係る未実現利益	209,716.50	32,833
先渡為替契約に係る未実現利益	357,037.29	55,898
資産合計	482,088,292.70	75,475,743
負 債		
スワップに係る未実現損失	(577,444.47)	(90,405)
当座借越に係る未払利息	(127.72)	(20)
有価証券購入未払金	(10,773,897.85)	(1,686,761)
買戻未払金	(179,313.79)	(28,073)
定率報酬引当金	(699,338.78)	(109,488)
年次税引当金	(30,077.33)	(4,709)
引当金合計	(729,416.11)	(114,197)
負債合計	(12,260,199.94)	(1,919,457)
期末現在純資産	469,828,092.76	73,556,286

* 2025年9月30日現在、現金預金には取引の相手方のために担保に供された金額が含まれており、ジェー・ピー・モルガンについては460,000.00米ドルである。

2【損益計算書】

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)
運用計算書

自2024年10月1日 至2025年9月30日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	638,404.61	99,949
配当金	1,821,738.23	285,211
スワップに係る受取利息	137,420.99	21,515
証券貸付に係る純収益	40,812.56	6,390
その他の収益	72,553.42	11,359
収益合計	2,710,929.81	424,423
費 用		
スワップに係る支払利息	(145,527.77)	(22,784)
定率報酬	(7,712,125.77)	(1,207,410)
年次税	(105,751.20)	(16,556)
その他の手数料および報酬	(126,344.93)	(19,781)
現金および当座借越に係る利息	(12,113.57)	(1,897)
費用合計	(8,101,863.24)	(1,268,428)
投資純(損)益	(5,390,933.43)	(844,005)
実現(損)益		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	16,219,621.82	2,539,344
オプションに係る実現(損)益	(514,682.25)	(80,579)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 実現(損)益	237,993.78	37,260
金融先物に係る実現(損)益	5,214,243.44	816,342
先渡為替契約に係る実現(損)益	8,531,066.32	1,335,624
スワップに係る実現(損)益	(625,142.46)	(97,872)
為替差(損)益	(199,034.89)	(31,161)
実現(損)益合計	28,864,065.76	4,518,958
当期実現純(損)益	23,473,132.33	3,674,954
未実現評価(損)益の変動		
無オプション市場価格証券に係る 未実現評価(損)益	38,239,964.27	5,986,849
利回り評価証券および短期金融商品に係る 未実現評価(損)益	1,609.45	252
金融先物に係る未実現評価(損)益	(37,692.52)	(5,901)
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	1,656,526.89	259,346
スワップに係る未実現評価(損)益	(577,444.47)	(90,405)
未実現評価(損)益の変動合計	39,282,963.62	6,150,141
運用の結果による純資産の純増(減)	62,756,095.95	9,825,094

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
純資産計算書

2025年9月30日現在

	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	373,357,163.75	58,452,798
投資有価証券、未実現評価(損)益	184,493,024.83	28,884,228
投資有価証券合計	557,850,188.58	87,337,026
現金預金、要求払預金および預託金勘定	5,681,870.56	889,554
発行未収金	689,949.08	108,018
未収配当金	122,047.62	19,108
その他の未収金	58.28	9
資産合計	564,344,114.12	88,353,715
負 債		
先渡為替契約に係る未実現損失	(941,391.79)	(147,384)
買戻未払金	(1,207,597.36)	(189,061)
定率報酬引当金	(325,921.73)	(51,026)
年次税引当金	(38,616.73)	(6,046)
その他の手数料および報酬引当金	(461.78)	(72)
引当金合計	(365,000.24)	(57,144)
負債合計	(2,513,989.39)	(393,590)
期末現在純資産	561,830,124.73	87,960,124

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
運用計算書

自2024年10月1日 至2025年9月30日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	236,799.27	37,073
配当金	2,294,487.60	359,225
証券貸付に係る純収益	38,390.34	6,010
その他の収益	137,955.30	21,598
収益合計	<u>2,707,632.51</u>	<u>423,907</u>
費 用		
定率報酬	(3,446,784.79)	(539,629)
年次税	(137,065.23)	(21,459)
その他の手数料および報酬	(145,750.42)	(22,819)
現金および当座借越に係る利息	(5,045.89)	(790)
費用合計	<u>(3,734,646.33)</u>	<u>(584,696)</u>
投資純(損)益	<u>(1,027,013.82)</u>	<u>(160,789)</u>
実現(損)益		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	82,182,171.99	12,866,441
先渡為替契約に係る実現(損)益	2,497,654.36	391,033
為替差(損)益	(116,060.81)	(18,170)
実現(損)益合計	<u>84,563,765.54</u>	<u>13,239,303</u>
当期実現純(損)益	<u>83,536,751.72</u>	<u>13,078,514</u>
未実現評価(損)益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価(損)益	48,221,089.59	7,549,494
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	(1,166,078.26)	(182,561)
未実現評価(損)益の変動合計	<u>47,055,011.33</u>	<u>7,366,933</u>
運用の結果による純資産の純増(減)	<u>130,591,763.05</u>	<u>20,445,446</u>

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

財務書類に対する注記

2025年9月30日現在

重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。

重要な会計方針は、以下のとおりに要約される。

a) 純資産価額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの特定投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためだけに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）を指し、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

さらに、以下の特則が適用される。

- ・サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - チャイナ・アロケーション・オポチュニティ（米ドル）に関して、中華人民共和国における通常の銀行営業日でない日は本サブ・ファンドの営業日とはみなされない。
- ・サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - チャイナ・エクイティ・アンコンストレインド（米ドル）に関して、中華人民共和国および/または香港における通常の銀行営業日でない日は本サブ・ファンドの営業日とはみなされない。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、当該投資証券クラスに課される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

すべてのサブ・ファンドにシングル・スイング・プライシングの原理が適用される。

期末現在純資産額にシングル・スイング・プライシング調整があった場合、サブ・ファンドの純資産額情報の3年度比較数値から確認できる。1口当たり発行・買戻価格は、調整後の純資産価格を表す。

b) 評価原則

- 流動資産は、(現金、銀行預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息という形態にかかわらず)いずれも額面として評価されるが、かかる価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その評価額は、その真正価値に達するために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。当該証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該資産の主要市場である証券取引所における直近の入手可能な価格が適用される。証券取引所において通常取引されない証券、派生商品およびその他の資産について、標準的な市場に基づく値付けによる流通市場が証券トレーダー間で存在する場合、本投資法人はこれらの価格に基づいて当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていないが、公認され、公開の他の定期的にかかれる規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、当該市場における直近の入手可能な価格により評価される。
- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場で取引されておらず、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、予想販売価格に基づき誠意をもって本投資法人が選ぶその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品(店頭派生商品)は、独立の価格提供業者に基づいて評価される。派生商品について、利用できる独立の価格提供業者がただ1社の場合、得られた評価の妥当性は、派生商品の対象資産の時価に基づき本投資法人が認めた計算モデルを使用して検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業(UCITS)および/または集合投資事業(UCIs)の受益証券は、その最終資産価額で評価される。
- 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから計算される。このプロセスには次の原則が適用される。残余期間が最も近い金利が、各短期金融商品について補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手の信用力を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付けに重大な変更がある場合には調整される。
- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグの平均為替レート(買呼値と売呼値の仲値)または入手不可能な場合、当該通貨を最も代表する市場におけるレートをを用いて評価される。
- 定期預金および信託預金は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算はすべての現金流入額の出額を基準とする。特別な場合に、内部計算(ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。)および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、当該証券に依拠し、適用されるUBSグローバル評価方針に従い選択される。

上述した規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、純資産の適切な評価を遂行するために、誠意をもって他の一般に認められておりかつ検証可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

本投資法人のサブ・ファンドの一部が、資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、本投資法人は、上記の規定に従うことなく、評価時のこれらのサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資される証券は、概して、上記の1口当たりの純資産価格を計算する時に入手

可能な最新の価格に基づいて評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、本投資法人が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、本投資法人は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、本投資法人が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての投資証券クラスに常に適用される。

本投資法人は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置を本投資法人の関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な資産の評価よりも評価の信頼性を高める。また、適正価格での評価は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。本投資法人が1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、本投資法人が資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する場合に本投資法人が純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現投資主の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

さらに、特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。かかる新評価が投資証券の事後の発行、買戻しおよび転換について有効となる。再評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前のみ行われる。発行、買戻しおよび転換は、唯一の純資産価格に基づいてのみ処理される。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる(「スイング・プライシング」)。

投資証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況は、取締役会の裁量により決定される。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の投資主(申込みの場合)または残存する投資主(買戻しの場合)が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- (a) サブ・ファンドが一定の下落(すなわち買戻しによる純流出)を記録した場合。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- (c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- (d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、投資証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは投資証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額

は、()見積もり税金費用、()サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および()サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。調整は通常、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の最大2%に制限されるものとする。取締役会は、例外的な状況(例えば、高い市場ボラティリティおよび/または流動性、例外的な市況、市場の混乱等)において、サブ・ファンドおよび/または評価日に関して、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、当該調整が実勢の市況を代表するものであることおよび投資主の最善の利益に資するものであることを取締役会が正当化できることを条件とする。当該希薄化調整は、取締役会が決定した方法に従って計算される。投資主は、一時的措置が導入された時点および終了した時点で、通常の連絡経路を通じて通知される。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

c) 証券売買実現純(損)益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現(損)益は、評価日に適用される先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

本投資法人の連結財務書類は、ユーロ(EUR)で表示される。本投資法人の2024年9月30日現在の連結純資産計算書、連結運用計算書および連結純資産変動計算書の各種科目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2025年9月30日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1ユーロ = 1.175000 米ドル(USD)

償還または合併されたサブ・ファンドについて、連結財務書類の換算に用いられた為替レートは、償還日または合併日現在のものである。

i) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、「配当落ち」日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

外国為替取引による未収金および未払金は相殺される。

k) サブ・ファンド間投資

2025年9月30日現在、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル) は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブの他のサブ・ファンドに以下の投資を行った。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)	金額 (米ドル)
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ヨーロピアン・エクイティ・バリュー・オポチュニティ (ユーロ)	37,442,133.95
クラスU - X - ACC 投資証券	
合計	37,442,133.95

サブ・ファンド間投資の総額は、100,382,048.65ユーロである。したがって、期末現在の調整済み連結純資産は、3,669,331,316.34ユーロである。

1) スワップおよび差金決済取引

本投資法人は、金利スワップ契約、金利スワップションの金利先渡し契約およびクレジット・デフォルト・スワップまたは差金決済取引(以下「CFD」という。)を締結することができる。ただし、当該契約は、この種の取引を専門とする第一級の金融機関との間で執行される場合に限る。

シンセティック・エクイティ・スワップは、投資先の株式価格を基に評価される。スワップと株式が同じ通貨建てでない場合、株式価格が換算される。

スワップ取引の価値は、外部のサービス提供会社が計算し、また別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算は、インフローとアウトフロー双方のすべてのキャッシュフローの正味現在価値に基づいている。

特定の場合に、ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた当社内部での算出額および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。

評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBSグローバル評価方針に従って決定される。当該評価方法は、取締役会によって認可されている。未実現損益の変動は、「スワップ/CFDに係る未実現評価(損)益」の変動の下で運用計算書に計上される。

終了もしくは満期の時点で生じたスワップの損益は、運用計算書に「スワップに係る実現(損)益」として記帳される。

(2) 2024年 9月30日終了年度

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)
純資産計算書

	2024年 9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	179,610,911.55	28,119,884
投資有価証券、未実現評価(損)益	26,258,686.32	4,111,060
投資有価証券合計	<u>205,869,597.87</u>	<u>32,230,944</u>
現金預金、要求払預金および預託金勘定	2,818,066.55 *	441,196
その他の流動資産(マージン)	4,950,876.04	775,109
有価証券売却未収金	1,980.31	310
発行未収金	2,267.33	355
未収配当金	22,578.32	3,535
金融先物に係る未実現利益	247,409.02	38,734
資産合計	<u>213,912,775.44</u>	<u>33,490,184</u>
負 債		
先渡為替契約に係る未実現損失	(1,299,489.60)	(203,448)
当座借越	(143,505.08)	(22,467)
当座借越に係る未払利息	(0.26)	(0)
買戻未払金	(1,314,452.45)	(205,791)
定率報酬引当金	(326,979.28)	(51,192)
年次税引当金	(12,821.99)	(2,007)
その他の手数料および報酬引当金	(865.98)	(136)
引当金合計	<u>(340,667.25)</u>	<u>(53,335)</u>
負債合計	<u>(3,098,114.64)</u>	<u>(485,041)</u>
期末現在純資産	<u>210,814,660.80</u>	<u>33,005,143</u>

* 2024年 9月30日現在、当該現金額は取引の相手方のために担保に供されており、モルガン・スタンレー、ロンドン支店については150,000.00ユーロである。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)
運用計算書

自2023年10月1日 至2024年9月30日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	536,704.90	84,027
有価証券に係る利息	66,517.09	10,414
配当金	556,213.43	87,081
スワップに係る受取利息	200,755.99	31,430
証券貸付に係る純収益	7,558.55	1,183
その他の収益	35,677.80	5,586
収益合計	1,403,427.76	219,721
費 用		
スワップに係る支払利息	(129,067.03)	(20,207)
定率報酬	(4,036,613.56)	(631,972)
年次税	(47,679.92)	(7,465)
その他の手数料および報酬	(63,897.67)	(10,004)
現金および当座借越に係る利息	(9,171.12)	(1,436)
費用合計	(4,286,429.30)	(671,083)
投資純(損)益	(2,883,001.54)	(451,363)
実現(損)益		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	1,906,556.22	298,490
オプションに係る実現(損)益	1,007,817.50	157,784
利回り評価証券および短期金融商品に係る 実現(損)益	831,749.55	130,219
金融先物に係る実現(損)益	6,396,489.69	1,001,434
先渡為替契約に係る実現(損)益	(1,060,795.21)	(166,078)
スワップに係る実現(損)益	208,628.85	32,663
為替差(損)益	333,627.33	52,233
実現(損)益合計	9,624,073.93	1,506,745
当期実現純(損)益	6,741,072.39	1,055,382
未実現評価(損)益の変動		
無オプション市場価格証券に係る 未実現評価(損)益	29,997,637.35	4,696,430
利回り評価証券および短期金融商品に係る 未実現評価(損)益	(232,543.11)	(36,407)
金融先物に係る未実現評価(損)益	3,447,354.47	539,718
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	(2,354,562.73)	(368,630)
スワップに係る未実現評価(損)益	(73,717.90)	(11,541)
未実現評価(損)益の変動合計	30,784,168.08	4,819,569
運用の結果による純資産の純増(減)	37,525,240.47	5,874,952

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)
純資産計算書

2024年9月30日現在

	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	424,555,909.51	66,468,473
投資有価証券、未実現評価(損)益	136,271,935.24	21,334,734
投資有価証券合計	560,827,844.75	87,803,207
現金預金、要求払預金および預託金勘定	5,411,553.13	847,233
発行未収金	1,122,284.44	175,705
未収配当金	168,122.65	26,321
その他の未収金	15,125.24	2,368
先渡為替契約に係る未実現利益	224,686.47	35,177
資産合計	567,769,616.68	88,890,011
負 債		
買戻未払金	(311,503.08)	(48,769)
定率報酬引当金	(278,375.10)	(43,582)
年次税引当金	(36,047.65)	(5,644)
その他の手数料および報酬引当金	(9,190.84)	(1,439)
引当金合計	(323,613.59)	(50,665)
負債合計	(635,116.67)	(99,434)
期末現在純資産	567,134,500.01	88,790,577

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)
運用計算書

自2023年10月1日 至2024年9月30日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	275,969.63	43,206
配当金	1,528,712.87	239,335
証券貸付に係る純収益	18,211.19	2,851
その他の収益	93,074.07	14,572
収益合計	1,915,967.76	299,964
費 用		
定率報酬	(3,070,930.55)	(480,785)
年次税	(123,065.09)	(19,267)
その他の手数料および報酬	(114,557.70)	(17,935)
現金および当座借越に係る利息	(250.10)	(39)
費用合計	(3,308,803.44)	(518,026)
投資純(損)益	(1,392,835.68)	(218,062)
実現(損)益		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	26,022,426.12	4,074,071
先渡為替契約に係る実現(損)益	2,395,507.10	375,041
為替差(損)益	(518,260.64)	(81,139)
実現(損)益合計	27,899,672.58	4,367,973
当期実現純(損)益	26,506,836.90	4,149,910
未実現評価(損)益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価(損)益	95,743,288.23	14,989,569
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	1,641,466.53	256,988
未実現評価(損)益の変動合計	97,384,754.76	15,246,557
運用の結果による純資産の純増(減)	123,891,591.66	19,396,468

3【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

4【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

第3【外国投資証券事務の概要】

(1) 投資証券の名義書換

投資証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS E

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルードランジュL - 3364、シャトー・ド通り10番

記名投資証券の譲渡またはその他の形態の法律上の譲渡はすべて投資主名簿に登録される。投資主名簿における記載は、記名投資証券の所有権の証拠となる。本投資法人は、保有されている投資証券の確認書を発行することができる。

記名投資証券の譲渡は、譲渡の十分な証拠となる文書が本投資法人に引渡された場合、または譲渡の宣言が投資主名簿に記載され、これに譲渡人および譲受人または当該行為を授權された者が日付を付して署名した場合、効力を発生する。

投資主は、通知送付先住所を、本投資法人の登記上の事務所に通知しなくてはならない。住所に変更があった場合も同様とする。

日本の投資主については、投資証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社を通じて名義書換を行い、それ以外の場合は本人の責任で手続を行う。

名義書換の費用は徴収されない。

(2) 投資主総会

年次投資主総会は、本投資法人の登記上の事務所もしくは総会の通知書に明記するルクセンブルグ内の他の場所において、毎年3月20日の午前10時に、ルクセンブルグの法律に基づき開催される。当日がルクセンブルグにおける法定休日である場合には、翌営業日に開催される。追加の臨時投資主総会は、総会通知に明記する場所および日時において開催される。取締役会がその絶対的裁量により決定する特別な事情がある場合には、投資主総会を外国で開催することができる。

どのサブ・ファンドおよび/またはサブ・ファンドのどの投資証券クラスの各投資証券も、ルクセンブルグ法および定款の規定に従い、一議決権を行使することができる。投資主は、投資主総会において、書面またはファクシミリ、郵便もしくはその他の類似通信手段による委任状(以下「委任状」という。)により他の者(以下「代理人」という。)を任命してかかる権利を行使することができる。当該者は、投資主である必要はなく、また本投資法人の取締役または任命された役員であっても認められる。

法律または定款に異なる定めがある場合を除き、投資主総会における決議は、代理を含む出席投資主の議決権の単純多数決によりなされる。

(3) 投資証券に対する特典、譲渡制限等

本投資法人の投資証券は、米国内において募集、譲渡または交付を行うことができない。

本投資法人の投資証券は、米国人である投資者に対して、募集、譲渡または交付が行われない。米国人とは以下の者である。

- () 1986年米国内国歳入法(改正済)第7701条(a)(30)およびこれに基づき公布された財務省規則に規定する米国人
- () 1933年米国証券取引法レギュレーションSに規定する米国人(連邦規則集第17編第230.902(k)条)
- () 米国商品先物取引委員会規則ルール4.7に規定する非米国人ではない者(連邦規則集第17編第4.7(a)(1)()条)
- () 1940年米国投資顧問法(改正済)ルール202(a)(30)-1に規定する米国にいる者
- () 米国人が本投資法人に投資できるようにする目的で設立された信託、事業体またはその他の組織

第4【外国投資法人の詳細情報の項目】

外国投資法人の詳細情報の項目は、以下のとおりである。

第1 外国投資法人の追加情報

- 1 外国投資法人の沿革
- 2 役員の状況
- 3 外国投資法人に係る法制度の概要
- 4 監督官庁の概要
- 5 その他

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- 2 買戻し手続等
- 3 乗換え手続等
- 4 その他

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 存続期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 利害関係人との取引制限
- 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等
 - (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利
 - (2) 為替管理上の取扱い
 - (3) 本邦における代理人
 - (4) 裁判管轄等

第4 関係法人の状況

- 1 資産運用会社の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 運用体制
 - (3) 大株主の状況
 - (4) 役員の状況
 - (5) 事業の内容及び営業の概況
- 2 その他の関係法人の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 関係業務の概要
 - (3) 資本関係

第5 外国投資法人の経理状況

1 財務諸表

貸借対照表

損益計算書

金銭の分配に係る計算書

キャッシュ・フロー計算書

投資有価証券明細表等

2 外国投資法人の現況

純資産額計算書

第6 販売及び買戻しの実績

第三部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】

2002年8月9日	本投資法人の設立
2002年8月23日	本投資法人の定款のルクセンブルグのメモリアルへの公告
2004年3月24日	定款の修正
2011年5月9日	定款の修正
2015年10月30日	定款の修正
2024年10月25日	UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (ユーロ) の解散 (UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル) への吸収)

2【役員の状況】

(2026年1月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)	チェアマン	UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ マネージング・ディレクター	該当なし
フランチェスカ・ガニーニ (Francesca Guagnini)	メンバー・オブ・ザ・ボード	UBS アセット・マネジメント (UK) リミテッド、ロンドン マネージング・ディレクター	該当なし
ジョゼ・リンダ・デニス (Josée Lynda Denis)	メンバー・オブ・ザ・ボード	ルクセンブルグ インディペンデント・ディレクター	該当なし
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)	メンバー・オブ・ザ・ボード	UBS アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ、 エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
ジョナサン・ポール・グリフィン (Jonathan Paul Griffin)	メンバー・オブ・ザ・ボード	ルクセンブルグ インディペンデント・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme) である。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】

a. 準拠法の名称

本投資法人は、ルクセンブルグの会社法、特に1915年8月10日の商事会社に関する法律(改正済み)(以下「1915年8月10日法」という。)の下で変動資本を有する会社型投資信託として設立され、2010年法の下で投資信託としての資格を有している。

また、本投資法人は、2010年法、勅令、金融監督委員会 (Commission de Surveillance du Sector Financier) (「CSSF」) の通達に従っている。

b. 準拠法の内容

1915年8月10日法

1915年8月10日法は、(FCPおよび/または非セルフ・マネージドSICAVの)管理会社、および(2010年法により明確に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(société anonyme)の形態をとるかにかかわらず投資法人自身(および会社型投資信託における買戻子会社(もしあれば))に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

イ. 会社設立の要件(改正済1915年8月10日法第26条)

- ・最低1名の株主が存在すること。
- ・公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

ロ. 定款の必要的記載事項(改正済1915年8月10日法第27条)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

(i) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元

() 会社の形態および名称

() 登録事務所の所在地

() 会社の目的

(v) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額

() 当初払込済の発行済資本の額

() 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類に記載

() 記名式または無記名式の株式の形態および轉換権(もしあれば)に対する制限規定

() 現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論

(注) 1915年8月10日法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。

(x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

() 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)およびかかる株式に付随する権利に関する記載

() 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

() 会社の存続期間

() 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

ハ. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年8月10日法第29条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

(i) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること

() 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

ニ. 発起人および取締役の責任(1915年8月10日法第31条および第32条の1(2))

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2010年法

2010年法は、2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/EC(「指令」)(ルクセンブルグの投資信託制度における同国法律ならびにその他の変更を2001/107/ECおよび2001/108/ECにより修正済)の規定を組み入れている。

イ. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS(以下「パート」という。)

パート その他のUCI(以下「パート」という。)

パート 外国のUCI(以下「パート」という。)

パート 管理会社(以下「パート」という。)

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定(以下「パート」という。)

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「UCITS」という。)とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「UCI」という。)を区分して取り扱っている。2010年法パート に基づくUCIは、2013年法に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

ロ. 欧州連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「パート ファンド」という。)としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

ハ. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)

4【監督官庁の概要】

本投資法人は、C S S Fの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

イ) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合)は、C S S Fの監督に服し、C S S Fに登録しなければならない。

ロ) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(U C I T S)で、ヨーロッパ共同体加盟国で設立され、かつ指令の要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるU C I T Sは、C S S Fに事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつC S S Fが、かかる通知および書類の提出から法令上の期限以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

ハ) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S Fへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が投資者に対する報告義務もしくはC S S Fに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資家保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

目論見書等の提出および電子識別

投資証券の販売に際し使用される目論見書および(必要とされる場合)その他の書類は、事前にC S S Fに提出されなければならない。C S S Fは、当該目論見書に固有の識別番号と電子識別日を付与することで識別する。

財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資家およびC S S Fに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、C S S Fが要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含む。)をC S S Fに提出しなければならない。

5【その他】

a. 定款の変更

本投資法人の定款は、本投資法人の投資主総会により適用を拡大するかまたはその他の方法で変更することができる。変更は、1915年8月10日法に規定される定足数および過半数の要件に従わなければならない。

b. 事業譲渡または事業譲受

合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS (またはそのうちの一または複数のコンパートメント) (以下「吸収される側のUCITS」という。)が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS (以下「吸収する側のUCITS」という。)に移転する場合
- 2つ以上のUCITS (またはその/それらの一または複数のコンパートメント)が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS (またはコンパートメント)が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS (またはコンパートメント)に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS (一部または全部が吸収される)がルクセンブルグで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関(複数の場合もある。)は、合併の条件のドラフト(特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの)がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルグにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されていなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、指令2009/65/EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、指令2009/65/EC第41条に従い、2010年法第40条第1項a)、f)およびg)に記載された詳細が、指令2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CS SFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルグにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条(1)によれば、吸収される側のUCITSおよび/または吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルグで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会(該当する場合)のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルグで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としなが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款(本項の規定が適用されることが了解されている。)に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資法人については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅するFCPである場合の合併については、合併の発効日は、約款で別途規定されていない限り、当該UCITSの管理会社により決定されなければならない。吸収される側の消滅するコモン・ファンドについては、合併の発効日についての決定は、1915年8月10日法の規定に従って、商業および法人登録所に預託されなければならない、かつ商業および法人登録所への当該決定の預託通知として、RESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に関係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

資産の譲渡

SICAVの投資主またはFCPの管理会社の決定に基づき、UCITSは、その資産のすべてを別のUCITSに譲渡することができ、その後、空のUCITSが清算される。

UCITSは、特別な状況において、またCSSFおよび適用法により要求される手続に従い(例えば、サブ・ファンドの合併によるかまたは分離により)、その資産の一部を相手方のUCITSに譲渡することができる。

c. 出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

d. 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

海外における販売手続等

本投資法人のサブ・ファンドの投資証券の発行価格は、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1)資産の評価()純資産価格の計算」の項に従って計算する。

別途規定されない限り、販売会社(投資額に係る購入時手数料の計算に際して利用される方法は投資者に事前に通知している。)に応じて、サブ・ファンドの投資証券の販売に関わる販売会社および/または金融仲介機関への支払いのために、以下の投資額に係る購入時手数料が純資産価額に対して控除(もしくは追加で徴収)または加算されることがある。

サブ・ファンド	購入時手数料率(上限)
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)	純資産価格の4%
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)	純資産価格の5%

さらに、各販売国で発生する租税、手数料およびその他の料金がかかる。追加情報は各販売国の各種申込書類で確認することができる。

本投資法人の投資証券の購入申込みは、本投資法人、管理事務代行会社ならびに保管受託銀行、販売代行会社および支払代理人が受け付ける。販売代行会社および支払代理人は購入申込みを本投資法人に取り次ぐ。

保管受託銀行および/または購入申込金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資家の要請により、各サブ・ファンドの口座の表示通貨および購入申込みが行われる投資証券クラスの申込み通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。上記にかかわらず、人民元(RMB)建ての投資証券に関する申込価格の支払いは、人民元(オフショア人民元)(CNH)でのみ行なわれるものとする。かかる投資証券クラスの申込みに関しては、他のいかなる通貨も受理されないものとする。

投資証券はまた、地域で一般的な市場基準に従い貯蓄制度、支払制度または乗換制度を通じて購入申込みを行うことができる。さらに、この点に関する情報は、地域の販売会社に請求することができる。

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

支払事務代行会社の支店は、最終投資家または名義人に代わり、当該取引を請け負うことができる。支払事務代行会社によるこのサービスのために発生する費用は、投資家に請求することができる。

投資主の依頼により、本投資法人はその裁量により一部または全部が現物による購入申込みを受け付けることができる。その場合、現物による購入申込みは関係するサブ・ファンドの投資方針および投資制限に合致しなければならない。さらに、かかる現物による支払いは本投資法人が任命した監査人が検査を行う。関連費用は関係する投資家に請求される。

投資証券は記名式投資証券としてのみ発行される。すなわち、本投資法人への投資者の関連するすべての権利義務を随伴する投資主としての地位は、本投資法人の名簿への各投資者の記載を根拠とすることになる。記名式投資証券の無記名式投資証券への乗換えは要求されない。投資主は、記名式投資証券がクリアストリームのような承認された外部の清算機関を通じ清算されることに留意すべきである。

すべての発行された投資証券には同じ権利が付与されている。ただし、基本定款には特定のサブ・ファンド内で異なった特徴を有する様々な投資証券クラスを発行できることが定められている。

さらに、すべてのサブ・ファンド/投資証券クラスについて端株も発行することができる。端株は小数点以下第三位まで表示され、総会での議決権は付与されないが、関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスが清算した場合は保有者は端株の権利を有し、清算代金の分配または比例分配を受ける権利を認める。

日本における販売手続等

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、前記「第一部 証券情報(12) 払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。販売の単位は、原則として1口以上0.001口単位とする。また金額単位の申込みも受け付ける。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合がある。

投資証券1口当たり販売価格は、注文が注文日の遅くとも各サブ・ファンドの下記で指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格である。

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間(中央ヨーロッパ標準時間)
グローバル・アロケーション(米ドル)	13:00
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)	15:00

日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目に受渡しを行うものとする。

外国証券取引口座約款を提出した投資主は、販売取扱会社から、販売代金と引換えに保管証明書の交付を受ける。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

買戻し申込みは、管理会社、管理事務代行会社、保管受託銀行または他の授權された販売代行会社もしくは支払代理人が受け付ける。

買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の買戻代金は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)に支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または買戻し申込みが提出された国に買戻代金を送金できない保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情がある場合はこの限りではない。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

サブ・ファンドの投資証券クラスの純資産総額の金額が、本投資法人の取締役会が決定した投資証券の経済効率の良い運用のための最低水準を下回った場合、または当該水準に達しない場合、取締役会により決定された銀行営業日に、本投資法人の取締役会は当該投資証券クラスのすべての投資証券を買戻し価格で買い戻すことを決定することができる。関係するクラスまたはサブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用または経済的負担を負わない。必要に応じ、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1) 資産の評価」に記載されるシングル・スイング・プライシングの原理が適用される。

異なる通貨で表示された複数の投資証券クラスを有するサブ・ファンドについて、投資主は、原則として、当該投資証券クラスの通貨または当該サブ・ファンドの口座の通貨でのみ買戻し代金と同等の金額を受け取ることができる。

保管受託銀行および/または買戻し代金の支払いを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの口座の表示通貨および買戻しが行われる投資証券クラスの表示通貨以外の通貨で支払いを行うことができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。かかる手数料ならびに販売が行なわれた各国において発生し、例えば、取引銀行により徴収される可能性がある一切の税金、手数料およびその他の費用は、該当する投資者に請求されるものとし、買戻し代金から差し引かれるものとする。上記にかかわらず、人民元(RMB)建ての投資証券に関する買戻し代金の支払いは、人民元(オフショア人民元)(CNH)でのみ行なわれるものとする。投資者は、人民元(オフショア人民元)(CNH)以外の通貨建ての買戻し代金の支払いを要求することはできない。

各販売国で発生する租税、手数料またはその他の料金(取引銀行により徴収されるものも含む。)も課される。

ただし、買戻し手数料は販売代行会社により徴収されない。

純資産価額のパフォーマンスは、買戻し価格が投資者が支払った発行価格を上回るか、下回るかにより決定される。

本投資法人は、ある注文日におけるすべての申込みがサブ・ファンドの純資産の10%超の資金流出をもたらす場合、当該注文日におけるすべての買戻し申込みおよび乗換え申込みの実行を抑制する権利(買戻しゲート)を有する。かかる場合、本投資法人は、買戻し申込みおよび乗換え申込みの一部のみを実行し、当該注文日における残りの買戻し申込みおよび乗換え申込みの実行について、優先的に取り扱うこと、および、通常20営業日を超えない期間であることを条件として、延期することを決定することができる。

買戻し注文が大量に上った場合、本投資法人は本投資法人の関係資産を不要な遅延なく売却するまで買戻し注文の執行を延期することができる。こうした措置が必要な場合、同じ日に受け取ったすべての買戻し注文は同じ価格で計算される。

支払事務代行会社の支店は、最終投資者または名義人に代わり、当該取引を請け負うことができる。支払事務代行会社によるこのサービスのために発生する費用、ならびに取引銀行により徴収される費用は、投資者に請求することができる。

投資主の依頼により、本投資法人はその裁量により投資者に対し一部または全部が現物による買戻を受け付けることができる。その場合、本投資法人は、現物による買戻後でも残存するポートフォリオは関係するサブ・ファンドの投資方針ならびに投資制限に合致し、かかるサブ・ファンドの残存する投資者が現物による買戻により不利を被ることがないように保証する。さらに、かかる支払は本投資法人が任命した監査人が検査を行う。関連費用は関係する投資家に請求される。

日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。買戻代金は外国証券取引口座約款に定める方法により買戻手数料なしで支払われる。

投資証券の1口当たりの買戻価格は、注文が注文日の遅くとも各サブ・ファンドの下記で指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格とする。

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間（中央ヨーロッパ標準時間）
グローバル・アロケーション（米ドル）	13：00
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ（米ドル）	15：00

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われたファンド営業日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。投資証券の買戻しは原則として1口以上0.001口単位とする。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合がある。

前記「海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【乗換え手続等】

海外市場における乗換え

投資主は適宜自己の投資証券を同じサブ・ファンド内の別の投資証券クラスにおよび/または別のサブ・ファンドの投資証券に乗換えを行うことができ、乗換え注文には投資証券の発行および買戻しの手続と同じ手続が適用される。

投資主が既存の投資証券の乗換えを行った結果の投資証券の数は以下の公式に従って計算する。

$$= \frac{\quad \times \quad}{\quad}$$

- = 乗換え先の新しいサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。
- = 乗換え元のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。
- = 乗換えのために提出された投資証券の純資産価額。
- = 関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスの為替レート。両方のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが同じ会計通貨で評価されている場合、係数は1である。
- = 乗換え先のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の純資産価格プラス租税、手数料およびその他の料金。

販売会社(最大乗換手数料の計算に際して利用される方法は投資者に事前に通知している。)に応じて、サブ・ファンドの投資証券の販売に関わる販売会社および/または金融仲介機関への支払いのために、投資額に係る最大購入時手数料の金額と同額の最大乗換手数料が純資産価額に対して控除もしくは追加で徴収)または加算されることがある。かかる場合、「買戻し手続等」の項に従い、買戻手数料が徴収されることはない。

保管受託銀行および/または乗換え支払金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資家の要請により、各サブ・ファンドの口座の表示通貨および/または乗換えが行われる投資証券クラスの基準通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。手数料ならびにサブ・ファンドの乗換えに際して個々の国で発生する料金、租税および印紙税は投資主に請求される。

日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

4【その他】

投資証券の発行と買戻しに関する条件

本投資法人のサブ・ファンドの投資証券は各ファンド営業日に発行され、買い戻される。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびに各サブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日またはサブ・ファンドの50%以上の投資対象を十分に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1) 資産の評価() 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止」と題する項に定める要領で本投資法人が純資産価額の計算を行わないことを決定した日に発行または買戻しは行われぬ。さらに、本投資法人はその裁量により購入申込みを拒絶する権限を有する。

本投資法人は、売買タイミング、事後取引等（これらに限らない。）、潜在的に投資主の利益を損なうと判断する取引を許可しない。本投資法人は上記の実務に関係すると判断した場合、購入または転換の申込みを拒絶する権利を有する。また、本投資法人は投資主を当該実務から保護するために必要とみなす措置を講じる権利を有する。

注文は、注文日の遅くとも各サブ・ファンドの下記で指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合に、その日の締切時間後に計算した純資産価額に基づいて処理される（以下当該計算を行った日を「評価日」という。）。

適用される締切時間は以下の通りである。

サブ・ファンド	締切時間(中央ヨーロッパ標準時間)
グローバル・アロケーション(米ドル)	13:00
デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)	15:00

ファクシミリで送られるすべての注文は、遅くともファンド営業日の関係するサブ・ファンドの前述の締切時間の1時間前に管理事務代行会社に受領されなければならない。しかし、前述の特定した時刻より早い締切時間は、顧客に対し管理事務代行会社への正確な申込受付注文を保証するためにスイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の仲介機関において適用される。これらの情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央処理機関、関係する販売会社またはその他の仲介機関で入手できる。各々のファンド営業日の締切時間後に管理事務代行会社に登録された注文については、翌ファンド営業日が注文日とみなされる。

上記の規定はあるサブ・ファンドの投資証券を、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて、本投資法人の別のサブ・ファンドの投資証券に転換する場合にも適用される。

つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からないことになる（先渡し価格）。純資産価額は最新の知れている市場価格に基づいて計算される（すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終価を用いる）。適用される個々の評価原則は上記に記載される。

注文の受付を委託された販売会社は、適用法令に従って、同意書もしくは注文書に基づくか、またはこれと同等の手段による申込注文、買戻注文および/または乗換え注文を要請し、投資者からこれらの注文を受け付けるものとする（電子的手段による注文の受領を含む。）。同意書または注文書と同等の手段を書面として適用するためには、管理会社および/またはUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーがその裁量により事前に書面で同意をする必要がある。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

本投資法人の販売会社はルクセンブルグのマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関する2004年11月12日法(改正済)の条項ならびにC S S Fの法定文書および該当通達を遵守しなければならない。

よって、投資家は、購入申込みを受け付ける販売会社または販売代行会社に対して、身分証明を提出しなければならない。販売会社または販売代行会社は、投資家に対して少なくとも以下の本人確認書類を求める義務を負う。個人に関しては、(販売会社もしくは販売代行会社または地方行政機関によって認証された)旅券または身分証明書の認証謄本、会社およびその他の法人に関しては、定款の認証謄本、商業および法人登記簿の認証抄本、および最新の公刊された年次報告書の写し、実質的所有者全員のフルネーム。販売会社または販売代行会社は、状況に応じて、投資証券の申込みまたは買戻しを請求する投資者に対し追加の身元確認書類または情報を求める義務を負う。

販売会社は、販売代行会社が上記の身元確認手続を遵守していることを確認する義務を負う。管理事務代行会社および本投資法人は、随時、販売会社に対して上記の手続が遵守されていることの確認を求めることができる。管理事務代行会社は、販売会社または販売代行会社がマネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止に関するルクセンブルグ法またはE U法と同等の要件に従わない国々の販売代行会社または販売会社から受け取った購入および買戻しの申込みに関して上記の規則の遵守状況を監視する。

さらに、販売会社およびその販売代行会社はそれぞれの国において施行中のマネー・ロンダリング防止およびテロリスト金融防止に関するすべての規則を遵守する義務を負う。

データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年8月1日付ルクセンブルグ法(改正済)ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付規則(E U) 2016 / 679(以下「データ保護法」という。)の規定に従って、本投資法人は、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、本投資法人の法律上および監督上の義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理する。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細(住所または電子メールアドレスを含む。)、銀行口座の詳細、本投資法人への投資の金額および性質(ならびに投資者が法人の場合、その連絡先の人物および/または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ)(以下「個人データ」という。)が含まれる。

投資者は、自己の裁量により、本投資法人への個人データの移転を拒否することができる。ただし、この場合に、本投資法人は、投資証券の申込注文を拒否する権利を有する。

投資者の個人データは、本投資法人と契約を締結した際に、投資証券の申込みの実行(すなわち、契約の履行)、本投資法人の正当な利益の保護および本投資法人の法的義務の履行のために処理される。個人データは、特に、()投資証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、()顧客との関係を管理するため、()過剰取引および市場タイミング慣行に関する確認ならびにルクセンブルグまたは外国の法令(F A T C AおよびC R Sに関する法令を含む。)により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、()適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理される。投資主から提供されたデータは、()本投資法人の投資主名簿の管理のために処理される。さらに、個人データは、()マーケティング目的で使用することができる。

上記の正当な利益には、以下が含まれる。

- 本「データ保護」の項の上記()および()に記載されたデータ処理の目的
- 本投資法人の会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
- 適切な市場基準に従い本投資法人の事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、本投資法人は、個人データをそのデータ受領者(以下「受領者」という。)に移転することができる。受領者は、上記の目的に関連する本投資法人の活動を支援する関連会社または外部会社である場合がある。これらには、特に、本投資法人の管理会社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査人および法律顧問が含まれる。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および/または代理人(以下「再受領者」という。)に提供することができ、当該代表者および/または代理人は、受領者が本投資法人のためにサービスを遂行することおよび/または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができる。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域(EEA)内外の国に所在することができる。

適切なデータ保護基準を持たないEEA外の国に所在する受領者および/または再受領者に個人データを移転する場合、本投資法人は、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができる。投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有する。

投資証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者(EEA外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含む。)に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられる。

受領者および再受領者は、本投資法人の指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理者として、個人データを処理することができる。本投資法人はまた、EEA内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができる。特に、個人データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができる。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・ 個人データへのアクセス権(すなわち、個人データが処理されているか否かを本投資法人に確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、当該データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利(法定免除の対象となる。))
- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを修正させる権利(すなわち、不正確もしくは不完全な個人データまたは事実誤認の適宜の更新または訂正を本投資法人に義務付ける権利)
- ・ 個人データの利用を制限する権利(すなわち、同意するまで、個人データの処理を、一定の状況下での当該データの保管に限定することを要求する権利)
- ・ マーケティング目的での個人データの処理を含む、個人データの処理に異議を申し立てる権利(すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または本投資法人の正当な利益のために遂行された業務の成果を根拠とした個人データの処理に異議を申し立てる権利。投資者の利益、権利および自由に優先してデータを処理するための差し迫った正当な根拠があること、または法的請求の立証、行使または防御のためにデータを処理する必要があることを本投資法人が証明できない限り、本投資法人は当該処理を終了する。)
- ・ 個人データを削除させる権利(すなわち、本投資法人が当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合を含む特定の状況において、個人データの削除を要求する権利)

- ・ データポータビリティ(すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利)

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L-4361エシュ=シュル=アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他のEU加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

指数提供者

ブルームバーグ

BLOOMBERG®は、ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーの商標およびサービスマークである。ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーおよびその関連会社(ブルームバーグ・インデックス・サービス・リミテッドを含む。)(総称して、以下「ブルームバーグ」という。) またはブルームバーグのライセンサーは、販売目論見書に記載されるブルームバーグの指数におけるすべての所有権を有する。

FTSE

出典：ロンドン証券取引所グループ・ピー・エル・シーおよびそのグループ会社(総称して、以下「LSEグループ」という。)。 ©2020年LSEグループ。 FTSE Russellは、一部のLSEグループ会社の商号である。「FTSE®」は、関連するLSEグループ会社の商標であり、使用許諾に基づき、その他のLSEグループ会社により使用されている。 FTSE Russellの指数またはデータに関するすべての権利は、当該指数またはデータが帰属する各LSEグループ会社により所有されている。 LSEグループおよびそのライセンサーのいずれも当該指数またはデータにおける誤りまたは欠落について責任を負わず、いずれの者も、この情報に記載される指数またはデータに依拠してはならない。 LSEグループからのデータは、関連するLSEグループ会社の明示的な書面による同意なしに譲渡されてはならない。 LSEグループは、この情報の内容につき促進、後援または援助を行っていない。

ICEバンクオブアメリカ・メリルリンチ

ICEデータ・インディシズ(以下「ICEデータ」という。) は、許可を得て使用される。 ICEデータ、その関連会社およびこれらの各第三者提供者は、指数、指数データおよびこれらに関係し、関連し、または由来するあらゆるデータを含め、商品性または特定の目的もしくは使用に対する適合性の保証を含め、明示・黙示を問わず、一切の保証および表明を否認する。 ICEデータ、その関連会社およびこれらの第三者提供者のいずれも、いかなる損害賠償についても責任を負わず、また指数もしくは指数データまたはこれらのいずれの部分の適切性、正確性、適時性または完全性についても責任を負わない。 指数、指数データおよびこれらの構成要素は、「現状のままで」提供され、自己のリスク負担で使用される。 ICEデータ、その関連会社およびこれらの各第三者提供者は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーおよびその関連会社についても、これらの商品およびサービスについて後援せず、保証せずかつ推奨しない。 この免責事項は英語版が優先する。

J.P.モルガン

この情報は、信頼性があると確信する情報源から入手したものであるが、J.P.モルガンは、その完全性または正確性を保証しない。 指数は、許可を得て使用される。 指数は、J.P.モルガンの事前の書面による同意なしに、複製し、配布し、または何らかの形で使用することはできない。(2016年著作権所有。 J.P.モルガン・チェース・アンド・カンパニー。 無断複製禁止。)

MSCI

MSCIデータは、内部での使用に限定されている。MSCIデータは、いかなる形においても複製または再配布してはならず、金融商品または金融指数の基準または構成要素として使用してはならない。MSCIデータのいずれも、投資アドバイスまたは何らかの種類の投資判断を行うこと（もしくは行わないこと）の推奨であることを意図しておらず、そのようなものとして依拠してはならない。過去のデータおよび分析は、将来のパフォーマンス、分析、予想または予測の指標または保証として解釈されるべきではない。MSCIデータは、「現状のままで」提供され、その使用者は、当該情報の使用についてのすべてのリスクを負う。MSCI、そのすべての関連会社およびMSCIデータの編集、計算または作成に関与したまたは関連するその他のすべての個人（総称して、以下「MSCI当事者」という。）は、当該情報に関するすべての保証（創作性、正確性、完全性、適時性、非侵害性、商品性および特定目的への適合性の保証を含む。）を明示的に否認する。上記のいずれも損なうことなく、いかなる場合も、MSCI当事者は、直接的、間接的、特別、付随的、懲罰的、派生的（逸失利益を含むが、これに限られない。）またはその他のあらゆる損害賠償について、一切責任を負わないものとする。

リフィニティブ

リフィニティブの情報に基づき、リフィニティブによって計算されるリフィニティブ・インデックス

ベンチマーク規則

販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数（規則（EU）2016/1011（以下「ベンチマーク規則」という。）に基づき定義される「使用」）は、以下のすべてまたはいずれかのベンチマーク管理者が提供する。

- （ ）ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿に記載されているベンチマーク管理者。ベンチマークがEUベンチマーク管理者および第三国ベンチマークのESMA登録簿に記載されている管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu>で入手可能である。
- （ ）ベンチマーク規則に規定される第三国のベンチマーク管理者の地位を有しており、かつ、FCAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿（この登録簿は<https://register.fca.org.uk/BenchmarksRegister>で入手可能である。）に記載されている、英国の2019年ベンチマーク（変更および移行規定）（EU離脱）規則（以下「英国ベンチマーク規則」という。）に基づき認可を受けたベンチマーク管理者。
- （ ）ベンチマーク規則に基づく移行措置が適用されるため、ESMAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿にまだ記載されていないベンチマーク管理者。

ベンチマーク管理者の移行期間およびベンチマーク規則に基づく管理者としての認可および登録の申請期間は、関係するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の住所地の両方によって決まる。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条（2）で要求されるとおり、かかる場合に取りべき措置を含む書面による危機管理計画を有している。投資主は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができる。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

() 純資産価格の計算

本投資法人の各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの会計通貨で表示され、各ファンド営業日に、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンド全体の純資産価額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスに関して発行されている投資証券の数で除して計算する。

ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためだけに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、投資証券が発行または買戻しを行う毎に変化する。かかる割合は、かかる投資証券クラスについて課される手数料を勘案した上で、各投資証券クラスの発行済み投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券の比率に従って算定される。

サブ・ファンドが保有する資産の価値は以下の要領で計算する。

- a) 流動資産は、(現金、銀行預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに上記の宣言済または発生済で未受領の利息という形態にかかわらず)いずれも額面として評価されるが、かかる価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その評価額は、その真正価値に達するために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の資産は入手可能な最新の市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の投資対象が複数の証券取引所に上場されている場合は、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最新価格を適用する。通常、証券取引所で取引されるものではなく、証券トレーダー間で流通市場が存在し市場標準に基づき価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の投資対象の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場されていないが、定期的に運用され、公認され、公開されたその他の市場で売買されている場合、かかる市場の入手可能な最新価格で評価する。
- c) 証券取引所に上場されておらず、別の規定された市場でも取引されておらず、適当な価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選んだその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品(店頭派生商品)は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品の評価する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の基礎となる対象資産の市場価格に基づいて本投資法人と本投資法人の監査人が認めた計算モデルを使って入手評価の妥当性を検証しなければならない。
- e) 譲渡性証券集合投資事業(UCITS)および/または集合投資事業(UCI)の受益証券は最新の資産総額で評価する。
- f) 証券取引所で取引されていないまたは公開されている他の規制された市場で取引されていない短期金融商品は、関連するイールドカーブを基準として評価される。イールドカーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから算出する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残余期間の金利にもっとも近似した金利が差し込まれる。このように

計算される金利は、原発行体の信用力を反映する信用スプレッドを加算して市場価格に転換される。発行体の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整される。

- g) 関係するサブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で表示され、外国為替取引によるヘッジを行わない有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、当該通貨のルクセンブルグにおける取引の公示仲値(売買価格の仲値)またはこれが提供されない場合には当該通貨を最も代表する市場における公示仲値で評価する。
- h) 定期預金および信託投資はその名目価値に経過利息を加えて評価する。
- i) スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。計算はすべての現金流出入額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算(ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。)および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、適用されるUBSグローバル評価方針に基づき決定される。

上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが分かった場合、本投資法人は純資産価額を適正に評価するため誠意をもって一般に認められ、証明可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

本投資法人のサブ・ファンドの一部が、資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、本投資法人は、上記の規定に従うことなく、評価時のサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資する証券は、概して、評価時に入手可能な最新の価格に基づいて評価され、かかる評価時に、上記の1口当たりの純資産価格が計算される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、本投資法人が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、本投資法人は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、本投資法人が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての受益証券クラスに常に適用される。

本投資法人は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置を本投資法人の関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な場合の資産の評価よりも評価の信頼性を高める。また、適正価格での評価は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。本投資法人が1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、本投資法人が資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する場合に本投資法人が純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現投資主の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

さらに、特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の事後の発行、買戻しおよび転換について正式となる。新評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前のみ行われる。発行、買戻しおよび転換は、唯一の純資産価格に基づいてのみ処理される。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売りに係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するため

に、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる(スイング・プライシング)。

投資証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況は、取締役会の裁量により決定される。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の投資主(申込みの場合)または残存する投資主(買戻しの場合)が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- (a) サブ・ファンドが一定の下落(すなわち買戻しによる純流出)を記録した場合。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- (c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- (d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、投資証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは投資証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、(i) 見積もり税金費用、() サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および() サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および国々では買主および売手の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。調整は通常、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の最大2%に制限されるものとする。取締役会は、例外的な状況(例えば、高い市場ボラティリティおよび/または流動性、例外的な市況、市場の混乱等)において、サブ・ファンドおよび/または評価日に関して、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、当該調整が実勢の市況を代表するものであることおよび投資主の最善の利益に資するものであることを取締役会が正当化できることを条件とする。当該希薄化調整は、取締役会が決定した方法に従って計算される。投資主は、一時的措置が導入された時点および終了した時点で、通常の間接経路を通じて通知される。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

- () 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

以下の場合、本投資法人は純資産価額の計算、ひいてはサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えを1ファンド営業日以上一時的に中止することができる。

- 大部分の純資産を評価する基礎となる一箇所以上の証券取引所もしくはその他の市場または純資産価額もしくは大部分の純資産の表示通貨の外国為替市場が通常の日でない日に閉鎖している、もしくは上記の証券取引所もしくは市場での取引が中止されているまたは上記の証券取引所もしくは市場が規制され、もしくは短期的に大幅に価格変動している場合。
- 本投資法人および/または管理会社の支配、責任または影響の及ばない出来事によって、投資主の利益に悪影響を及ぼすことなく通常どおりに純資産を利用できない場合。

- 通信網の混乱またはその他の理由により、純資産価額もしくは大部分の純資産を計算できない場合。
- 通常の為替レートにより、本投資法人が当該サブ・ファンドの投資証券の買戻しの支払のための本国送金をすることができない場合または投資証券の換金もしくは取得または買戻しによる支払に伴い送金をすることができないと取締役会が判断する場合。
- 本投資法人の支配または影響が及ばない政治的、経済的、軍事的その他の状況により、投資主の利益を重大に害することなく通常の状態の下で本投資法人の資産を処分することが不可能である場合。
- その他の理由から、サブ・ファンドの投資対象の価格を迅速または正確に決定することができない場合。
- 本投資法人の解散のため臨時投資主総会の招集通知が公告された場合。
- 本投資法人の合併または一もしくは複数のサブ・ファンドの合併のため臨時投資主総会の招集通知が公告された場合、または本投資法人の取締役会が一もしくは複数のサブ・ファンドの合併を決定したことを投資主に知らせる通知が公告された場合に、投資主を保護するための必要性から当該停止が正当であると判断される場合。
- 外国為替および資本変動に関する規制により、本投資法人が事業を継続できない場合。
- サブ・ファンドがフィーダー・ファンドとして投資しているマスター・ファンドが、(i) 1 口当たりの純資産価格の計算、() 受益証券の発行、() 受益証券の買戻しおよび / または() 受益証券の乗換えを停止している場合。

純資産価額の計算、投資証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間の乗換えの中止は、本投資法人の投資証券を一般市民に販売する承認を受けた国の関係当局に遅滞なく連絡するとともに、後記の「報告書を受領する権利」に記載されている方法で公告するものとする。

(2) 【保管】

記名投資証券の所有権は本投資法人の投資主名簿への登録により証明される。投資主は自らの取引に関する確認書を受け取る。記名証券は発行されない。

大券は、クリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアにより登録式共同大券の手配が行われたときは発行可能である。大券は管理事務代行会社または保管受託銀行の投資主名簿にクリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアの共同預託名義において登録される。大券に関して、証券自体は発行されない。クリアストリーム・インターナショナル、ユーロクリアおよび中央支払事務代行会社間で手配が行われたときは、大券は記名証券に転換可能な場合に限り発行することができる。

大券および取扱手続についての情報は名義書換代行会社またはインベスター・サービス・センターに請求することにより、入手可能である。

上記は日本の投資主には適用されない。日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。

(3) 【存続期間】

本投資法人は、無制限の期間存続する投資会社として設立されたが、法規定を遵守した臨時投資主総会により解散することもできる。

(4) 【計算期間】

本投資法人の決算期は毎年9月30日である。

(5) 【その他】

() 投資法人およびそのサブ・ファンドの解散、サブ・ファンドの合併

本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散

定足数および過半数の投票要件に関する法律条件を満たす投資主総会は本投資法人を清算することができる。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になった場合、本投資法人の取締役会は、本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。本投資法人が解散する場合、清算は一名以上の清算人が実行する。投資主総会は、清算人を任命し、清算人の報酬および権限の範囲を決定する。清算人は投資主の最善の利益にかなうように本投資法人の資産を売却して、サブ・ファンドの清算による正味収入を投資主の保有量に比例して当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資主に分配する。清算の完了時(9か月かかる可能性がある)に投資主に分配できない清算収入は遅滞なくルクセンブルグの供託金庫(Caisse de Consignation)に預託される。

償還日の定められたサブ・ファンドは、それぞれの期間の終了時に自動的に解散および清算される。

同一サブ・ファンド内で各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの純資産総額が当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスを経済的に合理的な管理のため要求される価額を下回ったまたはかかる価額に達しなかった場合、または政治、経済もしくは金融の状況が著しく変化した場合または合理化の一環として、投資主総会または本投資法人の取締役は、該当する投資証券クラスのすべての投資証券を決定が効力を生じる評価日または時間における純資産価格にて(投資対象の実際の換金率および換金経費を考慮して)買い戻して消却することを決定することができる。

下記「本投資法人の総会または関係するサブ・ファンドの投資主総会」の項の規定が、投資主総会の決定に適宜適用される。取締役会はまた、上記に記載される規定に従いサブ・ファンドまたは投

投資証券クラスを解散または清算できる。投資証券の買い戻しのための投資主総会または本投資法人の取締役会の決定は、「報告書を受領する権利」の項に記載される通り関係するサブ・ファンドの投資主に通知する。

本投資法人またはサブ・ファンドと他の投資信託（「UCI」）またはそのサブ・ファンドとの合併、サブ・ファンドの合併

「合併」とは、以下の取引である。

- a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算なしのその解散に基づき、すべての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、吸収対象UCITSの投資主が見返りに吸収UCITSの投資証券および適宜、当該投資証券の純資産価額の10%を超えない支払額を受け取る取引。
- b) 二つ以上のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算なしのその解散に基づき、すべての資産および負債を当該UCITSが設立した別のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、吸収対象UCITSの投資主が見返りに吸収UCITSの投資証券および適宜、当該投資証券の純資産価額の10%を超えない支払額を受け取る取引。
- c) 負債が完済されるまで存続し続ける一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、すべての純資産を同じUCITSの別のサブ・ファンド、当該UCITSが設立した別のUCITSまたは別の既存のUCITSもしくは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転する取引。

合併は、2010年法に規定される状況において認められる。合併の法律上の効果は、2010年法に定められている。

「本投資法人およびそのサブ・ファンドの解散」の項に記載される状況の下で、本投資法人の取締役会は、サブ・ファンドまたは投資証券クラスの資産を本投資法人の別の既存のサブ・ファンドもしくは投資証券クラスまたは2010年法パートIに基づきルクセンブルグの別のUCIに配分することまたは2010年法の規則に基づき海外UCITSに配分することおよび、（必要な場合、分裂または統合により、および投資主の比例的権限に相当する金額の支払を通じ）当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券を別のサブ・ファンドまたは別の投資証券クラスの投資証券として指定変更することを決定することができる。前項の本投資法人の取締役会の権限にかかわらず、上記のサブ・ファンドを合併する決定もまた、当該サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

合併に関するあらゆる決定は「報告書を受領する権利」に記載されている方法で投資主に通知する。決定が公告されてから30日以内に投資主は保有する投資証券の一部または全部を、前記「第2 手続等 2 買戻し手続等」と題する項に記載するガイドラインに従って、買戻手数料またはその他の管理料金を支払わずに、その時点の純資産価額で買い戻す権限を有する。買戻しのために提出されなかった投資証券は、転換比率が決定される日と同日に計算した関係するサブ・ファンドの投資証券の純資産価額に基づいて交換される。（契約型オープン投資信託として設立された）投資ファンドの受益証券が割り当てられる場合、上記の決定は割当てに賛成票を投じた投資主だけを拘束する。

本投資法人の総会または関係するサブ・ファンドの投資主総会

サブ・ファンドの清算および合併のいずれの場合についても、本投資法人の総会または関係するサブ・ファンドの投資主総会の定足数は要求されず、決定は総会に出席または代理出席している投資証券の単純多数によって承認されることができる。

その他

投資者が投資証券クラスの要件を満たさない場合(日本において募集される投資証券クラスについては該当しない。)、本投資法人は、さらに当該投資者に以下の事項を行うよう要求する義務を負う。

- a) 投資証券の買戻しの規定に従い、30暦日以内にその投資証券を返還すること、
- b) 投資証券の取得に関する投資証券クラスの要件を満たす者に対してその投資証券を譲渡すること、または
- c) 投資証券クラスの取得要件に従って、その投資証券から、適格な当該サブ・ファンドの他の投資証券クラスに乗り換えること。

さらに、本投資法人は

- a) その裁量により投資証券の購入申込を拒絶することができる。
- b) 排斥条項に違反して購入された投資証券を常に買い戻すことができる。

() 授権発行限度額

投資証券の授権発行限度額は無制限である。

() 本投資法人の定款の変更

本投資法人の定款変更は、法律に規定する定足数および決議要件に従い、投資主総会の特別決議によって行うことができる。

定款変更は、会社法第67条の1に従い、発行済投資証券総数の2分の1の定足数を必要とし(ただし、定足数に満たなかったために再度招集される投資主総会においては、定足数は必要とされない。)、かつ、出席または代理出席による投資証券の3分の2の賛成投票を必要とする。

定款のすべての変更は、RESAに公告され、商業および法人登録局に登録される。

日本の投資主に対しては、定款の重要事項の変更は、公告または通知書によって知らされる。

() 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理会社契約

管理会社契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資運用契約

投資運用契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも当該月の末日をもって終了させることができる。ただし本契約は、契約の履行について故意かつ重大な過失がある場合、相手方当事者への書面による通知でいつでも終了できる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

保管および支払事務代行契約

保管および支払事務代行契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。

- 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

総販売契約

総販売契約は、いずれの当事者も6か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。ただし、契約の各当事者は、他方当事者への書面による通知の30日以内に改善されなかった契約書に含まれる重要事項または重過失の違反の場合、相手方当事者への書面による通知でいつでも終了できる。

同契約は、スイスの法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資証券販売・買戻契約

投資証券販売・買戻契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

() 苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理手続、最良執行および議決権行使方針に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する。

www.ubs.com/ame-regulatorydisclosures

2【利害関係人との取引制限】

利益相反

取締役会、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社およびその他の本投資法人のサービス提供会社ならびに/またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、本投資法人、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、利益相反のための方針を採用し、実施している。利益相反が避けられない場合には、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑えるとともに本投資法人の投資者が公正に扱われるよう、利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な方法を取っている。

管理会社、保管受託銀行、投資運用会社、主たる販売会社、証券貸付代行会社および証券貸付業務提供会社は、UBSグループの一員である(以下「関係者」という。)

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、関係者は、様々な事業活動を積極的に行っており、本投資法人が投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者(その子会社および支店をも同様に)は、本投資法人と締結する金融デリバティブ契約に関して取引相手方として行為することができる。保管受託銀行が本投資法人にその他の商品またはサービスを提供する関係者の独立した法人と密接に関係している場合、利益相反が潜在的に生じる可能性がある。

関係者は事業遂行において、関係者の様々な事業活動と本投資法人または投資者との間に利益相反を引き起こす可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止するよう努める。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従った方法により利益相反を管理するよう努めている。かかる目的において、関係者は、本投資法人またはその投資者の利益を害するおそれのある利益相反を引き起こす事業活動が適切な程度の独立性をもって行われ、かつ、かかる利益相反が公正に解決されることを確保する手続きを実施している。投資家は、管理会社宛てに書面で請求することにより、利益相反に関する管理会社および/または本投資法人の方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社による最善の努力および相当な注意にもかかわらず、利益相反を管理するために管理会社が講じた組織的・事務的な措置は、合理的な確信をもって本投資法人またはその投資主の利益が害される全てのリスクを回避するために十分ではないというリスクがある。この場合、いかなる軽減されない利益相反およびそれに関して下されたいかなる決定も、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、両者は(i)当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、()かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを確保する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間のグループ上の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、本投資法人および投資主の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。

保管受託銀行により委託された全ての保管業務の概要ならびに保管受託銀行の全ての委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により投資家に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

利害関係人の取引制限

本投資法人および本投資法人の投資運用会社は、いずれも、投資主の損害において投資運用会社または第三者の利益を得ることを目的として行われる取引などの、投資主の利益保護と利害が相反すると認識される取引、または、ファンドの資産の運用に不利益であると認識される取引を行わない。

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

(1)【投資主・外国投資法人債権者の権利】

投資主が権利を本投資法人に対し直接行使するためには、投資証券名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社に投資証券の保管を委託している日本の投資主は、投資証券の登録名義人でないため、本投資法人に対し直接権利を行使することはできない。これらの投資主は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして権利を自己のために行使させることができる。投資証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の投資主は本人の責任において権利行使を行う。

投資主の有する主な権利は次のとおりである。

(a) 配当請求権

各投資主は、本投資法人の年次投資主総会または(中間配当の場合には)取締役会が決定した当該ファンドに関する本投資法人の収益分配をその投資証券数に応じて受領する権利を有する。

(b) 買戻請求権

投資主は、本投資法人に対し、上記制限に従って投資証券の買戻しをいつでも請求することができる。

(c) 残余財産分配請求権

本投資法人またはファンドが解散された場合、投資主は本投資法人に対し、その投資証券数に応じて本投資法人の投資証券の残余財産の分配を請求する権利を有する。

(d) 損害賠償請求権

投資主は、本投資法人の取締役がルクセンブルグの法律に規定する義務に違反している場合、本投資法人の取締役に対し損害賠償を請求することができる。

(e) 投資主総会における権利

本投資法人の適法に成立した投資主総会は、本投資法人の投資主全員を代表するものとする。定款に従ってその決議は、投資主により所有される投資証券のクラスにかかわらず、本投資法人の投資主全員を拘束するものとする。本投資法人の投資主総会は、1915年8月10日法に基づき、本投資法人の業務運営に関する行為につき命令し、実行し、または裁可する最大の権限を有する。

年次投資主総会は、ルクセンブルグの法律に基づき、毎年3月20日の午前10時(ルクセンブルグ時間)に本投資法人の登録上の事務所で開催される。3月20日がルクセンブルグにおける銀行営業日でない場合は、ルクセンブルグにおける翌銀行営業日に開催される。他の投資主総会は、招集通知に記載ある日時およびルクセンブルグ内の場所で開催することができる。投資主総会は、議題に明記される通知により、取締役により招集され、ルクセンブルグの法律に基づき、RESAおよび取締役会の定める新聞に掲載される。

通知には、総会の場所および日時、出席要件、議題、定足数ならびに決議要件を明記する。1口につき1議決権が与えられる。書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファクシミリで代理人を選任することができる。年次投資主総会の決議は出席投資主の議決権の単純多数決による。適切な通知に基づき、取締役会が総会を招集することもある。特定のサブ・ファンドの権利に影響を及ぼす決議および投資主への配当金の宣言を行う場合は、その都度採決される。

(f) 配当受領権

配当に関する公告は、ルクセンブルジェ・ワートおよび本投資法人が随時決定するその他の新聞紙上に掲載される。本投資法人が保有する支払期日後の配当には利息を付さない。

(g) 紛失、棄損、汚損証券を交換する権利

保険会社が発行する保証書を引渡すことを含むがそれに限定されず本投資法人が決定する条件および保証の下で、証券の盗難、紛失もしくは棄損の場合には新しい証券と交換することができる。汚損

証券が本投資法人に引渡された場合、新しい証券と交換される。実費全額および合理的額の費用は投資主の負担とする。

(h) 報告書を受領する権利

各サブ・ファンドおよび本投資法人について、9月30日現在の年次報告書および3月31日現在の半期報告書が発行される。

上記報告書は、各サブ・ファンドまたはそれぞれの各投資証券クラスの詳細を関連する会計通貨で記載する。本投資法人全体の連結資産の詳細は、ユーロ建てで表示される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書には、独立監査人により監査された年次計算書類が含まれる。また、信用リスク軽減のため、各サブ・ファンドが金融派生商品の利用を通じて投資した対象資産および当該派生商品取引の相手方ならびに取引相手方からサブ・ファンドに預託された担保の金額および種類の詳細も記載されている。

投資主は、本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において、これらの報告書を手入することができる。

各サブ・ファンドの投資証券の発行価格および買戻価格は、ルクセンブルグの本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において入手可能である。

投資主への通知はウェブサイト (www.ubs.com/ame-investornotifications) 上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していない場合、投資主への通知は投資主名簿に記載されている住所へ郵送される。ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合または関係する販売国の法律で要求される場合も、投資主への通知は、投資主名簿に記載されている住所へ郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

投資家は、英文目論見書、K I D、最新の年次報告書および半期報告書ならびに定款の写しを www.ubs.com/funds から入手することができる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

(a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および

(b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資主が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを本投資法人は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ(「管理会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2025年12月末日現在の株主資本総額は、13,746,000ユーロ(約25億円)

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2025年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=184.33円)による。以下、別段の記載がない限り同じ。

b. 事業の内容

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイの目的は、ルクセンブルグまたは外国の法律に基づく集合投資またはオルタナティブ投資ファンドの事業を設立、運営、促進、販売、管理および助言することである。

UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー(「投資運用会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

該当事項なし

b. 事業の内容

元引受会社の子会社であり、投資顧問会社として米国証券取引委員会に登録されている。投資会社、年金プラン、財団、政府、金融機関および事業会社を含む、様々な法人および個人の顧客向けに、個別の投資一任業務および投資顧問業務を提供している。

ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)(「投資運用会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2025年12月末日現在、1,000万スイス・フラン(約20億円)

(注)スイス・フランの円貨換算は、便宜上、2025年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイス・フラン=198.40円)による。以下同じ。

b. 事業の内容

ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)の目的は、銀行の運営である。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融、アドバイザリー、トレーディングおよびサービス業務に及ぶ。投資運用会社としては、主に年金プラン、財団、政府、金融機関、法人等の機関投資家向けに株式、債券の運用を行っている。

(2)【運用体制】

A. 管理会社

定款に基づき、管理会社は、株主総会によって任命される3名以上の取締役(株主であるか否かを問わない。)から成る取締役により運営される。株主総会は、取締役の員数および報酬を定めるものとし、いつでも取締役を解任することができる。

取締役会は、互選により会長1名を選任し、適切とみなされる場合は、一または複数の副会長を選任するものとする。最初の会長は、特例により、株主総会により直接任命されるものとする。

取締役会は、会長の招集により、または、会長が行為できない場合は、副会長の招集により、または、副会長が不在の場合は、最年長の取締役の招集により、開催されるものとする。

取締役会は、管理会社の利益のために必要とされる場合および2名以上の取締役が要求した場合に招集されるものとする。取締役会は、会長が議長を務め、または会長が行為できない場合は、副会長が議長を務め、または副会長が不在の場合は、最年長の取締役が議長を務めるものとする。

取締役会は、その構成員の過半数が本人または代理人により出席する場合にのみ、有効に審議を行い、決定を行うものとする。

決定は、本人または代理人により出席する構成員の単純過半数によって行われるものとする。可否同数の場合、当該取締役会の議長を務める者が決定票を有するものとする。

行為することができない取締役または欠席する取締役は、海外電信、テレックスまたはファクシミリにより、取締役会のいずれかの構成員に対し、取締役会において当該取締役を代理し、当該取締役の代わりに議決を行う権限を書面により付与することができる。取締役は、一または複数の構成員を代理することができる。

取締役の全構成員により合意されたすべての決定は、一または複数の個別の文書に関する決定を含め、当該決定が取締役会によって行われた場合と同様の効力を有するものとする。かかる決定の日付は、最後の署名がなされた日とする。

取締役会は、法律、定款または運用する投資信託の約款により規定される制限のみに従い、管理会社の目的を達成するために必要または有効なあらゆる行為を遂行する権限を有する。

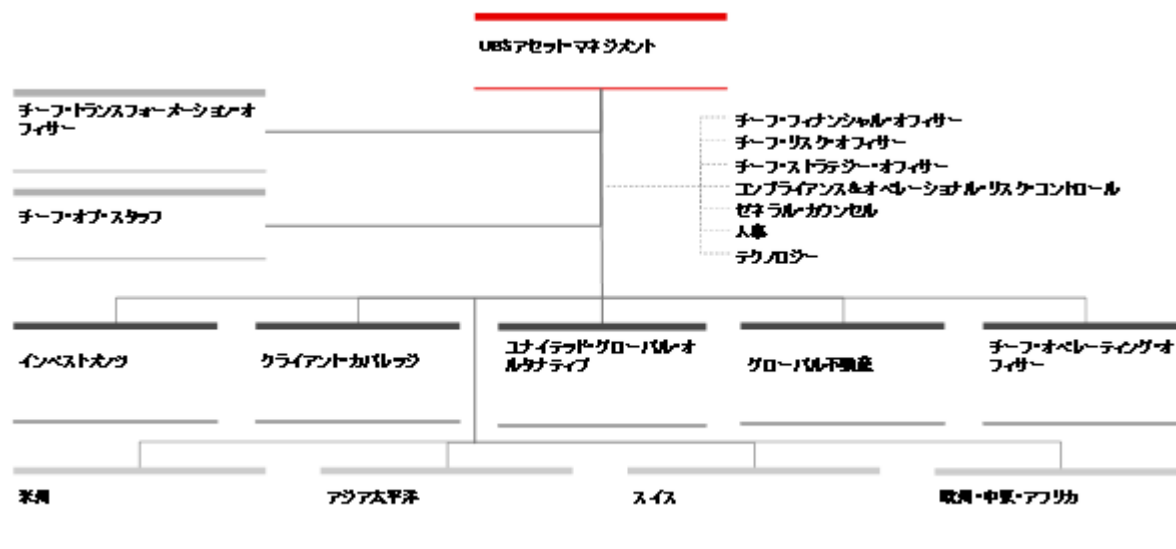
B. 投資運用会社

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

本投資法人は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。投資運用会社は、投資運用任務をいずれの子会社または関係会社に委託する権利を有しており、また本投資法人の承認を得た場合その他の者に委託することができる。

投資運用会社の運用体制は以下のとおりである。

(イ) 投資運用体制(全投資運用)



2025年1月現在

2024年12月末現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に約730名の運用プロフェッショナルを配している。

(ロ) 投資運用方針の意思決定プロセス

投資運用会社は、堅実で長期的なリスク調整済みのパフォーマンスを上げることを目標として、統制された厳格なプロセスを設けている。運用の成功は、この成果を反復させることに基づく。そのため、投資運用会社は、個人というよりチームの役割を重視している。チーム体制は、個々のメンバーの洞察と統制されたプロセスとのバランスを取り、個々のメンバーの洞察がすべての顧客のポートフォリオに首尾一貫して隈なく行き渡ることを確実にしている。

リサーチは、投資運用会社のグローバルに統合された運用体制の根本的な要素である。投資専門家のチームは、鋭い分析とグローバルな視点を伴う質の高いファンダメンタルなリサーチを行っている。各ポートフォリオは、銘柄および業界の徹底的な精査に基づいている。グローバル経済に関

して、真にグローバルな洞察や評価を行うためにはすべての地域の銘柄を調査することが不可欠である。運用チームは、最先端のリスク管理とポートフォリオ構築システムにより、実際の取引を行う前に実現する可能性のあるシナリオを評価することができる。ポートフォリオ構築は、ボトム・アップの体制を取っており、銘柄の選定が鍵を握っている。投資運用方針の決定プロセスは、投資決定段階で終了するわけではない。投資運用会社は、義務の履行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが左右されると考えるからである。

投資運用会社は、2段階のリサーチに注力している。ファンダメンタルなリサーチは、現在の投資機会を掘り起こすために策定されており、業界リサーチは、資産運用業務に関連する主要事項に注目することにより、業界の見方の最前線にとどまるための助けとなっている。

- ファンダメンタルなリサーチ 従来のソースや慣例にとらわれないソースからの質の高いリサーチを提供するため、通常当該業務に要求される質以上のことに踏み込むことを目的とする。また、投資運用会社は、経験からの実践的な洞察力に重きを置き、担当する業界出身のアナリストを多数雇用している。こうした深く掘り下げたリサーチにより多くの投資機会が掘り起こされ、顧客に対し真の価値を付加している。
- 業界リサーチ 投資運用会社の投資専門家らは、金融サービス業界に多くのリサーチ結果を寄稿している。投資運用会社の一連の白書は、理論上の投資概念の実践への適用に重きを置く一方、投資運用における最良の執行を推奨している。こうした白書は、世界中の主要な業界の刊行物や学術誌に掲載されている。

投資運用会社のリサーチは投資アプローチと連携しており、グローバルに統合された運用体制を支えている。

運用プロセス

(a) グローバル・アロケーション・ファンド(米ドル)

プロセス・ドリブン・アプローチを用い、各プロセスにおいて責任の所在を明確にし、規律・再現性・持続性を重視した一貫性のある運用を行う。以下に示されるとおり、運用プロセスは3段階に総括される。

体系的な運用体制



運用部門と分析およびモデリング部門の継続的なコミュニケーション

規律、信頼性、再現性、持続性を重視

トレード・アイデア創出および討議

トレード・アイデアの創出・獲得・リサーチは、アルファ・キャプチャー部門およびアセット・アロケーション部門が担当しているが、インベストメント・ソリューション部門の全員がトレード・アイデアを提案することができる。

体系的なリサーチ・アプローチを取ることで、幅広い投資機会から投資アイデアを獲得することができる。よって、定性的・定量的リサーチは、明確な目的をもったリサーチ・ワーキング・グループにより体系的に行う体制をとる。

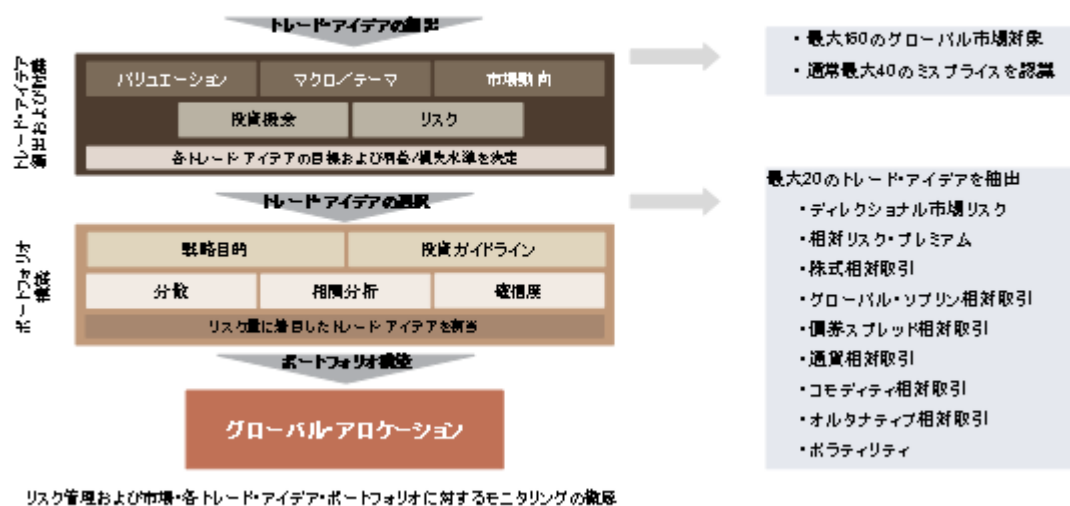
- ・株式
- ・債券
- ・通貨
- ・クロス・アセット
- ・コモディティ

投資運用会社は、リサーチに対する体系的で綿密なアプローチを通じて、一連の経済環境内において資産クラスに及び、かつその中にある多数のトレード・アイデアを創出するために必要な本質的要素を明らかにする。インベストメント・ソリューション部門全体でトレード・アイデアを創出し、毎週行われる投資委員会の会合で投資テーマを提案する。

投資テーマにおいては、投資理論、実現までのタイムスケール(時間枠)、取引コスト、およびそのような見解が正しいか否かを示すために想定されるマイルストーン(評価時点)を定めなければならない。会議の目的は、コンセンサスを得ることではなく、討議のための公開討論の場を設け、あらゆる投資決定が及ぼす予想外の結果をすべて検証することである。提案者は、投資を行えるようにするために、トレードの承認および共同承認を行う、議決権を有する投資委員会のメンバー2名の承認を得なければならない。トレードが承認を得られれば、トレード・トラッカー(ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオ内に組み入れる選択肢を有するトレード・アイデアの「メニュー」)に追加される。

提案者、承認者および共同承認者の報酬が、トレード・トラッカーのメニューに追加されるあらゆるトレードのパフォーマンスに連動することになる点は、重要である。

運用プロセス



規律、信頼性、再現性、持続性を重視

ポートフォリオ構築

指名を受けたポートフォリオ・マネジャーは、自らの責任で、各ファンドの各々の投資方針に一致する適切なトレードをトレード・トラッカーから選び出し、ポートフォリオを構築する。このような決定には、ポートフォリオのリスクおよびリターンの方針や、ポートフォリオ・マネジャーのトレードそのものに対する確信度を前提とした、トレードのフィージビリティ（実現可能性）およびスタビリティ（適合性）の評価が含まれる。

ポートフォリオ・マネジャーは、分析およびモデリング部門と密接に連携し、ポートフォリオのリスク・バジェットおよび方針、現行の投資機会およびその他の資金のエクスポージャーを前提に、トレードに配分する適正なリスク量を決定する。分析およびモデリング部門は、このプロセスを支援するために、トレード・トラッカーの「メニュー」上の様々なトレード全体のシナリオと相関性の分析を行い、各トレードを組み入れることがファンド全体のリスクや分散に及ぼす影響を評価し、かつ、予想外の要因によるエクスポージャーの把握、管理、およびモニタリングを徹底して行うよう努める。

独立したリスク部門が、グローバル・リスク・システム（GRS）を使用してポートフォリオおよびモデルを監視する。投資リスクに加え、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、規制リスク、信用リスクおよび取引相手リスクを継続的に監視する。

ポートフォリオの構築において、トレード間の相関性や市場のベータ（ β ）値に対する相関性が重要な判断材料であることは明らかである。一方で、投資運用会社は、タイムホライズン（時間幅）を通じた分散がもう一つのポイントであると考えている。ここで鍵となるのは、短期、中期および長期のタイムホライズンで適度にバランスの効いたトレードを含む、分散されたファンドを構築することである。

モニタリング

毎週行われる投資委員会の会合は、市場、投資パフォーマンスおよびトレード・トラッカーの「メニュー」上の個々のトレードに及ぶリスクのモニタリングを行うための、正式な公開討論の場を設けている。

これを円滑に進めるために、投資委員会の会合では、トレード・トラッカーの「メニュー」に含まれるすべてのトレード（元々のトレード・テーマ、パフォーマンスの綿密な分析や、事前に定める利益／損失の計測水準に対してトレードが負担するリスクを含む。）を徹底的に究明する機会を設けている。

議長は交代制で、議長は自らの責任で、市場や経済の動向を根拠に、元々のトレード・テーマ、マイルストーン、設定時に定めた利益／損失の計測水準を参照しながらトレードへの承認者との交渉に臨むため、会合で重要な役割を果たしている。リスク部門のメンバーも、投資委員会の会合に出席し、さらに、すべてのポートフォリオの正式なリスク検証の司会を毎月務めている。

(b) デジタル・トランスフォーメーション・テーマ（米ドル）

このアクティブ運用を行うエクイティ戦略は、テーマ、セクターおよび国別に分散された50～80の銘柄にグローバルに投資している。

UBS デジタル・トランスフォーメーションは、我々の日常生活のあらゆる側面に関わるデジタル・トランスフォーメーションおよびイノベーションに伴う著しい成長機会に対するエクスポージャーを提供することを目指す。eコマース、フィンテック、デジタルデータ、セキュリティ・安全性、ヘルステックおよび実現技術などを含む、デジタル化の恩恵を受ける様々な厳選され、特定されたテーマおよび銘柄へのアクセスを提供する。

このプロセスはボトムアップであるが、これらのテーマから利益を得るために適した位置付けにある企業を特定することを目指している。また、デジタル・トランスフォーメーションの最前線で力強い成長を遂げている企業(ただし、これらに限られない。)に対するエクスポージャーを提供し、デジタル・トランスフォーメーションを通じて主導的な地位に復活したより成熟した企業に加え、デジタル・トランスフォーメーションを可能にする基盤技術を販売する企業を特定することを目指している。

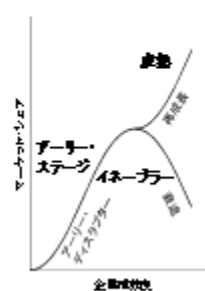
UBSグローバルウェルス・マネジメント(WM)のCIOは、投資ユニバースを構築

1. UBS WMはデジタル・トランスフォーメーションのテーマと株式ユニバース(最大800銘柄)を決定
2. テーママッピングのため、追加商品の評価



UBSアセット・マネジメントは、銘柄選定し、ポートフォリオを管理

3. 投資チームは、定額されたユニバースおよびそれを越えて、企業に関するファンダメンタル調査を実施
4. 洗練されたポートフォリオおよびリスク管理ツールを用いて、デジタル・トランスフォーメーション・ユニバースに基づいた「ベストアイデア」銘柄のポートフォリオを作成
3. 定額された戦略に従ってポートフォリオを管理しつつ、機会とリスクを探索



投資プロセスにおいては、UBS ウェルス・マネジメント(WM)のCIOリサーチ能力と、UBSアセット・マネジメント(AM)の銘柄選択およびポートフォリオ管理の専門知識を組み合わせる。前者は投資テーマおよびユニバースを定義し、後者は銘柄選択およびポートフォリオ管理を行う。

銘柄選択に関して、UBS AMの投資チームは、4つの次元(すなわち、UBS ブレンデッドESGスコア、絶対的ESGリスク、ガバナンスリスクおよび論争)にわたるESGリスクの特定および監視をサポートする独自のUBSリスク・ダッシュボードを参照しつつ、ESGリスク要因をプロセスに組み込んでいる。

ポートフォリオ・マネージャー、証券アナリストおよびサステナブル・インベストメント・リサーチ&スペシャリスト・チームは、質的洞察によりESGリスク・ダッシュボードを補完するために共同で取り組んでいる。企業リサーチはすべて、エンゲージメント・ノートおよび企業リサーチノートを含む共通リサーチプラットフォーム上で共有されており、これらには、とりわけ企業のサステナビリティ・プロファイルを扱う一連の質問が含まれる。

UBS独自の ESGリスク・ダッシュボード

4つの次元にわたりESGリスクを特定および監視する独自の手法

UBS ESG リスク・シグナル

- ・ 社内外の情報源から構築されたブレンドドスコア
- ・ 10,000を超える企業をカバー
- ・ リサーチおよび企業に対するエンゲージメントの優先順位付けのための、明確かつ実用的なシグナル

企業	セクター	ESG リスク・シグナル	環境ESGリスク		「社会」ESGリスク	
			UBS ブレンデッド ESGスコア	環境ESGリスク	社会ESGリスク	リスク
A	生命・健康保険	なし	4.0	中	8.2	合併
B	小売・一般消費財	あり	3.7	中	0.0	合併
C	インフラストラクチャー・サービス	あり	0.5	重大	1.5	不合併
D	テクノロジー・ハードウェア、サービス	なし	4.2	中	10.0	監視リスト
E	多様な消費財・サービス	あり	2.1	低	5.0	合併
F	ソフトウェア・サービス	なし	9.3	低	10.0	合併
G	飲料	あり	1.0	高	3.0	合併
H	小売・一般消費財	なし	3.4	高	4.0	監視リスト

リスク管理 / リスク統制

グローバル・インベストメント・ソリューションズ・チームの一部であるリスク管理グループの主な目的は、投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーが最大のリスク調整後リターンを得るよう手助けすることである。

すべてのリスク・モデルおよびリスク・システムは、投資プロセスを通じて展開される。状況に合わせたリスク管理ツールが必要であるため、「画一的な」リスク管理商品には依拠していない。投資運用会社は、すべての資産クラスのための意思決定プロセスに適合する最先端の独自モデルの開発に多額の資金を注入してきた。

独自のリスク管理システムは、株式、債券および多様な資産から成るポートフォリオを対象とする。ポジションは、毎日の営業終了時にファンドの会計システムからダウンロードされ、夜を徹して処理される。その結果は、イントラネットを通じてポートフォリオ・マネジャーに配信される。このようにして、ポートフォリオ・マネジャーは正確かつ最新のリスク情報を受け取る。

グローバル・エクイティ・リスク管理システム (GERS) は、独自の株式リスク・モデルを提供する。これらのモデルは、リスクに関する長期および短期の見解を提示する。リスク・モデル要素は、業種、国および規模によってグループ化され、投資プロセスに対応する。また、GERSのBarraリスク・モデルも提供され、ポートフォリオ・マネジャーに対しリスクに関する代替的 / 補完的見解を示す。

リスク管理は、責任や名声に関する損害を回避するためにも、資産運用業務にとって特に重要な要素となる。最高水準のリスクの特定、リスク管理およびリスク統制は、運用グループの成功、評判および継続的な強さにとって不可欠であり、経営陣とスタッフはあらゆるリスクに対し最善の市場慣行を開発し適用することに注力している。

UBSアセット・マネジメントのリスク管理は、職務の適切な分離を含む強固な内部統制の原則に基づいている。リスク管理・統制は、投資運用・リサーチ部門と共に業務分野全体で行われており、リスク担当最高責任者と緊密に連携しているグループ内のリスク管理部門により別途監視されている。

法務 / コンプライアンス

法務 / コンプライアンス・グループは、グローバル投資運用部門および顧客勘定管理部門と明確に分離されている。コンプライアンス・オフィサーと法務スタッフは、運用部門の規制上および業務上の手続きの検討を行う。さらに、顧客ガイドラインおよび契約遵守についてポートフォリオのレビューを行う会議が定期的に設定されている。

ファンドの管理体制

管理会社

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

UBS アセット・マネジメント(ヨーロッパ) エス・エイ

投資運用会社

UBS アセット・マネジメント(アメリカス) エルエルシー

ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

(3) 【大株主の状況】

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ

(2025年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数(株)	比率(%)
UBSアセット・ マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラセ45、CH- 8001 チューリッヒ、スイス	6,873	100

UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー

(2025年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数 ^(注) (株)	比率 (%)
UBSアメリカス・インク (UBS Americas Inc.)	コーポレーション・サービス・ カンパニー、 251 リトル・フォールズ・ ドライブ、ウィルミントン、 デラウェア州、アメリカ合衆国	該当なし	75.3
CSAMアメリカス・ホール ディング・コーポレーション (CSAM Americas Holding Corp.)	コーポレーション・サービス・ カンパニー、 251 リトル・フォールズ・ ドライブ、ウィルミントン、 デラウェア州、アメリカ合衆国	該当なし	22.7
UBSアセット・ マネジメント・ホールディン グ・エルエルシー (UBS AM Holdings LLC)	コーポレーション・サービス・ カンパニー、 251 リトル・フォールズ・ ドライブ、ウィルミントン、 デラウェア州、アメリカ合衆国	該当なし	2.0

(注) UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシーは、デラウェア州の有限責任会社である。デラウェア州の有限責任会社は、株式を発行せず、法令により、利用されない。

ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

(2025年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ユービーエス・エイ・ジー (UBS AG)	バーンホフ・シュトラセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	100,000,000	100

(4)【役員の状況】

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ

(2025年12月末日現在)

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
マニユエル・ローラー (Manuel Roller)	チェアマン、 ディレクター/ ボード・メンバー	2025年3月28日	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ、スイス、 ヘッド・オブ・ファンド・マネジメント	該当なし
フランチェスカ・ ジリ・プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	2019年12月5日	UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ、ルクセンブルグ大公国、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
ウジェーヌ・ デル・シオッポ (Eugène Del Cioppo)	ディレクター/ ボード・メンバー	2022年9月2日	UBSファンド・マネジメント(スイス)エイ・ジー、バーゼル、スイス、 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
アン・シャルロット・ ローヤー (Ann-Charlotte Lawyer)	ディレクター/ ボード・メンバー	2022年1月1日	ルクセンブルグ大公国、 インディペンデント・ ディレクター	該当なし
ジョヴァンニ・パピーニ (Giovanni Papini)	ディレクター/ ボード・メンバー	2025年10月29日	メンバー・オブ・ザ・ UBSAM ディビジョン EMEA マネジメント・ コミッティー	該当なし
フランчесコ・グラナ (Francesco Grana)	ディレクター/ ボード・メンバー	2025年10月29日	ヘッド・オブ・グローバル・ホールセール・クライアント・カバレッジ・ アンド・ヘッド・オブ・ EMEA AMリージョン	該当なし

UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー

(2025年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ジェームス・ポチャー (James Poucher)	チェアマン/マネジャー	2024年3月1日就任	該当なし
ミーガン・ザベル (Meggan Zabel)	マネジャー	2024年3月1日就任	該当なし

シェリー・ワン - シャシーヌ (Shelley Wong-Chassine)	ディレクター/ ボード・メンバー	2025年5月22日就任	該当なし
オマール・タリク (Omar Tariq)	ディレクター/ ボード・メンバー	2025年5月22日就任	該当なし

ユービーエス・スイス・エイ・ジー (チューリッヒ)

(2025年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
ロジャー・フォン・メントレン (Roger von Mentlen)	チェアマン	2023年11月1日就任	該当なし
バーバラ・ランバート (Barbara Lambert)	ディレクター/ ボード・メンバー	2022年4月5日就任	該当なし
ダニエル・ジェイ・クリティン (Daniel J. Crittin)	ディレクター/ ボード・メンバー	2016年4月25日就任	該当なし
ガブリエラ・フーパー (Gabriela Huber)	ヴァイス・チェアマン	2015年6月12日就任	該当なし
マルクス・バウマン (Markus Baumann)	ディレクター/ ボード・メンバー	2025年4月9日就任	該当なし
クラウディア・ディル (Claudia Dill)	ディレクター/ ボード・メンバー	2023年11月1日就任	該当なし
ダミアン・フォーゲル (Damian Vogel)	ディレクター/ ボード・メンバー	2023年11月1日就任	該当なし

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ

管理会社は、本投資法人と管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。

管理会社は、本投資法人の所在地事務代行会社としても行為している。

2025年12月末日現在、管理会社は以下のとおり、453本の投資信託/投資法人等のサブ・ファンドの管理・運用を行っている。

国別(設立国)	種別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託/投資法人等	449	586,973,159.50 オーストラリア・ドル
			3,138,243,728.10 カナダ・ドル
			18,924,746,074.25 スイス・フラン
			3,327,913,049.70 中国元
			4,547,232,394.94 デンマーク・クローネ
			78,133,799,797.73 ユーロ
			4,053,304,607.64 英ポンド
			2,253,321,353.51 香港ドル
			1,369,431,336,103.42 日本円
			50,261,142.97 シンガポール・ドル
			141,884,741,505.60 米ドル
フランス		2	137,323,394.79 ユーロ
イタリア		2	849,922,142.12 ユーロ

UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー

2025年12月末日現在、UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシーは50本のサブ・ファンドを運用しており、そのうち運用資産額上位10位のサブ・ファンドは、以下のとおりである。

	名称	基本的性格	設定日	純資産総額 (ユーロ)
1	UBS (Lux) Real Estate Funds Selection - Global	変動資本を有する 投資法人	2008年6月30日	5,342,130,512
2	Multi Manager Access II - US Multi Credit	変動資本を有する 投資法人	2007年11月27日	4,893,143,681
3	Multi Manager Access II - Emerging Markets Debt	変動資本を有する 投資法人	2013年12月2日	4,882,249,408
4	Multi Manager Access II - European Multi Credit	変動資本を有する 投資法人	2011年11月22日	4,236,809,377
5	Multi Manager Access II - High Yield	変動資本を有する 投資法人	2016年4月13日	3,431,704,206
6	UBS (Lux) Equity Sicav - USA Growth (USD)	変動資本を有する 投資法人	2004年10月13日	3,142,579,862
7	Credit Suisse Nova (Lux) - UBS Nova (Lux) Global Senior Loan Fund	変動資本を有する 投資法人	2011年7月1日	2,938,538,300
8	Focused Fund - Corporate Bond USD	契約型投資信託	2003年9月12日	2,200,879,530
9	UBS (Lux) Equity Sicav - US Total Yield (USD)	変動資本を有する 投資法人	2013年2月15日	1,801,629,937
10	UBS (Lux) Equity Sicav - Long Term Themes (USD)	変動資本を有する 投資法人	2016年1月28日	1,659,339,830

(注1) - 単位当たり純資産価格は開示していない。

(注2) 上記は管理会社から提供された情報に基づく。

ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

2025年12月末日現在、ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は53本のサブ・ファン
ドを運用しており、そのうち運用資産額上位10位のサブ・ファンドは、以下のとおりである。

	名称	基本的性格	設定日	純資産総額 (ユーロ)
1	Multi Manager Access II - US Multi Credit	変動資本を有する 投資法人	2007年11月27日	4,893,143,681
2	Multi Manager Access II - Emerging Markets Debt	変動資本を有する 投資法人	2013年12月2日	4,882,249,408
3	Multi Manager Access II - European Multi Credit	変動資本を有する 投資法人	2011年11月22日	4,236,809,377
4	Multi Manager Access II - High Yield	変動資本を有する 投資法人	2016年4月13日	3,431,704,206
5	UBS (Lux) Strategy Fund - Balanced (CHF)	契約型投資信託	1994年7月1日	1,747,988,995
6	Multi Manager Access - EMU Equities	変動資本を有する 投資法人	2014年7月11日	1,743,526,990
7	UBS (Lux) Equity Sicav - Long Term Themes (USD)	変動資本を有する 投資法人	2016年1月28日	1,659,339,830
8	Multi Manager Access - Green, Social and Sustainable Bonds	変動資本を有する 投資法人	2022年3月10日	1,522,416,346
9	UBS (Lux) Strategy Fund - Yield (CHF)	契約型投資信託	1991年9月13日	1,467,862,252
10	Global Opportunities Access - High Yield and EM Bonds	変動資本を有する 投資法人	2014年11月3日	1,236,891,983

(注1)一部のファンドについては、ユービーエス・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は、管理会社の選定およびアセット・アロケーションについてのみ責任を負っている。

(注2)一単位当たり純資産価格は開示していない。

(注3)上記は管理会社から提供された情報に基づく。

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」「主支払事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

UBSヨーロッパSEの資本金は、2025年12月末日現在、446,001,086ユーロ(約822億円)である。なお、UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店に資本金はない。

b. 事業の内容

UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS(ルクセンブルグ)エス・エイがUBS ドイツランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社(Societas Europaea)の法的形態が採用されたことにより設立された。

同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。
ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE

(Northern Trust Global Services SE)(「管理事務代行会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEの資本金は、2025年12月末日現在、393,067,791ユーロ(約725億円)である。

b. 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSEは、欧州会社(Societas Europaea)であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則(EC)2157/2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動(投資会社のものを含む)に従事することである。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)(UBS Asset Management Switzerland AG, Zurich)(「元引受会社」)

a. 資本金の額

2025年12月末日現在、500,000スイス・フラン(約9,920万円)

b. 事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社(「代行協会員」「日本における販売会社」)

a. 資本金(株主資本)の額

2025年12月末日現在、5,165百万円

b. 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

(2) 【関係業務の概要】**UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店**

本投資法人は保管受託銀行との間で保管および支払事務代行契約を締結した。当該契約により、保管受託銀行はファンド資産の保管銀行として行為し、2002年12月20日付ルクセンブルグ法に基づく保管者としての任務および責任を担い、すべての必要な支払事務代行業務を行うことに同意した。

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEは、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。さらに、本投資法人の登録・名義書換事務代行者として、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEは、適用されるマネー・ロンダリング防止に関する法令を遵守するために、投資家に関し必要な情報を収集し確認を行う責任も負う。また、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEは、投資家向けの文書の作成および発送を担う顧客コミュニケーション・サービスを提供する。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

ファンド資産について元引受会社として、投資証券の販売に必要な業務を行う。

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社

日本における投資証券の代行協会員ならびに販売会社としての業務を行う。

(3) 【資本関係】

該当事項なし。

第5【外国投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

b. 原文の財務書類は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブおよびすべてのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載している。

日本文の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、各サブ・ファンドには以下に記載した投資証券以外の投資証券も存在するが、以下に記載した投資証券に関連する部分を抜粋して日本文に記載している。

グローバル・アロケーション(米ドル)クラスP - a c c 投資証券

デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)クラスP - a c c 投資証券

c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。

d. 原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.56円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【2025年9月30日終了年度】

【貸借対照表】

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)
純資産計算書

	2025年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	374,943,001.11	58,701,076
投資有価証券、未実現評価(損)益	64,500,260.04	10,098,161
投資有価証券合計(注1)	439,443,261.15	68,799,237
現金預金、要求払預金および預託金勘定	7,878,100.63 *	1,233,395
その他の流動資産(マージン)	16,072,857.77	2,516,367
有価証券売却未収金(注1)	17,824,801.41	2,790,651
発行未収金	3,472.92	544
流動資産に係る未収利息	0.03	0
未収配当金	15,186.33	2,378
その他の資産	53,591.07	8,390
その他の未収金	230,267.60	36,051
金融先物に係る未実現利益(注1)	209,716.50	32,833
先渡為替契約に係る未実現利益(注1)	357,037.29	55,898
資産合計	482,088,292.70	75,475,743
負 債		
スワップに係る未実現損失	(577,444.47)	(90,405)
当座借越に係る未払利息	(127.72)	(20)
有価証券購入未払金(注1)	(10,773,897.85)	(1,686,761)
買戻未払金	(179,313.79)	(28,073)
定率報酬引当金(注2)	(699,338.78)	(109,488)
年次税引当金(注3)	(30,077.33)	(4,709)
引当金合計	(729,416.11)	(114,197)
負債合計	(12,260,199.94)	(1,919,457)
期末現在純資産	469,828,092.76	73,556,286

* 2025年9月30日現在、現金預金には取引の相手方のために担保に供された金額が含まれており、ジェー・ピー・モルガンについては460,000.00米ドルである。

注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)
運用計算書

自2024年10月1日 至2025年9月30日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	638,404.61	99,949
配当金(注1)	1,821,738.23	285,211
スワップに係る受取利息(注1)	137,420.99	21,515
証券貸付に係る純収益(注16)	40,812.56	6,390
その他の収益(注4)	72,553.42	11,359
収益合計	2,710,929.81	424,423
費 用		
スワップに係る支払利息(注1)	(145,527.77)	(22,784)
定率報酬(注2)	(7,712,125.77)	(1,207,410)
年次税(注3)	(105,751.20)	(16,556)
その他の手数料および報酬(注2)	(126,344.93)	(19,781)
現金および当座借越に係る利息	(12,113.57)	(1,897)
費用合計	(8,101,863.24)	(1,268,428)
投資純(損)益	(5,390,933.43)	(844,005)
実現(損)益(注1)		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	16,219,621.82	2,539,344
オプションに係る実現(損)益	(514,682.25)	(80,579)
利回り評価証券および短期金融商品に係る 実現(損)益	237,993.78	37,260
金融先物に係る実現(損)益	5,214,243.44	816,342
先渡為替契約に係る実現(損)益	8,531,066.32	1,335,624
スワップに係る実現(損)益	(625,142.46)	(97,872)
為替差(損)益	(199,034.89)	(31,161)
実現(損)益合計	28,864,065.76	4,518,958
当期実現純(損)益	23,473,132.33	3,674,954
未実現評価(損)益の変動(注1)		
無オプション市場価格証券に係る 未実現評価(損)益	38,239,964.27	5,986,849
利回り評価証券および短期金融商品に係る 未実現評価(損)益	1,609.45	252
金融先物に係る未実現評価(損)益	(37,692.52)	(5,901)
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	1,656,526.89	259,346
スワップに係る未実現評価(損)益	(577,444.47)	(90,405)
未実現評価(損)益の変動合計	39,282,963.62	6,150,141
運用の結果による純資産の純増(減)	62,756,095.95	9,825,094

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)
純資産の変動

自2024年10月1日 至2025年9月30日

	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	210,814,660.80	33,005,143
発行額	248,080,479.09	38,839,480
買戻額	(51,387,485.57)	(8,045,225)
純発行(買戻)合計	196,692,993.52	30,794,255
支払配当金(注5)	(435,657.51)	(68,207)
投資純(損)益	(5,390,933.43)	(844,005)
実現(損)益合計	28,864,065.76	4,518,958
未実現評価(損)益の変動合計	39,282,963.62	6,150,141
運用の結果による純資産の純増(減)	62,756,095.95	9,825,094
期末現在純資産	469,828,092.76	73,556,286

発行済投資証券数の変動表

自2024年10月1日 至2025年9月30日

クラスP-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	10,048,364.5740
期中発行投資証券数	43,546.8500
期中買戻投資証券数	(661,620.1140)
期末現在発行済投資証券数	9,430,291.3100

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)

3年度比較数値

	ISIN	2025年9月30日	2024年9月30日	2023年9月30日
純資産額(米ドル)		469,828,092.76	210,814,660.80	216,059,517.46
クラスP-acc	LU0197216392			
発行済投資証券数(口)		9,430,291.3100	10,048,364.5740	12,363,457.8420
1口当たり純資産価格(米ドル)		20.55	18.43	15.48
1口当たり発行・買戻価格(米ドル) ¹		20.55	18.43	15.48
¹ 注記1を参照				

パフォーマンス

	通貨	2024年 / 2025年	2023年 / 2024年	2022年 / 2023年
クラスP-acc	米ドル	11.5%	19.1%	4.7%

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、投資証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

サブ・ファンドは、ベンチマークを持たない。

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)

組入証券の構造

2025年9月30日現在

地域別分布表	(純資産に対する百分率)	業種別分布表	(純資産に対する百分率)
ルクセンブルグ	46.93 %	投資信託	64.08 %
アイルランド	23.46	抵当および資金貸出機関	6.47
アメリカ合衆国	19.81	インターネット、ソフトウェア・ITサービス	4.88
イギリス	2.81	銀行および金融機関	4.20
ジャージー	0.19	電子工学・半導体	2.54
スウェーデン	0.19	コンピュータ・ハードウェア、ネットワーク装置	1.70
カナダ	0.14	小売り・百貨店	1.61
合計	93.53	医薬品・化粧品・医療品	0.95
		金融および持株会社	0.84
		グラフィックデザイン・出版・メディア	0.71
		機械工学・産業機器	0.58
		エネルギー・水道	0.51
		石油	0.48
		航空宇宙産業	0.37
		自動車	0.36
		バイオテクノロジー	0.35
		保険	0.34
		国および中央政府	0.31
		不動産	0.30
		環境保護・リサイクル	0.30
		食品・清涼飲料	0.28
		各種消費財	0.21
		たばこ・アルコール	0.20
		通信	0.20
		ヘルスケア、社会事業	0.20
		建築業・資材	0.16
		各種サービス	0.12
		化学	0.11
		繊維・衣服・革製品	0.09
		交通・運輸	0.08
		合計	93.53

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
純資産計算書

	2025年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	373,357,163.75	58,452,798
投資有価証券、未実現評価(損)益	184,493,024.83	28,884,228
投資有価証券合計(注1)	557,850,188.58	87,337,026
現金預金、要求払預金および預託金勘定	5,681,870.56	889,554
発行未収金	689,949.08	108,018
未収配当金	122,047.62	19,108
その他の未収金	58.28	9
資産合計	564,344,114.12	88,353,715
負 債		
先渡為替契約に係る未実現損失(注1)	(941,391.79)	(147,384)
買戻未払金	(1,207,597.36)	(189,061)
定率報酬引当金(注2)	(325,921.73)	(51,026)
年次税引当金(注3)	(38,616.73)	(6,046)
その他の手数料および報酬引当金(注2)	(461.78)	(72)
引当金合計	(365,000.24)	(57,144)
負債合計	(2,513,989.39)	(393,590)
期末現在純資産	561,830,124.73	87,960,124

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
運用計算書

自2024年10月1日 至2025年9月30日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	236,799.27	37,073
配当金(注1)	2,294,487.60	359,225
証券貸付に係る純収益(注16)	38,390.34	6,010
その他の収益(注4)	137,955.30	21,598
収益合計	2,707,632.51	423,907
費 用		
定率報酬(注2)	(3,446,784.79)	(539,629)
年次税(注3)	(137,065.23)	(21,459)
その他の手数料および報酬(注2)	(145,750.42)	(22,819)
現金および当座借越に係る利息	(5,045.89)	(790)
費用合計	(3,734,646.33)	(584,696)
投資純(損)益	(1,027,013.82)	(160,789)
実現(損)益(注1)		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	82,182,171.99	12,866,441
先渡為替契約に係る実現(損)益	2,497,654.36	391,033
為替差(損)益	(116,060.81)	(18,170)
実現(損)益合計	84,563,765.54	13,239,303
当期実現純(損)益	83,536,751.72	13,078,514
未実現評価(損)益の変動(注1)		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価(損)益	48,221,089.59	7,549,494
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	(1,166,078.26)	(182,561)
未実現評価(損)益の変動合計	47,055,011.33	7,366,933
運用の結果による純資産の純増(減)	130,591,763.05	20,445,446

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)
純資産の変動

	自2024年10月1日 至2025年9月30日	
	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	567,134,500.01	88,790,577
発行額	133,744,917.46	20,939,104
買戻額	(269,641,055.79)	(42,215,004)
純発行(買戻)合計	(135,896,138.33)	(21,275,899)
投資純(損)益	(1,027,013.82)	(160,789)
実現(損)益合計	84,563,765.54	13,239,303
未実現評価(損)益の変動合計	47,055,011.33	7,366,933
運用の結果による純資産の純増(減)	130,591,763.05	20,445,446
期末現在純資産	561,830,124.73	87,960,124

発行済投資証券数の変動表

	自2024年10月1日 至2025年9月30日	
	(口)	
クラスP-acc		
期首現在発行済投資証券数	281,437.8340	
期中発行投資証券数	38,118.7670	
期中買戻投資証券数	(42,892.8890)	
期末現在発行済投資証券数	276,663.7120	

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)

3年度比較数値

	ISIN	2025年9月30日	2024年9月30日	2023年9月30日
純資産額 (米ドル)		561,830,124.73	567,134,500.01	294,087,860.83
クラスP-acc	LU2054465674			
発行済投資証券数 (口)		276,663.7120	281,437.8340	282,745.1970
1口当たり純資産価格 (米ドル)		265.91	213.41	153.67
1口当たり発行・買戻価格 (米ドル) ¹		265.91	213.41	153.67

¹ 注記1を参照

パフォーマンス

	通貨	2024年 / 2025年	2023年 / 2024年	2022年 / 2023年
クラスP-acc	米ドル	24.6%	38.9%	29.3%

ベンチマーク：²

	米ドル	17.3%	31.8%	20.8%
MSCI World (net div. reinvested)				

² 当該サブ・ファンドはアクティブ運用される。指数は、当該サブ・ファンドのパフォーマンスを測定する際の参照指標として用いられることがある。

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、投資証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

組入証券の構造

2025年9月30日現在

地域別分布表	(純資産に対する百分率)	業種別分布表	(純資産に対する百分率)
アメリカ合衆国	80.19 %	インターネット、ソフトウェア・ITサービス	42.29 %
台湾	3.55	電子工学・半導体	29.06
オランダ	3.42	コンピュータ・ハードウェア、ネットワーク装置	10.28
中国	3.18	小売り・百貨店	6.16
カナダ	1.68	銀行および金融機関	5.30
日本	1.66	グラフィックデザイン・出版・メディア	1.98
韓国	1.37	金融および持株会社	1.37
ウルグアイ	1.10	医薬品・化粧品・医療品	1.16
イスラエル	1.05	保険	0.97
スウェーデン	0.97	宿泊・仕出し・レジャー	0.72
ドイツ	0.69	合計	99.29
イギリス	0.43		
合計	99.29		

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

財務書類に対する注記

2025年9月30日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。

重要な会計方針は、以下のとおりに要約される。

a) 純資産価額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの特定投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためだけに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）を指し、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

さらに、以下の特則が適用される。

- ・サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - チャイナ・アロケーション・オポチュニティ（米ドル）に関して、中華人民共和国における通常の銀行営業日でない日は本サブ・ファンドの営業日とはみなされない。
- ・サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - チャイナ・エクイティ・アンコンストレインド（米ドル）に関して、中華人民共和国および/または香港における通常の銀行営業日でない日は本サブ・ファンドの営業日とはみなされない。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、当該投資証券クラスに課される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

すべてのサブ・ファンドにシングル・スイング・プライシングの原理が適用される。

期末現在純資産額にシングル・スイング・プライシング調整があった場合、サブ・ファンドの純資産額情報の3年度比較数値から確認できる。1口当たり発行・買戻価格は、調整後の純資産価格を表す。

b) 評価原則

- 流動資産は、(現金、銀行預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息という形態にかかわらず)いずれも額面として評価されるが、かかる価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その評価額は、その真正価値に達するために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。当該証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該資産の主要市場である証券取引所における直近の入手可能な価格が適用される。証券取引所において通常取引されない証券、派生商品およびその他の資産について、標準的な市場に基づく値付けによる流通市場が証券トレーダー間で存在する場合、本投資法人はこれらの価格に基づいて当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていないが、公認され、公開の他の定期的にかかれる規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、当該市場における直近の入手可能な価格により評価される。
- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場で取引されておらず、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、予想販売価格に基づき誠意をもって本投資法人が選ぶその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品(店頭派生商品)は、独立の価格提供業者に基づいて評価される。派生商品について、利用できる独立の価格提供業者がただ1社のみの場合、得られた評価の妥当性は、派生商品の対象資産の時価に基づき本投資法人が認めた計算モデルを使用して検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業(UCITS)および/または集合投資事業(UCIs)の受益証券は、その最終資産価額で評価される。
- 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから計算される。このプロセスには次の原則が適用される。残余期間が最も近い金利が、各短期金融商品について補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手の信用力を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付けに重大な変更がある場合には調整される。
- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグの平均為替レート(買呼値と売呼値の仲値)または入手不可能な場合、当該通貨を最も代表する市場におけるレートをを用いて評価される。
- 定期預金および信託預金は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算はすべての現金流入額の出額の正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算(ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。)および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、当該証券に依拠し、適用されるUBSグローバル評価方針に従い選択される。

上述した規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、純資産の適切な評価を遂行するために、誠意をもって他の一般に認められておりかつ検証可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

本投資法人のサブ・ファンドの一部が、資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、本投資法人は、上記の規定に従うことなく、評価時のこれらのサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資される証券は、概して、上記の1口当たりの純資産価格を計算する時に入手

可能な最新の価格に基づいて評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、本投資法人が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、本投資法人は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、本投資法人が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての投資証券クラスに常に適用される。

本投資法人は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置を本投資法人の関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な資産の評価よりも評価の信頼性を高める。また、適正価格での評価は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。本投資法人が1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、本投資法人が資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する場合に本投資法人が純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現投資主の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

さらに、特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。かかる新評価が投資証券の事後の発行、買戻しおよび転換について有効となる。再評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前のみ行われる。発行、買戻しおよび転換は、唯一の純資産価格に基づいてのみ処理される。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる(「スイング・プライシング」)。

投資証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況は、取締役会の裁量により決定される。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の投資主(申込みの場合)または残存する投資主(買戻しの場合)が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

- (a) サブ・ファンドが一定の下落(すなわち買戻しによる純流出)を記録した場合。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。
- (c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、
- (d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、投資証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは投資証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額

は、()見積もり税金費用、()サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および()サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。調整は通常、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の最大2%に制限されるものとする。取締役会は、例外的な状況(例えば、高い市場ボラティリティおよび/または流動性、例外的な市況、市場の混乱等)において、サブ・ファンドおよび/または評価日に関して、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、当該調整が実勢の市況を代表するものであることおよび投資主の最善の利益に資するものであることを取締役会が正当化できることを条件とする。当該希薄化調整は、取締役会が決定した方法に従って計算される。投資主は、一時的措置が導入された時点および終了した時点で、通常の連絡経路を通じて通知される。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

c) 証券売買実現純(損)益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現(損)益は、評価日に適用される先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

本投資法人の連結財務書類は、ユーロ(EUR)で表示される。本投資法人の2024年9月30日現在の連結純資産計算書、連結運用計算書および連結純資産変動計算書の各種科目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2025年9月30日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1ユーロ = 1.175000 米ドル(USD)

償還または合併されたサブ・ファンドについて、連結財務書類の換算に用いられた為替レートは、償還日または合併日現在のものである。

i) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、「配当落ち」日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

外国為替取引による未収金および未払金は相殺される。

k) サブ・ファンド間投資

2025年9月30日現在、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル) は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブの他のサブ・ファンドに以下の投資を行った。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)	金額 (米ドル)
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ヨーロピアン・エクイティ・バリュー・オポチュニティ (ユーロ)	37,442,133.95
クラスU - X - ACC 投資証券	
合計	37,442,133.95

サブ・ファンド間投資の総額は、100,382,048.65ユーロである。したがって、期末現在の調整済み連結純資産は、3,669,331,316.34ユーロである。

1) スワップおよび差金決済取引

本投資法人は、金利スワップ契約、金利スワップシヨンの金利先渡し契約およびクレジット・デフォルト・スワップまたは差金決済取引(以下「CFD」という。)を締結することができる。ただし、当該契約は、この種の取引を専門とする第一級の金融機関との間で執行される場合に限る。

シンセティック・エクイティ・スワップは、投資先の株式価格を基に評価される。スワップと株式が同じ通貨建てでない場合、株式価格が換算される。

スワップ取引の価値は、外部のサービス提供会社が計算し、また別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算は、インフローとアウトフロー双方のすべてのキャッシュフローの正味現在価値に基づいている。

特定の場合に、ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた当社内部での算出額および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。

評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBSグローバル評価方針に従って決定される。当該評価方法は、取締役会によって認可されている。未実現損益の変動は、「スワップ/CFDに係る未実現評価(損)益」の変動の下で運用計算書に計上される。

終了もしくは満期の時点で生じたスワップの損益は、運用計算書に「スワップに係る実現(損)益」として記帳される。

注2 - 定率報酬

本投資法人は、サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率報酬を投資証券クラス「P」「N」「K-1」「F」「G」「Q」「QL」「I-A1」「I-A2」「I-A3」および「I-A4」のために支払う。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

	定率報酬	上限定率報酬 名称に「ヘッジ」を含む クラス受益証券の料率
名称に「P」が付く投資証券クラス	1.710%	年率1.760%

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)

	定率報酬	上限定率報酬 名称に「ヘッジ」を含む クラス受益証券の料率
名称に「P」が付く投資証券クラス	2.040%	年率2.090%

上記の定率報酬から、以下の報酬が支払われる。

1. 本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理、投資助言および販売に関して(該当する場合)、また保管受託銀行のすべての職務(本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等)に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる(上限定率報酬)。名称に「ヘッジ」を含むクラス投資証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための報酬が含まれる。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。上限定率報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよび特別な投資方針」の項に記載されている。

本報酬は、「定率報酬」として運用計算書に計上されている。

2. 上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人の資産にも請求される追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に支払う一切の手数料。
- c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査法人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。
- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。
- e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む。)。
- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、K I D s、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト(該当する場合、外国の監督官庁に支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。)。
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)。
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の使用権に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ公表されており、および/または本投資法人の総費用率(T E R)の開示において考慮される。
当該手数料および報酬は、「その他の手数料および報酬」として運用計算書に計上されている。
- l) 本投資法人の取締役を支払われる手数料、コストおよび費用(合理的な立替費用、保険料および取締役会に関連する合理的な交通費ならびに取締役の報酬)。

これらの手数料および報酬は、運用計算書の「その他の手数料および報酬」に表示されている。

3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人の収益および資産に対し課せられるすべての税金、特に年次税("taxe d'abonnement")も本投資法人が負担する。

定率報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

投資証券クラス「I - B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用(本投資法人、UCI管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる)を賄うために請求される。資産運用および販売に関す

る費用は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の代理人との間で直接結ばれた個別契約に基づき、本投資法人を除いて請求される。

投資証券クラス「I-X」「K-X」および「U-X」の資産運用、ファンド管理事務(本投資法人、UCI管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる)および販売について実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

投資証券クラス「K-B」の資産運用を目的として実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の販売パートナーの1つが受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

個々のサブ・ファンドに帰属する費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。

個々の投資証券クラスに帰属する費用は、それらの投資証券クラスに請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンド/投資証券クラスに関連して発生した場合には、これらの費用は当該サブ・ファンド/投資証券クラスに対してその純資産額に比例して請求される。その投資方針がその他の現存する投資信託(UCIsまたはUCITS)に投資することを容認するサブ・ファンドに関しては、当該対象ファンドおよびサブ・ファンドの両段階で支払が生じる。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬(成功報酬を除く)は、販売報酬を考慮して最大で3.00%となる場合がある。

サブ・ファンドが、管理会社により、または共同経営もしくは支配を通じてまたは実質的に直接保有もしくは間接保有を通じて、管理会社と関係する別の会社により、直接的または委託によって運営されるファンドの受益証券への投資を行う場合、対象ファンドの受益証券に関して、投資を行うサブ・ファンドに発行または買戻手数料は課されることはない。

本投資法人の現行の手数料の詳細は、KIDsに記載されている。

注3 - 年次税

本投資法人はルクセンブルグ法に準拠する。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額に基づいて年率0.05%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない(投資証券クラスF、I-A1、I-A2、I-A3、I-A4、I-B、I-XおよびU-Xクラスについては年率0.01%に減額される)。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額に基づいて計算される。年率0.01%への低減税率の適用を受けるための条件を充足しない場合、投資証券クラスF、I-A1、I-A2、I-A3、I-A4、I-B、I-XおよびU-Xのすべての投資証券について年率0.05%の課税が行われる可能性がある。

注4 - その他の収益

その他の収益は、主にスイング・プライシングから生じる収益で構成される。

注5 - 分配

特定のサブ・ファンドまたは投資証券クラスについて分配金を支払うか否か、またどの程度の分配金を支払うかは、当該サブ・ファンドの投資主総会が、本投資法人の取締役会の提案に従って、年次決算の終了後に決定するものとする。

分配金の支払いの結果として、本投資法人の純資産額が2010年法に定める会社の最低資産額を下回ってはならない。分配が行われる場合、会計年度の終了後4か月以内に支払いを行うものとする。

本投資法人の取締役会は、中間配当金を支払うか否か、また分配金の支払いを停止するか否かを決定する権限を有している。

分配金が実際の収益受益権に対応するよう、収益調整額が計算される。

注6 - ソフト・コミッション契約

ポートフォリオ・マネジャーに適用される法律で認められている場合、ポートフォリオ・マネジャーおよびその関係会社は、サブ・ファンドの代わりに証券取引を行う特定のブローカーとソフト・コミッション契約を結ぶことができる。この契約では、投資判断をサポートするために提供された特定の商品およびサービスは、見返りに直接支払うことなく受け取ることになる。このようなコミッションは、香港証券先物委員会によりソフト・ダラーと定義される。これは、取引執行が最良執行基準に合致している場合のみであり、執行サービスおよび/またはブローカーが提供するブローカー・サービスの価値に関連して、ブローカー・フィーが妥当であるという信念に基づいて決定されている。

受け取った商品およびサービスには、調査サービスのみが含まれていた。ブローカーから受け取る調査の相対的な費用または便益は、ポートフォリオ・マネジャーおよびその関連会社はその顧客または運用するファンドに対する全般的な責任を果たす上で、受け取った調査が全体として有利になると考えられるため、特定のクライアントまたはファンド間で配分されない。実行されたソフト・コミッション契約を有するブローカーと締結した取引金額および当該取引のためにサブ・ファンドにより支払われた関連報酬は、以下のとおりである。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	ソフト・コミッション契約に基づきブローカーとの間で執行された取引金額 (米ドル)	当該取引のためにサブ・ファンドにより支払われた関連報酬 (米ドル)
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)	282,831,444.16 米ドル	56,293.50 米ドル

上記の項目を除き、他のサブ・ファンドと比較可能な契約はない。

注7 - 金融先物、オプションおよびスワップの契約

2025年9月30日現在の個々のサブ・ファンドおよび各通貨の金融先物、オプションおよびスワップに係る契約は、以下のように要約できる。

a) 金融先物

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)	指数関連金融先物 (購入) 147,063,705.32 米ドル	指数関連金融先物 (売却) 79,431,074.49 米ドル
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)	債券関連金融先物 (購入) 180,291,123.31 米ドル	債券関連金融先物 (売却) 54,514,944.34 米ドル
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	金利関連金融先物 (購入) 該当なし	金利関連金融先物 (売却)

債券または指数に係る金融先物契約 (もしあれば) は、金融先物の時価 (契約数 × 想定契約規模 × 先物の市場価格) に基づき計算される。

b) オプション

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	指数に係るオプション、従来型 (売却) 該当なし
--------------------------	-----------------------------

c) スワップ

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)	指数スワップおよび 指数先渡スワップ (購入) 8,022,555.53 米ドル	指数スワップおよび 指数先渡スワップ (売却) - 米ドル
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	差金決済取引 (購入) 該当なし	差金決済取引 (売却)

注8 - 総費用比率 (TER)

この比率は、アセット・マネジメント・アソシエーション・スイス (AMAS) の「TERの計算および公表に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産 (運用費用) に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12か月のTERは、以下のとおりである。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	総費用比率 (TER)
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル) クラス P - a c c 投資証券	1.79%
- グローバル・アロケーション (米ドル) クラス P - a c c 投資証券	2.25%

運用期間が12か月未満の投資証券のクラスに関するTERは、年率換算されている。

取引コスト、利息費用、証券貸付費用および為替ヘッジに関連して生じたその他コストは、TERに含まれていない。

注9 - ポートフォリオ回転率 (PTR)

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

$$\frac{(\text{購入合計} + \text{売却合計}) - (\text{発行合計} + \text{買戻し合計})}{\text{当期中の平均純資産}}$$

当期中の平均純資産

当期中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	ポートフォリオ回転率 (PTR)
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)	21.13%
- グローバル・アロケーション (米ドル)	48.46%

注10 - 取引費用

取引費用には、当年度中に発生したブローカー手数料、印紙代、地方税およびその他の海外費用が含まれる。取引報酬には、購入および売却証券の費用が含まれる。

2025年9月30日に終了した年度に、ファンドは、以下のような投資有価証券の購入または売却ならびに類似取引に関連する取引費用を負担した。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	取引費用
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)	118,889.09米ドル
- グローバル・アロケーション (米ドル)	82,788.97米ドル

注11 - 関連当事者との取引

本注記の文脈での関連当事者とは、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドに関する香港証券先物委員会の規約に定義されている関連当事者をいう。サブ・ファンドとその関連当事者との間で年度中に締結されたすべての取引は、通常の業務の過程において通常の取引条件で行われた。

a) 証券取引およびデリバティブ金融商品取引

香港で販売が許可されている以下のサブ・ファンドに関して、2023年10月1日から2024年9月30日までの会計年度において管理会社の関連会社であるブローカー（オプションを除く）、ポートフォリオ運用会社、保管受託銀行または取締役会を通じて行われた証券およびデリバティブ金融商品の額について、記述されている。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との証券および デリバティブ金融商品の取引額	証券取引比率
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)	2,686,376.61 米ドル	0.15% 米ドル
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との証券取引およびデリ バティブ金融商品取引の手数料	手数料平均比率
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)	1,037.11 米ドル	0.00% 米ドル

注記10「取引費用」に記載のとおり、確定利付投資、取引所で取引される先物契約およびその他のデリバティブ契約の取引費用は、投資の売買価格に含まれるため、ここでは個別には記載されていない。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との(株式、株式類似証 券およびデリバティブ金融商品を除 く)その他の有価証券の取引数量	証券取引比率
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)	0.00 米ドル	0.00% 米ドル

通常の市場慣行に従い、関連当事者との「(株式および株式類似証券を除く)その他の有価証券」に係る取引に関して本投資法人に課せられる手数料はなかった。

当該取引は、通常の取引の過程で、通常の取引条件で締結された。

関連当事者との取引の額のサブ・ファンドの通貨への換算に関して、2025年9月30日現在の財務書類の為替レートが使用された。

b) 本投資法人の投資証券取引

関連当事者は、サブ・ファンド/投資証券クラスが実質的な純資産を有するまでに投資され続けることを意図して、シード・キャピタル(「直接投資」)を提供する目的で、新しいサブ・ファンド/投資証券クラスに投資することができる。当該投資は独立企業間で行われ、事後取引/マーケット・タイミング防止の要件をすべて満たしている。関連当事者は、ファンドまたは本投資法人に対する管理または支配力を行使する目的で投資することができない。

2025年9月30日現在、管理会社およびその関連会社/関連当事者は、香港で登録されたサブ・ファンド/投資証券クラスとシード・キャピタルを締結していない。

c) 取締役の保有

管理会社およびその関連当事者は、サブ・ファンドの投資証券の発行および買戻しが認められている。管理会社の取締役および本投資法人の取締役は、2025年9月30日現在、香港で販売許可を受けたサブ・ファンドを保有していない。

注12 - デフォルト証券

債券がデフォルト(英文目論見書に規定されているクーポン/元本の支払いが行われていない)に陥っているが、相場価格が存在する場合、最終的な支払いが期待されるため、債券はポートフォリオに保持される。さらに、相場価格が存在せず、最終的な支払いが見込まれない過去にデフォルトした債券も存在する。これらの債券はサブ・ファンドによって全額償却されている。これらの債券から生じる可能性のあるリターンをサブ・ファンドに配分する管理会社によって監視されている。それらは投資有価証券明細表に表示されず、この注記において別個に表示される。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・エクイティーズ (米ドル)

債券	通貨	想定元本
TIANHE CHEMICALS G USD0.000001	香港ドル	2,680,000.00

注13 - 事象

a) 以下の償還が生じた。

サブ・ファンド	日付
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - アジア・アロケーション・オポチュニティ (米ドル)	2025年4月28日
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ヨーロピアン・エクイティ・サステナブル・リーダーズ (ユーロ)	2024年10月17日
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ターンアラウンド・エクイティ・オポチュニティーズ (米ドル)	2025年6月13日

b) 以下の合併が生じた。

サブ・ファンド	合併先	最終計算日	効力発生日
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (スイス・フラン)	UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)	2024年10月24日	2024年10月25日
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (ユーロ)	UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)	2024年10月24日	2024年10月25日
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・マルチ・インカム (米ドル)	UBS (Lux) ストラテジー・シキャブ - ダイナミック・インカム (米ドル)	2024年12月10日	2024年12月11日

c) 以下の名称変更が生じた。

旧名称	新名称	日付
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ヨーロピアン・ファイナンシャル・デット・サステナブル (ユーロ)	UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ヨーロピアン・ファイナンシャル・デット (ユーロ)	2025年5月20日

注14 - 後発事象

期末後に財務書類において調整または開示を必要とする事象はなかった。

注15 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、本投資法人および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資家の賠償請求に関する件については、本投資法人および/または保管受託銀行は、本投資法人投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らおよびファンドを服せしめることを選択することができる。

当財務書類については英語版が公認されたものであり、英語版のみが独立した監査人によって監査された。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資家に対して投資証券が販売される場合、本投資法人および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳(すなわち、本投資法人および保管受託銀行によって承認されたもの)に自らが拘束されるものと認めることができる。

注16 - 店頭派生商品および証券貸付

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある(または履行することができない)リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。本投資法人が適用される契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は、本投資法人のため保管受託銀行により保管されるものとする。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事

由の結果、担保に関する本投資法人の権利または承認が遅延するか、制限されるか、または消滅することもある。その場合、本投資法人は、当該債務を担保するためにそれまでに利用可能であった証券を有していたにもかかわらず、強制的に店頭取引の枠組みにおいて債務を履行することになる。

本投資法人は、第三者に本投資法人の組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパ SE ルクセンブルグ支店は、証券貸付代理店として従事している。

証券貸付取引および/または店頭派生商品に関連して受領した担保のすべての市場価値は、販売目論見書に定めるヘアカット適用後の金額に減額されている。

担保の内訳はすべて、当該ヘアカット適用後の価額に基づいて算出されている。

店頭派生商品*

以下のサブ・ファンドの無担保店頭派生商品は、代わりに証拠金勘定を有する。

サブ・ファンド 取引相手	未実現(損)益	受領した担保
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)		
バンク・オブ・アメリカ	- 2,259.49 米ドル	0.00 米ドル
パークレイズ	- 4,224.02 米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	- 3,269.12 米ドル	0.00 米ドル
H S B C	- 888,051.12 米ドル	0.00 米ドル
モルガン・スタンレー	- 27,643.90 米ドル	0.00 米ドル
ノムラ	- 3,355.86 米ドル	0.00 米ドル
スタンダードチャータード銀行	- 2,748.67 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	8.29 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	- 9,847.90 米ドル	0.00 米ドル
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)		
パークレイズ	- 7,087.27 米ドル	0.00 米ドル
カナディアン・インペリアル・バンク	10,554.17 米ドル	0.00 米ドル
シティバンク	- 27,459.75 米ドル	0.00 米ドル
H S B C	206,347.77 米ドル	450,025.00 米ドル
ジェー・ピー・モルガン	- 220,094.92 米ドル	0.00 米ドル
スタンダードチャータード銀行	- 9,097.17 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	46.93 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	- 173,616.94 米ドル	0.00 米ドル

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)

資産種類別の担保構成	比率
H S B C	
現金	100.00%
債券	0.00%
株式	0.00%

貸付証券

2025年9月30日現在の貸付証券による
相手方エクスポージャー*

2025年9月30日
現在の担保内訳
(比重%)

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	貸付証券の時価	担保(ユービーエス・スイス・エイ・ジー)	株式	債券	現金
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)	50,572,113.24 米ドル	53,461,339.83 米ドル	56.38	43.62	0.00
- グローバル・アロケーション(米ドル)	11,933,038.71 米ドル	13,804,156.98 米ドル	56.38	43.62	0.00

* 相手方エクスポージャーの価格および為替レート情報は、2025年9月30日に証券貸付代理人から直接入手されるため、2025年9月30日現在の財務書類の作成に使用された終値および為替レートとは異なる可能性がある。

	UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・ テーマ(米ドル)	UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)
貸付証券収益	63,983.90 米ドル	68,020.93 米ドル
貸付証券費用*		
ユービーエス・ スイス・エイ・ジー	19,195.17 米ドル	20,406.28 米ドル
UBSヨーロッパ ルクセンブルグ支店	6,398.39 米ドル	6,802.09 米ドル
貸付証券純収益	38,390.34 米ドル	40,812.56 米ドル

* 総収入の30%を証券貸付サービス・プロバイダーであるユービーエス・スイス・エイ・ジーが、10%を有価証券貸付代理人であるUBSヨーロッパルクセンブルグ支店がコスト/手数料として留保している。

【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

【投資有価証券明細表等】

U B S (Lux)キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)

2025年9月30日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物/先渡為替契約/ スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
株式			
カナダ			
USD SHOPIFY INC COM NPV CL A	4 553.00	676 621.33	0.14
カナダ合計		676 621.33	0.14
ジャージー			
USD APTIV PLC ORD USD0.01	10 540.00	908 758.80	0.19
ジャージー合計		908 758.80	0.19
スウェーデン			
USD SPOTIFY TECHNOLOGY COM EURO.000625	1 274.00	889 252.00	0.19
スウェーデン合計		889 252.00	0.19
アメリカ合衆国			
USD ADVANCED DRAINAGE COM USD0.01	5 772.00	800 576.40	0.17
USD ADVANCED MICRO DEV COM USD0.01	4 652.00	752 647.08	0.16
USD ALPHABET INC CAP STK USD0.001 CL A	19 214.00	4 670 923.40	0.99
USD AMAZON COM INC COM USD0.01	23 799.00	5 225 546.43	1.11
USD ANALOG DEVICES INC COM	1 837.00	451 350.90	0.10
USD APOLLO GLOBAL MANA COM USD0.00001	5 563.00	741 381.01	0.16
USD APPLE INC COM NPV	22 633.00	5 763 040.79	1.23
USD APPLOVIN CORP COM USD0.00003 CL A	924.00	663 930.96	0.14
USD ARISTA NETWORKS IN COM USD0.0001 (PST REV SPT)	8 027.00	1 169 614.17	0.25
USD BERKSHIRE HATHAWAY CLASS'B'COM USD0.0033	3 820.00	1 920 466.80	0.41
USD BIO RAD LABS INC CL A	3 409.00	955 849.51	0.20
USD BLACKROCK INC COM USD0.01	1 052.00	1 226 495.24	0.26
USD BOEING CO COM USD5	3 086.00	666 051.38	0.14
USD BOSTON SCIENTIFIC COM USD0.01	6 611.00	645 431.93	0.14
USD BRISTOL-MYRS SQUIB COM STK USD0.10	29 919.00	1 349 346.90	0.29
USD BROADCOM CORP COM USD1.00	6 766.00	2 232 171.06	0.48
USD BURLINGTON STORES COM USD0.0001	2 679.00	681 805.50	0.15
USD CAPITAL ONE FINL COM USD0.01	9 452.00	2 009 306.16	0.43
USD CELSIUS HOLDINGS I COM USD0.001	8 882.00	510 626.18	0.11
USD COOPER COS INC COM USD0.10 (P/S)	11 863.00	813 327.28	0.17
USD DEVON ENERGY CORP NEW COM	20 834.00	730 440.04	0.16
USD DOLLAR GENERAL CP COM USD0.875	8 217.00	849 226.95	0.18
USD DYNATRACE INC COM USD0.001	16 983.00	822 826.35	0.18
USD ELI LILLY AND CO COM NPV	2 169.00	1 654 947.00	0.35
USD EXPAND ENERGY CORP COM USD0.01	10 879.00	1 155 784.96	0.25
USD EXXON MOBIL CORP COM NPV	3 122.00	352 005.50	0.08
USD FIRST CTZNS BANCSHARES INC N C CL A	396.00	708 507.36	0.15
USD FIRST HORIZON CORP COM USD0.625	44 282.00	1 001 216.02	0.21
USD FIRST SOLAR INC COM STK USD0.001	2 175.00	479 652.75	0.10
USD GATES INDL CORP PL COM USD0.01	23 551.00	584 535.82	0.12
USD HUBSPOT INC COM USD0.001	978.00	457 508.40	0.10
USD INGERSOLL RAND INC COM USD1.00	16 535.00	1 366 121.70	0.29
USD INTERNATIONAL FLAVORS&FRAGRANC COM	11 511.00	708 386.94	0.15

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物/先渡為替契約/ スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
USD JOHNSON CTLS INTL COM USD0.01	8 820.00	969 759.00	0.21
USD KRAFT HEINZ CO COM USD0.01	31 009.00	807 474.36	0.17
USD LIBERTY MEDIA CORP COM USD0.01 FORMULA ONE C	8 765.00	915 504.25	0.20
USD LYFT INC COM USD0.00001 CLASS A	17 671.00	388 938.71	0.08
USD MARSH & MCLENNAN COM USD1	4 025.00	811 158.25	0.17
USD MARVELL TECHNOLOGY COM USD0.002	9 697.00	815 226.79	0.17
USD MASTERCARD INC COM USD0.0001 CLASS 'A'	3 089.00	1 757 054.09	0.37
USD META PLATFORMS INC	4 009.00	2 944 129.42	0.63
USD MICRON TECHNOLOGY COM USD0.10	5 619.00	940 171.08	0.20
USD MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	14 474.00	7 496 808.30	1.60
USD NEXTERA ENERGY INC COM USD0.01	22 041.00	1 663 875.09	0.35
USD NIKE INC CLASS'B'COM NPV	6 041.00	421 238.93	0.09
USD NORTHROP GRUMMAN COM USD1	1 792.00	1 091 901.44	0.23
USD NVIDIA CORP COM USD0.001	43 928.00	8 196 086.24	1.74
USD ORACLE CORP COM USD0.01	5 671.00	1 594 912.04	0.34
USD PHILIP MORRIS INTL COM STK NPV 'WI'	5 892.00	955 682.40	0.20
USD PROGRESSIVE CP(OH) COM USD1	3 271.00	807 773.45	0.17
USD PROLOGIS INC COM USD0.01	7 577.00	867 718.04	0.18
USD REGAL REXNORD CORP COM USD0.01	6 181.00	886 602.64	0.19
USD ROPER TECHNOLOGIES COM USD0.01	981.00	489 214.89	0.10
USD S&P GLOBAL INC COM USD1	980.00	476 975.80	0.10
USD T-MOBILE US INC COM USD0.0001	3 990.00	955 126.20	0.20
USD TAKE TWO INTERACTI COM USD0.01	5 753.00	1 486 345.08	0.32
USD TESLA INC COM USD0.001	1 770.00	787 154.40	0.17
USD THERMO FISHER SCIE COM USD1	598.00	290 041.96	0.06
USD UNITEDHEALTH GRP COM USD0.01	2 720.00	939 216.00	0.20
USD VOYA FINL INC COM USD0.01	10 520.00	786 896.00	0.17
USD VULCAN MATERIALS COM STK USD1	2 436.00	749 362.32	0.16
USD WALMART INC COM USD0.10	7 634.00	786 760.04	0.17
USD WALT DISNEY CO/THE	9 098.00	1 041 721.00	0.22
USD WASTE MGMT INC DEL COM	2 644.00	583 874.52	0.12
USD WELLS FARGO & CO COM USD1 2/3	12 362.00	1 036 182.84	0.22
USD WELLTOWER INC COM USD1	3 068.00	546 533.52	0.12
USD WESTLAKE CORP COM USD0.01	6 507.00	501 429.42	0.11
USD WILLIAMS COS INC COM USD1	11 899.00	753 801.65	0.16
USD ZSCALER INC COM USD0.001	3 086.00	924 750.76	0.20
アメリカ合衆国合計		91 588 449.79	19.50
株式合計		94 063 081.92	20.02
商品証券			
アイルランド			
USD ISHARES PHYSICAL SILVER ETC 11-PRP	117 180.00	5 171 446.35	1.10
アイルランド合計		5 171 446.35	1.10
イギリス			
USD UBS AG LONDON/ETC UBS BLBG INDUSTRIAL METAL TOT RET 07-PRP	3 393.00	4 740 021.00	1.01
USD UBS AG LONDON/ETC UBS BLOOMBERG CMC1 ENERGY INDEX 08-PRP	4 157.00	4 302 495.00	0.91
USD UBS AG/LONDON/CMAGTR USD 16-PRP	24 305.00	4 170 738.00	0.89
イギリス合計		13 213 254.00	2.81
商品証券合計		18 384 700.35	3.91
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および 短期金融商品合計		112 447 782.27	23.93

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物/先渡為替契約/ スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品			
財務省証券(T-bill)、ゼロ・クーポン			
米ドル			
USD AMERICA, UNITED STATES OF TB 0.00000% 20.02.25-19.02.26	1 500 000.00	1 478 041.08	0.31
米ドル合計		1 478 041.08	0.31
財務省証券(T-bill)、ゼロ・クーポン合計		1 478 041.08	0.31
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および 短期金融商品合計		1 478 041.08	0.31
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改訂済)の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs			
商品証書			
アイルランド			
USD ISHARES PHYSICAL GOLD ETC 11-PRP	328 279.00	24 469 916.66	5.21
アイルランド合計		24 469 916.66	5.21
商品証書合計		24 469 916.66	5.21
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD ISHARES MSCI CHINA TECH UCITS ETF-ACCUM SHS USD-CAP	807 529.00	4 796 480.00	1.02
USD KRANESHARES CSI CHINA INTRNT-ACCUM SHS USD	225 613.00	6 745 828.70	1.44
USD UBS IRL INVESTOR SELECTION PLC-O'CONNOR CHINA-U-B-PF- USD	2 008.00	26 099 100.48	5.56
EUR UBS(IRL)INVESTOR SELECTION PLC-GLOBAL EQUITY LNG SHT-U-B- CAP	161.89	31 807 534.45	6.77
USD VANECK GOLD MINERS UCITS ETF-ACCUM SHS -A- USD	69 672.00	5 986 218.24	1.27
USD WISDOMTREE JAPAN EQUITY UCITS ETF-ACCUM SHS-JPY-USD	145 873.00	5 117 224.84	1.09
アイルランド合計		80 552 386.71	17.15
ルクセンブルグ			
EUR UBS (LUX) BOND FUND - EURO HIGH YIELD (EUR) I-X-ACC	70 736.00	14 589 140.85	3.11
USD UBS (LUX) BOND SICAV - GLOBAL CORPORATES U-X-DIST	1 992.00	22 948 059.12	4.88
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD CORPORATES U-X-ACC	2 321.00	27 852 348.15	5.93
USD UBS (LUX) BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	1 224.00	32 189 547.60	6.85
USD UBS (LUX) BOND SICAV - ASIAN HIGH YIELD U-X-ACC	1 396.00	14 155 928.60	3.01
USD UBS (LUX) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)-U-X- ACC	1 396.00	23 749 045.16	5.05
USD UBS (LUX) EQUITY FUND - MID CAPS USA U-X-ACC	15.37	211 718.83	0.05
JPY UBS (LUX) EQUITY FUND - JAPAN (JPY) U-X-ACC	2 220.00	18 410 284.15	3.92
EUR UBS (LUX) KEY SELE SICAV - EURO EQU VALUE OPP (EUR) U-X- ACC	1 909.59	37 442 133.95	7.97
CHF UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - CHF U-X-ACC	2.00	24 429.59	0.01
USD UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	34.00	446 476.10	0.09
EUR UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - EUR U-X-ACC	1.00	12 981.73	0.00
USD UBS(LUX)INSTITUTIONAL FD-EMERGING MKTS EQTY I-X-ACC	51 460.00	28 463 040.60	6.06
ルクセンブルグ合計		220 495 134.43	46.93
投資信託、オープン・エンド型合計		301 047 521.14	64.08
ルクセンブルグ2010年12月17日法(改訂済)の第41条(1)e)に 規定されたUCITS/その他のUCIs合計		325 517 437.80	69.29
投資有価証券合計		439 443 261.15	93.53

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物/先渡為替契約/ スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
金融派生商品			
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品			
債券関連金融先物			
EUR EURO-BUND FUTURE 08.12.25	226.00	175 263.00	0.04
EUR EURO-BUXL FUTURE 08.12.25	-120.00	-360 043.50	-0.08
GBP LONG GILT FUTURE 29.12.25	409.00	241 072.99	0.05
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.25	186.00	22 359.47	0.00
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 19.12.25	493.00	272 031.25	0.06
CAD CAN 10YR BOND FUTURE 18.12.25	-436.00	-825 456.37	-0.17
AUD AUSTRALIA 10YR BOND FUTURE 15.12.25	271.00	-35 778.64	-0.01
債券関連金融先物合計		-510 551.80	-0.11
指数関連金融先物			
EUR EURO STOXX 50 INDEX FUTURE 19.12.25	-166.00	-196 025.25	-0.04
USD MSCI EUROPE FUTURE NR INDEX 19.12.25	-152.00	62 320.00	0.01
EUR EURO STOXX BANKS PRICE INDEX FUTURE 19.12.25	1 143.00	25 517.48	0.01
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 19.12.25	-111.00	-153 539.81	-0.03
USD S&P500 EMINI FUTURE 19.12.25	202.00	394 605.00	0.08
USD IBOXX ISHR BND FUTURE 01.12.25	-76.00	-54 720.00	-0.01
USD IBIG IBOXX ISHARES FUTURE 01.12.25	92.00	157 060.00	0.03
JPY TOPIX INDEX FUTURE 11.12.25	60.00	65 088.76	0.01
USD MINI MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 19.12.25	190.00	84 550.00	0.02
CAD S&P/TSX 60 IX FUT FUTURE 18.12.25	10.00	59 795.89	0.01
AUD SPI 200 INDEX FUTURES 18.12.25	-158.00	81 153.74	0.02
USD E-MINI RUSSEL 1000 INDEX FUTURE 19.12.25	186.00	152 067.50	0.03
HKD HANG SENG INDEX FUTURE 30.10.25	17.00	42 394.99	0.01
指数関連金融先物合計		720 268.30	0.15
公認の証券取引所に上場されている金融派生商品合計		209 716.50	0.04
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない金融派生商品			
指数スワップおよび指数先渡スワップ			
USD JPM/JPMORGAN EMERGING MARKETS TRS EQS PAYER PERF 25-04.12.25	-8 600 000.00	-577 444.47	-0.12
USD JPM/JPMORGAN EMERGING MARKETS TR EQS REC 3ML 25-04.12.25			
指数スワップおよび指数先渡スワップ合計		-577 444.47	-0.12
公認の証券取引所に上場されておらずまた他の規制ある市場で取引されていない金融派生商品合計		-577 444.47	-0.12
金融派生商品合計		-367 727.97	-0.08

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物/先渡為替契約/ スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)		
先渡為替契約					
購入通貨 / 購入金額 / 売却通貨 / 売却金額 / 満期日					
USD	2 134 902.01	TWD 64 600 000.00	20.10.2025	10 831.57	0.00
INR	1 770 400 000.00	USD 19 997 966.77	20.10.2025	-87 010.92	-0.02
USD	2 341 445.16	KRW 3 254 000 000.00	20.10.2025	21 500.26	0.01
JPY	1 574 600 000.00	USD 10 688 958.57	20.10.2025	-7 767.67	0.00
BRL	88 570 000.00	USD 16 289 904.01	20.10.2025	273 144.14	0.06
SEK	10 500 000.00	USD 1 124 739.32	20.10.2025	-7 087.27	0.00
USD	31 542 142.93	GBP 23 305 000.00	20.10.2025	164 807.83	0.04
HKD	8 380 000.00	USD 1 077 812.67	20.10.2025	-323.94	0.00
CAD	8 310 000.00	USD 6 010 315.18	20.10.2025	-32 988.68	-0.01
AUD	4 300 000.00	USD 2 859 991.49	20.10.2025	-9 470.16	0.00
GBP	11 983 500.00	USD 16 219 063.28	20.10.2025	-84 744.67	-0.02
CAD	34 171 200.00	USD 24 714 763.17	20.10.2025	-135 651.32	-0.03
CHF	630 000.00	USD 793 336.38	20.10.2025	74.14	0.00
CHF	58 543 600.00	USD 73 722 085.33	20.10.2025	6 657.72	0.00
USD	5 406 811.81	CNH 38 415 000.00	20.10.2025	10 554.17	0.00
EUR	12 180 000.00	USD 14 297 955.84	20.10.2025	28 149.18	0.01
EUR	107 330 600.00	USD 125 994 103.37	20.10.2025	248 051.64	0.05
USD	75 826.85	CAD 104 900.00	20.10.2025	372.99	0.00
CAD	780 100.00	USD 566 097.57	20.10.2025	-4 976.94	0.00
USD	113 716.34	GBP 83 600.00	20.10.2025	1 159.15	0.00
USD	180 288.46	GBP 133 100.00	20.10.2025	1 085.57	0.00
USD	324 528.55	EUR 277 200.00	20.10.2025	-1 513.84	0.00
EUR	277 200.00	USD 324 149.23	1.10.2025	1 560.77	0.00
USD	4 680 210.02	GBP 3 485 000.00	20.10.2025	-11 916.68	0.00
USD	16 716 290.25	EUR 14 250 000.00	2.10.2025	-27 459.75	-0.01
先渡為替契約合計				357 037.29	0.08
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産				23 950 958.40*	5.10
その他の資産および負債				6 444 563.89	1.37
純資産総額				469 828 092.76	100.00

* 2025年9月30日現在、現金預金には取引の相手方のために担保に供された金額が含まれており、ジェー・ピー・モルガンについては460,000.00米ドルである。

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)
2025年9月30日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物/先渡為替契約/ スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
株式			
カナダ			
CAD CONSTELLATION SOFT COM STK NPV	1 253.00	3 402 191.27	0.60
USD SHOPIFY INC COM NPV CL A	40 715.00	6 050 656.15	1.08
カナダ合計		9 452 847.42	1.68
中国			
HKD ALIBABA GROUP HLDG USD1	267 363.00	6 082 367.36	1.09
HKD TENCENT HLDGS LIM1 HKD0.00002	90 431.00	7 705 998.80	1.37
HKD TRIP COM GROUP LTD USD0.00125	52 990.00	4 059 179.48	0.72
中国合計		17 847 545.64	3.18
ドイツ			
EUR SAP AG ORD NPV	14 444.00	3 867 850.43	0.69
ドイツ合計		3 867 850.43	0.69
イスラエル			
USD CYBER-ARK SOFTWARE COM ILS0.01	12 222.00	5 905 059.30	1.05
イスラエル合計		5 905 059.30	1.05
日本			
JPY SONY FINANCIAL HOL NPV	312 300.00	346 800.29	0.06
JPY SONY GROUP CORPORA NPV	312 300.00	9 006 234.26	1.60
日本合計		9 353 034.55	1.66
オランダ			
EUR ASML HOLDING NV EURO.09	11 568.00	11 255 866.44	2.00
EUR KONINKLIJKE PHILIPS NV EURO.20	293 511.00	7 945 929.79	1.42
オランダ合計		19 201 796.23	3.42
韓国			
KRW SAMSUNG ELECTRONIC KRW100	128 641.00	7 692 512.94	1.37
韓国合計		7 692 512.94	1.37
スウェーデン			
USD SPOTIFY TECHNOLOGY COM EURO.000625	7 845.00	5 475 810.00	0.97
スウェーデン合計		5 475 810.00	0.97
台湾			
USD TAIWAN SEMICON MAN ADS REP 5 ORD TWD10	71 344.00	19 925 665.76	3.55
台湾合計		19 925 665.76	3.55
イギリス			
USD KLARNA GROUP PLC ORD USD0.0001	66 576.00	2 440 010.40	0.43
イギリス合計		2 440 010.40	0.43

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物/先渡為替契約/ スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)
アメリカ合衆国			
USD ADVANCED MICRO DEV COM USD0.01	75 813.00	12 265 785.27	2.18
USD ALPHABET INC CAP STK USD0.001 CL A	63 271.00	15 381 180.10	2.74
USD AMAZON COM INC COM USD0.01	108 881.00	23 907 001.17	4.26
USD APPLE INC COM NPV	108 262.00	27 566 753.06	4.91
USD APPLOVIN CORP COM USD0.00003 CL A	17 018.00	12 228 113.72	2.18
USD ARISTA NETWORKS IN COM USD0.0001 (PST REV SPT)	110 894.00	16 158 364.74	2.88
USD ASTERA LABS INC COM USD0.0001	13 800.00	2 702 040.00	0.48
USD AUTODESK INC COM USD0.01	25 516.00	8 105 667.72	1.44
USD BROADCOM CORP COM USD1.00	57 573.00	18 993 908.43	3.38
USD CAPITAL ONE FINL COM USD0.01	38 028.00	8 083 992.24	1.44
USD DATADOG INC COM USD0.00001 CL A	32 478.00	4 624 867.20	0.82
USD DYNATRACE INC COM USD0.001	142 681.00	6 912 894.45	1.23
USD HUBSPOT INC COM USD0.001	18 642.00	8 720 727.60	1.55
USD INTL BUSINESS MCHN COM USD0.20	25 180.00	7 104 788.80	1.27
USD INTUITIVE SURGICAL COM USD0.001	14 584.00	6 522 402.32	1.16
USD JP MORGAN CHASE & COM USD1	44 185.00	13 937 274.55	2.48
USD LAM RESEARCH CORP COM USD0.001 (P/S)	46 280.00	6 196 892.00	1.10
USD MARVELL TECHNOLOGY COM USD0.002	150 595.00	12 660 521.65	2.25
USD MASTERCARD INC COM USD0.0001 CLASS 'A'	13 646.00	7 761 981.26	1.38
USD META PLATFORMS INC	24 770.00	18 190 592.60	3.24
USD MICRON TECHNOLOGY COM USD0.10	69 564.00	11 639 448.48	2.07
USD MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	61 863.00	32 041 940.85	5.70
USD NUTANIX INC COM USD0.000025 CL A	84 494.00	6 285 508.66	1.12
USD NVIDIA CORP COM USD0.001	221 133.00	41 258 995.14	7.34
USD ON SEMICONDUCTOR COM USD0.01	122 137.00	6 022 575.47	1.07
USD ORACLE CORP COM USD0.01	61 244.00	17 224 262.56	3.07
USD PINTEREST INC COM USD0.00001 CL A	231 505.00	7 447 515.85	1.33
USD PROGRESSIVE CP(OH) COM USD1	22 020.00	5 437 839.00	0.97
USD S&P GLOBAL INC COM USD1	11 642.00	5 666 277.82	1.01
USD SALESFORCE, INC.	12 921.00	3 062 277.00	0.55
USD SCHWAB(CHARLES)CP COM USD0.01	51 379.00	4 905 153.13	0.87
USD SERVICENOW INC COM USD0.001	8 850.00	8 144 478.00	1.45
USD SNOWFLAKE INC COM USD0.0001 CLASS A	34 408.00	7 760 724.40	1.38
USD SYNOPSYS INC COM USD0.01	16 868.00	8 322 502.52	1.48
USD TAKE TWO INTERACTI COM USD0.01	37 068.00	9 576 888.48	1.71
USD TEXAS INSTRUMENTS COM USD1	24 520.00	4 505 059.60	0.80
USD THERMO FISHER SCIE COM USD1	9 544.00	4 629 030.88	0.82
USD UNIVERSAL DISPLAY COM USD0.01	38 645.00	5 550 581.35	0.99
USD VERTIV HOLDINGS CO COM USD0.0001	27 142.00	4 094 642.12	0.73
USD WALMART INC COM USD0.10	103 795.00	10 697 112.70	1.90
USD ZSCALER INC COM USD0.001	27 392.00	8 208 286.72	1.46
アメリカ合衆国合計		450 506 849.61	80.19
ウルグアイ			
USD MERCADOLIBRE INC COM STK USD0.001	2 645.00	6 181 206.30	1.10
ウルグアイ合計		6 181 206.30	1.10
株式合計		557 850 188.58	99.29
公認の証券取引所に上場されている譲渡性のある証券および			
短期金融商品合計		557 850 188.58	99.29
投資有価証券合計		557 850 188.58	99.29

注記は当財務書類の一部である。

銘柄	数量/ 額面	米ドル建評価額 先物 / 先渡為替契約 / スワップに係る 未実現(損)益 (注1)	純資産 比率 (%)		
先渡為替契約					
購入通貨 / 購入金額 / 売却通貨 / 売却金額 / 満期日					
GBP	6 249 400.00	USD 8 520 426.96	20.10.2025	-106 373.41	-0.02
EUR	18 547 300.00	USD 21 937 727.89	20.10.2025	-122 410.34	-0.02
CHF	66 874 400.00	USD 84 879 669.69	20.10.2025	-659 268.92	-0.12
CHF	242 200.00	USD 308 378.13	20.10.2025	-3 355.86	0.00
EUR	382 500.00	USD 454 120.18	20.10.2025	-4 224.02	0.00
GBP	136 100.00	USD 185 961.05	20.10.2025	-2 719.03	0.00
CHF	1 685 200.00	USD 2 149 954.07	20.10.2025	-27 643.90	-0.01
CHF	379 700.00	USD 480 446.75	20.10.2025	-2 259.49	0.00
CHF	1 500 500.00	USD 1 892 971.48	20.10.2025	-3 269.12	0.00
USD	1 878 091.32	CHF 1 499 100.00	20.10.2025	-9 847.90	0.00
USD	191 000.17	GBP 142 500.00	20.10.2025	-858.67	0.00
GBP	142 500.00	USD 190 976.62	1.10.2025	864.01	0.00
GBP	318 700.00	USD 428 204.84	2.10.2025	845.04	0.00
CHF	219 700.00	USD 276 276.44	20.10.2025	409.74	0.00
USD	275 681.72	CHF 219 700.00	2.10.2025	-444.72	0.00
USD	428 253.86	GBP 318 700.00	20.10.2025	-836.75	0.00
EUR	64 700.00	USD 75 903.62	3.10.2025	118.88	0.00
USD	75 982.75	EUR 64 700.00	20.10.2025	-117.33	0.00
先渡為替契約合計				-941 391.79	-0.17
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産				5 681 870.56	1.01
その他の資産および負債				-760 542.62	-0.13
純資産総額				561 830 124.73	100.00

注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.9.2025
Investments in securities, cost	374 943 001.11
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	64 500 260.04
Total investments in securities (Note 1)	439 443 261.15
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	7 878 100.63*
Other liquid assets (Margins)	16 072 857.77
Receivable on securities sales (Note 1)	17 824 801.41
Receivable on subscriptions	3 472.92
Interest receivable on liquid assets	0.03
Receivable on dividends	15 186.33
Other assets	53 591.07
Other receivables	230 267.60
Unrealized gain on financial futures (Note 1)	209 716.50
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	357 037.29
TOTAL Assets	482 088 292.70
Liabilities	
Unrealized loss on swaps (Note 1)	-5 77 444.47
Interest payable on bank overdraft	-127.72
Payable on securities purchases (Note 1)	-10 773 897.85
Payable on redemptions	-1 79 313.79
Provisions for flat fee (Note 2)	-699 338.78
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-30 077.33
Total provisions	-729 416.11
TOTAL Liabilities	-12 260 199.94
Net assets at the end of the financial year	469 828 092.76

* As at 30 September 2025, cash at banks includes amounts which serve as collateral for the counterparty JP Morgan for an amount of USD 460 000.00.

Statement of Operations

	USD
Income	1.10.2024-30.9.2025
Interest on liquid assets	638 404.61
Dividends (Note 1)	1 821 738.23
Interest received on swaps (Note 1)	137 420.99
Net income on securities lending (Note 16)	40 812.56
Other income (Note 4)	72 553.42
TOTAL income	2 710 929.81
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-145 527.77
Flat fee (Note 2)	-7 712 125.77
Taxe d'abonnement (Note 3)	-105 751.20
Other commissions and fees (Note 2)	-126 344.93
Interest on cash and bank overdraft	-12 113.57
TOTAL expenses	-8 101 863.24
Net income (loss) on investments	-5 390 933.43
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	16 219 621.82
Realized gain (loss) on options	-514 682.25
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	237 993.78
Realized gain (loss) on financial futures	5 214 243.44
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	8 531 066.32
Realized gain (loss) on swaps	-625 142.46
Realized gain (loss) on foreign exchange	-199 034.89
TOTAL realized gain (loss)	28 864 065.76
Net realized gain (loss) of the financial year	23 473 132.33
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	38 239 964.27
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	1 609.45
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	-37 692.52
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	1 656 526.89
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-577 444.47
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	39 282 963.62
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	62 756 095.95

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.10.2024-30.9.2025
Net assets at the beginning of the financial year	210 814 660.80
Subscriptions	248 080 479.09
Redemptions	-51 387 485.57
Total net subscriptions (redemptions)	196 692 993.52
Dividend paid (Note 5)	-435 657.51
Net income (loss) on investments	-5 390 933.43
Total realized gain (loss)	28 864 065.76
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	39 282 963.62
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	62 756 095.95
Net assets at the end of the financial year	469 828 092.76

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.10.2024-30.9.2025
Class	I-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	23 841.8260
Number of shares issued	7 526.1740
Number of shares redeemed	-12 386.5060
Number of shares outstanding at the end of the financial year	18 981.4940
Class	(CAD hedged) I-X-dist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of shares issued	258 323.4330
Number of shares redeemed	-6 504.0670
Number of shares outstanding at the end of the financial year	251 819.3660
Class	K-1-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	0.1000
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	0.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	0.1000
Class	K-B-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of shares issued	56 040.0000
Number of shares redeemed	0.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	56 040.0000
Class	(EUR hedged) P-6%-mdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	0.0000
Number of shares issued	86 538.1630
Number of shares redeemed	-11 962.0320
Number of shares outstanding at the end of the financial year	74 576.1310
Class	P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	10 048 364.5740
Number of shares issued	43 546.8500
Number of shares redeemed	-661 620.1140
Number of shares outstanding at the end of the financial year	9 430 291.3100

Monthly Distribution¹

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
(EUR hedged) P-6%-mdist	10.12.2024	13.12.2024	EUR	0.6735
(EUR hedged) P-6%-mdist	10.01.2025	15.01.2025	EUR	0.4850
(EUR hedged) P-6%-mdist	10.02.2025	13.02.2025	EUR	0.4932
(EUR hedged) P-6%-mdist	10.03.2025	13.03.2025	EUR	0.4924
(EUR hedged) P-6%-mdist	10.04.2025	15.04.2025	EUR	0.4761
(EUR hedged) P-6%-mdist	12.05.2025	15.05.2025	EUR	0.4727
(EUR hedged) P-6%-mdist	10.06.2025	13.06.2025	EUR	0.4812
(EUR hedged) P-6%-mdist	10.07.2025	15.07.2025	EUR	0.4979
(EUR hedged) P-6%-mdist	11.08.2025	14.08.2025	EUR	0.4971
(EUR hedged) P-6%-mdist	10.09.2025	15.09.2025	EUR	0.5057

¹ See note 5

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.9.2025	30.9.2024	30.9.2023
Net assets in USD		469 828 092.76	2 10 814 660.80	216 059 517.46
Class I-X-acc	LU0423408631			
Shares outstanding		18 981.4940	23 841.8260	27 678.0800
Net asset value per share in USD		256.87	225.72	185.68
Issue and redemption price per share in USD ¹		256.87	225.72	185.68
Class (CAD hedged) I-X-dist²	LU1518506827			
Shares outstanding		251 819.3660	-	-
Net asset value per share in CAD		112.08	-	-
Issue and redemption price per share in CAD ¹		112.08	-	-
Class K-1-acc	LU0423406858			
Shares outstanding		0.1000	0.1000	0.2000
Net asset value per share in USD		12 398 936.60	11 017 881.20	9 165 951.95
Issue and redemption price per share in USD ¹		12 398 936.60	11 017 881.20	9 165 951.95
Class K-B-acc¹	LU2951569537			
Shares outstanding		56 040.0000	-	-
Net asset value per share in USD		112.60	-	-
Issue and redemption price per share in USD ¹		112.60	-	-
Class (EUR hedged) P-6%-mdist²	LU2872701433			
Shares outstanding		74 576.1310	-	-
Net asset value per share in EUR		103.90	-	-
Issue and redemption price per share in EUR ¹		103.90	-	-
Class P-acc	LU0197216392			
Shares outstanding		9 430 291.3100	10 048 364.5740	12 363 457.8420
Net asset value per share in USD		20.55	18.43	15.48
Issue and redemption price per share in USD ¹		20.55	18.43	15.48
Class (CAD hedged) P-acc²	LU2872700971			
Shares outstanding		57 134.1720	-	-
Net asset value per share in CAD		109.89	-	-
Issue and redemption price per share in CAD ¹		109.89	-	-
Class (CHF hedged) P-acc⁴	LU2872700542			
Shares outstanding		456 972.4870	137.0230	-
Net asset value per share in CHF		111.34	103.99	-
Issue and redemption price per share in CHF ¹		111.34	103.99	-
Class (EUR hedged) P-acc⁴	LU2872701516			
Shares outstanding		814 839.4690	100.5020	-
Net asset value per share in EUR		113.69	103.99	-
Issue and redemption price per share in EUR ¹		113.69	103.99	-
Class (GBP hedged) P-acc⁴	LU2872701276			
Shares outstanding		73 435.7820	100.0000	-
Net asset value per share in GBP		115.42	103.94	-
Issue and redemption price per share in GBP ¹		115.42	103.94	-
Class Q-acc	LU0423407401			
Shares outstanding		122 842.0940	139 149.6620	155 446.3890
Net asset value per share in USD		154.59	137.26	114.09
Issue and redemption price per share in USD ¹		154.59	137.26	114.09
Class (CAD hedged) Q-acc²	LU2872701193			
Shares outstanding		6 098.2930	-	-
Net asset value per share in CAD		110.93	-	-
Issue and redemption price per share in CAD ¹		110.93	-	-

	ISIN	30.9.2025	30.9.2024	30.9.2023
Class (CHF hedged) Q-acc¹	LU2872700625			
Shares outstanding		78 195.5060	-	-
Net asset value per share in CHF		108.24	-	-
Issue and redemption price per share in CHF ²		108.24	-	-
Class (EUR hedged) Q-acc³	LU2872701607			
Shares outstanding		82 711.3810	-	-
Net asset value per share in EUR		110.50	-	-
Issue and redemption price per share in EUR ⁴		110.50	-	-
Class (GBP hedged) Q-acc²	LU2872701359			
Shares outstanding		31 034.4710	-	-
Net asset value per share in GBP		112.25	-	-
Issue and redemption price per share in GBP ⁴		112.25	-	-

¹ See note 1

² First NAV: 21.10.2024

³ First NAV: 13.12.2024

⁴ First NAV: 9.9.2024

Performance

	Currency	2024/2025	2023/2024	2022/2023
Class I-X-acc	USD	13.8%	21.6%	6.9%
Class (CAD hedged) I-X-dist ¹	CAD	-	-	-
Class K-1-acc	USD	12.5%	20.2%	5.7%
Class K-B-acc ¹	USD	-	-	-
Class (EUR hedged) P-6%-midst ¹	EUR	-	-	-
Class P-acc	USD	11.5%	19.1%	4.7%
Class (CAD hedged) P-acc ¹	CAD	-	-	-
Class (CHF hedged) P-acc	CHF	7.1%	-	-
Class (EUR hedged) P-acc	EUR	9.3%	-	-
Class (GBP hedged) P-acc	GBP	11.0%	-	-
Class Q-acc	USD	12.6%	20.3%	5.8%
Class (CAD hedged) Q-acc ¹	CAD	-	-	-
Class (CHF hedged) Q-acc ¹	CHF	-	-	-
Class (EUR hedged) Q-acc ¹	EUR	-	-	-
Class (GBP hedged) Q-acc ¹	GBP	-	-	-

¹ Due to the recent launch, there is no data for the calculation of the performance available.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming shares.

The performance data were not audited.

The subfund has no benchmark.

Report of the Portfolio Manager

The subfund generated a positive performance in the financial year. Most asset classes contributed to the positive performance over the financial year, with equity contributing the most followed by FX and commodities. Fixed income detracted slightly. Within equities, the strong positive contribution was predominately driven by the allocation to US equity. Within fixed income, positive and negative contributions came from both rates and credit bonds. Government bonds, IG credit and HY all contributed positively to performance, however emerging market debt detracted. Our active currency trades also made a positive contribution to performance over the financial year. Within commodities, gold and silver had a standout year and contributed positively to performance.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets

Luxembourg	46.93
Ireland	23.46
United States	19.81
United Kingdom	2.81
Jersey	0.19
Sweden	0.19
Canada	0.14
TOTAL	93.53

Economic Breakdown as a % of net assets

Investment funds	64.08
Mortgage & funding institutions	6.47
Internet, software & IT services	4.88
Banks & credit institutions	4.20
Electronics & semiconductors	2.54
Computer hardware & network equipment providers	1.70
Retail trade, department stores	1.61
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	0.95
Finance & holding companies	0.84
Graphic design, publishing & media	0.71
Mechanical engineering & industrial equipment	0.58
Energy & water supply	0.51
Petroleum	0.48
Aerospace industry	0.37
Vehicles	0.36
Biotechnology	0.35
Insurance	0.34
Countries & central governments	0.31
Real Estate	0.30
Environmental services & recycling	0.30
Food & soft drinks	0.28
Miscellaneous consumer goods	0.21
Tobacco & alcohol	0.20
Telecommunications	0.20
Healthcare & social services	0.20
Building industry & materials	0.16
Miscellaneous services	0.12
Chemicals	0.11
Textiles, garments & leather goods	0.09
Traffic & transportation	0.08
TOTAL	93.53

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.9.2025
Investments in securities, cost	373 357 163.75
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	184 493 024.83
Total investments in securities (Note 1)	557 850 188.58
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	5 681 870.56
Receivable on subscriptions	689 949.08
Receivable on dividends	122 047.62
Other receivables	58.28
TOTAL Assets	564 344 114.12
Liabilities	
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-941 391.79
Payable on redemptions	-1 207 597.36
Provisions for flat fee (Note 2)	-325 921.73
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-38 616.73
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-461.78
Total provisions	-365 000.24
TOTAL Liabilities	-2 513 989.39
Net assets at the end of the financial year	561 830 124.73

Statement of Operations

	USD
	1.10.2024-30.9.2025
Income	
Interest on liquid assets	236 799.27
Dividends (Note 1)	2 294 487.60
Net income on securities lending (Note 16)	38 390.34
Other income (Note 4)	137 955.30
TOTAL income	2 707 632.51
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-3 446 784.79
Taxe d'abonnement (Note 3)	-137 065.23
Other commissions and fees (Note 2)	-145 750.42
Interest on cash and bank overdraft	-5 045.89
TOTAL expenses	-3 734 646.33
Net income (loss) on investments	-1 027 013.82
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	82 182 171.99
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	2 497 654.36
Realized gain (loss) on foreign exchange	-116 060.81
TOTAL realized gain (loss)	84 563 765.54
Net realized gain (loss) of the financial year	83 536 751.72
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	48 221 089.59
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-1 166 078.26
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	47 055 011.33
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	130 591 763.05

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.10.2024-30.9.2025
Net assets at the beginning of the financial year	567 134 500.01
Subscriptions	133 744 917.46
Redemptions	-269 641 055.79
Total net subscriptions (redemptions)	-135 896 138.33
Net income (loss) on investments	-1 027 013.82
Total realized gain (loss)	84 563 765.54
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	47 055 011.33
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	130 591 763.05
Net assets at the end of the financial year	561 830 124.73

Changes in the Number of Shares outstanding

1.10.2024-30.9.2025	
Class	F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	967 028.2130
Number of shares issued	220 731.5740
Number of shares redeemed	-567 238.9320
Number of shares outstanding at the end of the financial year	620 520.8550
Class	(EUR hedged) F-dist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	3 102.0000
Number of shares issued	1 020.0000
Number of shares redeemed	-1 302.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	2 820.0000
Class	F-UKdist
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	2 490.0000
Number of shares issued	8 510.0000
Number of shares redeemed	-1 660.0000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	9 340.0000
Class	I-A3-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	126 935.0890
Number of shares issued	20 656.5080
Number of shares redeemed	-10 416.8950
Number of shares outstanding at the end of the financial year	137 174.7020
Class	K-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	270 047.1070
Number of shares issued	0.0000
Number of shares redeemed	-171 597.9920
Number of shares outstanding at the end of the financial year	98 449.1150
Class	P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	281 437.8340
Number of shares issued	38 118.7670
Number of shares redeemed	-42 892.8890
Number of shares outstanding at the end of the financial year	276 663.7120
Class	(CHF hedged) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	102 674.0440
Number of shares issued	50 959.0030
Number of shares redeemed	-26 254.9690
Number of shares outstanding at the end of the financial year	127 378.0780
Class	(EUR hedged) P-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	22 573.3960
Number of shares issued	3 470.0230
Number of shares redeemed	-2 627.7770
Number of shares outstanding at the end of the financial year	23 415.6420
Class	Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	148 297.6250
Number of shares issued	5 105.6360
Number of shares redeemed	-36 971.5850
Number of shares outstanding at the end of the financial year	116 431.6760

Class	(CHF hedged) Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	157 630.1640
Number of shares issued	68 976.7080
Number of shares redeemed	-44 466.4350
Number of shares outstanding at the end of the financial year	182 140.4370
Class	(EUR hedged) Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	42 438.5510
Number of shares issued	25 844.2360
Number of shares redeemed	-14 837.0660
Number of shares outstanding at the end of the financial year	53 445.7210
Class	(GBP hedged) Q-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	68 935.7730
Number of shares issued	150.0000
Number of shares redeemed	-36 358.7850
Number of shares outstanding at the end of the financial year	32 726.9880
Class	U-X-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	16 906.0000
Number of shares issued	4 598.0000
Number of shares redeemed	-8 645.5000
Number of shares outstanding at the end of the financial year	12 858.5000

Annual Distribution¹

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Themes (USD)	Ex-Date	Pay-Date	Currency	Amount per share
(EUR hedged) F-dist	2.12.2024	5.12.2024	EUR	0.00
F-UKdist	15.10.2024	18.10.2024	USD	0.00

¹ See note 5

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Themes (USD)

Three-year comparison

	ISIN	30.9.2025	30.9.2024	30.9.2023
Net assets in USD		561 830 124.73	567 134 500.01	294 087 860.83
Class F-acc	LU2198972270			
Shares outstanding		620 520.8550	967 028.2130	1 031 372.2710
Net asset value per share in USD		203.83	161.80	115.23
Issue and redemption price per share in USD ¹		203.83	161.80	115.23
Class (CHF hedged) F-acc²	LU2570281431			
Shares outstanding		-	-	100.0000
Net asset value per share in CHF		-	-	114.43
Issue and redemption price per share in CHF ¹		-	-	114.43
Class (EUR hedged) F-dist	LU2206586609			
Shares outstanding		2 820.0000	3 102.0000	1 103.0000
Net asset value per share in EUR		174.35	141.36	102.55
Issue and redemption price per share in EUR ¹		174.35	141.36	102.55
Class F-UKdist	LU2198973245			
Shares outstanding		9 340.0000	2 490.0000	9 260.0000
Net asset value per share in USD		203.80	161.77	115.21
Issue and redemption price per share in USD ¹		203.80	161.77	115.21
Class I-A3-acc	LU2345844307			
Shares outstanding		137 174.7020	126 935.0890	126 841.6430
Net asset value per share in USD		145.13	115.38	82.29
Issue and redemption price per share in USD ¹		145.13	115.38	82.29
Class K-X-acc	LU2211527788			
Shares outstanding		98 449.1150	270 047.1070	337 930.5440
Net asset value per share in USD		182.62	144.07	101.97
Issue and redemption price per share in USD ¹		182.62	144.07	101.97
Class P-acc	LU2054465674			
Shares outstanding		276 663.7120	281 437.8340	282 745.1970
Net asset value per share in USD		265.91	213.41	153.67
Issue and redemption price per share in USD ¹		265.91	213.41	153.67
Class (CHF hedged) P-acc	LU2054466649			
Shares outstanding		127 378.0780	102 674.0440	96 944.7000
Net asset value per share in CHF		221.77	185.93	139.50
Issue and redemption price per share in CHF ¹		221.77	185.93	139.50
Class (EUR hedged) P-acc	LU2054466219			
Shares outstanding		23 415.6420	22 573.3960	17 430.8150
Net asset value per share in EUR		236.14	193.61	142.05
Issue and redemption price per share in EUR ¹		236.14	193.61	142.05
Class Q-acc	LU2054465831			
Shares outstanding		116 431.6760	148 297.6250	170 968.0280
Net asset value per share in USD		277.85	221.21	158.02
Issue and redemption price per share in USD ¹		277.85	221.21	158.02
Class (CHF hedged) Q-acc	LU2054466995			
Shares outstanding		182 140.4370	157 630.1640	135 339.6970
Net asset value per share in CHF		231.72	192.72	143.44
Issue and redemption price per share in CHF ¹		231.72	192.72	143.44

ISIN	30.9.2025	30.9.2024	30.9.2023
Class (EUR hedged) Q-acc	LU2054466482		
Shares outstanding	59 445.7210	42 438.5510	55 330.5150
Net asset value per share in EUR	246.73	200.69	146.06
Issue and redemption price per share in EUR ¹	246.73	200.69	146.06
Class (GBP hedged) Q-acc	LU2078554057		
Shares outstanding	32 726.9880	68 935.7730	88 612.2650
Net asset value per share in GBP	184.29	147.60	106.34
Issue and redemption price per share in GBP ¹	184.29	147.60	106.34
Class U-X-acc²	LU2855488610		
Shares outstanding	12 858.5000	16 906.0000	-
Net asset value per share in USD	13 252.18	10 451.19	-
Issue and redemption price per share in USD ¹	13 252.18	10 451.19	-

¹ See note 1

² For the period from 20.1.2023 to 16.1.2024 the share class (CHF hedged) F-acc was in circulation

³ First NAV: 22.7.2024

Performance

	Currency	2024/2025	2023/2024	2022/2023
Class F-acc	USD	26.0%	40.4%	30.7%
Class (CHF hedged) F-acc ¹	CHF	-	-	-
Class (EUR hedged) F-dist	EUR	23.3%	37.8%	26.9%
Class F-UKdist	USD	26.0%	40.4%	30.7%
Class I-A3-acc	USD	25.8%	40.2%	30.5%
Class K-X-acc	USD	26.8%	41.3%	31.5%
Class P-acc	USD	24.6%	38.9%	29.3%
Class (CHF hedged) P-acc	CHF	19.3%	33.3%	23.6%
Class (EUR hedged) P-acc	EUR	22.0%	36.3%	25.5%
Class Q-acc	USD	25.6%	40.0%	30.3%
Class (CHF hedged) Q-acc	CHF	20.2%	34.4%	24.6%
Class (EUR hedged) Q-acc	EUR	22.9%	37.4%	26.5%
Class (GBP hedged) Q-acc	GBP	24.9%	38.8%	28.5%
Class U-X-acc	USD	26.8%	-	-
Benchmark ²				
MSCI AC World (net div reinvested)	USD	17.3%	31.8%	20.8%
MSCI AC World (net div reinvested) (hedged CHF)	CHF	12.7%	24.9%	14.8%
MSCI AC World (net div reinvested) (hedged EUR)	EUR	15.4%	28.3%	16.9%
MSCI AC World (net div reinvested) (hedged GBP)	GBP	17.6%	29.8%	18.4%

¹ For the period from 20.1.2023 to 16.1.2024 the share class (CHF hedged) F-acc was in circulation. Due to this fact, there is no data for the calculation of the performance available.

² The subfund is actively managed. The index is a point of reference against which the performance of the subfund may be measured.

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming shares.

The performance data were not audited.

Report of the Portfolio Manager

Global equities posted a robust advance over the period from 1 October 2024 to 30 September 2025, with the MSCI ACWI gaining strongly on the back of resilient macro data and moderating inflation. US tech and large-cap names led the rally. Communication services, information technology and financials emerged among the best performing ones, while more defensives like healthcare and consumer staples were less in favour. Corporate earnings broadly exceeded expectations, through with variations by region and sector.

The subfund posted a strong positive performance over the financial year. From a sector perspective, the subfund benefitted from the overweight in information technology and underweight in healthcare, which outweighed the negative impact from the underweight in financials and allocation to cash. Stock selection in information technology and consumer staples sectors contributed the most, while stock selection in financial and communication services detracted.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets

United States	80.19
Taiwan	3.55
The Netherlands	3.42
China	3.18
Canada	1.68
Japan	1.66
South Korea	1.37
Uruguay	1.10
Israel	1.05
Sweden	0.97
Germany	0.69
United Kingdom	0.43
TOTAL	99.29

Economic Breakdown as a % of net assets

Internet, software & IT services	42.29
Electronics & semiconductors	29.06
Computer hardware & network equipment providers	10.28
Retail trade, department stores	6.16
Banks & credit institutions	5.30
Graphic design, publishing & media	1.98
Finance & holding companies	1.37
Pharmaceuticals, cosmetics & medical products	1.16
Insurance	0.97
Lodging, catering & leisure	0.72
TOTAL	99.29

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue, redemption and conversion price per share of each subfund or share class are expressed in the currency of account of the subfund or share class concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each share class by the number of shares in circulation in this share class of the subfund. However, the net asset value of a share may also be calculated on days where no shares are issued or redeemed, as described in the following section. In this case, the net asset value may be published, but it may only be used for the purpose of calculating performance, statistics or fees. Under no circumstances should it be used as a basis for subscription and redemption orders.

A "business day" is a normal bank business day in Luxembourg (i.e. a day when the banks are open during normal business hours), except for 24 and 31 December; individual, non-statutory days of rest in Luxembourg; and days on which stock exchanges in the main countries in which the respective subfund invests are closed, or on which 50% or more of the investments of the subfund cannot be adequately valued.

In addition, the following special rules apply:

- For the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD), days which are not normal banking days in the People's Republic of China are not deemed business days of this subfund.
- For the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Equity Unconstrained (USD), days which are not normal banking days in the People's Republic of China and/or Hong Kong are not deemed business days of this subfund.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of subfund shares in circulation, taking into account the fees charged to that share class.

For all subfunds the Single Swing Pricing methodology is applied.

If there were Single Swing Pricing adjustments to the net asset value at the end of the financial year, this can be seen from the three-year comparison of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per unit represents the adjusted net asset value.

b) Valuation principles

- Liquid assets (whether in the form of cash and bank deposits, bills of exchange, cheques, promissory notes, expense advances, cash dividends and declared or accrued

interest still receivable) are valued at face value, unless this value is unlikely to be fully paid or received, in which case their value is determined by deducting an amount deemed appropriate to arrive at their real value.

- Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the most recent market prices available. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the most recently available price on the stock exchange that represents the major market for this asset shall apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market exists among securities traders with pricing based on market standards, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange, but traded on another regulated market that operates regularly and is recognised and open to the public, are valued at the most recently available price on this market.
- Securities and other investments not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company on the basis of the likely sales prices according to other principles chosen by the Company in good faith.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation models that are recognised by the Company based on the market value of that derivative's underlying.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last known asset value.
- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. Curve-based valuations are calculated from interest rates and credit spreads. The following principles are applied in this process: The interest rate nearest the residual maturity is interpolated for each money market instrument. Thus calculated, the interest rate is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the creditworthiness of the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the borrower's credit rating.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the relevant subfund's currency of account, and not hedged by foreign exchange transactions, are valued using the average exchange rate (between the bid and ask prices) known in Luxembourg or, if none is available, using the rate on the most representative market for that currency.
- Term and fiduciary deposits are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. Such calculations are based on the net present value of all cash flows (both inflows and outflows). In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg) and/or broker statement valuations may be used. The

valuation method depends on the security in question and is chosen pursuant to the applicable UBS Global Valuation Policy.

If valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be impossible or inaccurate, the Company is entitled to use other generally recognised and verifiable valuation criteria in good faith in order to achieve a suitable valuation of the net assets.

As some of the Company's subfunds may be invested in markets that are closed at the time their assets are valued, the Company may – by way of derogation from the aforementioned provisions – allow the net asset value per share to be adjusted in order to more accurately reflect the fair value of these subfunds' assets at the time of valuation. In practice, the securities in which the subfunds are invested are generally valued on the basis of the latest available prices at the time of calculating the net asset value per share, as described above. There may, however, be a substantial time difference between the close of the markets in which a subfund invests and the time of valuation.

As a result, developments that may influence the value of these securities and that occur between the closure of the markets and the valuation time are not generally taken into account in the net asset value per share of the subfund concerned. If, as a result of this, the Company deems that the most recently available prices of the securities in a subfund's portfolio do not reflect their fair value, it may allow the net asset value per share to be adjusted in order to reflect the assumed fair value of the portfolio at the time of valuation. Such an adjustment is based on the investment policy determined by the Company and a number of practices. If the value is adjusted as described above, this will be applied consistently to all share classes in the same subfund.

The Company reserves the right to apply this measure to the relevant subfunds of the Company whenever it deems this to be appropriate.

Valuing assets at fair value calls for greater reliability of judgement than valuing assets for which readily available market quotations can be referred to. Fair-value calculations may also be based on quantitative models used by price reporting providers to determine the fair value. No guarantee can be given that the Company will be in a position to accurately establish the fair value of an asset when it is about to sell the asset around the time at which the Company determines the net asset value per share. As a consequence, if the Company sells or redeems shares at the net asset value at a time when one or more participations are valued at fair value, this may lead to a dilution or increase in the economic participation of the existing shareholders.

Furthermore, in exceptional circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then prevail for the subsequent issue, redemption and conversion of shares. Revaluations only take place before publishing the only net asset value for that day. Issues, redemptions and conversions are only processed based on this sole net asset value.

Due to fees and charges as well as the buy-sell spread for the underlying investments, the actual costs of buying and selling

assets and investments for a subfund may differ from the last available price or, if applicable, the net asset value used to calculate the net asset value per share. These costs have a negative effect on the value of a subfund and are termed "dilution". To reduce the effects of dilution, the Board of Directors may at its own discretion make a dilution adjustment to the net asset value per share («Swing Pricing»).

Shares are generally issued and redeemed based on a single price: the net asset value. To reduce the effects of dilution, the net asset value per share is nevertheless adjusted on valuation days as described below; this takes place irrespective of whether the subfund is in a net subscription or net redemption position on the relevant valuation day. If no trading is taking place in any subfund or class of a subfund on a particular valuation day, the unadjusted net asset value per share is applied. The circumstances in which such a dilution adjustment takes place are determined at the discretion of the Board of Directors. The requirement to carry out a dilution adjustment generally depends on the scale of subscriptions or redemptions of shares in the relevant subfund. The Board of Directors may carry out a dilution adjustment if, in its view, the existing shareholders (in the case of subscriptions) or remaining shareholders (in the case of redemptions) could be put at a disadvantage. The dilution adjustment may take place if:

- (a) a subfund records a steady fall (i.e. a net outflow due to redemptions);
- (b) a subfund records a considerable volume of net subscriptions relative to its size;
- (c) a subfund shows a net subscription or net redemption position on a particular valuation day; or
- (d) in all other cases in which the Board of Directors believes a dilution adjustment is necessary in the interests of the shareholders.

When a valuation adjustment is made, a value is added to or deducted from the net asset value per share depending on whether the subfund is in a net subscription or net redemption position; the extent of the valuation adjustment shall, in the opinion of the Board of Directors, adequately cover the fees and charges as well as the spreads of buy and sell prices. In particular, the net asset value of the respective subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount that (i) reflects the estimated tax expenses, (ii) the trading costs that may be incurred by the subfund, and (iii) the estimated bid-ask spread for the assets in which the subfund invests. As some equity markets and countries may show different fee structures on the buyer and seller side, the adjustment for net inflows and outflows may vary. The adjustments are generally limited to a maximum of 2% of the prevailing net asset value per share at the time. The Board of Directors may decide to temporarily apply a dilution adjustment of more than 2% of the prevailing net asset value per share at the time in respect of any subfund and/or valuation date in exceptional circumstances (e.g. high market volatility and/or liquidity, exceptional market conditions, market disruption, etc.), provided the Board of Directors can justify that this is representative of the prevailing market conditions and that it is in the best interest of the shareholders. This dilution adjustment will be calculated in accordance with the

method determined by the Board of Directors. Shareholders will be informed via the usual communication channels when the temporary measures are introduced and when they end.

The net asset value of each class of the subfund is calculated separately. However, dilution adjustments affect the net asset value of each class to the same degree in percentage terms. The dilution adjustment is made at subfund level and relates to capital activity, but not to the specific circumstances of each individual investor transaction.

c) Net realized gain (loss) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

d) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) on outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

e) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

h) Combined financial statements

The combined financial statements of the Company are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets, the combined statement of operations and the combined statement of changes in net assets as of 30 September 2025 of the Company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as at 30 September 2025:

Exchange rates	
EUR 1 =	USD 1.175000

For the liquidated or merged subfunds, the exchange rate used for the conversion of the combined financial statements is the one as at liquidation or merger date.

i) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the "ex-dividend" date. Interest income is accrued on a daily basis.

j) Receivable on securities sales, Payable on securities purchases

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

k) Cross-subfund investments

As per 30 September 2025 the subfunds of UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD), UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Growth and Income (EUR) and UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD) had the following investments in other subfunds of UBS (Lux) Key Selection SICAV:

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD)	Amount in USD
UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV – ASIAN EQUITIES (USD) U-X-ACC	15 185 475.40
UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV – DIGITAL TRANSFORMATION THEMES (USD) U-X-ACC	1 126 435.30
Total	16 311 910.70

UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Growth and Income (EUR)	Amount in EUR
UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV – EUROPEAN EQUITY VALUE OPPORTUNITY (EUR) U-X-ACC	54 633 925.54
Total	54 633 925.54

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)	Amount in USD
UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV – EUROPEAN EQUITY VALUE OPPORTUNITY (EUR) U-X-ACC	37 442 133.95
Total	37 442 133.95

The total amount of cross subfund investments amounts to 100 382 048.65 EUR. Accordingly, the adjusted combined net assets at the end of the financial year are 3 669 331 316.34 EUR.

l) Swaps and contracts for difference

The Company may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps or contracts for difference ("CFD"), if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind. Synthetic equity swaps are valued on the basis of the price of the underlying equity. If the swap and the equity are not denominated in the same currency, then the price of the equity is converted.

The value of swap transactions is calculated by an external service provider and a second independent valuation is made available by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows.

In some specific cases, internal calculations based on models and market data available from Bloomberg and/or broker statement valuations may be used.

The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Global Valuation Policy. This valuation method is approved by the Board of Directors. Changes in unrealized gains and losses are reflected in the statement of operations under the changes in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps/CFD".

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as "Realized gain (loss) on swaps/CFD" in the statement of operations.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a maximum monthly flat fee for each of the subfunds and share classes, calculated on the average net asset value of the subfund as shown in the tables below:

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asia Allocation Opportunity (USD)¹

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.490%	1.540%
Share classes with "N" in their name	1.930%	1.980%
Share classes with "K-1" in their name	1.070%	1.100%
Share classes with "K-B" in their name	0.150%	0.150%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.670%	0.700%
Share classes with "Q" in their name	0.920%	0.970%
Share classes with "QL" in their name	0.920%	0.970%
Share classes with "I-A1" in their name	0.840%	0.870%
Share classes with "I-A2" in their name	0.740%	0.770%
Share classes with "I-A3" in their name	0.670%	0.700%
Share classes with "I-A4" in their name	0.670%	0.700%
Share classes with "I-B" in their name	0.150%	0.150%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ liquidated on 28 April 2025

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Annual report and audited financial statements as of 30 September 2025

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "K-B" in their name	0.140%	0.140%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "Q" in their name	1.080%	1.130%
Share classes with "QL" in their name	1.080%	1.130%
Share classes with "I-A1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A2" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-A4" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-B" in their name	0.140%	0.140%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ Max 1.080% / Eff 0.900%

² Max 1.130% / Eff 0.950%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.880%	1.930%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-B" in their name	0.145%	0.145%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.990%	1.020%
Share classes with "Q" in their name	1.100%	1.150%
Share classes with "QL" in their name	1.100%	1.150%
Share classes with "I-A1" in their name	1.100%	1.130%
Share classes with "I-A2" in their name	1.050%	1.080%
Share classes with "I-A3" in their name	0.990%	1.020%
Share classes with "I-A4" in their name	0.990%	1.020%
Share classes with "I-B" in their name	0.145%	0.145%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-B" in their name	0.145%	0.145%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "Q" in their name	1.100%	1.150%
Share classes with "QL" in their name	1.100%	1.150%
Share classes with "I-A1" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "I-A2" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "I-A4" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-B" in their name	0.145%	0.145%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– China Equity Unconstrained (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	2.600%	2.650%
Share classes with "K-1" in their name	1.800%	1.830%
Share classes with "K-B" in their name	0.140%	0.140%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "Q" in their name	1.600%	1.650%
Share classes with "QL" in their name	1.600%	1.650%
Share classes with "I-A1" in their name	1.400%	1.430%
Share classes with "I-A2" in their name	1.350%	1.380%
Share classes with "I-A3" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "I-A4" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "I-B" in their name	0.140%	0.140%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Credit Income Opportunities (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.310%	1.360%
Share classes with "K-1" in their name	0.890%	0.920%
Share classes with "K-B" in their name	0.150%	0.150%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.690%	0.720%
Share classes with "Q" in their name	0.780%	0.830%
Share classes with "QL" in their name	0.780%	0.830%
Share classes with "I-A1" in their name	0.760%	0.790%
Share classes with "I-A2" in their name	0.730%	0.760%
Share classes with "I-A3" in their name	0.690%	0.720%
Share classes with "I-A4" in their name	0.690%	0.720%
Share classes with "I-B" in their name	0.150%	0.150%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Digital Transformation Dynamic (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.740%	1.790%
Share classes with "K-1" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.820%	0.850%
Share classes with "Q" in their name	0.940%	0.990%
Share classes with "QL" in their name	0.940%	0.990%
Share classes with "I-A1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A2" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "I-A3" in their name	0.820%	0.850%
Share classes with "I-A4" in their name	0.820%	0.850%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Digital Transformation Themes (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.710%	1.760%
Share classes with "K-1" in their name	0.970%	1.000%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "Q" in their name	0.910%	0.960%
Share classes with "QL" in their name	0.910%	0.960%
Share classes with "I-A1" in their name	0.880%	0.910%
Share classes with "I-A2" in their name	0.830%	0.860%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-A4" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.920%	1.970%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.580%	0.610%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF)¹
 UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)¹
 UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300% ²	1.330%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.580%	0.610%
Share classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "QL" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A4" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ merged on 24 October 2024

² for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD) K-1: max: 1.300% off: 1.100%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Equities (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "QL" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "I-A1" in their name	0.640%	0.670%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "I-A4" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
 – Global Equity Value Opportunity (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.700%	1.750%
Share classes with "K-1" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "QL" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "I-A1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A4" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
 – Global Multi Income (USD)¹

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.300%	1.350%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "Q" in their name	0.780%	0.830%
Share classes with "QL" in their name	0.780%	0.830%
Share classes with "I-A1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A4" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ merged on 10 December 2024

UBS (Lux) Key Selection SICAV
 – Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "K-1" in their name	1.180%	1.210%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.610%	0.640%
Share classes with "Q" in their name	0.830%	0.880%
Share classes with "QL" in their name	0.830%	0.880%
Share classes with "I-A1" in their name	0.690%	0.720%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.610%	0.640%
Share classes with "I-A4" in their name	0.610%	0.640%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Turnaround Equity Opportunities (USD)¹

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.700%	1.750%
Share classes with "K-1" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "QL" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "I-A1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A4" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ liquidated on 13 June 2025

Out of the aforementioned flat fee the following fees are paid:

1. In accordance with the following provisions, a maximum flat management fee based on the net asset value of the Company is paid from the Company's assets for the management, administration, portfolio management, investment advice, and distribution of the Company (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the "Depositary and Main Paying Agent" of the sales prospectus. This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat management fee). The maximum flat fee for share classes with "hedged" in their name may include foreign exchange risk hedging charges. The relevant maximum flat management fee will not be charged until the corresponding share classes have been launched. An overview of the maximum flat fees can be found under the section "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.

This fee is shown in the Statement of Operations as "Flat fee".

2. The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also charged to the Company's assets:
 - a) all additional expenses related to management of the Company's assets for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, brokerage fees in line with the market,

commissions, fees, etc.). As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the single swing pricing principle pursuant to the section titled "Net asset value, issue, redemption and conversion price" of the sales prospectus;

- b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
- c) auditor's fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as any other fees paid to the audit firm for the services it provides in relation to the administration of the Fund as permitted by law;
- d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Company, as well as for the general safeguarding of the interests of the Company and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
- e) costs for the publication of the Company's net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
- f) costs for the Company's legal documents (prospectuses, KIDs, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
- g) costs for the Company's registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
- h) expenses incurred through use of voting or creditors' rights by the Company, including fees for external advisers;
- i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company's name or to the Company's rights of usufruct;
- j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;
- k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Company's assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable, and published and/or taken into account in the disclosure of the Company's total expense ratio (TER);
- l) fees, costs and expenses payable to the directors of the Company (including reasonable out-of-pocket expenses, insurance coverage and reasonable travel expenses in connection with meetings of the Board and remuneration of directors).

These commissions and fees are shown in the Statement of Operations as "Other commissions and fees".

3. The Management Company may pay retrocessions to cover the distribution activities of the Company.

All taxes levied on the income and assets of the Company, particularly the *taxe d'abonnement*, will also be borne by the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat management fee, the term "maximum management fee" is set at 80% of the flat management fee.

For share class "I-B", a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Company, the UCI Administrator and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Company under a separate contract concluded directly between the shareholder and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for share classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Company, the UCI Administrator and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled to under a separate contract with the shareholder.

Costs relating to the services to be performed for share classes "K-B" for asset management purposes are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distribution partners is entitled under a separate contract with the investor.

All costs that can be allocated to specific subfunds will be charged to those subfunds.

Costs that can be attributed to individual share classes will be charged to these share classes. If costs are incurred in connection with several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to these subfunds/share classes in proportion to their relative net asset values. With regard to subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the relevant target fund as well as at the level of the subfund. The management fees (excluding performance fees) of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3.00%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details of the Company's ongoing charges can be found in the KIDs.

Note 3 – Taxe d'abonnement

The Company is subject to Luxembourg law. In accordance with current legislation in the Grand Duchy of Luxembourg, the Company is not subject to any Luxembourg withholding, income, capital gains or wealth taxes. From the total net assets of each subfund, however, a tax of 0.05% p.a. ("taxe d'abonnement") payable to the Grand Duchy of Luxembourg is due at the end of every quarter (reduced *taxe d'abonnement* amounting to 0.01% p.a. for share classes F, I-A1, I-A2, I-A3, I-A4, I-B, I-X and U-X). This tax is calculated on the total net assets of each subfund at the end of every quarter. In the event that the conditions to benefit from the reduced 0.01% rate are no longer satisfied, all shares in classes F, I-A1, I-A2, I-A3, I-A4, I-B, I-X and U-X may be taxed at the rate of 0.05%.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Swing Pricing.

Note 5 – Distribution

The payment of distributions for a certain subfund or share class, as well as the amount of any such distributions, is decided by the general meeting of shareholders of this subfund; it shall do so acting on a proposal from the Company's Board of Directors after closure of the annual accounts.

The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum amount for company assets laid down by the Law 2010. If distributions are made, payment will be effected within four months of the end of the financial year.

The Board of Directors of the Company is entitled to determine whether interim dividends are paid and whether distribution payments are suspended.

An income equalisation amount will be calculated so that the distribution corresponds to the actual income entitlement.

Note 6 – Soft commission arrangements

If permitted by the laws governing the Portfolio Manager, the Portfolio Manager and its affiliates may enter into soft commission arrangements with certain brokers which they engage in security transactions on behalf of the subfunds under which certain goods and services used to support investment decision making will be received without a direct payment in return. Such commissions are defined as soft dollars by the Hong Kong Securities and Futures Commission. This is only done when the transaction execution is consistent with the best execu-

tion standards, and it has been determined in good faith that the brokerage fee is reasonable in relation to the value of the execution and/or brokerage services provided by the broker.

Goods and services received solely included research services. The relative costs or benefits of research received from brokers are not allocated among particular clients or funds because it is believed that the research received is, in the aggregate, of assistance in fulfilling the Portfolio Manager and its affiliates' overall responsibilities to their clients or funds they manage. The amounts of transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place and the related commissions that have been paid by the subfunds for these transactions are as follow:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Amounts of transactions executed with brokers under soft commission arrangements (in USD)	Related commissions that have been paid by subfunds for these transactions (in USD)
- Asia Allocation Opportunity (USD)	-	-
- Asian Equities (USD)	76 288 577.50	77 344.51
- China Allocation Opportunity (USD)	6 657 553.83	5 336.10
- Digital Transformation Themes (USD)	282 831 444.16	56 293.50
- European Growth and Income (EUR)	-	-

Except for the above items there are no other comparable agreements for the other subfunds.

Note 7 – Commitments on Financial Futures, Options and Swaps

Commitments on Financial Futures, Options and Swaps per subfund and respective currency as of 30 September 2025 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Financial Futures on indices (purchased)	Financial Futures on indices (sold)
- Asian Global Strategy Balanced (USD)	7 752 925.59 USD	7 953 177.10 USD
- China Allocation Opportunity (USD)	132 904 806.25 USD	- USD
- Digital Transformation Dynamic (USD)	61 363 519.67 USD	- USD
- Dynamic Alpha (USD)	21 033 410.76 USD	4 840 500.00 USD
- Global Allocation (USD)	147 063 705.32 USD	79 431 074.49 USD
- Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	157 174 954.99 USD	- USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
- Asian Global Strategy Balanced (USD)	10 524 048.44 USD	4 705 346.25 USD
- China Allocation Opportunity (USD)	33 791 465.23 USD	- USD
- Digital Transformation Dynamic (USD)	- USD	24 622 804.74 USD
- Dynamic Alpha (USD)	15 745 676.73 USD	2 966 769.31 USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Annual report and audited financial statements as of 30 September 2025

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
- Global Allocation (USD)	180 291 123.31 USD	54 514 944.34 USD
- Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	- USD	114 557 687.72 USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Financial Futures on interest rates (purchased)	Financial Futures on interest rates (sold)
- Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	- USD	14 153 731.25 USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Options

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Options on indices, classic-styled (sold)
- Asian Global Strategy Balanced (USD)	160 523.04 USD

c) Swaps

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Swaps and Forward swaps on indices (purchased)	Swaps and Forward swaps on indices (sold)
- China Allocation Opportunity (USD)	13 526 273.53 USD	305 607 670.29 USD
- Global Allocation (USD)	8 022 555.53 USD	- USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Contracts for difference (purchased)	Contracts for difference (sold)
- China Equity Unconstrained (USD)	- USD	165 388.64 USD

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Asset Management Association Switzerland (AMAS) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
- Asian Equities (USD) F-acc	0.83%
- Asian Equities (USD) I-A1-acc	0.93%
- Asian Equities (USD) I-A2-acc	0.88%
- Asian Equities (USD) I-B-acc	0.18%
- Asian Equities (USD) I-X-acc	0.04%
- Asian Equities (USD) I-X-dist	0.04%
- Asian Equities (USD) K-B-acc	0.21%
- Asian Equities (USD) K-X-acc	0.08%
- Asian Equities (USD) P-acc	2.11%
- Asian Equities (USD) (HKD) P-acc	2.11%

212

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)	UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Asian Equities (USD) (EUR hedged) P-acc	2.16%	– Digital Transformation Themes (USD) (CHF hedged) P-acc	1.84%
– Asian Equities (USD) (GBP) P-dist	2.11%	– Digital Transformation Themes (USD) (EUR hedged) P-acc	1.84%
– Asian Equities (USD) Q-acc	1.02%	– Digital Transformation Themes (USD) Q-acc	0.99%
– Asian Equities (USD) (EUR) Q-acc	1.01%	– Digital Transformation Themes (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.04%
– Asian Equities (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.06%	– Digital Transformation Themes (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.04%
– Asian Equities (USD) U-X-acc	0.04%	– Digital Transformation Themes (USD) (GBP hedged) Q-acc	1.03%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) P-4%-mdist	2.00%	– Digital Transformation Themes (USD) U-X-acc	0.04%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) P-acc	2.00%	– Dynamic Alpha (USD) I-B-acc	0.11%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) (HKD) P-acc	2.00%	– Dynamic Alpha (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.04%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) P-dist	1.97%	– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) N-4%-mdist	2.63%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) P-mdist	2.00%	– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) N-acc	2.63%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) (HKD) P-mdist	2.00%	– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) P-4%-mdist	2.05%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) (SGD hedged) P-mdist	2.05%	– Dynamic Alpha (USD) P-acc	2.00%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) Q-4%-mdist	1.22%	– Dynamic Alpha (USD) (CHF hedged) P-acc	2.05%
– Asian Global Strategy Balanced (USD) Q-acc	1.22%	– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) P-acc	2.04%
– China Allocation Opportunity (USD) I-A3-acc	0.85%	– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.33%
– China Allocation Opportunity (USD) I-X-acc	0.03%	– European Equity Value Opportunity (EUR) I-A1-dist	0.62%
– China Allocation Opportunity (USD) P-6%-mdist	1.90%	– European Equity Value Opportunity (EUR) I-A2-acc	0.58%
– China Allocation Opportunity (USD) (HKD) P-6%-mdist	1.90%	– European Equity Value Opportunity (EUR) I-A3-acc	0.55%
– China Allocation Opportunity (USD) (AUD hedged) P-6%-mdist	1.96%	– European Equity Value Opportunity (EUR) I-B-acc	0.10%
– China Allocation Opportunity (USD) (RMB hedged) P-6%-mdist	1.95%	– European Equity Value Opportunity (EUR) I-X-acc	0.03%
– China Allocation Opportunity (USD) (SGD hedged) P-6%-mdist	1.96%	– European Equity Value Opportunity (EUR) K-B-acc	0.13%
– China Allocation Opportunity (USD) P-acc	1.90%	– European Equity Value Opportunity (EUR) P-acc	1.84%
– China Allocation Opportunity (USD) (EUR) P-acc	1.89%	– European Equity Value Opportunity (EUR) Q-acc	1.02%
– China Allocation Opportunity (USD) (EUR hedged) P-acc	1.95%	– European Equity Value Opportunity (EUR) U-X-acc	0.04%
– China Allocation Opportunity (USD) P-mdist	1.90%	– European Financial Debt (EUR) ¹ I-A1-acc	0.29%
– China Allocation Opportunity (USD) (HKD) P-mdist	1.90%	– European Financial Debt (EUR) ¹ P-acc	1.34%
– China Allocation Opportunity (USD) (AUD hedged) P-mdist	1.95%	– European Financial Debt (EUR) ¹ Q-acc	0.61%
– China Allocation Opportunity (USD) (EUR hedged) P-mdist	1.95%	– European Financial Debt (EUR) ¹ U-X-acc	0.04%
– China Allocation Opportunity (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.95%	– European Financial Debt (EUR) ¹ (USD hedged) U-X-acc	0.04%
– China Allocation Opportunity (USD) Q-6%-mdist	1.19%	– European Growth and Income (EUR) (CHF hedged) P-6%-mdist	1.83%
– China Allocation Opportunity (USD) Q-acc	1.21%	– European Growth and Income (EUR) (HKD hedged) P-6%-mdist	1.81%
– China Allocation Opportunity (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.23%	– European Growth and Income (EUR) (JPY hedged) P-6%-mdist	1.81%
– China Equity Unconstrained (USD) I-X-acc	0.04%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-6%-mdist	1.82%
– Credit Income Opportunities (USD) (EUR hedged) I-B-dist	0.27%	– European Growth and Income (EUR) P-8%-mdist	1.77%
– Credit Income Opportunities (USD) K-1-acc	1.01%	– European Growth and Income (EUR) (AUD hedged) P-8%-mdist	1.82%
– Credit Income Opportunities (USD) P-acc	1.43%	– European Growth and Income (EUR) (GBP hedged) P-8%-mdist	1.81%
– Credit Income Opportunities (USD) (EUR hedged) P-acc	1.48%	– European Growth and Income (EUR) (HKD hedged) P-8%-mdist	1.82%
– Credit Income Opportunities (USD) P-dist	1.43%	– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-8%-mdist	1.82%
– Credit Income Opportunities (USD) (CHF hedged) P-dist	1.48%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-8%-mdist	1.81%
– Credit Income Opportunities (USD) Q-acc	0.90%	– European Growth and Income (EUR) P-acc	1.77%
– Credit Income Opportunities (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.95%	– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-acc	1.81%
– Credit Income Opportunities (USD) Q-dist	0.90%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-acc	1.82%
– Credit Income Opportunities (USD) (CHF hedged) Q-dist	0.95%	– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-mdist	1.81%
– Digital Transformation Dynamic (USD) P-acc	1.82%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-mdist	1.82%
– Digital Transformation Dynamic (USD) (CHF hedged) P-acc	1.87%	– European Growth and Income (EUR) Q-8%-mdist	1.03%
– Digital Transformation Dynamic (USD) (EUR hedged) P-acc	1.87%	– European Growth and Income (EUR) (GBP hedged) Q-8%-mdist	1.08%
– Digital Transformation Dynamic (USD) Q-acc	1.02%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-8%-mdist	1.08%
– Digital Transformation Dynamic (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.07%	– European Growth and Income (EUR) Q-acc	1.03%
– Digital Transformation Dynamic (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.07%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-acc	1.08%
– Digital Transformation Themes (USD) F-acc	0.69%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-mdist	1.08%
– Digital Transformation Themes (USD) (EUR hedged) F-dist	0.72%	– European Growth and Income (EUR) QL-8%-mdist	0.84%
– Digital Transformation Themes (USD) F-UK-dist	0.68%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) QL-8%-mdist	0.89%
– Digital Transformation Themes (USD) I-A3-acc	0.84%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) QL-acc	0.89%
– Digital Transformation Themes (USD) K-X-acc	0.07%	– Global Allocation (USD) I-X-acc	0.20%
– Digital Transformation Themes (USD) P-acc	1.79%	– Global Allocation (USD) (CAD hedged) I-X-dist	0.20%

¹ formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Financial Debt Sustainable (EUR)

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Global Allocation (USD) K-1-acc	1.32%
– Global Allocation (USD) K-B-acc	0.28%
– Global Allocation (USD) (EUR hedged) P-6%-mdist	2.32%
– Global Allocation (USD) P-acc	2.25%
– Global Allocation (USD) (CAD hedged) P-acc	2.31%
– Global Allocation (USD) (CHF hedged) P-acc	2.32%
– Global Allocation (USD) (EUR hedged) P-acc	2.32%
– Global Allocation (USD) (GBP hedged) P-acc	2.32%
– Global Allocation (USD) Q-acc	1.23%
– Global Allocation (USD) (CAD hedged) Q-acc	1.29%
– Global Allocation (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.29%
– Global Allocation (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.29%
– Global Allocation (USD) (GBP hedged) Q-acc	1.29%
– Global Equities (USD) I-X-acc	0.04%
– Global Equities (USD) P-acc	2.12%
– Global Equities (USD) (EUR) P-acc	2.12%
– Global Equities (USD) Q-acc	1.09%
– Global Equities (USD) (EUR) Q-acc	1.10%
– Global Equity Value Opportunity (USD) I-A3 acc	0.65%
– Global Equity Value Opportunity (USD) I-X-acc	0.04%
– Global Equity Value Opportunity (USD) P-acc	1.78%
– Global Equity Value Opportunity (USD) Q-acc	0.98%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) F-acc	0.71%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (CHF hedged) F-acc	0.74%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (EUR hedged) F-acc	0.74%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (JPY hedged) F-acc	0.74%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (SGD hedged) F-acc	0.74%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) F-UKdist	0.71%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (CHF hedged) F-UKdist	0.74%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (EUR hedged) F-UKdist	0.74%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (GBP hedged) F-UKdist	0.74%

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs, interest costs, securities lending costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 9 – Portfolio Turnover Ratio (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{\text{(Total purchases + total sales) – (total subscriptions + total redemptions)}}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– Asian Equities (USD)	135.22%
– Asian Global Strategy Balanced (USD)	58.85%
– China Allocation Opportunity (USD)	143.03%
– China Equity Unconstrained (USD)	65.49%

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– Credit Income Opportunities (USD)	112.44%
– Digital Transformation Dynamic (USD)	90.06%
– Digital Transformation Themes (USD)	21.13%
– Dynamic Alpha (USD)	122.10%
– European Equity Value Opportunity (EUR)	-28.68%
– European Financial Debt (EUR) ¹	70.56%
– European Growth and Income (EUR)	44.83%
– Global Allocation (USD)	48.46%
– Global Equities (USD)	87.70%
– Global Equity Value Opportunity (USD)	55.48%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	35.71%

¹ formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Financial Debt Sustainable (EUR)

Note 10 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 30 September 2025, the sub-funds incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Transaction costs
– Asia Allocation Opportunity (USD) ¹	18 401.32 USD
– Asian Equities (USD)	2 213 547.07 USD
– Asian Global Strategy Balanced (USD)	8 795.19 USD
– China Allocation Opportunity (USD)	444 179.87 USD
– China Equity Unconstrained (USD)	3 577.89 USD
– Credit Income Opportunities (USD)	901.71 USD
– Digital Transformation Dynamic (USD)	33 570.22 USD
– Digital Transformation Themes (USD)	118 889.09 USD
– Dynamic Alpha (USD)	6 200.62 USD
– European Equity Sustainable Leaders (EUR) ²	370.96 EUR
– European Equity Value Opportunity (EUR)	901 324.64 EUR
– European Financial Debt (EUR) ³	0.00 EUR
– European Growth and Income (EUR)	0.00 EUR
– Global Allocation (CHF) ⁴	1 019.67 CHF
– Global Allocation (EUR) ⁴	18 570.37 EUR
– Global Allocation (USD)	82 788.97 USD
– Global Equities (USD)	13 882.28 USD
– Global Equity Value Opportunity (USD)	272.64 USD
– Global Multi Income (USD) ⁵	3 848.47 USD
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	55 999.79 USD
– Turnaround Equity Opportunities (USD) ⁶	1 456.08 USD

¹ liquidated on 28 April 2025

² liquidated on 17 October 2024

³ formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Financial Debt Sustainable (EUR)

⁴ merged on 24 October 2024

⁵ merged on 10 December 2024

⁶ liquidated on 13 June 2025

Note 11 – Related party transactions

Connected persons in the context of this note are those defined in the SFC Code on Unit Trusts and Mutual Funds. All transactions entered into during the year between the subfunds and their connected persons were carried out in the normal course of business and on normal commercial terms.

a) Transactions on securities and derivative financial instruments

The volume of securities and derivative financial instruments undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company (except options), the Portfolio Manager, the Depositary or the Board of Directors for the financial year from 1 October 2024 to 30 September 2025 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Volume of transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	As a % of the total of security transactions
– Asia Allocation Opportunity (USD)	73 052 589.91 USD	35.09% USD
– Asian Equities (USD)	203 904 184.49 USD	15.87% USD
– China Allocation Opportunity (USD)	6 793 287 880.04 USD	48.45% USD
– Digital Transformation Themes (USD)	2 686 376.61 USD	0.15% USD
– European Growth and Income (EUR)	162 374 567.28 EUR	2.42% EUR

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Commissions on transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	Average rate of commission
– Asia Allocation Opportunity (USD)	2 136.47 USD	0.00% USD
– Asian Equities (USD)	1 71 145.14 USD	0.01% USD
– China Allocation Opportunity (USD)	243 780.23 USD	0.00% USD
– Digital Transformation Themes (USD)	1 037.11 USD	0.00% USD
– European Growth and Income (EUR)	0.00 EUR	0.00% EUR

As disclosed in Note 10 – Transaction Costs, the transaction costs for fixed-income investments, exchange-traded futures contracts and other derivative contracts are included in the purchase and sale price of the investment and are therefore not listed individually here.

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Volume of transactions in other securities (except equities, equity-like securities and derivative financial instruments) with related parties	As a % of the total of security transactions
– Asia Allocation Opportunity (USD)	0.00 USD	0.00%
– Asian Equities (USD)	0.00 USD	0.00%
– China Allocation Opportunity (USD)	17 921 936.15 USD	0.13%

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Volume of transactions in other securities (except equities, equity-like securities and derivative financial instruments) with related parties	As a % of the total of security transactions
– Digital Transformation Themes (USD)	0.00 USD	0.00%
– European Growth and Income (EUR)	3 216 784.48 EUR	0.05%

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the Company on transactions on "other securities (except equities and equity-like securities)" with related parties.

Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

For the conversion of the volume of transactions with related parties into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 30 September 2025 were used.

b) Transactions in Shares of the Company

Connected persons may invest in a new subfund/share-class for the purpose of providing seed capital ("Direct Investment"), with the intent of remaining invested until the subfund/shareclass has substantial net assets. Such investments are at arm's length and comply with all late trading/market timing prevention requirements. No connected person may invest for the purpose of exercising management or control over any Fund or the Company.

As of 30 September 2025, the Management Company and its affiliates / persons had not contributed any seed capital to the subfunds / share classes registered in Hong Kong.

c) Holding of the Directors

The Management Company and its connected persons are allowed to subscribe for, and redeem, shares in the subfunds.

The Directors of the Management Company and the Directors of the Company had no holdings in the subfunds licensed for sale in Hong Kong as at 30 September 2025.

Note 12 – Defaulted securities

In the event a bond is in default (hence not paying a coupon/principal as specified in the offering documents) but a pricing quotes exists, a final payment is expected and the bond would therefore be kept in the portfolio. Furthermore, there are bonds that have defaulted in the past where no pricing quotes exist and no final payment is expected. These bonds have been fully written off by the subfunds. They are monitored by the management company that will allocate any return that might still arise from these bonds to the subfunds. They are not shown within the portfolio but separately in this note.

UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD)

Bonds	Currency	Nominal
HUA HAN HEALTH IND HKDD.1	HKD	1 796 000.00
YUZHOU PROPERT 07,375 13/01/26	USD	200 000.00

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Equities (USD)

Bonds	Currency	Nominal
TIANHE CHEMICALS G USD0.000001	HKD	2 680 000.00

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)

Bonds	Currency	Nominal
NIMC HEALTH PLC ORD GBP0.1	GBP	590.00

Note 13 – Events

a) The following liquidations occurred:

Subfunds	Date
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asia Allocation Opportunity (USD)	28.4.2025
UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equity Sustainable Leaders (EUR)	17.10.2024
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Turnaround Equity Opportunities (USD)	13.6.2025

b) The following mergers occurred:

Subfunds	Merged into	Last calculation date	Effective Date
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)	24.10.2024	25.10.2024
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)	24.10.2024	25.10.2024
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Multi Income (USD)	UBS (Lux) Strategy SICAV – Dynamic Income (USD)	10.12.2024	11.12.2024

c) The following name change occurred:

Previous name	New name	Date
UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Financial Debt Sustainable (EUR)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Financial Debt (EUR)	20.5.2025

Note 14 – Subsequent events

There were no events after the year-end that require adjustment to or disclosure in the financial statements.

Note 15 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the Depositary can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which Company shares were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the independent auditor. However, in the case of shares sold to investors from other countries in which Company shares can be bought and sold, the Company and the depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the Company and the depositary) into the languages concerned as binding upon itself.

Note 16 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

All market values for collateral received for securities lending and/or OTC derivatives have been decreased by the haircuts as defined in the sales prospectus.

All collateral breakdowns are calculated using the haircut-adjusted values.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD)		
UBS AG	-11 958.45 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD)		
Goldman Sachs	3 847.00 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	1 092.18 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	17 177.46 USD	0.00 USD
UBS AG	20 570.43 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-50 648.42 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD)		
Bank of America	-772 850.99 USD	0.00 USD
Barclays	-17 461.94 USD	0.00 USD
Deutsche Bank	12.57 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	7 848 962.00 USD	5 680 000.00 USD
JP Morgan	-2 364.04 USD	0.00 USD
Merrill Lynch	363 080.10 USD	610 000.00 USD
Morgan Stanley	2 988 881.92 USD	2 310 000.00 USD
Nomura	145 509.70 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	83 649.53 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-5.16 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Equity Unconstrained (USD)		
Morgan Stanley	-15 708.56 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Credit Income Opportunities (USD)		
Bank of America	-1 524.09 USD	0.00 USD
JP Morgan	110 711.64 USD	0.00 USD
Nomura	519.46 USD	0.00 USD
UBS AG	6 228.54 USD	0.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Dynamic (USD)		
Bank of America	-11 017.19 USD	0.00 USD
Barclays	-992.75 USD	0.00 USD
Citibank	7.65 USD	0.00 USD
HSBC	6 935.03 USD	0.00 USD
JP Morgan	64 706.92 USD	0.00 USD
Nomura	-3 430.51 USD	0.00 USD
State Street	-52.42 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Themes (USD)		
Bank of America	-2 259.49 USD	0.00 USD
Barclays	-4 224.02 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-3 269.12 USD	0.00 USD
HSBC	-888 051.12 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-27 643.90 USD	0.00 USD
Nomura	-3 355.86 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	-2 748.67 USD	0.00 USD
State Street	8.29 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-9 847.90 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)		
Citibank	-41 888.27 USD	0.00 USD
HSBC	15 158.30 USD	0.00 USD
JP Morgan	5 970.72 USD	0.00 USD
Nomura	1 659.62 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	181 803.86 USD	0.00 USD
UBS AG	30 197.43 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Financial Debt (EUR)¹		
HSBC	219 004.34 EUR	0.00 EUR
Standard Chartered Bank	1 074.27 EUR	0.00 EUR
State Street	1 466.58 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	48 075.40 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Growth and Income (EUR)		
Barclays	83.02 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	-92 629.40 EUR	0.00 EUR
HSBC	-1 849.98 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-302 568.83 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	-1 189.74 EUR	0.00 EUR
State Street	1 112.59 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-492 441.59 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)		
Barclays	-7 087.27 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	10 554.17 USD	0.00 USD
Citibank	-27 459.75 USD	0.00 USD
HSBC	206 347.77 USD	450 025.00 USD
JP Morgan	-220 094.92 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	-9 097.17 USD	0.00 USD
State Street	46.93 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-173 616.94 USD	0.00 USD

¹ formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Financial Debt Sustainable (EUR)

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)		
Bank of America	-3 342.55 USD	0.00 USD
Barclays	-7 556.65 USD	0.00 USD
Deutsche Bank	-6 324.48 USD	0.00 USD
HSBC	-40 327.99 USD	0.00 USD
JP Morgan	93 418.96 USD	0.00 USD
Nomura	5 847.80 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	142 464.76 USD	0.00 USD
UBS AG	122 360.26 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	276 939.52 USD	0.00 USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD)

Composition of collateral by type of assets	Weight %
Goldman Sachs, Merrill Lynch & Morgan Stanley	
Cash	100.00%
Bonds	0.00%
Equities	0.00%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)

Composition of collateral by type of assets	Weight %
HSBC	
Cash	100.00%
Bonds	0.00%
Equities	0.00%

Securities Lending

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 30 September 2025*		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 30 September 2025		
	Market value of Securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Asian Equities (USD)	43 420 525.01 USD	45 937 436.19 USD	56.38	43.62	0.00
– Asian Global Strategy Balanced (USD)	2 743 713.09 USD	2 886 748.81 USD	56.38	43.62	0.00
– China Allocation Opportunity (USD)	226 653 321.23 USD	239 726 603.29 USD	56.38	43.62	0.00
– Digital Transformation Dynamic (USD)	31 196 002.31 USD	32 954 828.59 USD	56.38	43.62	0.00
– Digital Transformation Themes (USD)	50 572 113.24 USD	53 461 339.83 USD	56.38	43.62	0.00
– Dynamic Alpha (USD)	22 460 439.02 USD	23 792 122.64 USD	56.38	43.62	0.00
– European Equity Value Opportunity (EUR)	33 356 554.08 EUR	35 243 640.90 EUR	56.38	43.62	0.00
– European Financial Debt (EUR) [†]	10 921 917.35 EUR	11 827 355.26 EUR	56.00	44.00	0.00
– European Growth and Income (EUR)	8 662 193.23 EUR	9 373 764.43 EUR	56.38	43.62	0.00
– Global Allocation (USD)	11 933 038.71 USD	13 804 156.98 USD	56.38	43.62	0.00
– Global Equities (USD)	3 913 511.65 USD	4 179 707.84 USD	56.38	43.62	0.00
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	19 617 067.82 USD	20 770 336.59 USD	56.38	43.62	0.00

* The pricing and exchange rate information for the Counterparty Exposure is obtained directly from the securities lending agent on 30 September 2025 and hence, it might differ from the closing prices and exchange rates used for the preparation of the financial statements as of 30 September 2025.

[†] formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Financial Debt Sustainable (EUR)

	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asia Allocation Opportunity (USD) ¹	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD)
Securities Lending revenues	8 235.85 USD	502 079.35 USD	9 093.58 USD	1 034 402.63 USD
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	2 470.76 USD	150 623.81 USD	2 728.07 USD	310 320.79 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	823.58 USD	50 207.93 USD	909.36 USD	103 440.26 USD
Net Securities Lending revenues	4 941.51 USD	301 247.61 USD	5 456.15 USD	620 641.58 USD

	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Credit Income Opportunities (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Dynamic (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Themes (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)
Securities Lending revenues	1 650.83 USD	34 744.77 USD	63 983.90 USD	40 431.37 USD
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	495.25 USD	10 423.43 USD	19 195.17 USD	12 129.41 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	165.08 USD	3 474.48 USD	6 398.39 USD	4 043.14 USD
Net Securities Lending revenues	990.50 USD	20 846.86 USD	38 390.34 USD	24 258.82 USD

	UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equity Value Opportunity (EUR)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Financial Debt (EUR) ²	UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Growth and Income (EUR)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)
Securities Lending revenues	69 954.68 EUR	42 584.53 EUR	145 216.27 EUR	68 020.93 USD
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	20 986.40 EUR	12 775.36 EUR	43 564.88 EUR	20 406.28 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	6 995.47 EUR	4 258.45 EUR	14 521.63 EUR	6 802.09 USD
Net Securities Lending revenues	41 972.81 EUR	25 550.72 EUR	87 129.76 EUR	40 812.56 USD

	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Equities (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Multi Income (USD) ³	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Turnaround Equity Opportunities (USD) ⁴
Securities Lending revenues	17 660.05 USD	587.23 USD	69 881.20 USD	726.13 USD
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	5 298.02 USD	176.17 USD	20 964.36 USD	217.84 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	1 766.00 USD	58.72 USD	6 988.12 USD	72.61 USD
Net Securities Lending revenues	10 596.03 USD	352.34 USD	41 928.72 USD	435.68 USD

* 30% of the gross revenue are retained as costs/fees by UBS Switzerland AG acting as securities lending service provider and 10% are retained by UBS Europe SE, Luxembourg Branch acting as securities lending agent.

¹ liquidated on 28 April 2025

² formerly UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Financial Debt Sustainable (EUR)

³ merged on 10 December 2025

⁴ liquidated on 13 June 2025

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 September 2025

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD		as a % of net assets
		Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)		
Equities				
Canada				
USD SHOPFY INC COM NPV CL A	4 553.00	676 621.33		0.14
TOTAL Canada		676 621.33		0.14
Jersey				
USD APTIV PLC ORD USD0.01	10 540.00	908 758.80		0.19
TOTAL Jersey		908 758.80		0.19
Sweden				
USD SPOTIFY TECHNOLOGY COM EUR0.00625	1 274.00	889 252.00		0.19
TOTAL Sweden		889 252.00		0.19
United States				
USD ADVANCED DRAINAGE COM USD0.01	5 732.00	800 576.40		0.17
USD ADVANCED MICRO DEV COM USD0.01	4 652.00	752 647.08		0.16
USD ALPHABET INC CAP STK USD0.001 CL A	19 214.00	4 670 923.40		0.99
USD AMAZON COM INC COM USD0.01	23 799.00	5 225 546.43		1.11
USD ANALOG DEVICES INC COM	1 837.00	451 250.90		0.10
USD APOLLO GLOBAL MANA COM USD0.00001	5 583.00	741 381.01		0.16
USD APPLE INC COM NPV	22 633.00	5 763 040.79		1.23
USD APPLOVN CORP COM USD0.00003 CL A	924.00	863 930.96		0.18
USD ARISTA NETWORKS IN COM USD0.0001 (PST REV SPT)	8 027.00	1 169 814.17		0.25
USD BERKSHIRE HATHAWAY CLASS B COM USD0.0033	3 820.00	1 920 466.80		0.41
USD BIO RAD LABS INC CL A	3 409.00	955 849.51		0.20
USD BLACKROCK INC COM USD0.01	1 052.00	1 226 495.24		0.26
USD BOEING CO COM USDS	3 086.00	866 051.38		0.18
USD BOSTON SCIENTIFIC COM USD0.01	6 611.00	845 431.93		0.18
USD BRISTOL-MYRS SQUB COM STK USD0.10	29 919.00	1 349 346.90		0.29
USD BROADCOM CORP COM USD1.00	8 766.00	2 232 171.06		0.48
USD BURLINGTON STORES COM USD0.0001	2 679.00	861 805.50		0.18
USD CAPITAL ONE FINL COM USD0.01	9 452.00	2 009 306.16		0.43
USD CELSIUS HOLDINGS I COM USD0.0001	8 882.00	510 626.18		0.11
USD COOPER COS INC COM USD0.10 (PYS)	11 863.00	813 327.28		0.17
USD DEVON ENERGY CORP NEW COM	20 834.00	730 440.04		0.16
USD DOLLAR GENERAL CP COM USD0.875	8 217.00	849 226.95		0.18
USD DYNATRACE INC COM USD0.001	16 983.00	822 826.25		0.18
USD ELI LILLY AND CO COM NPV	2 168.00	1 654 947.00		0.35
USD EXPAND ENERGY CORP COM USD0.01	10 879.00	1 355 784.96		0.28
USD EXXON MOBIL CORP COM NPV	3 122.00	352 005.50		0.08
USD FIRST CITIZENS BANCSHARES INC N C CL A	396.00	708 507.36		0.15
USD FIRST HORIZON CORP COM USD0.625	44 282.00	1 001 218.02		0.21
USD FIRST SOLAR INC COM STK USD0.001	2 175.00	479 652.75		0.10
USD GATES INDL CORP PL COM USD0.01	23 551.00	584 535.82		0.12
USD HUBSPOT INC COM USD0.001	978.00	457 508.40		0.10
USD INGERSOLL RAND INC COM USD1.00	16 535.00	1 366 121.70		0.29
USD INTERNATIONAL FLAVORS&FRAGRANC COM	11 511.00	708 388.94		0.15
USD JOHNSON CTLS INTL COM USD0.01	8 820.00	969 759.00		0.21
USD KRAFT HEINZ CO COM USD0.01	31 009.00	807 474.36		0.17
USD LIBERTY MEDIA CORP COM USD0.01 FORMULA ONE C	8 765.00	915 504.25		0.20
USD LYTT INC COM USD0.00001 CLASS A	17 671.00	388 938.71		0.08
USD MARSH & MCLENNAN COM USD1	4 025.00	811 158.25		0.17
USD MARVELL TECHNOLOGY COM USD0.002	9 697.00	815 228.79		0.17
USD MASTERCARD INC COM USD0.0001 CLASS 'A'	3 089.00	1 757 054.09		0.37
USD META PLATFORMS INC	4 009.00	2 944 129.42		0.63
USD MIRON TECHNOLOGY COM USD0.10	5 619.00	940 171.08		0.20
USD MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	14 474.00	7 496 808.70		1.60
USD NEXTERA ENERGY INC COM USD0.01	22 041.00	1 863 875.09		0.35
USD NIKE INC CLASS B COM NPV	6 041.00	421 238.93		0.09
USD NORTHROP GRUMMAN COM USD1	1 792.00	1 091 901.44		0.23
USD NVIDIA CORP COM USD0.001	43 928.00	8 196 086.24		1.74
USD ORACLE CORP COM USD0.01	5 671.00	1 594 912.04		0.34
USD PHILIP MORRIS INTL COM STK NPV 'WF'	5 892.00	955 662.40		0.20
USD PROGRESSIVE CORP COM USD1	3 271.00	807 773.45		0.17

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD) Annual report and audited financial statements as of 30 September 2025

155

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
USD PROLOGIS INC COM USD0.01	7 577.00	867 718.04	0.18
USD REGAL REKORD CORP COM USD0.01	6 161.00	866 602.64	0.19
USD ROPER TECHNOLOGIES COM USD0.01	981.00	469 214.89	0.10
USD S&P GLOBAL INC COM USD1	980.00	476 975.80	0.10
USD TAMOBILE US INC COM USD0.0001	3 890.00	455 126.20	0.20
USD TAKE TWO INTERACTI COM USD0.01	5 753.00	1 486 345.08	0.32
USD TESLA INC COM USD0.001	1 770.00	767 154.40	0.17
USD THERMO FISHER SCIE COM USD1	588.00	290 041.96	0.06
USD UNITEDHEALTH GRP COM USD0.01	2 720.00	939 216.00	0.20
USD VOYA FINL INC COM USD0.01	10 520.00	766 896.00	0.17
USD VULCAN MATERIALS COM STK USD1	2 476.00	749 762.72	0.16
USD WALMART INC COM USD0.10	7 634.00	786 760.04	0.17
USD WALT DISNEY CO/THE	9 098.00	1 041 721.00	0.22
USD WASTE MGMT INC DEL COM	2 644.00	583 874.52	0.12
USD WELLS FARGO B CO COM USD1 2/3	12 362.00	1 036 162.84	0.22
USD WELLTOWER INC COM USD1	3 068.00	546 533.52	0.12
USD WESTLAKE CORP COM USD0.01	6 507.00	501 429.42	0.11
USD WILLIAMS COS INC COM USD1	11 899.00	753 801.85	0.16
USD ZSCALER INC COM USD0.001	3 086.00	924 750.76	0.20
TOTAL United States		91 566 449.79	19.50
Total Equities		94 069 061.92	20.02

Certificates on commodities

Ireland

USD ISHARES PHYSICAL SILVER ETC 11-PRP	117 180.00	5 171 446.35	1.10
TOTAL Ireland		5 171 446.35	1.10

United Kingdom

USD UBS AG LONDON/ETC UBS BILIG INDUSTRIAL METAL TOT RET 07-PRP	3 393.00	4 740 021.00	1.01
USD UBS AG LONDON/ETC UBS BLOOMBERG CMCI ENERGY INDX 06-PRP	4 157.00	4 302 495.00	0.91
USD UBS AG LONDON/ETC MAGTR USD 16-PRP	24 305.00	4 170 738.00	0.89
TOTAL United Kingdom		13 213 254.00	2.81

Total Certificates on commodities

		18 564 700.35	3.91
--	--	----------------------	-------------

Total Transferable securities and money market instruments listed on a official stock exchange

		112 447 762.27	23.99
--	--	-----------------------	--------------

Other money market instruments in accordance with Article 41 (1) h) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Treasury bills, zero coupon

USD

USD AMERICA, UNITED STATES OF THE 0.00000% 20.02.25-19.02.26	1 500 000.00	1 478 041.08	0.31
TOTAL USD		1 478 041.08	0.31
Total Treasury bills, zero coupon		1 478 041.08	0.31
Total Other money market instruments in accordance with Article 41 (1) h) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		1 478 041.08	0.31

UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Certificates on commodities

Ireland

USD ISHARES PHYSICAL GOLD ETC 11-PRP	326 279.00	24 469 916.66	5.21
TOTAL Ireland		24 469 916.66	5.21
Total Certificates on commodities		24 469 916.66	5.21

Investment funds, open end

Ireland

USD ISHARES MSC1 CHINA TECH UCITS ETF-ACCUM SHS USD-CAP	807 529.00	4 796 480.00	1.02
USD KRANESHARES CSI CHINA INTRN-ACCUM SHS USD	225 613.00	6 745 826.70	1.44
USD UBS IRL INVESTOR SELECTION PLC-Q CONNOR CHINA-U-B-RF USD	2 008.00	26 099 100.48	5.56
EUR UBS IRL INVESTOR SELECTION PLC-GLOBAL EQUITY LNG SH3-U-B-CAP	161.89	31 807 534.45	6.77
USD VAN ECK GOLD MINERS UCITS ETF-ACCUM SHS 4- USD	69 672.00	5 986 216.24	1.27
USD WISDOMTREE JAPAN EQUITY UCITS ETF-ACCUM SHS JPYUSD	145 873.00	5 117 224.84	1.09
TOTAL Ireland		60 552 866.71	13.15

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD) Annual report and audited financial statements as of 30 September 2025

156

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Luxembourg			
EUR UBS (LU) BOND FUND - EURD HIGH YIELD (EUR) U-X-ACC	70,776.00	14,569,140.85	3.11
USD UBS (LU) BOND SICAV - GLOBAL CORPORATE U-X-DIST	1,992.00	22,948,059.12	4.88
USD UBS (LU) BOND SICAV - USD CORPORATE U-X-ACC	2,321.00	27,852,348.15	5.93
USD UBS (LU) BOND SICAV - USD HIGH YIELD U-X-ACC	1,224.00	32,189,547.60	6.85
USD UBS (LU) BOND SICAV - ASIAN HIGH YIELD U-X-ACC	1,396.00	14,155,928.60	3.01
USD UBS (LU) EMERGING ECONOMIES FUND-GLOBAL BONDS (USD)U-X-ACC	1,396.00	23,749,045.16	5.05
USD UBS (LU) EQUITY FUND - MID-CAPS USA U-X-ACC	15.37	211,718.83	0.05
JPY UBS (LU) EQUITY FUND - JAPAN (JPY) U-X-ACC	2,220.00	18,410,284.15	3.92
EUR UBS (LU) KEY SELE SICAV - EURD EDU VALUE OPP (EUR) U-X-ACC	1,909.59	37,442,133.95	7.97
CHF UBS (LU) MONEY MARKET FUND - CHF U-X-ACC	2.00	24,479.59	0.01
USD UBS (LU) MONEY MARKET FUND - USD U-X-ACC	34.00	446,476.10	0.09
EUR UBS (LU) MONEY MARKET FUND - EUR U-X-ACC	1.00	12,981.73	0.00
USD UBS (LU) INSTITUTIONAL FD-EMERGING MKTS EOTY U-X-ACC	51,460.00	28,463,040.60	6.06
TOTAL Luxembourg		220,495,194.43	46.99
Total Investment funds, open end		801,047,521.14	54.08
Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) a) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010		825,517,497.60	69.29
Total investments in securities		439,448,261.15	98.52

Derivative instruments

Derivative instruments listed on an official stock exchange

Financial Futures on bonds

EUR EURD-BOND FUTURE 08.12.25	226.00	175,263.00	0.04
EUR EURD-BUND FUTURE 08.12.25	-120.00	-260,043.50	-0.06
GBP LONG GILT FUTURE 29.12.25	409.00	241,072.99	0.05
USD US 5YR TREASURY NOTE FUTURE 31.12.25	186.00	22,359.47	0.00
USD US 10YR TREASURY NOTE FUTURE 19.12.25	493.00	272,031.25	0.06
CAD CAN 10YR BOND FUTURE 18.12.25	-436.00	-825,456.37	-0.17
AUD AUSTRALIA 10YR BOND FUTURE 15.12.25	271.00	-35,776.64	-0.01
TOTAL Financial Futures on bonds		-510,551.80	-0.11

Financial Futures on indices

EUR EURD STOXX 50 INDEX FUTURE 19.12.25	-166.00	-196,025.25	-0.04
USD MSCI EUROPE FUTURE NR INDEX 19.12.25	-152.00	62,320.00	0.01
EUR EURD STOXX BANKS PRICE INDEX FUTURE 19.12.25	1,143.00	25,517.48	0.01
GBP FTSE 100 INDEX FUTURE 19.12.25	-111.00	-153,539.81	-0.03
USD S&P500 EMNI FUTURE 19.12.25	202.00	394,605.00	0.08
USD IBODX 5HR BND FUTURE 01.12.25	-76.00	-54,720.00	-0.01
USD IBIG IBODX 5SHARES FUTURE 01.12.25	92.00	157,060.00	0.03
JPY TOPIX INDEX FUTURE 11.12.25	60.00	65,068.76	0.01
USD MINI MSCI EMERGING MARKETS INDEX FUTURE 19.12.25	190.00	84,550.00	0.02
CAD S&P/TSX 60 EX FUT FUTURE 18.12.25	10.00	59,795.89	0.01
AUD SPI 200 INDEX FUTURES 18.12.25	-158.00	81,153.74	0.02
USD E-MINI RUSSEL 1000 INDEX FUTURE 19.12.25	186.00	152,067.50	0.03
HKD HANG SENG INDEX FUTURE 30.10.25	17.00	42,394.99	0.01
TOTAL Financial Futures on indices		720,268.30	0.15
Total Derivative instruments listed on an official stock exchange		209,716.50	0.04

Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market

Swaps and forward swaps on indices

USD JPM/MORGAN EMERGING MARKETS TRS EOS PAYER PERI 25-04.12.25	-8,600,000.00	-577,444.47	-0.12
USD JPM/MORGAN EMERGING MARKETS TRS EOS REC 3ML 25-04.12.25			
TOTAL Swaps and forward swaps on indices		-577,444.47	-0.12
Total Derivative instruments not listed on an official stock exchange and not traded on another regulated market		-577,444.47	-0.12
Total Derivative instruments		-367,727.97	-0.08

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Forward Foreign Exchange contracts			
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date			
USD	2 134 902.01	TWD 84 800 000.00 20.10.2025	10 831.57 0.00
INR	1 770 400 000.00	USD 19 997 968.77 20.10.2025	-87 010.92 -0.02
USD	2 341 445.16	KRW 3 254 000 000.00 20.10.2025	21 500.26 0.01
JPY	1 574 800 000.00	USD 10 888 958.57 20.10.2025	-7 767.67 0.00
BRL	88 570 000.00	USD 16 289 904.01 20.10.2025	273 144.14 0.06
SEK	10 500 000.00	USD 1 124 739.32 20.10.2025	-7 067.27 0.00
USD	31 542 142.93	GBP 23 305 000.00 20.10.2025	164 807.83 0.04
HKD	8 380 000.00	USD 1 077 812.67 20.10.2025	-323.94 0.00
CAD	8 310 000.00	USD 6 010 315.18 20.10.2025	-32 988.88 -0.01
AUD	4 300 000.00	USD 2 859 991.49 20.10.2025	-9 470.16 0.00
GBP	11 983 500.00	USD 16 219 063.28 20.10.2025	-84 744.67 -0.02
CAD	34 171 200.00	USD 24 714 763.17 20.10.2025	-135 851.32 -0.03
CHF	630 000.00	USD 793 336.38 20.10.2025	74.14 0.00
CHF	58 543 600.00	USD 73 722 085.33 20.10.2025	6 657.72 0.00
USD	5 406 811.81	CNH 38 415 000.00 20.10.2025	10 554.17 0.00
EUR	12 180 000.00	USD 14 297 955.84 20.10.2025	28 149.18 0.01
EUR	107 330 600.00	USD 125 994 103.37 20.10.2025	248 051.84 0.05
USD	75 826.85	CAD 104 900.00 20.10.2025	372.99 0.00
CAD	780 100.00	USD 568 097.57 20.10.2025	-4 978.94 0.00
USD	113 716.34	GBP 83 600.00 20.10.2025	1 159.15 0.00
USD	180 288.46	GBP 133 100.00 20.10.2025	1 065.57 0.00
USD	324 538.55	EUR 277 200.00 20.10.2025	-1 513.84 0.00
EUR	277 200.00	USD 324 149.23 1.10.2025	1 560.77 0.00
USD	4 680 210.02	GBP 3 485 000.00 20.10.2025	-11 918.68 0.00
USD	16 716 280.25	EUR 14 250 000.00 2.10.2025	-27 459.75 -0.01
Total Forward Foreign Exchange contracts			857 097.29 0.08
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets			28 950 958.40* 5.18
Other assets and liabilities			6 444 561.89 1.37
Total net assets			409 838 092.76 100.00

* As at 30 September 2025, cash at banks includes amounts which serve as collateral for the counterparty JP Morgan for an amount of USD 460 000.00.

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 30 September 2025

Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
Equities			
Canada			
CAD CONSTELLATION SOFT COM STK NPV	1 253.00	3 402 191.27	0.60
USD SPOTIFY INC COM NPV C.L.A.	40 715.00	6 050 856.15	1.08
TOTAL Canada		9 452 047.42	1.68
China			
HKD ALIBABA GROUP HLDG USD1	267 363.00	6 082 367.36	1.09
HKD TENCENT HLDGS LIMI HKD0.00002	90 431.00	7 705 998.80	1.37
HKD TRIP.COM GROUP LTD USD0.00125	52 990.00	4 059 179.48	0.72
TOTAL China		17 847 545.64	3.18
Germany			
EUR SAP AG ORD NPV	14 444.00	3 867 850.43	0.69
TOTAL Germany		3 867 850.43	0.69
Israel			
USD CYBER-ARK SOFTWARE COM K.S.D.01	12 222.00	5 905 059.30	1.05
TOTAL Israel		5 905 059.30	1.05
Japan			
JPY SONY FINANCIAL HLD NPV	312 300.00	346 800.29	0.06
JPY SONY GROUP CORPORA NPV	312 300.00	9 006 234.26	1.60
TOTAL Japan		9 353 034.55	1.66
The Netherlands			
EUR ASML HOLDING NV EUR0.09	11 568.00	11 255 866.44	2.00
EUR KONINKLIJKE PHILIPS NV EUR0.20	293 511.00	7 945 929.79	1.42
TOTAL The Netherlands		19 201 796.23	3.42
South Korea			
KRW SAMSUNG ELECTRONIC KRW100	128 641.00	7 692 512.94	1.37
TOTAL South Korea		7 692 512.94	1.37
Sweden			
USD SPOTIFY TECHNOLOGY COM EUR0.000625	7 845.00	5 475 810.00	0.97
TOTAL Sweden		5 475 810.00	0.97
Taiwan			
USD TAIWAN SEMICON MAN ADS REP 5 ORD TWD10	71 344.00	19 925 665.76	3.55
TOTAL Taiwan		19 925 665.76	3.55
United Kingdom			
USD ELARA GROUP PLC ORD USD0.0001	86 576.00	2 440 010.40	0.43
TOTAL United Kingdom		2 440 010.40	0.43
United States			
USD ADVANCED MICRO DEV COM USD0.01	75 813.00	12 285 785.27	2.18
USD ALPHABET INC CAP STK USD0.001 C.L.A.	83 271.00	15 381 180.10	2.74
USD AMAZON COM INC COM USD0.01	108 881.00	23 907 001.17	4.26
USD APPLE INC COM NPV	108 262.00	27 566 753.06	4.91
USD APPL DVN CORP COM USD0.00003 C.L.A.	17 018.00	12 228 113.72	2.18
USD ARISTA NETWORKS IN COM USD0.0001 (PST REV SPT)	110 894.00	16 158 364.74	2.88
USD ASTERA LABS INC COM USD0.0001	13 800.00	2 702 040.00	0.48
USD AUTODESK INC COM USD0.01	25 516.00	8 105 667.72	1.44
USD BROADCOM CORP COM USD1.00	57 573.00	16 993 908.43	3.06
USD CAPITAL ONE FINL COM USD0.01	38 028.00	8 083 992.24	1.44
USD DATADOG INC COM USD0.00001 C.L.A.	32 478.00	4 824 867.20	0.82
USD DYNATRACE INC COM USD0.001	142 681.00	6 912 894.45	1.23

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Themes (USD) Annual report and audited financial statements as of 30 September 2025

85

The notes are an integral part of the financial statements.

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD		as a % of net assets		
		Unrealized gain (loss) on Futures/Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)				
USD HUBSPOT INC COM USD0.001	18 642.00	8 720 727.60		1.55		
USD INTEL BUSINESS MCHN COM USD0.20	25 180.00	7 104 788.80		1.27		
USD INTUITIVE SURGICAL COM USD0.001	14 584.00	6 522 402.72		1.16		
USD JP MORGAN CHASE & CO COM USD1	44 185.00	13 937 274.55		2.48		
USD LAM RESEARCH CORP COM USD0.001 (P/S)	46 280.00	6 196 892.00		1.10		
USD MARVELL TECHNOLOGY COM USD0.002	150 595.00	12 860 521.85		2.25		
USD MASTERCARD INC COM USD0.0001 CLASS 'A'	13 648.00	7 761 981.26		1.38		
USD META PLATFORMS INC	24 770.00	18 190 592.60		3.24		
USD MICRON TECHNOLOGY COM USD0.10	69 564.00	11 639 448.48		2.07		
USD MICROSOFT CORP COM USD0.0000125	61 863.00	32 041 940.85		5.70		
USD NUTANIX INC COM USD0.000025 CL A	84 494.00	6 285 508.68		1.12		
USD NVIDIA CORP COM USD0.001	22 133.00	41 258 995.14		7.34		
USD ON SEMICONDUCTOR COM USD0.01	122 137.00	6 022 575.47		1.07		
USD ORACLE CORP COM USD0.01	61 244.00	17 224 262.56		3.07		
USD PINTEREST INC COM USD0.00001 CL A	231 505.00	7 447 515.85		1.33		
USD PROGRESSIVE CORP COM USD1	22 020.00	5 437 839.00		0.97		
USD S&P GLOBAL INC COM USD1	11 642.00	5 666 277.82		1.01		
USD SALESFORCE INC	12 921.00	2 062 277.00		0.35		
USD SCHWAB CHARLES CORP COM USD0.01	51 379.00	4 905 153.13		0.87		
USD SERVICENOW INC COM USD0.001	8 850.00	8 144 478.00		1.45		
USD SNOWFLAKE INC COM USD0.0001 CLASS A	34 408.00	7 760 724.40		1.38		
USD SYNOPSIS INC COM USD0.01	16 868.00	8 322 502.52		1.48		
USD TAKE TWO INTERACT COM USD0.01	37 068.00	9 576 868.48		1.71		
USD TEXAS INSTRUMENTS COM USD1	24 520.00	4 505 059.60		0.80		
USD THERMO FISHER SCIE COM USD1	9 544.00	4 629 030.88		0.82		
USD UNIVERSAL DISPLAY COM USD0.01	38 645.00	5 550 581.75		0.99		
USD VERTIV HOLDINGS CO COM USD0.0001	27 142.00	4 094 642.12		0.73		
USD WALMART INC COM USD0.10	103 795.00	10 697 112.70		1.90		
USD ZSCALER INC COM USD0.001	27 392.00	8 208 286.72		1.46		
TOTAL United States		450 506 649.61		80.19		
Uruguay						
USD MERCADOLIBRE INC COM ITR USD0.001	2 645.00	6 181 206.70		1.10		
TOTAL Uruguay		6 181 206.90		1.10		
Total Equities		557 650 184.58		99.29		
Total Transferable securities and money market instruments listed on an official stock exchange		557 650 184.58		99.29		
Total investments in securities		557 650 184.58		99.29		
Forward Foreign Exchange contracts						
Currency purchased/Amount purchased/Currency sold/Amount sold/Maturity date						
GBP	6 249 400.00	USD	8 520 428.96	20.10.2025	-106 373.41	-0.02
EUR	18 547 300.00	USD	21 937 727.89	20.10.2025	-122 410.34	-0.02
CHF	66 874 400.00	USD	84 879 669.69	20.10.2025	-659 268.92	-0.12
CHF	242 200.00	USD	308 378.13	20.10.2025	-3 355.86	0.00
EUR	382 500.00	USD	454 120.18	20.10.2025	-4 224.02	0.00
GBP	136 100.00	USD	185 961.05	20.10.2025	-2 719.03	0.00
CHF	1 685 200.00	USD	2 149 954.07	20.10.2025	-27 843.90	-0.01
CHF	379 700.00	USD	480 446.75	20.10.2025	-2 259.49	0.00
CHF	1 500 500.00	USD	1 892 971.48	20.10.2025	-3 269.12	0.00
USD	1 878 091.32	CHF	1 499 100.00	20.10.2025	-9 847.90	0.00
USD	191 000.17	GBP	142 500.00	20.10.2025	-85.67	0.00
GBP	142 500.00	USD	190 976.62	1.10.2025	864.01	0.00
GBP	318 700.00	USD	428 204.84	2.10.2025	845.04	0.00
CHF	219 700.00	USD	276 276.44	20.10.2025	409.74	0.00
USD	275 681.72	CHF	219 700.00	2.10.2025	-444.72	0.00
USD	428 253.86	GBP	318 700.00	20.10.2025	-836.75	0.00
EUR	64 700.00	USD	75 903.62	3.10.2025	118.88	0.00
USD	75 982.75	EUR	64 700.00	20.10.2025	-117.33	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts					-941 991.79	-0.17
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets					5 661 870.56	1.01
Other assets and liabilities					-760 542.62	-0.13
Total net assets					561 880 124.79	100.00

(2) 【2024年9月30日終了年度】

【貸借対照表】

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)
純資産計算書

	2024年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	179,610,911.55	28,119,884
投資有価証券、未実現評価(損)益	26,258,686.32	4,111,060
投資有価証券合計(注1)	205,869,597.87	32,230,944
現金預金、要求払預金および預託金勘定	2,818,066.55 *	441,196
その他の流動資産(マージン)	4,950,876.04	775,109
有価証券売却未収金(注1)	1,980.31	310
発行未収金	2,267.33	355
未収配当金	22,578.32	3,535
金融先物に係る未実現利益(注1)	247,409.02	38,734
資産合計	213,912,775.44	33,490,184
負 債		
先渡為替契約に係る未実現損失(注1)	(1,299,489.60)	(203,448)
当座借越	(143,505.08)	(22,467)
当座借越に係る未払利息	(0.26)	(0)
買戻未払金	(1,314,452.45)	(205,791)
定率報酬引当金(注2)	(326,979.28)	(51,192)
年次税引当金(注3)	(12,821.99)	(2,007)
その他の手数料および報酬引当金(注2)	(865.98)	(136)
引当金合計	(340,667.25)	(53,335)
負債合計	(3,098,114.64)	(485,041)
期末現在純資産	210,814,660.80	33,005,143

* 2024年9月30日現在、当該現金額は取引の相手方のために担保に供されており、モルガン・スタンレー、ロンドン支店については150,000.00ユーロである。

注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)
運用計算書

自2023年10月1日 至2024年9月30日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	536,704.90	84,027
有価証券に係る利息	66,517.09	10,414
配当金(注1)	556,213.43	87,081
スワップに係る受取利息(注1)	200,755.99	31,430
証券貸付に係る純収益(注17)	7,558.55	1,183
その他の収益(注4)	35,677.80	5,586
収益合計	1,403,427.76	219,721
費 用		
スワップに係る支払利息(注1)	(129,067.03)	(20,207)
定率報酬(注2)	(4,036,613.56)	(631,972)
年次税(注3)	(47,679.92)	(7,465)
その他の手数料および報酬(注2)	(63,897.67)	(10,004)
現金および当座借越に係る利息	(9,171.12)	(1,436)
費用合計	(4,286,429.30)	(671,083)
投資純(損)益	(2,883,001.54)	(451,363)
実現(損)益(注1)		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	1,906,556.22	298,490
オプションに係る実現(損)益	1,007,817.50	157,784
利回り評価証券および短期金融商品に係る 実現(損)益	831,749.55	130,219
金融先物に係る実現(損)益	6,396,489.69	1,001,434
先渡為替契約に係る実現(損)益	(1,060,795.21)	(166,078)
スワップに係る実現(損)益	208,628.85	32,663
為替差(損)益	333,627.33	52,233
実現(損)益合計	9,624,073.93	1,506,745
当期実現純(損)益	6,741,072.39	1,055,382
未実現評価(損)益の変動(注1)		
無オプション市場価格証券に係る 未実現評価(損)益	29,997,637.35	4,696,430
利回り評価証券および短期金融商品に係る 未実現評価(損)益	(232,543.11)	(36,407)
金融先物に係る未実現評価(損)益	3,447,354.47	539,718
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	(2,354,562.73)	(368,630)
スワップに係る未実現評価(損)益	(73,717.90)	(11,541)
未実現評価(損)益の変動合計	30,784,168.08	4,819,569
運用の結果による純資産の純増(減)	37,525,240.47	5,874,952

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)
純資産計算書

	2024年9月30日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	424,555,909.51	66,468,473
投資有価証券、未実現評価(損)益	136,271,935.24	21,334,734
投資有価証券合計(注1)	560,827,844.75	87,803,207
現金預金、要求払預金および預託金勘定	5,411,553.13	847,233
発行未収金	1,122,284.44	175,705
未収配当金	168,122.65	26,321
その他の未収金	15,125.24	2,368
先渡為替契約に係る未実現利益(注1)	224,686.47	35,177
資産合計	567,769,616.68	88,890,011
負 債		
買戻未払金	(311,503.08)	(48,769)
定率報酬引当金(注2)	(278,375.10)	(43,582)
年次税引当金(注3)	(36,047.65)	(5,644)
その他の手数料および報酬引当金(注2)	(9,190.84)	(1,439)
引当金合計	(323,613.59)	(50,665)
負債合計	(635,116.67)	(99,434)
期末現在純資産	567,134,500.01	88,790,577

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)
運用計算書

自2023年10月1日 至2024年9月30日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	275,969.63	43,206
配当金(注1)	1,528,712.87	239,335
証券貸付に係る純収益(注17)	18,211.19	2,851
その他の収益(注4)	93,074.07	14,572
収益合計	<u>1,915,967.76</u>	<u>299,964</u>
費 用		
定率報酬(注2)	(3,070,930.55)	(480,785)
年次税(注3)	(123,065.09)	(19,267)
その他の手数料および報酬(注2)	(114,557.70)	(17,935)
現金および当座借越に係る利息	(250.10)	(39)
費用合計	<u>(3,308,803.44)</u>	<u>(518,026)</u>
投資純(損)益	<u>(1,392,835.68)</u>	<u>(218,062)</u>
実現(損)益(注1)		
無オプション市場価格証券に係る実現(損)益	26,022,426.12	4,074,071
先渡為替契約に係る実現(損)益	2,395,507.10	375,041
為替差(損)益	(518,260.64)	(81,139)
実現(損)益合計	<u>27,899,672.58</u>	<u>4,367,973</u>
当期実現純(損)益	<u>26,506,836.90</u>	<u>4,149,910</u>
未実現評価(損)益の変動(注1)		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価(損)益	95,743,288.23	14,989,569
先渡為替契約に係る未実現評価(損)益	1,641,466.53	256,988
未実現評価(損)益の変動合計	<u>97,384,754.76</u>	<u>15,246,557</u>
運用の結果による純資産の純増(減)	<u>123,891,591.66</u>	<u>19,396,468</u>

注記は当財務書類の一部である。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
財務書類に対する注記
2024年9月30日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ヨーロピアン・エクイティ・サステナブル・リーダーズ(ユーロ)を除き、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ(ユーロ)¹は当期中に償還され、2024年9月30日現在、預託銀行に保有された口座にはまだいくらかの現金が残っている。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ヨーロピアン・エクイティ・サステナブル・リーダーズ(ユーロ)は、当期後に償還された。

そのため、サブ・ファンドの財務書類は非継続企業の前提に基づいて作成されており、資産が正味実現可能価額で、負債は正味決済額で記録されている。

非継続企業の前提の会計処理の適用により、サブ・ファンドの公表純資産価額への重要な調整は行われていない。

重要な会計方針は、以下のとおりに要約される。

a) 純資産価額の計算

各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格は、当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの計算通貨で表示され、各投資証券クラスに帰するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの特定投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより営業日毎に計算される。ただし、投資証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、投資証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがある。この場合、純資産価格は公表されることがあるが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためだけに利用することができる。いかなる状況においても申込みまたは買戻しの注文のための根拠として利用してはならない。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日(即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日)を指し、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。

さらに、サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - チャイナ・アロケーション・オポチュニティー(米ドル)に関して、中華人民共和国における通常の銀行営業日でない日は本サブ・ファンドの営業日とはみなされない。

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ(ユーロ)¹に関して、以下の日は営業日(「MSA営業日」とはみなされない。

¹ 2024年1月30日償還済

- a) 英国およびアメリカ合衆国において通常の銀行営業日とみなされない日。
- b) マスターファンド(DB PLATINUM IV UBS Multi - Strategy Alternatives)が投資証券の発行および買戻しを行わない日。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰する純資産価額の百分率は、投資証券の発行または買戻しの度に変動する。この百分率は、当該投資証券クラスに課される報酬を考慮し、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定される。

すべてのサブ・ファンドにシングル・スイング・プライシングの原理が適用される。

期末現在純資産額にシングル・スイング・プライシング調整があった場合、サブ・ファンドの純資産額情報の3年度比較数値から確認できる。1口当たり発行・買戻価格は、調整後の純資産価格を表す。

b) 評価原則

- 流動資産は、(現金、銀行預金、為替手形、小切手、約束手形、前払費用、配当金ならびに宣言済または発生済で未受領の利息という形態にかかわらず)いずれも額面として評価されるが、かかる価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、かかる場合、その評価額は、その真正価値に達するために適切とみなされる減額分を考慮して決定される。
- 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の資産は、直近の入手可能な市場価格で評価される。当該証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該資産の主要市場である証券取引所における直近の入手可能な価格が適用される。
証券取引所において通常取引されない証券、派生商品およびその他の資産について、標準的な市場に基づく値付けによる流通市場が証券トレーダー間で存在する場合、本投資法人はこれらの価格に基づいて当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていないが、公認され、公開の他の定期的にかかれる規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、当該市場における直近の入手可能な価格により評価される。
- 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場で取引されておらず、適正価格を入手することができない証券およびその他の投資対象は、予想販売価格に基づき誠意をもって本投資法人が選ぶその他の原則に従って本投資法人が評価する。
- 証券取引所に上場されていない派生商品(店頭派生商品)は、独立の価格提供業者に基づいて評価される。派生商品について、利用できる独立の価格提供業者がただ1社のみの場合、得られた評価の妥当性は、派生商品の対象資産の時価に基づき本投資法人および本投資法人の監査人が認めた計算モデルを使用して検証される。
- その他の譲渡性証券集合投資事業(UCITS)および/または集合投資事業(UCIs)の受益証券は、その最終資産価額で評価される。

サブ・ファンドであるUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ(ユーロ)¹に関して、純資産価額の計算は、マスターファンドの純資産価額を適時に受領することに依拠する。

¹ 2024年1月30日償還済

- 証券取引所または一般に公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品は、関連するカーブに基づいて評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドから計算される。このプロセスには次の原則が適用される。残余期間が最も近い金利が、各短期金融商品について補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手の信用力を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付けに重大な変更がある場合には調整される。
- 関連するサブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表示され、為替取引によるヘッジを行わない証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグの平均為替レート(買呼値と

売呼値の仲値)または入手不可能な場合、当該通貨を最も代表する市場におけるレートを用いて評価される。

- 定期預金および信託預金は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算はすべての現金流入額と正味現在価値を基準とする。特別な場合に、内部計算(ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく。)および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。評価方法は、当該証券に依拠し、適用されるUBS評価方針に従い選択される。

上述した規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、純資産の適切な評価を遂行するために、誠意をもって他の一般に認められておりかつ検証可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

本投資法人のサブ・ファンドの一部が、資産の評価時に終了している市場に投資される可能性があるため、本投資法人は、上記の規定に従うことなく、評価時のこれらのサブ・ファンドの資産の適正価格をより正確に反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。実際に、サブ・ファンドが投資される証券は、概して、上記の1口当たりの純資産価格を計算する時に入手可能な最新の価格に基づいて評価される。ただし、サブ・ファンドが投資する市場の終了時と評価時に実質的な時差がある可能性がある。

結果として、かかる証券の価格に影響を与える可能性があり、市場の終了時と評価時の間に生じる変化は、通常、関連するサブ・ファンドの1口当たりの純資産価格には考慮されない。この結果、本投資法人が、サブ・ファンドのポートフォリオの証券の入手可能な最新価格がその適正価格を反映していないとみなした場合、本投資法人は、評価時のポートフォリオの想定適正価格を反映する目的で1口当たりの純資産価格が調整されることを認めることができる。かかる調整は、本投資法人が定める投資方針および数々の慣行に基づく。上記のとおり価格を調整する場合、当該価格は、同一のサブ・ファンドのすべての投資証券クラスに常に適用される。

本投資法人は、適切とみなす場合にはいつでも、上記の措置を本投資法人の関連するサブ・ファンドに適用する権利を留保する。

適正価格での資産の評価は、容易に入手可能な市場評価が参照可能な資産の評価よりも評価の信頼性を高める。また、適正価格での評価は、価格報告者が適正価格を定めるために使用するクオンツ・モデルに基づく。本投資法人が1口当たりの純資産価格を自ら定める頃に資産を売却しようとする場合、本投資法人が資産の適正評価を正確に定めることができるという保証はない。結果として、1つ以上の参加権を適正価格で評価する場合に本投資法人が純資産価格で受益証券を売却または償還する場合、現投資主の経済的参加権を希薄化するまたは増大させる可能性がある。

さらに、特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。かかる新評価が投資証券の事後の発行、買戻しおよび転換について有効となる。再評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前のみ行われる。発行、買戻しおよび転換は、唯一の純資産価格に基づいてのみ処理される。

報酬および手数料ならびに原投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる(「スイング・プライシング」)。

投資証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンド

またはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況は、取締役会の裁量により決定される。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の投資主(申込みの場合)または残存する投資主(買戻しの場合)が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

(a) サブ・ファンドが一定の下落(すなわち買戻しによる純流出)を記録した場合。

(b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合。

(c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合。または、

(d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合。

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、投資証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは投資証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、()見積もり税金費用、()サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および()サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および国々では買主および売主の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。調整は通常、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の最大2%に制限されるものとする。取締役会は、例外的な状況(例えば、高い市場ボラティリティおよび/または流動性、例外的な市況、市場の混乱等)において、サブ・ファンドおよび/または評価日に関して、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、当該調整が実勢の市況を代表するものであることおよび投資主の最善の利益に資するものであることを取締役会が正当化できることを条件とする。当該希薄化調整は、取締役会が決定した方法に従って計算される。投資主は、一時的措置が導入された時点および終了した時点で、通常の連絡経路を通じて通知される。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

c) 証券売買実現純(損)益

証券売買実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現(損)益は、評価日に適用される先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

本投資法人の連結財務書類は、ユーロ(EUR)で表示される。本投資法人の2024年9月30日現在の連結純資産計算書、連結運用計算書および連結純資産変動計算書の各種科目は、以下の為替レートでユーロに換算された各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2024年9月30日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1ユーロ = 0.941444 スイスフラン(CHF)

1ユーロ = 1.116050 米ドル(USD)

償還または合併されたサブ・ファンドについて、連結財務書類の換算に用いられた為替レートは、償還日または合併日現在のものである。

i) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、「配当落ち」日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

j) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

外国為替取引による未収金および未払金は相殺される。

k) サブ・ファンド間投資

2024年9月30日現在、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル) は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブの他のサブ・ファンドに以下の投資を行った。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)	金額 (米ドル)
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ヨーロピアン・エクイティ・バリュー・オポチュニティー (ユーロ) クラスU - X - ACC 投資証券	12,774,202.43
合計	12,774,202.43

サブ・ファンド間投資の総額は、33,686,733.28ユーロである。したがって、期末現在の調整済み連結純資産は、3,880,367,314.32ユーロである。

l) スワップおよび差金決済取引

本投資法人は、金利スワップ契約、金利スワップシヨンの金利先渡し契約およびクレジット・デフォルト・スワップまたは差金決済取引(以下「CFD」という。)を締結することができる。ただし、当該契約は、この種の取引を専門とする第一級の金融機関との間で執行される場合に限る。

シンセティック・エクイティ・スワップは、投資先の株式価格を基に評価される。スワップと株式が同じ通貨建てでない場合、株式価格が換算される。

スワップ取引の価値は、外部のサービス提供会社が計算し、また別の外部サービス提供会社が第二の独立した評価を提供する。かかる計算は、インフローとアウトフロー双方のすべてのキャッシュフローの正味現在価値に基づいている。

特定の場合に、ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた当社内部での算出額および/またはブローカーの報告評価を利用することができる。

評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBS評価方針に従って決定される。

当該評価方法は、取締役会によって認可されている。

未実現損益の変動は、「スワップ/CFDに係る未実現評価(損)益」の変動の下で運用計算書に計上される。

終了もしくは満期の時点で生じたスワップの損益は、運用計算書に「スワップに係る実現(損)益」として記帳される。

注2 - 定率報酬

本投資法人は、サブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算された月次上限定率報酬を投資証券クラス「P」「N」「K-1」「F」「G」「Q」「QL」「I-A1」「I-A2」「I-A3」および「I-A4」のために支払う。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)

	定率報酬	上限定率報酬 名称に「ヘッジ」を含む クラス受益証券の料率
名称に「P」が付く投資証券クラス	1.710%	年率1.760%

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)

	定率報酬	上限定率報酬 名称に「ヘッジ」を含む クラス受益証券の料率
名称に「P」が付く投資証券クラス	2.040%	年率2.090%

上記の定率報酬から、以下の報酬が支払われる。

1. 本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理、投資助言および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（本投資法人の資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等）に関して、次の規定に従い本投資法人の資産から本投資法人の純資産価額に基づく上限定率報酬が支払われる。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースで本投資法人の資産に対し請求され、毎月支払われる（上限定率報酬）。名称に「ヘッジ」を含むクラス投資証券の上限定率報酬には、為替リスクをヘッジするための報酬が含まれる。関連する上限定率報酬は対応する投資証券クラスが発行されるまで請求されない。上限定率報酬の概要は、販売目論見書の「サブ・ファンドおよび特別な投資方針」に記載されている。

本報酬は、「定率報酬」として運用計算書に計上されている。

2. 上限定率報酬は、以下の報酬および本投資法人の資産にも請求される追加の費用を含まない。
 - a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用（市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、販売目論見書の「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」の項に基づくスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
 - b) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する監督官庁への費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場されている証券取引所に支払う一切の手数料。
 - c) 本投資法人の設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供するサービスに関して監査法人に支払われるか、または法律によって許可される一切のその他の報酬。アドホック・レポートの作成に関してマスターファンドから請求される費用。ただし、当該費用は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ (ユーロ)¹の年次報告書または中間報告書の作成に関連して生じるものとする。

¹ 2024年1月30日償還済

- d) 本投資法人の設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、本投資法人およびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。

- e) 本投資法人の純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト(翻訳コストを含む。)
- f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、K I D s、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。
- g) 外国の監督官庁への本投資法人の登録に関するコスト(該当する場合、外国の監督官庁に支払われる手数料ならびに翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。)
- h) 本投資法人による議決権または債権者の権利の使用により発生した費用(外部顧問報酬を含む。)
- i) 本投資法人の名義で登録された知的財産または本投資法人の使用権に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、ポートフォリオ・マネジャーまたは保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じた特別措置に関して生じた一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ公表されており、および/または本投資法人の総費用率(T E R)の開示において考慮される。

当該手数料および報酬は、「その他の手数料および報酬」として運用計算書に計上されている。

- l) 本投資法人の取締役を支払われる手数料、コストおよび費用(合理的な立替費用、保険料および取締役会に関連する合理的な交通費ならびに取締役の報酬)。

3. 管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

本投資法人の収益および資産に対し課せられるすべての税金、特に年次税("taxe d'abonnement")も本投資法人が負担する。

定率報酬制度を用いない他のファンド・プロバイダーとの一般的比較可能性を持たせることを目的に、「上限管理報酬」は定率報酬の80%と定める。

投資証券クラス「I - B」について、報酬は、ファンドの管理事務費用(本投資法人、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる)を賄うために請求される。資産運用および販売に関する費用は、投資者とUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の代理人との間で直接結ばれた個別契約に基づき、本投資法人を除いて請求される。

投資証券クラス「I - X」「K - X」および「U - X」の資産運用、ファンド管理事務(本投資法人、管理事務代行および保管受託銀行の費用からなる)および販売について実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーが受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

投資証券クラス「K - B」の資産運用を目的として実施された業務に関連するコストは、投資者との個別契約に基づきUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーまたは公認の販売パートナーの1つが受け取る資格を有する報酬によって賄われる。

個々のサブ・ファンドに帰属する費用はすべて、それらのサブ・ファンドに請求される。

個々の投資証券クラスに帰属する費用は、それらの投資証券クラスに請求される。費用が複数またはすべてのサブ・ファンド/投資証券クラスに関連して発生した場合には、これらの費用は当該サブ・ファンド/投資証券クラスに対してその純資産額に比例して請求される。その投資方針がその他の現存する投資信託(U C I sまたはU C I T S)に投資することを容認するサブ・ファンドに関しては、当該対象ファンドおよびサブ・ファンドの両段階で支払が生じる。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬は、販売報酬を考慮して最大で3.00%となる場合がある。

サブ・ファンドが、管理会社により、または共同経営もしくは支配を通じてまたは実質的に直接保有もしくは間接保有を通じて、管理会社と関係する別の会社により、直接的または委託によって運営されるファンドの受益証券への投資を行う場合、対象ファンドの受益証券に関して、投資を行うサブ・ファンドに発行または買戻手数料は課されることはない。

本投資法人の現行の手数料の詳細は、K I D s に記載されている。

注3 - 年次税

ルクセンブルグの現行法規に準拠して、本投資法人は、四半期毎に支払われ各四半期末日の各サブ・ファンドの純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税を課されているが、機関筋の投資証券クラスに関しては年率0.01%になる減額された年次税を課されている。

ルクセンブルグ法の法定条項に準拠して、既に年次税を支払っている他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資されている純資産の部分に関して、年次税は課されない。

注4 - その他の収益

その他の収益は、主にスイング・プライシングから生じる収益で構成される。

注5 - 分配

各サブ・ファンドの投資主総会は、取締役会の提案によりサブ・ファンドの年次決算の終了後に、各サブ・ファンドおよび/または投資証券クラスから分配を行うか、および支払われる分配金の程度を決定する。

本投資法人の純資産額が法律に規定されている最低資産額を下回る場合には、分配の支払は行われな

い。分配が行われる場合、分配金は年度末後4ヵ月以内に支払われる。

取締役会は、中間配当金を支払い、また分配金支払を停止する権限を有している。

注6 - ソフト・コミッション契約

ポートフォリオ・マネジャーに適用される法律で認められている場合、ポートフォリオ・マネジャーおよびその関係会社は、サブ・ファンドの代わりに証券取引を行う特定のブローカーとソフト・コミッション契約を結ぶことができる。この契約では、投資判断をサポートするために提供された特定の商品およびサービスは、見返りに直接支払うことなく受け取ることになる。このようなコミッションは、香港証券先物委員会によりソフト・ダラーと定義される。これは、取引執行が最良執行基準に合致している場合のみであり、執行サービスおよび/またはブローカーが提供するブローカー・サービスの価値に関連して、ブローカー・フィーが妥当であるという信念に基づいて決定されている。

受け取った商品およびサービスには、調査サービスのみが含まれていた。ブローカーから受け取る調査の相対的な費用または便益は、ポートフォリオ・マネジャーおよびその関連会社とその顧客または運用するファンドに対する全般的な責任を果たす上で、受け取った調査が全体として有利になると考えられるため、特定のクライアントまたはファンド間で配分されない。実行されたソフト・コミッション契約を有するブローカーと締結した取引金額および当該取引のためにサブ・ファンドにより支払われた関連報酬は、以下のとおりである。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	実行された ソフト・コミッション契約を 有するブローカーと締結した 取引金額 (米ドル)	当該取引のために サブ・ファンドにより 支払われた関連報酬 (米ドル)
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)	441,764,896.15 米ドル	57,260.89 米ドル

上記の項目を除き、他のサブ・ファンドと比較可能な契約はない。

注7 - 金融先物、オプションおよびスワップの契約

2024年9月30日現在の個々のサブ・ファンドおよび各通貨の金融先物、オプションおよびスワップに係る契約は、以下のように要約できる。

a) 金融先物

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)	指数関連金融先物 (購入) 52,416,285.50 米ドル	指数関連金融先物 (売却) 31,565,009.72 米ドル
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション (米ドル)	債券関連金融先物 (購入) 57,878,787.86 米ドル	債券関連金融先物 (売却) 20,252,690.88 米ドル
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	金利関連金融先物 (購入) 該当なし	金利関連金融先物 (売却)

債券または指数に係る金融先物契約 (もしあれば) は、金融先物の時価 (契約数 × 想定契約規模 × 先物の市場価格) に基づき計算される。

b) オプション

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	指数に係るオプション、従来型 (売却) 該当なし
--------------------------	-----------------------------

c) スワップ

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	クレジット・デフォルト・スワップ (購入) 該当なし	クレジット・デフォルト・スワップ (売却)
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	指数スワップおよび 指数先渡スワップ (購入) 該当なし	指数スワップおよび 指数先渡スワップ (売却)
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	シンセティック・エクイティ・スワップ (購入) 該当なし	シンセティック・エクイティ・スワップ (売却)

注8 - 総費用比率 (TER)

この比率は、アセット・マネジメント・アソシエーション・スイス (AMAS) の「TERの計算および公表に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産 (運用費用) に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12カ月のTERは、以下のとおりである。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	総費用比率 (TER)
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル) クラス P - a c c 投資証券	1.80%
- グローバル・アロケーション (米ドル) クラス P - a c c 投資証券	2.16%

運用期間が12ヵ月未満の投資証券のクラスに関するTERは、年率換算されている。

取引コスト、利息費用、証券貸付費用および為替ヘッジに関連して生じたその他コストは、TERに含まれていない。

注9 - ポートフォリオ回転率 (PTR)

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

$$\frac{(\text{購入合計} + \text{売却合計}) - (\text{発行合計} + \text{買戻し合計})}{\text{当期中の平均純資産}}$$

当期中の平均純資産

当期中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	ポートフォリオ回転率 (PTR)
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)	18.42%
- グローバル・アロケーション (米ドル)	161.15%

注10 - 取引費用

取引費用には、当年度中に発生したブローカー手数料、印紙代、地方税およびその他の海外費用が含まれる。取引報酬には、購入および売却証券の費用が含まれる。

2024年9月30日に終了した年度に、ファンドは、以下のような投資有価証券の購入または売却ならびに類似取引に関連する取引費用を負担した。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	取引費用
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)	119,416.35米ドル
- グローバル・アロケーション (米ドル)	33,560.81米ドル

注11 - 関連当事者との取引

本注記の文脈での関連当事者とは、ユニット・トラストおよびミューチュアル・ファンドに関する香港証券先物委員会の規約に定義されている関連当事者をいう。サブ・ファンドとその関連当事者との間で年度中に締結されたすべての取引は、通常の業務の過程において通常の取引条件で行われた。

a) 証券取引およびデリバティブ金融商品取引

香港で販売が許可されている以下のサブ・ファンドに関して、2023年10月1日から2024年9月30日までの会計年度において管理会社の関連会社であるブローカー（オプションを除く）、ポートフォリオ運用会社、保管受託銀行または取締役会を通じて行われた証券およびデリバティブ金融商品の額について、記述されている。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との証券および デリバティブ金融商品の取引額	証券取引比率
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)	368,338.01 米ドル	0.03% 米ドル

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との証券取引およびデリ バティブ金融商品取引の手数料	手数料平均比率
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)	140.10 米ドル	0.00% 米ドル

注記10「取引費用」に記載のとおり、確定利付投資、取引所で取引される先物契約およびその他のデリバティブ契約の取引費用は、投資の売買価格に含まれるため、ここでは個別には記載されていない。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	関連当事者との(株式、株式類似証 券およびデリバティブ金融商品を除 く)その他の有価証券の取引数量	証券取引比率
- デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)	0.00 米ドル	0.00% 米ドル

通常の市場慣行に従い、関連当事者との「(株式および株式類似証券を除く)その他の有価証券」に係る取引に関して本投資法人に課せられる手数料はなかった。

当該取引は、通常の取引の過程で、通常の取引条件で締結された。

関連当事者との取引の額のサブ・ファンドの通貨への換算に関して、2024年9月30日現在の財務書類の為替レートが使用された。

b) 本投資法人の投資証券取引

関連当事者は、サブ・ファンド/投資証券クラスが実質的な純資産を有するまでに投資され続けることを意図して、シード・キャピタル(「直接投資」)を提供する目的で、新しいサブ・ファンド/投資証券クラスに投資することができる。当該投資は独立企業間で行われ、事後取引/マーケット・タイミング防止の要件をすべて満たしている。関連当事者は、ファンドまたは本投資法人に対する管理または支配力を行使する目的で投資することができない。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ	クラス受益証券	時価	ファンドの純資産比率(%)
	該当なし		

c) 取締役の保有

管理会社およびその関連当事者は、サブ・ファンドの投資証券の発行および買戻しが認められている。管理会社の取締役および本投資法人の取締役は、2023年9月30日現在、香港で販売許可を受けたサブ・ファンドを保有していない。

注12 - マスター・フィーダー・ストラクチャー

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ(ユーロ)

¹ について、記述されている。

¹ 2024年1月30日償還済

注13 - デフォルト証券

債券がデフォルト(英文目論見書に規定されているクーポン/元本の支払いが行われていない)に陥っているが、相場価格が存在する場合、最終的な支払いが期待されるため、債券はポートフォリオに保持される。さらに、相場価格が存在せず、最終的な支払いが見込まれない過去にデフォルトした債券も存在する。これらの債券はサブ・ファンドによって全額償却されている。これらの債券から生じる可能性のあるリターンをサブ・ファンドに配分する管理会社によって監視されている。それらは投資有価証券明細表に表示されず、この注記において別個に表示される。

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・エクイティーズ(米ドル)

債券	通貨	想定元本
TIANHE CHEMICALS G USD0.000001	香港ドル	2,680,000.00

注14 - 償還

以下の償還が生じた。

サブ・ファンド	日付
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - マルチ・ストラテジー・オルタナティブズ(ユーロ)	2024年1月30日

2024年9月30日現在の現金残高: 162,307.81ユーロ

注15 - 後発事象

a) 以下の償還が生じた。

サブ・ファンド	日付
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ヨーロピアン・エクイティ・サステナブル・リーダーズ(ユーロ)	2024年10月17日

b) 以下の合併が生じた。

サブ・ファンド	合併先	日付
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(スイス・フラン)	UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)	2024年10月25日
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(ユーロ)	UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)	2024年10月25日
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・マルチ・インカム(米ドル)	UBS (Lux) ストラテジー・シキャブ - ダイナミック・インカム(米ドル)	2024年12月11日

注16 - 適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、管理会社および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資家の賠償請求に関する件については、管理会社および/または保管受託銀行は、ファンドの投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らおよびファンドを服せしめることを選択することができる。

当財務書類については英語版が公認されたものであり、英語版のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資家に対して投資証券が販売され

る場合、本投資法人および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳(すなわち、本投資法人によって承認されたもの)に自らが拘束されるものと認めることができる。

注17 - 店頭派生商品および証券貸付

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約、オプションおよびスワップ取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある(または履行することができない)リスクを負うことがある。取引相手リスクは、証券を預託することにより軽減することができる。本投資法人が適用される契約に基づき担保が提供される場合、当該担保は、本投資法人のため保管受託銀行により保管されるものとする。店頭取引相手、保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用事由の結果、担保に関する本投資法人の権利または承認が遅延するか、制限されるか、または消滅することもある。その場合、本投資法人は、当該債務を担保するためにそれまでに利用可能であった証券を有していたにもかかわらず、強制的に店頭取引の枠組みにおいて債務を履行することになる。

本投資法人は、第三者に本投資法人の組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付はクリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介により、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付け証券から構成される。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、証券貸付代理店として従事している。

店頭派生商品*

以下のサブ・ファンドの無担保店頭派生商品は、代わりに証拠金勘定を有する。

サブ・ファンド 取引相手	未実現(損)益	受領した担保
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)		
バンク・オブ・アメリカ	24,806.74 米ドル	0.00 米ドル
パークレイズ	- 3,021.11 米ドル	0.00 米ドル
ドイツ銀行	20.34 米ドル	0.00 米ドル
H S B C	5,684.55 米ドル	0.00 米ドル
モルガン・スタンレー	197,195.95 米ドル	0.00 米ドル
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)		
バンク・オブ・アメリカ	33,138.52 米ドル	0.00 米ドル
パークレイズ	23,051.06 米ドル	0.00 米ドル
カナディアン・インペリアル・バンク	- 239,485.12 米ドル	0.00 米ドル
シティバンク	66,096.96 米ドル	0.00 米ドル
ドイツ銀行	- 653,804.77 米ドル	0.00 米ドル
ゴールドマン・サックス	- 545,992.24 米ドル	0.00 米ドル
H S B C	33,931.07 米ドル	0.00 米ドル
ジェー・ピー・モルガン	154,436.60 米ドル	0.00 米ドル
モルガン・スタンレー	- 83,732.08 米ドル	0.00 米ドル
スタンダードチャータード銀行	209,641.67 米ドル	0.00 米ドル
ステート・ストリート	- 258,853.74 米ドル	0.00 米ドル
ウエストパック・バンキング・コーポレーション	- 37,917.53 米ドル	0.00 米ドル

* 公認の取引所市場で取引される派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手に債務不履行が生じた場合、決済機関は、損失リスクを想定する。

貸付証券

	2024年9月30日現在の貸付証券による 相手方エクスポージャー*		2024年9月30日 現在の担保内訳 (比重%)		
	貸付証券の時価	担保(ユーピーエス・ スイス・エイ・ジー)	株式	債券	現金
UBS (Lux) キー・セレクション・ シキャブ					
- デジタル・トランスフォーメーション・ テーマ(米ドル)	12,220,400.11 米ドル	12,740,352.54 米ドル	37.50	62.50	0.00
- グローバル・アロケーション(米ドル)	1,414,620.01 米ドル	1,488,183.62 米ドル	37.50	62.50	0.00

* 相手方エクスポージャーの価格および為替レート情報は、2024年9月30日に証券貸付代理人から直接入手されるため、2024年9月30日現在の財務書類の作成に使用された終値および為替レートとは異なる可能性がある。

	UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - デジタル・トランスフォーメーション・ テーマ(米ドル)	UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル)
貸付証券収益	30,351.98	12,597.58
貸付証券費用*		
ユーピーエス・ スイス・エイ・ジー	9,105.59 米ドル	3,779.27 米ドル
UBS ヨーロッパSE ルクセンブルグ支店	3,035.20 米ドル	1,259.76 米ドル
貸付証券純収益	18,211.19 米ドル	7,558.55 米ドル

* 総収入の30%を証券貸付サービス・プロバイダーであるユーピーエス・スイス・エイ・ジーが、10%を有価証券貸付代理人であるUBS ヨーロッパSE ルクセンブルグ支店がコスト/手数料として留保している。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.9.2024
Investments in securities, cost	179 610 911.55
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	26 258 686.32
Total investments in securities (Note 1)	205 869 597.87
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	2 818 066.55*
Other liquid assets (Margins)	4 950 876.04
Receivable on securities sales (Note 1)	1 980.31
Receivable on subscriptions	2 267.33
Receivable on dividends	22 578.32
Unrealized gain on financial futures (Note 1)	247 409.02
TOTAL Assets	213 912 775.44
Liabilities	
Unrealized loss on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-1 299 489.60
Bank overdraft	-143 505.08
Interest payable on bank overdraft	-0.26
Payable on redemptions	-1 314 452.45
Provisions for flat fee (Note 2)	-326 979.28
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-12 821.99
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-865.98
Total provisions	-340 667.25
TOTAL Liabilities	-3 098 114.64
Net assets at the end of the financial year	210 814 660.80

* As at 30 September 2024, cash amount serves as collateral for the counterparty Morgan Stanley London for an amount of USD 150 000.00.

Statement of Operations

	USD
Income	1.10.2023-30.9.2024
Interest on liquid assets	536 704.90
Interest on securities	66 517.09
Dividends (Note 1)	556 213.43
Interest received on swaps (Note 1)	200 755.99
Net income on securities lending (Note 17)	7 558.55
Other income (Note 4)	35 677.80
TOTAL income	1 403 427.76
Expenses	
Interest paid on swaps (Note 1)	-129 067.03
Flat fee (Note 2)	-4 036 613.56
Taxe d'abonnement (Note 3)	-47 679.92
Other commissions and fees (Note 2)	-63 897.67
Interest on cash and bank overdraft	-9 171.12
TOTAL expenses	-4 286 429.30
Net income (loss) on investments	-2 883 001.54
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	1 906 556.22
Realized gain (loss) on options	1 007 817.50
Realized gain (loss) on yield-evaluated securities and money market instruments	831 749.55
Realized gain (loss) on financial futures	6 396 489.69
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-1 060 795.21
Realized gain (loss) on swaps	208 628.85
Realized gain (loss) on foreign exchange	333 627.33
TOTAL realized gain (loss)	9 624 073.93
Net realized gain (loss) of the financial year	6 741 072.39
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	29 997 637.35
Unrealized appreciation (depreciation) on yield-evaluated securities and money market instruments	-232 543.11
Unrealized appreciation (depreciation) on financial futures	3 447 354.47
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-2 354 562.73
Unrealized appreciation (depreciation) on swaps	-73 717.90
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	30 784 168.08
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	37 525 240.47

Statement of Net Assets

	USD
Assets	30.9.2024
Investments in securities, cost	424 555 909.51
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	136 271 935.24
Total investments in securities (Note 1)	560 827 844.75
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	5 411 553.13
Receivable on subscriptions	1 122 284.44
Receivable on dividends	168 122.65
Other receivables	15 125.24
Unrealized gain on forward foreign exchange contracts (Note 1)	224 686.47
TOTAL Assets	567 769 616.68
Liabilities	
Payable on redemptions	-311 503.08
Provisions for flat fee (Note 2)	-278 375.10
Provisions for tax d'abonnement (Note 3)	-36 047.65
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-9 190.84
Total provisions	-323 613.59
TOTAL Liabilities	-635 116.67
Net assets at the end of the financial year	567 134 500.01

Statement of Operations

	USD
	1.10.2023-30.9.2024
Income	
Interest on liquid assets	275 969.63
Dividends (Note 1)	1 528 712.87
Net income on securities lending (Note 17)	18 211.19
Other income (Note 4)	93 074.07
TOTAL income	1 915 967.76
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-3 070 930.55
Taxe d'abonnement (Note 3)	-123 065.09
Other commissions and fees (Note 2)	-114 557.70
Interest on cash and bank overdraft	-250.10
TOTAL expenses	-3 308 803.44
Net income (loss) on investments	-1 392 835.68
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	26 022 426.12
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	2 395 507.10
Realized gain (loss) on foreign exchange	-518 260.64
TOTAL realized gain (loss)	27 899 672.58
Net realized gain (loss) of the financial year	26 506 836.90
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	95 743 288.23
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	1 641 466.53
TOTAL changes in unrealized appreciation (depreciation)	97 384 754.76
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	123 891 591.66

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.10.2023-30.9.2024
Net assets at the beginning of the financial year	294 087 860.83
Subscriptions	260 956 818.56
Redemptions	-111 801 771.04
Total net subscriptions (redemptions)	149 155 047.52
Net income (loss) on investments	-1 392 835.68
Total realized gain (loss)	27 899 672.58
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	97 384 754.76
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	123 891 591.66
Net assets at the end of the financial year	567 134 500.01

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg, except for the subfunds:

- UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equity Sustainable Leaders (EUR).

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)¹ was put into liquidation during the year and there is still some cash remaining on the accounts held with the Depository Bank as at 30 September 2024.

UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equity Sustainable Leaders (EUR) was put into liquidation after the year end.

As such, the Financial Statements for this subfund have been prepared on a nongoing concern basis, with assets recorded at net realizable value and liabilities at net settlement amount.

The application of the non-going concern basis of accounting has not led to material adjustments to the subfund's published net asset value.

The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the net asset value

The net asset value and the issue and redemption price per share of any subfund or of any share class are expressed in the currencies of account of the subfund or share classes concerned and are calculated every business day by dividing the overall net assets of the subfund, into which each share class is to be allocated, by the number of shares in circulation in the respective share class of this subfund. However, the net asset value of a share may also be calculated on days where no shares are issued or redeemed, as described in the following section. In this case, the net asset value may be published, but it may only be used for the purpose of calculating performance, statistics or fees. Under no circumstances should it be used as a basis for subscription and redemption orders.

A "business day" is a normal bank business day in Luxembourg (i.e. a day when the banks are open during normal business hours), except for 24 and 31 December; individual, non-statutory days of rest in Luxembourg; and days on which stock exchanges in the main countries in which the respective subfund invests are closed, or on which 50% or more of the investments of the subfund cannot be adequately valued.

Furthermore, with regard to the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD), days which are not normal banking days in the People's Republic of China are not deemed business days of this subfund.

The following days are not regarded as business days ("MSA business days") for the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)¹:

¹ liquidated on 30 January 2024

- Days that are not normal banking days in England and in the United States of America;
- Days on which the Master Fund (DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives) is closed for share subscriptions and redemptions.

The percentage of the net asset value attributable to each share class of a subfund changes each time shares are issued or redeemed. It is determined by the ratio of the shares in circulation in each share class to the total number of subfund shares in circulation, taking into account the fees charged to that share class.

For all subfunds the Single Swing Pricing methodology is applied.

If there were Single Swing Pricing adjustments to the net asset value at the end of the financial year, this can be seen from the three-year comparison of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per unit represents the adjusted net asset value.

b) Valuation principles

- Liquid assets (whether in the form of cash and bank deposits, bills of exchange, cheques, promissory notes, expense advances, cash dividends and declared or accrued interest still receivable) are valued at face value, unless this value is unlikely to be fully paid or received, in which case their value is determined by deducting an amount deemed appropriate to arrive at their real value.
- Securities, derivatives and other assets listed on a stock exchange are valued at the most recent market prices available. If these securities, derivatives or other assets are listed on several stock exchanges, the most recently available price on the stock exchange that represents the major market for this asset shall apply. In the case of securities, derivatives and other assets not commonly traded on a stock exchange and for which a secondary market exists among securities traders with pricing based on market standards, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments not listed on a stock exchange, but traded on another regulated market that operates regularly and is recognised and open to the public, are valued at the most recently available price on this market.
- Securities and other investments not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, are valued by the Company on the basis of the likely sales prices according to other principles chosen by the Company in good faith.
- Derivatives not listed on a stock exchange (OTC derivatives) are valued on the basis of independent pricing sources. If only one independent pricing source is available for a derivative, the plausibility of the valuation obtained will be verified using calculation models that are recognised by the Company and the Company's auditors, based on the market value of that derivative's underlying.
- Units of other undertakings for collective investment in transferable securities (UCITS) and/or undertakings for collective investment (UCIs) are valued at their last known asset value.

Calculation of the net asset value for the subfund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)¹ is dependent on the timely receipt of the net asset value of the Master Fund.

- Money market instruments not traded on a stock exchange or on another regulated market open to the public will be valued on the basis of the relevant curves. Curve-based valuations are calculated from interest rates and credit spreads. The following principles are applied in this process: The interest rate nearest the residual maturity is interpolated for each money market instrument. Thus calculated, the interest rate is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the creditworthiness of the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the borrower's credit rating.
- Securities, money market instruments, derivatives and other assets denominated in a currency other than the relevant subfund's currency of account, and not hedged by foreign exchange transactions, are valued using the average exchange rate (between the bid and ask prices) known in Luxembourg or, if none is available, using the rate on the most representative market for that currency.
- Term and fiduciary deposits are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. Such calculations are based on the net present value of all cash flows (both inflows and outflows). In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available by Bloomberg) and/or broker statement valuations may be used. The valuation method depends on the security in question and is chosen pursuant to the applicable UBS Valuation Policy.

If valuation in accordance with the aforementioned regulations proves to be impossible or inaccurate, the Company is entitled to use other generally recognised and verifiable valuation criteria in good faith in order to achieve a suitable valuation of the net assets.

As some of the Company's subfunds may be invested in markets that are closed at the time their assets are valued, the Company may – by way of derogation from the aforementioned provisions – allow the net asset value per share to be adjusted in order to more accurately reflect the fair value of these subfunds' assets at the time of valuation. In practice, the securities in which the subfunds are invested are generally valued on the basis of the latest available prices at the time of calculating the net asset value per share, as described above. There may, however, be a substantial time difference between the close of the markets in which a subfund invests and the time of valuation.

As a result, developments that may influence the value of these securities and that occur between the closure of the markets and the valuation time are not generally taken into account in the net asset value per share of the subfund concerned. If, as a result of this, the Company deems that the most recently available prices of the securities in a subfund's portfolio do not reflect their fair value, it may allow the net asset value per share to be adjusted in order to reflect the assumed fair value of the portfolio at the time of valuation. Such an adjustment is based on the investment policy

¹ liquidated on 30 January 2024

determined by the Company and a number of practices. If the value is adjusted as described above, this will be applied consistently to all share classes in the same subfund.

The Company reserves the right to apply this measure to the relevant subfunds of the Company whenever it deems this to be appropriate.

Valuing assets at fair value calls for greater reliability of judgement than valuing assets for which readily available market quotations can be referred to. Fair-value calculations may also be based on quantitative models used by price reporting providers to determine the fair value. No guarantee can be given that the Company will be in a position to accurately establish the fair value of an asset when it is about to sell the asset around the time at which the Company determines the net asset value per share. As a consequence, if the Company sells or redeems shares at the net asset value at a time when one or more participations are valued at fair value, this may lead to a dilution or increase in the economic participation of the existing shareholders.

Furthermore, in exceptional circumstances, additional valuations can be carried out over the course of the day. These new valuations will then prevail for the subsequent issue, redemption and conversion of shares. Revaluations only take place before publishing the only net asset value for that day. Issues, redemptions and conversions are only processed based on this sole net asset value.

Due to fees and charges as well as the buy-sell spread for the underlying investments, the actual costs of buying and selling assets and investments for a subfund may differ from the last available price or, if applicable, the net asset value used to calculate the net asset value per share. These costs have a negative effect on the value of a subfund and are termed "dilution". To reduce the effects of dilution, the Board of Directors may at its own discretion make a dilution adjustment to the net asset value per share («Swing Pricing»).

Shares are generally issued and redeemed based on a single price: the net asset value. To reduce the effects of dilution, the net asset value per share is nevertheless adjusted on valuation days as described below; this takes place irrespective of whether the subfund is in a net subscription or net redemption position on the relevant valuation day. If no trading is taking place in any subfund or class of a subfund on a particular valuation day, the unadjusted net asset value per share is applied. The circumstances in which such a dilution adjustment takes is made are determined at the discretion of the Board of Directors. The requirement to carry out a dilution adjustment generally depends on the scale of subscriptions or redemptions of shares in the relevant subfund. The Board of Directors may carry out a dilution adjustment if, in its view, the existing shareholders (in the case of subscriptions) or remaining shareholders (in the case of redemptions) could be put at a disadvantage. The dilution adjustment may take place if:

(a) a subfund records a steady fall (i.e. a net outflow due to redemptions);

(b) a subfund records a considerable volume of net subscriptions relative to its size;

(c) a subfund shows a net subscription or net redemption position on a particular valuation day; or

(d) in all other cases in which the Board of Directors believes a dilution adjustment is necessary in the interests of the shareholders.

When a valuation adjustment is made, a value is added to or deducted from the net asset value per share depending on whether the subfund is in a net subscription or net redemption position; the extent of the valuation adjustment shall, in the opinion of the Board of Directors, adequately cover the fees and charges as well as the spreads of buy and sell prices. In particular, the net asset value of the respective subfund will be adjusted (upwards or downwards) by an amount that (i) reflects the estimated tax expenses, (ii) the trading costs that may be incurred by the subfund, and (iii) the estimated bid-ask spread for the assets in which the subfund invests. As some equity markets and countries may show different fee structures on the buyer and seller side, the adjustment for net inflows and outflows may vary. The adjustments are generally limited to a maximum of 2% of the prevailing net asset value per share at the time. The Board of Directors may decide to temporarily apply a dilution adjustment of more than 2% of the prevailing net asset value per share at the time in respect of any subfund and/or valuation date in exceptional circumstances (e.g. high market volatility and/or liquidity, exceptional market conditions, market disruption, etc.), provided the Board of Directors can justify that this is representative of the prevailing market conditions and that it is in the best interest of the shareholders. This dilution adjustment will be calculated in accordance with the method determined by the Board of Directors. Shareholders will be informed via the usual communication channels when the temporary measures are introduced and when they end.

The net asset value of each class of the subfund is calculated separately. However, dilution adjustments affect the net asset value of each class to the same degree in percentage terms. The dilution adjustment is made at subfund level and relates to capital activity, but not to the specific circumstances of each individual investor transaction.

c) Net realized gain (loss) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

d) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

e) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate prevailing on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

h) Combined financial statements

The combined financial statements of the Company are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets, the combined statement of operations and the combined statement of changes in net assets as of 30 September 2024 of the Company are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund converted into EUR at the following exchange rates.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as at 30 September 2024:

Exchange rates

EUR 1 =	CHF	0.941444
EUR 1 =	USD	1.116050

For the liquidated or merged subfunds, the exchange rate used for the conversion of the combined financial statements is the one as at liquidation or merger date.

i) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the "ex-dividend" date. Interest income is accrued on a daily basis.

j) Receivable on securities sales,

Payable on securities purchases

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

k) Cross-subfund investments

As per 30 September 2024 the subfunds of UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD), UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF), UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR) and UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD) had the following investments in other subfunds of UBS (Lux) Key Selection SICAV:

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD)		Amount in USD
UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV – ASIAN EQUITIES (USD) U-X-ACC		18 537 233.40
UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV – DIGITAL TRANSFORMATION THEMES (USD) U-X-ACC		1 682 641.59
Total		20 219 874.99

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF)		Amount in CHF
UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV – EUROPEAN EQUITY VALUE OPPORTUNITY (EUR) U-X-ACC		3 867 999.60
Total		3 867 999.60

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)		Amount in EUR
UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV – EUROPEAN EQUITY VALUE OPPORTUNITY (EUR) U-X-ACC		14 890.59
Total		14 890.59

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)		Amount in USD
UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV – EUROPEAN EQUITY VALUE OPPORTUNITY (EUR) U-X-ACC		12 774 202.43
Total		12 774 202.43

The total amount of cross subfund investments amounts to 33 686 733.28 EUR. Accordingly, the adjusted combined net assets at the end of the financial year are 3 880 367 314.32 EUR.

1) Swaps and contracts for difference

The Company may enter into interest rate swap contracts, forward rate agreements on interest rates swaptions and credit default swaps or contracts for difference (“CFD”), if they are executed with first-class financial institutions that specialize in transactions of this kind. Synthetic equity swaps are valued on the basis of the price of the underlying equity. If the swap and the equity are not denominated in the same currency, then the price of the equity is converted.

The value of swap transactions is calculated by an external service provider and a second independent valuation is made available by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows.

In some specific cases, internal calculations based on models and market data available from Bloomberg and/or broker statement valuations may be used.

The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy. This valuation method is approved by the Board of Directors. Changes in unrealized gains and losses are reflected in the statement of operations under the changes in “Unrealized appreciation (depreciation) on swaps/CFD”.

Gains or losses on swaps incurred when closed-out or matured are recorded as “Realized gain (loss) on swaps/CFD” in the statement of operations.

Note 2 – Flat fee

The Company pays a maximum monthly flat fee for share classes “P”, “N”, “K-1”, “F”, “G”, “Q”, “QL”, “I-A1”, “I-A2”, “I-A3” and “I-A4”, calculated on the average net asset value of the subfunds.

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Asia Allocation Opportunity (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with “hedged” in their name
Share classes with “P” in their name	1.490%	1.540%
Share classes with “N” in their name	1.930%	1.980%
Share classes with “K-1” in their name	1.070%	1.100%
Share classes with “K-B” in their name	0.150%	0.150%
Share classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Share classes with “F” in their name	0.670%	0.700%
Share classes with “Q” in their name	0.920%	0.970%
Share classes with “QL” in their name	0.920%	0.970%
Share classes with “I-A1” in their name	0.840%	0.870%
Share classes with “I-A2” in their name	0.740%	0.770%
Share classes with “I-A3” in their name	0.670%	0.700%
Share classes with “I-A4” in their name	0.670%	0.700%
Share classes with “I-B” in their name	0.150%	0.150%
Share classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Share classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with “hedged” in their name
Share classes with “P” in their name	2.040%	2.090%
Share classes with “K-1” in their name	1.300%	1.330%
Share classes with “K-B” in their name	0.140%	0.140%
Share classes with “K-X” in their name	0.000%	0.000%
Share classes with “F” in their name	0.800%	0.830%
Share classes with “Q” in their name	1.080%	1.130%
Share classes with “QL” in their name	1.080%	1.130%
Share classes with “I-A1” in their name	0.900%	0.930%
Share classes with “I-A2” in their name	0.850%	0.880%
Share classes with “I-A3” in their name	0.800%	0.830%
Share classes with “I-A4” in their name	0.800%	0.830%
Share classes with “I-B” in their name	0.140%	0.140%
Share classes with “I-X” in their name	0.000%	0.000%
Share classes with “U-X” in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Asian Global Strategy Balanced (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.880%	1.930%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-B" in their name	0.145%	0.145%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.990%	1.020%
Share classes with "Q" in their name	1.100%	1.150%
Share classes with "QL" in their name	1.100%	1.150%
Share classes with "I-A1" in their name	1.100%	1.130%
Share classes with "I-A2" in their name	1.050%	1.080%
Share classes with "I-A3" in their name	0.990%	1.020%
Share classes with "I-A4" in their name	0.990%	1.020%
Share classes with "I-B" in their name	0.145%	0.145%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– China Allocation Opportunity (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-B" in their name	0.145%	0.145%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "Q" in their name	1.100%	1.150%
Share classes with "QL" in their name	1.100%	1.150%
Share classes with "I-A1" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "I-A2" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-A4" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-B" in their name	0.145%	0.145%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– China Equity Unconstrained (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	2.600%	2.650%
Share classes with "K-1" in their name	1.800%	1.830%
Share classes with "K-B" in their name	0.140%	0.140%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "Q" in their name	1.600%	1.650%

Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "QL" in their name	1.600%	1.650%
Share classes with "I-A1" in their name	1.400%	1.430%
Share classes with "I-A2" in their name	1.350%	1.380%
Share classes with "I-A3" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "I-A4" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "I-B" in their name	0.140%	0.140%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Credit Income Opportunities (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.310%	1.360%
Share classes with "K-1" in their name	0.890%	0.920%
Share classes with "K-B" in their name	0.150%	0.150%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.690%	0.720%
Share classes with "Q" in their name	0.780%	0.830%
Share classes with "QL" in their name	0.780%	0.830%
Share classes with "I-A1" in their name	0.760%	0.790%
Share classes with "I-A2" in their name	0.730%	0.760%
Share classes with "I-A3" in their name	0.690%	0.720%
Share classes with "I-A4" in their name	0.690%	0.720%
Share classes with "I-B" in their name	0.150%	0.150%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Digital Transformation Dynamic (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.740%	1.790%
Share classes with "K-1" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.820%	0.850%
Share classes with "Q" in their name	0.940%	0.990%
Share classes with "QL" in their name	0.940%	0.990%
Share classes with "I-A1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "I-A2" in their name	0.850%	0.880%
Share classes with "I-A3" in their name	0.820%	0.850%
Share classes with "I-A4" in their name	0.820%	0.850%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Digital Transformation Themes (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.710%	1.760%
Share classes with "K-1" in their name	0.970%	1.000%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "Q" in their name	0.910%	0.960%
Share classes with "QL" in their name	0.910%	0.960%
Share classes with "I-A1" in their name	0.880%	0.910%
Share classes with "I-A2" in their name	0.830%	0.860%
Share classes with "I-A3" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-A4" in their name	0.800%	0.830%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.920%	1.970%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300%	1.330%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.580%	0.610%
Share classes with "Q" in their name	1.200%	1.250%
Share classes with "QL" in their name	1.200%	1.250%
Share classes with "I-A1" in their name	1.150%	1.180%
Share classes with "I-A2" in their name	1.050%	1.080%
Share classes with "I-A3" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "I-A4" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– European Equity Sustainable Leaders (EUR)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.700%	1.750%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%	1.130%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Annual report and audited financial statements as of 30 September 2024

248

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "QL" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "I-A1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A2" in their name	0.550%	0.580%
Share classes with "I-A3" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-A4" in their name	0.520%	0.550%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– European Equity Value Opportunity (EUR)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.750%	1.800%
Share classes with "K-1" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.680%	0.710%
Share classes with "Q" in their name	0.950%	1.000%
Share classes with "QL" in their name	0.950%	1.000%
Share classes with "I-A1" in their name	0.580%	0.610%
Share classes with "I-A2" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "I-A3" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-A4" in their name	0.500%	0.530%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– European Financial Debt Sustainable (EUR)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.200%	1.250%
Share classes with "K-1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.310%	0.340%
Share classes with "Q" in their name	0.650%	0.700%
Share classes with "QL" in their name	0.650%	0.700%
Share classes with "I-A1" in their name	0.460%	0.490%
Share classes with "I-A2" in their name	0.380%	0.410%
Share classes with "I-A3" in their name	0.310%	0.340%
Share classes with "I-A4" in their name	0.310%	0.340%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– European Growth and Income (EUR)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.700%	1.750%
Share classes with "K-1" in their name	1.100%	1.130%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "Q" in their name	0.960%	1.010%
Share classes with "QL" in their name	0.770%	0.820%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A4" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF)
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "N" in their name	2.500%	2.550%
Share classes with "K-1" in their name	1.300% ¹	1.330%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.580%	0.610%
Share classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "QL" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "I-A1" in their name	0.750%	0.780%
Share classes with "I-A2" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A3" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A4" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ for UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD) K-1: max: 1.300% eff: 1.100%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Equities (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	2.040%	2.090%
Share classes with "K-1" in their name	1.080%	1.110%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "Q" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "QL" in their name	1.020%	1.070%
Share classes with "I-A1" in their name	0.640%	0.670%
Share classes with "I-A2" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A3" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "I-A4" in their name	0.540%	0.570%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Global Equity Value Opportunity (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.700%	1.750%
Share classes with "K-1" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "QL" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "I-A1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A4" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Global Multi Income (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.300%	1.350%
Share classes with "K-1" in their name	0.900%	0.930%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "Q" in their name	0.780%	0.830%
Share classes with "QL" in their name	0.780%	0.830%
Share classes with "I-A1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A4" in their name	0.600%	0.630%

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Multi Strategy Alternatives (EUR)¹

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.000%	1.050%
Share classes with "K-1" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.200%	0.230%
Share classes with "Q" in their name	0.500%	0.550%
Share classes with "QL" in their name	0.500%	0.550%
Share classes with "I-A1" in their name	0.300%	0.330%
Share classes with "I-A2" in their name	0.250%	0.280%
Share classes with "I-A3" in their name	0.200%	0.230%
Share classes with "I-A4" in their name	0.200%	0.230%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

¹ liquidated on 30 January 2024

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.800%	1.850%
Share classes with "K-1" in their name	1.180%	1.210%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.610%	0.640%
Share classes with "Q" in their name	0.830%	0.880%
Share classes with "QL" in their name	0.830%	0.880%
Share classes with "I-A1" in their name	0.690%	0.720%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.610%	0.640%
Share classes with "I-A4" in their name	0.610%	0.640%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

UBS (Lux) Key Selection SICAV
– Turnaround Equity Opportunities (USD)

	Flat fee	Maximum flat fee p.a. for share classes with "hedged" in their name
Share classes with "P" in their name	1.700%	1.750%
Share classes with "K-1" in their name	1.000%	1.030%
Share classes with "K-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "K-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "F" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "Q" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "QL" in their name	0.900%	0.950%
Share classes with "I-A1" in their name	0.700%	0.730%
Share classes with "I-A2" in their name	0.650%	0.680%
Share classes with "I-A3" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-A4" in their name	0.600%	0.630%
Share classes with "I-B" in their name	0.065%	0.065%
Share classes with "I-X" in their name	0.000%	0.000%
Share classes with "U-X" in their name	0.000%	0.000%

Out of the aforementioned flat fee the following fees are paid:

- In accordance with the following provisions, a maximum flat management fee based on the net asset value of the Company is paid from the Company's assets for the management, administration, portfolio management, investment advice, and distribution of the Company (if applicable), as well as for all Depositary tasks, such as the safekeeping and supervision of the Company's assets, the processing of payment transactions and all other tasks listed in the "Depositary and Main Paying Agent" of the sales prospectus. This fee is charged to the Company's assets on a pro rata basis upon every calculation of the net asset value and is paid on a monthly basis (maximum flat management fee). The maximum flat fee for share classes with "hedged" in their name may include foreign exchange risk hedging charges. The relevant maximum flat management fee will not be charged until the corresponding share classes have been launched. An overview of the maximum flat management fees can be found under "The subfunds and their special investment policies" of the sales prospectus.

This fee is shown in the Statement of Operations as "Flat fee".

- The maximum flat fee does not include the following fees and additional expenses, which are also charged to the Company's assets:
 - all additional expenses related to management of the Company's assets for the sale and purchase of assets (bid-ask spread, brokerage fees in line with the market, commissions, fees, etc.). As a rule, these expenses are calculated upon the purchase or sale of the respective assets. In derogation hereto, these additional expenses, which arise through the sale and purchase of assets in connection with the settlement of the issue and redemption of units, are covered by the application of the swing pricing principle pursuant to the section titled "Net asset

- value, issue, redemption and conversion price” of the sales prospectus;
- b) fees of the supervisory authority for the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as all charges payable to the supervisory authorities and any stock exchanges on which the subfunds are listed;
 - c) auditor’s fees for the annual audit and certification in connection with the establishment, modification, liquidation and merger of the Company, as well as any other fees paid to the audit firm for the services it provides in relation to the administration of the Fund as permitted by law. Costs charged by the Master Fund for the preparation of ad hoc reports, provided that these arise in relation to the preparation of annual or semi-annual reports for the Feeder Fund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)¹;
 - d) fees for legal and tax advisers, as well as notaries, in connection with the establishment, registration in distribution countries, modification, liquidation and merger of the Company, as well as for the general safeguarding of the interests of the Company and its investors, insofar as this is not expressly prohibited by law;
 - e) costs for the publication of the Company’s net asset value and all costs for notices to investors, including translation costs;
 - f) costs for the Company’s legal documents (prospectuses, KIDs, annual and semi-annual reports, as well as all other documents legally required in the countries of domiciliation and distribution);
 - g) costs for the Company’s registration with any foreign supervisory authorities, if applicable, including fees payable to the foreign supervisory authorities, as well as translation costs and fees for the foreign representative or paying agent;
 - h) expenses incurred through use of voting or creditors’ rights by the Company, including fees for external advisers;
 - i) costs and fees related to any intellectual property registered in the Company’s name or to the Company’s rights of usufruct;
 - j) all expenses arising in connection with any extraordinary measures taken by the Management Company, Portfolio Manager or Depositary to protect the interests of the investors;
 - k) if the Management Company participates in class-action suits in the interests of investors, it may charge the Company’s assets for the expenses arising in connection with third parties (e.g. legal and Depositary costs). Furthermore, the Management Company may charge for all administrative costs, provided these are verifiable, and published and/or taken into account in the disclosure of the Company’s total expense ratio (TER);
 - l) fees, costs and expenses payable to the directors of the Company (including reasonable out-of-pocket expenses, insurance coverage and reasonable travel expenses in connection with meetings of the Board and remuneration of directors).

¹ liquidated on 30 January 2024

These commissions and fees are shown in the Statement of Operations as “Other commissions and fees”.

3. The Management Company may pay retrocessions to cover the distribution activities of the Company.

All taxes levied on the income and assets of the Company, particularly the *taxe d’abonnement*, will also be borne by the Company.

For purposes of general comparability with fee rules of different fund providers that do not have a flat management fee, the term “maximum management fee” is set at 80% of the flat management fee.

For share class “I-B”, a fee is charged to cover the costs of fund administration (comprising the costs of the Company, the administrative agent and the Depositary). The costs for asset management and distribution are charged outside of the Company under a separate contract concluded directly between the shareholder and UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised representatives.

Costs relating to the services performed for share classes I-X, K-X and U-X for asset management, fund administration (comprising the costs of the Company, the administrative agent and the Depositary) and distribution are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG is entitled to under a separate contract with the shareholder.

Costs relating to the services to be performed for share classes “K-B” for asset management purposes are covered by the compensation to which UBS Asset Management Switzerland AG or one of its authorised distribution partners is entitled under a separate contract with the investor.

All costs that can be allocated to specific subfunds will be charged to those subfunds.

Costs that can be attributed to individual share classes will be charged to these share classes. If costs are incurred in connection with several or all subfunds/share classes, however, these costs will be charged to these subfunds/share classes in proportion to their relative net asset values. With regard to subfunds that may invest in other UCIs or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the relevant target fund as well as at the level of the subfund. The management fees of the target fund in which the assets of the subfund are invested may amount to a maximum of 3.00%, taking into account any trailer fees.

Should a subfund invest in units of funds that are managed directly or by delegation by the Management Company or by another company linked to the Management Company through common management or control or through a substantial direct or indirect holding, no issue or redemption charges may be charged to the investing subfund in connection with these target fund units.

Details on the Company’s ongoing charges can be found in the KIDs.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05%, for institutional share classes only a reduced "taxe d'abonnement" of 0.01% p.a., payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of each subfund at the end of each quarter.

The "taxe d'abonnement" is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the "taxe d'abonnement" in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consist of income resulting from Swing Pricing.

Note 5 – Distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfund shall decide, upon the proposal of the Board of Directors and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund and/or share class.

The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum amount of assets prescribed by law. If a distribution is made, payment will be effected no later than four months after the end of the financial year.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

Note 6 – Soft commission arrangements

If permitted by the laws governing the Portfolio Manager, the Portfolio Manager and its affiliates may enter into soft commission arrangements with certain brokers which they engage in security transactions on behalf of the subfunds under which certain goods and services used to support investment decision making will be received without a direct payment in return. Such commissions are defined as soft dollars by the Hong Kong Securities and Futures Commission. This is only done when the transaction execution is consistent with the best execution standards, and it has been determined in good faith that the brokerage fee is reasonable in relation to the value of the execution and/or brokerage services provided by the broker.

Goods and services received solely included research services. The relative costs or benefits of research received from brokers are not allocated among particular clients or funds because it is believed that the research received is, in the aggregate, of assistance in fulfilling the Portfolio Manager and its affiliates' overall responsibilities to their clients or funds they manage. The amounts of transactions executed with brokers having

soft commission arrangements in place and the related commissions that have been paid by the subfunds for these transactions are as follow:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Amounts of transactions executed with brokers having soft commission arrangements in place (in USD)	Related commissions that have been subfunds for these transactions (in USD)
– Asia Allocation Opportunity (USD)	8 847 293.28	-
– Asian Equities (USD)	607 531 527.58	276 599.18
– China Allocation Opportunity (USD)	127 246 795.11	12 783.33
– Digital Transformation Themes (USD)	441 764 896.15	57 260.89
– European Growth and Income (EUR)	-	-

Except for the above items there are no other comparable agreements for the other subfunds.

Note 7 – Commitments on Financial Futures, Options and Swaps

Commitments on Financial Futures, Options and Swaps per subfund and respective currency as of 30 September 2024 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Financial Futures on indices (purchased)	Financial Futures on indices (sold)
– Asia Allocation Opportunity (USD)	1 755 901.27 USD	- USD
– Asian Global Strategy Balanced (USD)	10 932 534.30 USD	12 509 765.19 USD
– China Allocation Opportunity (USD)	328 538 129.30 USD	- USD
– Digital Transformation Dynamic (USD)	59 425 153.66 USD	- USD
– Dynamic Alpha (USD)	12 805 291.79 USD	4 650 192.35 USD
– Global Allocation (CHF)	16 287 169.83 CHF	9 421 216.09 CHF
– Global Allocation (EUR)	124 689 538.52 EUR	61 851 066.58 EUR
– Global Allocation (USD)	52 416 285.50 USD	31 565 009.72 USD
– Global Multi Income (USD)	5 891 465.99 USD	2 112 378.10 USD
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	179 720 108.68 USD	- USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
– Asia Allocation Opportunity (USD)	1 401 536.42 USD	- USD
– Asian Global Strategy Balanced (USD)	5 954 582.71 USD	3 647 933.81 USD
– China Allocation Opportunity (USD)	19 849 046.88 USD	- USD
– Credit Income Opportunities (USD)	5 844 699.90 USD	3 781 027.56 USD
– Digital Transformation Dynamic (USD)	- USD	24 153 757.87 USD
– Dynamic Alpha (USD)	14 391 113.92 USD	- USD
– Global Allocation (CHF)	17 529 837.20 CHF	6 071 027.31 CHF
– Global Allocation (EUR)	42 982 566.52 EUR	55 120 948.62 EUR
– Global Allocation (USD)	57 878 787.86 USD	20 252 690.88 USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Annual report and audited financial statements as of 30 September 2024

252

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Financial Futures on bonds (purchased)	Financial Futures on bonds (sold)
- Global Multi Income (USD)	2 788 968.70 USD	3 526 543.22 USD
- Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	- USD	114 664 070.57 USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Financial Futures on interest rates (purchased)	Financial Futures on interest rates (sold)
- Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	- USD	30 248 225.00 USD

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Options

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Options on indices, classic-styled (sold)
- Asian Global Strategy Balanced (USD)	276 599.04 USD

c) Swaps

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Swaps and Forward swaps on indices (purchased)	Swaps and Forward swaps on indices (sold)
- China Allocation Opportunity (USD)	58 575 779.22 USD	102 489 730.87 USD
- Global Allocation (EUR)	- EUR	7 130 514.12 EUR

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Swaps and Forward swaps on shares (purchased)	Swaps and Forward swaps on shares (sold)
- China Allocation Opportunity (USD)	- USD	12 133 747.94 USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Contracts for difference (purchased)	Contracts for difference (sold)
- China Equity Unconstrained (USD)	- USD	49 317.23 USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
- Asia Allocation Opportunity (USD) (CHF hedged) P-acc	1.68 %
- Asia Allocation Opportunity (USD) (EUR hedged) P-acc	1.68 %
- Asia Allocation Opportunity (USD) P-dist	1.63 %
- Asia Allocation Opportunity (USD) (EUR hedged) P-dist	1.68 %
- Asia Allocation Opportunity (USD) P-mdist	1.62 %
- Asia Allocation Opportunity (USD) (HKD) P-mdist	1.63 %
- Asia Allocation Opportunity (USD) Q-acc	1.05 %
- Asia Allocation Opportunity (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.10 %
- Asia Allocation Opportunity (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.11 %
- Asia Allocation Opportunity (USD) Q-dist	1.05 %
- Asian Equities (USD) F-acc	0.84 %
- Asian Equities (USD) I-A1-acc	0.97 %
- Asian Equities (USD) I-A2-acc	0.89 %
- Asian Equities (USD) I-B-acc	0.18 %
- Asian Equities (USD) I-X-acc	0.04 %
- Asian Equities (USD) I-X-dist	0.04 %
- Asian Equities (USD) K-B-acc	0.23 %
- Asian Equities (USD) K-X-acc	0.08 %
- Asian Equities (USD) P-acc	2.13 %
- Asian Equities (USD) (HKD) P-acc	2.13 %
- Asian Equities (USD) (EUR hedged) P-acc	2.18 %
- Asian Equities (USD) (GBP) P-dist	2.13 %
- Asian Equities (USD) Q-acc	1.16 %
- Asian Equities (USD) (EUR) Q-acc	1.17 %
- Asian Equities (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.22 %
- Asian Equities (USD) U-X-acc	0.04 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) P-4%-mdist	2.01 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) P-acc	2.01 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) (HKD) P-acc	2.01 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) P-dist	2.01 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) P-mdist	2.00 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) (HKD) P-mdist	2.00 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) (SGD hedged) P-mdist	2.05 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) Q-4%-mdist	1.22 %
- Asian Global Strategy Balanced (USD) Q-acc	1.22 %
- China Allocation Opportunity (USD) I-A3-acc	0.85 %
- China Allocation Opportunity (USD) I-X-acc	0.05 %
- China Allocation Opportunity (USD) P-6%-mdist	1.90 %
- China Allocation Opportunity (USD) (HKD) P-6%-mdist	1.90 %
- China Allocation Opportunity (USD) (AUD hedged) P-6%-mdist	1.95 %
- China Allocation Opportunity (USD) (RMB hedged) P-6%-mdist	1.96 %
- China Allocation Opportunity (USD) (SGD hedged) P-6%-mdist	1.95 %
- China Allocation Opportunity (USD) P-acc	1.90 %
- China Allocation Opportunity (USD) (EUR) P-acc	1.90 %
- China Allocation Opportunity (USD) (EUR hedged) P-acc	1.95 %
- China Allocation Opportunity (USD) P-mdist	1.90 %
- China Allocation Opportunity (USD) (HKD) P-mdist	1.90 %
- China Allocation Opportunity (USD) (AUD hedged) P-mdist	1.95 %
- China Allocation Opportunity (USD) (EUR hedged) P-mdist	1.94 %
- China Allocation Opportunity (USD) (SGD hedged) P-mdist	1.95 %
- China Allocation Opportunity (USD) Q-6%-mdist	1.21 %
- China Allocation Opportunity (USD) Q-acc	1.19 %
- China Allocation Opportunity (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.28 %
- China Equity Unconstrained (USD) I-X-acc	0.04 %
- Credit Income Opportunities (USD) (EUR hedged) I-B-dist	0.21 %
- Credit Income Opportunities (USD) K-1-acc	0.95 %

Note 8 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Asset Management Association Switzerland (AMAS) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
- Asia Allocation Opportunity (USD) (EUR hedged) N-8%-mdist	2.12 %
- Asia Allocation Opportunity (USD) (EUR hedged) N-acc	2.12 %
- Asia Allocation Opportunity (USD) P-acc	1.63 %

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)	UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Credit Income Opportunities (USD) P-acc	1.38%	– European Growth and Income (EUR) (AUD hedged) P-8%-mdist	1.82%
– Credit Income Opportunities (USD) (EUR hedged) P-acc	1.43%	– European Growth and Income (EUR) (GBP hedged) P-8%-mdist	1.82%
– Credit Income Opportunities (USD) P-dist	1.37%	– European Growth and Income (EUR) (HKD hedged) P-8%-mdist	1.82%
– Credit Income Opportunities (USD) (CHF hedged) P-dist	1.43%	– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-8%-mdist	1.82%
– Credit Income Opportunities (USD) Q-acc	0.84%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-8%-mdist	1.82%
– Credit Income Opportunities (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.89%	– European Growth and Income (EUR) P-acc	1.77%
– Credit Income Opportunities (USD) Q-dist	0.84%	– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-acc	1.82%
– Credit Income Opportunities (USD) (CHF hedged) Q-dist	0.89%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-acc	1.82%
– Digital Transformation Dynamic (USD) P-acc	1.83%	– European Growth and Income (EUR) (SGD hedged) P-mdist	1.82%
– Digital Transformation Dynamic (USD) (CHF hedged) P-acc	1.88%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-mdist	1.82%
– Digital Transformation Dynamic (USD) (EUR hedged) P-acc	1.88%	– European Growth and Income (EUR) Q-8%-mdist	1.03%
– Digital Transformation Dynamic (USD) Q-acc	1.02%	– European Growth and Income (EUR) (GBP hedged) Q-8%-mdist	1.08%
– Digital Transformation Dynamic (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.08%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-8%-mdist	1.08%
– Digital Transformation Dynamic (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.08%	– European Growth and Income (EUR) Q-acc	1.03%
– Digital Transformation Themes (USD) F-acc	0.69%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-acc	1.08%
– Digital Transformation Themes (USD) (EUR hedged) F-dist	0.72%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) Q-mdist	1.08%
– Digital Transformation Themes (USD) F-UKdist	0.69%	– European Growth and Income (EUR) QL-8%-mdist	0.84%
– Digital Transformation Themes (USD) I-A3-acc	0.84%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) QL-8%-mdist	0.89%
– Digital Transformation Themes (USD) K-X-acc	0.08%	– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) QL-acc	0.89%
– Digital Transformation Themes (USD) P-acc	1.80%	– Global Allocation (CHF) P-acc	2.15%
– Digital Transformation Themes (USD) (CHF hedged) P-acc	1.85%	– Global Allocation (CHF) Q-acc	1.13%
– Digital Transformation Themes (USD) (EUR hedged) P-acc	1.85%	– Global Allocation (EUR) (CAD hedged) I-X-dist	0.04%
– Digital Transformation Themes (USD) Q-acc	1.00%	– Global Allocation (EUR) N-6%-mdist	2.59%
– Digital Transformation Themes (USD) (CHF hedged) Q-acc	1.05%	– Global Allocation (EUR) N-acc	2.59%
– Digital Transformation Themes (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.04%	– Global Allocation (EUR) P-acc	2.13%
– Digital Transformation Themes (USD) (GBP hedged) Q-acc	1.04%	– Global Allocation (EUR) (CAD hedged) P-acc	2.18%
– Digital Transformation Themes (USD) U-X-acc	0.04%	– Global Allocation (EUR) (GBP hedged) P-acc	2.17%
– Dynamic Alpha (USD) I-B-acc	0.11%	– Global Allocation (EUR) Q-acc	1.10%
– Dynamic Alpha (USD) I-X-acc	0.04%	– Global Allocation (EUR) (CAD hedged) Q-acc	1.15%
– Dynamic Alpha (USD) (CHF hedged) I-X-acc	0.04%	– Global Allocation (EUR) (GBP hedged) Q-acc	1.15%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) N-4%-mdist	2.64%	– Global Allocation (USD) I-X-acc	0.09%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) N-acc	2.63%	– Global Allocation (USD) K-1-acc	1.21%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) P-4%-mdist	2.06%	– Global Allocation (USD) P-acc	2.16%
– Dynamic Alpha (USD) P-acc	2.01%	– Global Allocation (USD) (CHF hedged) P-acc	2.23%
– Dynamic Alpha (USD) (CHF hedged) P-acc	2.06%	– Global Allocation (USD) (EUR hedged) P-acc	2.21%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) P-acc	2.06%	– Global Allocation (USD) (GBP hedged) P-acc	2.19%
– Dynamic Alpha (USD) (EUR hedged) Q-acc	1.33%	– Global Allocation (USD) Q-acc	1.14%
– European Equity Sustainable Leaders (EUR) P-acc	1.79%	– Global Equities (USD) I-X-acc	0.04%
– European Equity Sustainable Leaders (EUR) Q-acc	0.98%	– Global Equities (USD) P-acc	2.13%
– European Equity Sustainable Leaders (EUR) U-X-acc	0.04%	– Global Equities (USD) (EUR) P-acc	2.13%
– European Equity Value Opportunity (EUR) I-A3-acc	0.54%	– Global Equities (USD) Q-acc	1.10%
– European Equity Value Opportunity (EUR) I-B-acc	0.11%	– Global Equities (USD) (EUR) Q-acc	1.11%
– European Equity Value Opportunity (EUR) P-acc	1.84%	– Global Equity Value Opportunity (USD) I-X-acc	0.04%
– European Equity Value Opportunity (EUR) Q-acc	1.03%	– Global Equity Value Opportunity (USD) P-acc	1.79%
– European Equity Value Opportunity (EUR) U-X-acc	0.04%	– Global Equity Value Opportunity (USD) Q-acc	0.96%
– European Financial Debt Sustainable (EUR) I-X-acc	0.04%	– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) P-4%-qdist	1.42%
– European Financial Debt Sustainable (EUR) P-acc	1.30%	– Global Multi Income (USD) P-acc	1.37%
– European Financial Debt Sustainable (EUR) Q-acc	0.75%	– Global Multi Income (USD) (CHF hedged) P-acc	1.42%
– European Financial Debt Sustainable (EUR) U-X-acc	0.04%	– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) P-acc	1.42%
– European Financial Debt Sustainable (EUR) (USD hedged) U-X-acc	0.04%	– Global Multi Income (USD) (GBP hedged) P-acc	1.42%
– European Growth and Income (EUR) (CHF hedged) P-6%-mdist	1.82%	– Global Multi Income (USD) P-dist	1.37%
– European Growth and Income (EUR) (HKD hedged) P-6%-mdist	1.82%	– Global Multi Income (USD) (CHF hedged) P-dist	1.42%
– European Growth and Income (EUR) (JPY hedged) P-6%-mdist	1.82%	– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) P-dist	1.42%
– European Growth and Income (EUR) (USD hedged) P-6%-mdist	1.82%	– Global Multi Income (USD) (GBP hedged) P-UKdist	1.42%
– European Growth and Income (EUR) P-8%-mdist	1.77%	– Global Multi Income (USD) P-mdist	1.37%

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Total Expense Ratio (TER)
– Global Multi Income (USD) Q-acc	0.85%
– Global Multi Income (USD) (CHF hedged) Q-acc	0.90%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) Q-acc	0.90%
– Global Multi Income (USD) Q-dist	0.85%
– Global Multi Income (USD) (CHF hedged) Q-dist	0.90%
– Global Multi Income (USD) (EUR hedged) Q-dist	0.90%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) F-acc	0.72%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (CHF hedged) F-acc	0.75%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (EUR hedged) F-acc	0.75%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (JPY hedged) F-acc	0.75%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (SGD hedged) F-acc	0.75%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) F-UKdist	0.72%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (CHF hedged) F-UKdist	0.75%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (EUR hedged) F-UKdist	0.75%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD) (GBP hedged) F-UKdist	0.75%
– Turnaround Equity Opportunities (USD) I-B-acc	0.11%
– Turnaround Equity Opportunities (USD) I-X-acc	0.04%
– Turnaround Equity Opportunities (USD) P-acc	1.79%
– Turnaround Equity Opportunities (USD) Q-acc	0.99%
– Turnaround Equity Opportunities (USD) U-X-acc	0.04%

The TER for classes of shares which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs, interest costs, securities lending costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 9 – Portfolio Turnover Ratio (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{(\text{Total purchases} + \text{total sales}) - (\text{total subscriptions} + \text{total redemptions})}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– Asia Allocation Opportunity (USD)	120.72%
– Asian Equities (USD)	21.64%
– Asian Global Strategy Balanced (USD)	41.37%
– China Allocation Opportunity (USD)	135.45%
– China Equity Unconstrained (USD)	39.86%
– Credit Income Opportunities (USD)	36.22%
– Digital Transformation Dynamic (USD)	90.71%
– Digital Transformation Themes (USD)	18.42%
– Dynamic Alpha (USD)	123.21%
– European Equity Sustainable Leaders (EUR)	118.63%
– European Equity Value Opportunity (EUR)	0.06%
– European Financial Debt Sustainable (EUR)	59.27%
– European Growth and Income (EUR)	42.05%
– Global Allocation (CHF)	185.49%
– Global Allocation (EUR)	191.83%
– Global Allocation (USD)	161.15%
– Global Equities (USD)	93.55%

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Annual report and audited financial statements as of 30 September 2024

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Portfolio Turnover Rate (PTR)
– Global Equity Value Opportunity (USD)	26.66%
– Global Multi Income (USD)	41.00%
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	41.73%
– Turnaround Equity Opportunities (USD)	83.44%

Note 10 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the fiscal year. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 30 September 2024, the fund incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions as follows:

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Transaction costs
– Asia Allocation Opportunity (USD)	12 493.75 USD
– Asian Equities (USD)	1 435 600.54 USD
– Asian Global Strategy Balanced (USD)	14 431.02 USD
– China Allocation Opportunity (USD)	682 546.56 USD
– China Equity Unconstrained (USD)	2 191.06 USD
– Credit Income Opportunities (USD)	1 734.21 USD
– Digital Transformation Dynamic (USD)	39 859.72 USD
– Digital Transformation Themes (USD)	119 416.35 USD
– Dynamic Alpha (USD)	6 556.21 USD
– European Equity Sustainable Leaders (EUR)	2 203.66 EUR
– European Equity Value Opportunity (EUR)	341 467.48 EUR
– European Financial Debt Sustainable (EUR)	0.00 EUR
– European Growth and Income (EUR)	0.00 EUR
– Global Allocation (CHF)	10 705.34 CHF
– Global Allocation (EUR)	268 249.58 EUR
– Global Allocation (USD)	33 560.81 USD
– Global Equities (USD)	21 179.99 USD
– Global Equity Value Opportunity (USD)	1 249.41 USD
– Global Multi Income (USD)	2 473.10 USD
– Multi Strategy Alternatives (EUR) ¹	78.10 EUR
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	68 927.97 USD
– Turnaround Equity Opportunities (USD)	3 207.90 USD

¹ liquidated on 30 January 2024

Note 11 – Related party transactions

Connected persons in the context of this note are those defined in the SFC Code on Unit Trusts and Mutual Funds. All transactions entered into during the year between the subfunds and its connected persons were carried out in the normal course of business and on normal commercial terms.

a) Transactions on securities and derivative financial instruments

The volume of securities and derivative financial instruments undertaken via a broker that is an affiliate of the Management Company (except options), the Portfolio Manager, the Depositary or the Board of Directors for the financial year from 1 October 2023 to 30 September 2024 for the following subfunds licensed for sale in Hong Kong is:

255

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Volume of transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	As a % of the total of security transactions
- Asia Allocation Opportunity (USD)	55 309 837.23 USD	17.06% USD
- Asian Equities (USD)	111 197 508.16 USD	16.90% USD
- China Allocation Opportunity (USD)	68 460 842.63 USD	0.93% USD
- Digital Transformation Themes (USD)	368 338.01 USD	0.03% USD
- European Growth and Income (EUR)	59 529 057.09 EUR	19.26% EUR

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Commissions on transactions in Securities and derivative financial instruments with related parties	Average rate of commission
- Asia Allocation Opportunity (USD)	594.57 USD	0.00% USD
- Asian Equities (USD)	123 159.98 USD	0.02% USD
- China Allocation Opportunity (USD)	12 863.68 USD	0.00% USD
- Digital Transformation Themes (USD)	140.10 USD	0.00% USD
- European Growth and Income (EUR)	0.00 EUR	0.00% EUR

As disclosed in Note 10 – Transaction Costs, the transaction costs for fixed-income investments, exchange-traded futures contracts and other derivative contracts are included in the purchase and sale price of the investment and are therefore not listed individually here.

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Volume of transactions in other securities (except equities, equity-like securities and derivative financial instruments) with related parties	As a % of the total of security transactions
- Asia Allocation Opportunity (USD)	502 972.00 USD	0.16% USD
- Asian Equities (USD)	0.00 USD	0.00% USD
- China Allocation Opportunity (USD)	31 754 173.11 USD	0.43% USD
- Digital Transformation Themes (USD)	0.00 USD	0.00% USD
- European Growth and Income (EUR)	5 843 716.65 EUR	1.89% EUR

According to normal Market practice, no commissions have been charged to the Company on transactions on "other securities (except equities and equity-like securities)" with related parties.

Such transactions were entered in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

For the conversion of the volume of transactions with related parties into subfund currency, the exchange rates of the financial statements as of 30 September 2024 were used.

b) Transactions in Shares of the Company

Connected persons may invest in a new subfund/share-class for the purpose of providing seed capital ("Direct

Investment"), with the intent of remaining invested until the subfund/shareclass has substantial net assets. Such investments are at arm's length and comply with all late trading/ market timing prevention requirements. No connected person may invest for the purpose of exercising management or control over any Fund or the Company.

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Share class	Market value	% Net fund assets
- Digital Transformation Themes (USD)	U-X-acc	8 807.00 USD	0.02%
- European Growth and Income (EUR)	(CHF hedged) P-6%-mdist	867 998.00 EUR	10.27%
- European Growth and Income (EUR)	(JPY hedged) P-6%-mdist	891 937.00 EUR	10.55%

c) Holding of the Directors

The Management Company and its connected persons are allowed to subscribe for, and redeem, shares in the subfunds. The Directors of the Management Company and the Directors of the Company had no holdings in the subfunds licensed for sale in Hong Kong as at 30 September 2024.

Note 12 – Master Feeder Structure

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)¹ subfund (the "feeder fund") was a feeder fund in accordance with Article 77 of the 2010 Law. It invested at least 85% of its net assets in units of Alma Platinum IV UBS Multi Strategy Alternatives (the "Master Fund"), a subfund of Alma Platinum IV, to an investment company established under Luxembourg law in the form of a public limited company (société anonyme), which is a société d'investissement à capital variable (SICAV) that was approved by the CSSF. The master fund has DWS Investment S.A. as its management company and DWS Alternatives Global Limited as its investment manager ("master management company" or "master investment manager").

Since 11 January 2020, Alma Capital Investment Management S.A. is management company and the investment manager of the Master Fund and the Master-Fund was renamed Alma Platinum IV UBS Multi Strategy Alternatives (previously DB PLATINUM IV UBS Multi-Strategy Alternatives).

The feeder fund may hold up to 15% of its net assets in the following assets:

- accessory liquid assets in accordance with Article 41 paragraph 2 subparagraph 2 of the 2010 Act;
- derivative financial instruments that may only be used for hedging purposes, in accordance with Article 41 paragraph 1 letter g) of the 2010 Law and Article 42 paragraphs 2 and 3 of the 2010 Law.

The investment policy of the master fund is defined in its prospectus.

The sales prospectus, the KIID, the articles of association of the master fund, the annual and semi-annual reports as well as the portfolio movements of the master fund are available free of charge at Alma Capital Investment Management S.A., 5 rue Aldringen, L-1118 Luxembourg.

Alma Platinum IV UBS Multi-Strategy Alternatives (the "Master Fund") was put into liquidation starting 19 January 2024. Since the Feeder Fund UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)¹ invests at least 85% of its net assets in units of the Master Fund, the Board of Directors has consequently decided to put the Feeder Fund into liquidation.

The feeder function of UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)¹ ceased to exist with its liquidation as per 30 January 2024.

¹ liquidated on 30 January 2024

Note 13 – Defaulted securities

In the event a bond is in default (hence not paying a coupon/principal as specified in the offering documents) but a pricing quotes exists, a final payment is expected and the bond would therefore be kept in the portfolio. Furthermore, there are bonds that have defaulted in the past where no pricing quotes exist and no final payment is expected. These bonds have been fully written off by the subfunds. They are monitored by the management company that will allocate any return that might still arise from these bonds to the subfunds. They are not shown within the portfolio but separately in this note.

UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD)

Bonds	Currency	Nominal
HUA HAN HEALTH IND HKD0.1	HKD	1 796 000.00

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Equities (USD)

Bonds	Currency	Nominal
TIANHE CHEMICALS G USD0.000001	HKD	2 680 000.00

UBS (Lux) Key Selection SICAV – Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)

Bonds	Currency	Nominal
NMC HEALTH PLC ORD GBP0.1	GBP	590.00

Note 14 – Liquidation

The following liquidation occurred:

Subfund	Date
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Multi Strategy Alternatives (EUR)	30.1.2024

Remaining cash as of 30 September 2024: EUR 162 307.81.

Note 15 – Subsequent event

a) The following liquidation occurred:

Subfund	Date
UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equity Sustainable Leaders (EUR)	17.10.2024

b) The following mergers occurred:

Subfunds	Merged into	Date
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)	25.10.2024
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)	25.10.2024
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Multi Income (USD)	UBS (Lux) Strategy SICAV – Dynamic Income (USD)	11.12.2024

Note 16 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Management Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Management Company and/or the Depositary can elect to make themselves and the fund subject to the jurisdiction of the countries in which the fund units were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of company shares sold to investors from the other countries in which company shares can be bought and sold, the company and the Depositary may recognize approved translations (i.e. approved by the company) into the languages concerned as binding upon itself.

Note 17 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

UBS Europe SE, Luxembourg Branch acts as securities lending agent.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asia Allocation Opportunity (USD)		
Bank of America	-5 065.59 USD	0.00 USD
HSBC	-15 386.68 USD	0.00 USD
State Street	53 092.91 USD	0.00 USD
UBS AG	7 746.15 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD)		
Bank of America	6 338.41 USD	0.00 USD
Deutsche Bank	417.71 USD	0.00 USD
HSBC	371.65 USD	0.00 USD
UBS AG	434.79 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD)		
Canadian Imperial Bank	143 022.19 USD	0.00 USD
Citibank	-8 635.92 USD	0.00 USD
JP Morgan	-22 396.38 USD	0.00 USD
Standard and Poor's 500 Index	17 900.00 USD	0.00 USD
State Street	9 533.32 USD	0.00 USD
UBS AG	7 056.62 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	13 316.02 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD)		
Bank of America	868 975.63 USD	0.00 USD
Deutsche Bank	13 729.60 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	7 868 558.87 USD	3 830 000.00 USD
HSBC	-19 364.38 USD	0.00 USD
JP Morgan	30 556.68 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	12 175 857.24 USD	6 290 000.00 USD
State Street	2 794.20 USD	0.00 USD
UBS AG	5 047 395.88 USD	480 000.00 USD

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Equity Unconstrained (USD)		
Morgan Stanley	-7 183.34 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Credit Income Opportunities (USD)		
Bank of America	-37 233.74 USD	0.00 USD
HSBC	402.78 USD	0.00 USD
State Street	368 591.96 USD	0.00 USD
UBS AG	-802.82 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Dynamic (USD)		
Bank of America	4 672.94 USD	0.00 USD
Barclays	353.74 USD	0.00 USD
HSBC	14 396.79 USD	0.00 USD
State Street	443 825.90 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	2 531.76 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Themes (USD)		
Bank of America	24 806.74 USD	0.00 USD
Barclays	-3 021.11 USD	0.00 USD
Deutsche Bank	20.34 USD	0.00 USD
HSBC	5 684.55 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	197 195.95 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)		
Bank of America	-285 365.20 USD	0.00 USD
Barclays	-1 261.60 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-276 047.84 USD	0.00 USD
Citibank	221 509.75 USD	0.00 USD
HSBC	22 273.97 USD	0.00 USD
JP Morgan	15 856.18 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	16 592.97 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	-1 251.84 USD	0.00 USD
UBS AG	-28 173.04 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Financial Debt Sustainable (EUR)		
Bank of America	-54 716.39 EUR	0.00 EUR
Barclays	328.24 EUR	0.00 EUR
HSBC	-79 825.24 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Growth and Income (EUR)		
Bank of America	-118 664.25 EUR	0.00 EUR
Barclays	-683 930.56 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	-656.49 EUR	0.00 EUR
Citibank	4 531.53 EUR	0.00 EUR
HSBC	57 200.04 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	1 627.29 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	579 324.86 EUR	0.00 EUR
State Street	-15 679.89 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-5 373.18 EUR	0.00 EUR

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF)		
Bank of America	32 798.88 CHF	0.00 CHF
Bardays	-14 829.76 CHF	0.00 CHF
Canadian Imperial Bank	24 283.61 CHF	0.00 CHF
Citibank	20 561.61 CHF	0.00 CHF
Deutsche Bank	194.76 CHF	0.00 CHF
Goldman Sachs	-23 924.38 CHF	0.00 CHF
HSBC	41 133.56 CHF	0.00 CHF
JP Morgan	42 586.74 CHF	0.00 CHF
Morgan Stanley	-18 295.18 CHF	0.00 CHF
Nomura	4 176.19 CHF	0.00 CHF
Standard Chartered Bank	-50.29 CHF	0.00 CHF
State Street	1 660 869.46 CHF	0.00 CHF
Westpac Banking Corp	-45 133.56 CHF	0.00 CHF
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)		
Bank of America	-114 507.23 EUR	0.00 EUR
Bardays	-26 139.68 EUR	0.00 EUR
Canadian Imperial Bank	15 124.62 EUR	0.00 EUR
Citibank	137 714.16 EUR	0.00 EUR
Deutsche Bank	-2 579.31 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	-267 766.26 EUR	0.00 EUR
HSBC	-22 333.52 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	387 759.25 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	-150 630.89 EUR	0.00 EUR
Nomura	3 123 515.52 EUR	0.00 EUR
Standard Chartered Bank	30 445.68 EUR	0.00 EUR
State Street	170 648.95 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-351 493.91 EUR	0.00 EUR
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)		
Bank of America	33 138.52 USD	0.00 USD
Bardays	23 051.06 USD	0.00 USD
Canadian Imperial Bank	-239 485.12 USD	0.00 USD
Citibank	66 096.96 USD	0.00 USD
Deutsche Bank	-653 804.77 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	-545 992.24 USD	0.00 USD
HSBC	33 931.07 USD	0.00 USD
JP Morgan	154 436.60 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-83 732.08 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	209 641.67 USD	0.00 USD
State Street	-258 853.74 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-37 917.53 USD	0.00 USD
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Multi Income (USD)		
Bank of America	-122 763.63 USD	0.00 USD
Bardays	1 831.66 USD	0.00 USD
Citibank	55 301.00 USD	0.00 USD
HSBC	-243.78 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	-20.33 USD	0.00 USD
State Street	92 680.94 USD	0.00 USD
UBS AG	-34 815.06 USD	0.00 USD

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
UBS (Lux) Key Selection SICAV – Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)		
Barclays	14 265.96 USD	0.00 USD
Citibank	-31 197.18 USD	0.00 USD
Goldman Sachs	6 655.72 USD	0.00 USD
HSBC	501.70 USD	0.00 USD
Morgan Stanley	-7 511.15 USD	0.00 USD
Standard Chartered Bank	-1 519.97 USD	0.00 USD
State Street	702 559.26 USD	0.00 USD
UBS AG	166 971.83 USD	0.00 USD
Westpac Banking Corp	-161 235.34 USD	0.00 USD

UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD)

Composition of collateral by type of assets	Weight %
Goldman Sachs, Morgan Stanley, UBS AG	
Cash	100.00%
Bonds	0.00%
Equities	0.00%

Securities Lending

UBS (Lux) Key Selection SICAV	Counterparty Exposure from Securities Lending as of 30 September 2024*		Collateral Breakdown (Weight in %) as of 30 September 2024		
	Market value of Securities lent	Collateral (UBS Switzerland AG)	Equities	Bonds	Cash
– Asia Allocation Opportunity (USD)	2 402 473.70 USD	2 508 386.64 USD	37.50	62.50	0.00
– Asian Equities (USD)	7 466 387.38 USD	7 744 351.48 USD	37.50	62.50	0.00
– China Allocation Opportunity (USD)	110 466 546.75 USD	115 208 132.09 USD	37.50	62.50	0.00
– Digital Transformation Dynamic (USD)	11 490 415.13 USD	11 954 954.50 USD	37.50	62.50	0.00
– Digital Transformation Themes (USD)	12 220 400.11 USD	12 740 352.54 USD	37.50	62.50	0.00
– Dynamic Alpha (USD)	14 302 017.65 USD	14 895 275.98 USD	37.50	62.50	0.00
– European Equity Sustainable Leaders (EUR)	126 414.76 EUR	132 914.02 EUR	42.33	57.67	0.00
– European Equity Value Opportunity (EUR)	8 641 097.72 EUR	9 178 109.54 EUR	37.50	62.50	0.00
– European Financial Debt Sustainable (EUR)	8 174 071.92 EUR	8 716 382.19 EUR	42.33	57.67	0.00
– European Growth and Income (EUR)	14 685 732.18 EUR	15 706 678.71 EUR	37.50	62.50	0.00
– Global Allocation (CHF)	341 975.44 CHF	363 594.04 CHF	37.50	62.50	0.00
– Global Allocation (EUR)	25 016 511.99 EUR	26 178 549.77 EUR	37.50	62.50	0.00
– Global Allocation (USD)	1 414 620.01 USD	1 488 183.62 USD	37.50	62.50	0.00
– Global Equities (USD)	5 283 507.23 USD	5 495 886.44 USD	37.50	62.50	0.00
– Global Multi Income (USD)	1 598 843.06 USD	1 654 902.59 USD	37.50	62.50	0.00
– Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)	11 317 704.10 USD	12 025 619.85 USD	37.50	62.50	0.00
– Turnaround Equity Opportunities (USD)	221 905.17 USD	231 139.25 USD	37.50	62.50	0.00

* The pricing and exchange rate information for the Counterparty Exposure is obtained directly from the securities lending agent on 30 September 2024 and hence, it might differ from the closing prices and exchange rates used for the preparation of the financial statements as of 30 September 2024.

	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asia Allocation Opportunity (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Equities (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Asian Global Strategy Balanced (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – China Allocation Opportunity (USD)
Securities Lending revenues	16 505.17	52 735.55	10 613.13	939 797.68
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	4 951.55 USD	15 820.67 USD	3 183.94 USD	281 939.30 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	1 650.52 USD	5 273.55 USD	1 061.31 USD	93 979.77 USD
Net Securities Lending revenues	9 903.10 USD	31 641.33 USD	6 367.88 USD	563 878.61 USD

	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Dynamic (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Digital Transformation Themes (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Dynamic Alpha (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equity Sustainable Leaders (EUR)
Securities Lending revenues	15 188.85	30 351.98	27 337.92	471.97
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	4 556.65 USD	9 105.59 USD	8 201.38 USD	141.59 EUR
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	1 518.89 USD	3 035.20 USD	2 733.79 USD	47.20 EUR
Net Securities Lending revenues	9 113.31 USD	18 211.19 USD	16 402.75 USD	283.18 EUR

	UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Equity Value Opportunity (EUR)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – European Growth and Income (EUR)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (CHF)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (EUR)
Securities Lending revenues	19 665.82	194 089.92	2 891.95	49 938.95
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	5 899.75 EUR	58 226.98 EUR	867.58 CHF	14 981.68 EUR
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	1 966.58 EUR	19 408.99 EUR	289.20 CHF	4 993.90 EUR
Net Securities Lending revenues	11 799.49 EUR	116 453.95 EUR	1 735.17 CHF	29 963.37 EUR

	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Allocation (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Equities (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Global Multi Income (USD)	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Systematic Allocation Portfolio Equity (USD)
Securities Lending revenues	12 597.58	10 586.52	9 133.97	46 690.25
Securities Lending cost*				
UBS Switzerland AG	3 779.27 USD	3 175.96 USD	2 740.19 USD	14 007.07 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	1 259.76 USD	1 058.65 USD	913.40 USD	4 669.03 USD
Net Securities Lending revenues	7 558.55 USD	6 351.91 USD	5 480.38 USD	28 014.15 USD

	UBS (Lux) Key Selection SICAV – Turnaround Equity Opportunities (USD)
Securities Lending revenues	494.82
Securities Lending cost*	
UBS Switzerland AG	148.45 USD
UBS Europe SE, Luxembourg Branch	49.48 USD
Net Securities Lending revenues	296.89 USD

* 30% of the gross revenue are retained as costs/fees by UBS Switzerland AG acting as securities lending service provider and 10% are retained by UBS Europe SE, Luxembourg Branch acting as securities lending agent.

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(グローバル・アロケーション(米ドル))

(2025年12月末日現在)

	米ドル	千円 (dおよびeを除く。)
a 資産総額	456,048,830.96	71,399,005
b 負債総額	3,735,535.30	584,835
c 純資産総額(a - b)	452,313,295.66	70,814,170
d 発行済株式総数 (クラスP - a c c 投資証券)	9,235,639.742口	
e 1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券)	21.32	3,338円

(デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル))

(2025年12月末日現在)

	米ドル	千円 (dおよびeを除く。)
a 資産総額	553,667,266.97	86,682,147
b 負債総額	941,948.33	147,471
c 純資産総額(a - b)	552,725,318.64	86,534,676
d 発行済株式総数 (クラスP - a c c 投資証券)	272,011.521口	
e 1口当たり純資産価格 (クラスP - a c c 投資証券)	266.11	41,662円

第6【販売及び買戻しの実績】

(グローバル・アロケーション(米ドル))

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
2016年9月末日に 終了する会計年度	クラスP - a c c 投資証券	1,053,745.574 (15,000.000)	35,770,687.969 (880,573.121)	52,735,314.797 (1,381,960.000)
2017年9月末日に 終了する会計年度	クラスP - a c c 投資証券	529,339.728 (0)	21,242,872.556 (429,005.000)	32,021,781.969 (952,955.000)
2018年9月末日に 終了する会計年度	クラスP - a c c 投資証券	276,006.924 (0)	6,877,440.559 (108,290.000)	25,420,348.334 (844,665.000)
2019年9月末日に 終了する会計年度	クラスP - a c c 投資証券	224,549.321 (0)	5,502,574.348 (49,040.000)	20,142,323.307 (795,625.000)
2020年9月末日に 終了する会計年度	クラスP - a c c 投資証券	469,826.137 (0)	3,465,358.333 (75,000.000)	17,146,791.111 (720,625.000)
2021年9月末日に 終了する会計年度	クラスP - a c c 投資証券	390,904.032 (0)	2,052,606.236 (54,405.000)	15,485,088.907 (666,220.000)
2022年9月末日に 終了する会計年度	クラスP - a c c 投資証券	111,098.134 (0)	1,137,099.993 (0)	14,459,087.048 (666,220.000)
2023年9月末日に 終了する会計年度	クラスP - a c c 投資証券	74,154.502 (0)	2,169,783.708 (9,800.000)	12,363,457.842 (656,420.000)
2024年9月末日に 終了する会計年度	クラスP - a c c 投資証券	75,067.152 (0)	2,390,160.420 (0)	10,048,364.574 (656,420.000)
2025年9月末日に 終了する会計年度	クラスP - a c c 投資証券	43,546.850 (0)	661,620.114 (0)	9,430,291.310 (656,420.000)

(注) ()内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数であり、受渡し日を基準として算出している。一方、()の上段の数字は約定日を基準として算出している。以下各サブ・ファンドについて同様とする。

(デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル))

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
2020年9月末日に 終了する会計年度	クラスP - a c c 投資証券	444,774.969 (68,193.073)	343,062.181 (0.000)	101,712.788 (68,193.073)
2021年9月末日に 終了する会計年度	クラスP - a c c 投資証券	354,925.647 (274,196.215)	87,128.246 (72,900.539)	369,510.189 (266,346.862)
2022年9月末日に 終了する会計年度	クラスP - a c c 投資証券	38,788.579 (22,242.186)	72,779.895 (42,556.053)	335,518.873 (243,986.471)
2023年9月末日に 終了する会計年度	クラスP - a c c 投資証券	3,733.426 (1,521.606)	56,507.102 (25,353.588)	282,745.197 (220,154.489)
2024年9月末日に 終了する会計年度	クラスP - a c c 投資証券	59,990.874 (24,456.534)	61,298.237 (26,955.426)	281,437.834 (217,655.597)
2025年9月末日に 終了する会計年度	クラスP - a c c 投資証券	38,118.767 (18,766.646)	42,892.889 (14,516.882)	276,663.712 (221,905.361)

(注1) 2020年9月末日に終了する会計年度における投資証券の販売口数は、当初申込期間中に販売された販売口数を含む。

(注2) デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)は、2020年4月6日に運用を開始した。

(注3) 2021年9月末日に終了する会計年度中に、クラスP - a c c投資証券の本邦内における発行済口数のうち3,141.887口が海外の口座に移管された。

(注4) 2022年9月末日に終了する会計年度中に、クラスP - a c c投資証券の本邦内における発行済口数のうち2,046.524口が海外の口座に移管された。

第四部【特別情報】

第1【投資法人制度の概要】

投資信託制度の概要

(2025年3月付)

定 義

1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(随時改正および補足済)
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法(随時改正および補足済)
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(随時改正および補足済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(随時改正および補足済)
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(随時改正および補足済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	指令2011/61/EU第4条第1項(a号)に記載される投資信託(その投資コンパートメントを含む。)であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 (a) 多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 (b) 指令2009/65/EC第5条に基づく許認可を要しない。 ルクセンブルクにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
A I F M	その通常の事業活動として一または複数のA I Fを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
C S S F	ルクセンブルク監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体(現在はE Cが継承)
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合(とりわけ、E Cにより構成)
F C P	契約型投資信託
加盟国	E U加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
メモリアル	ルクセンブルクの官報であるメモリアルA
パート ファンド	2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(指令2009/65/ECをルクセンブルク法に導入)。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
R C S	ルクセンブルク大公国の商業および法人登記所 (Registre de Commerce et des Sociétés)
R E S A	ルクセンブルク大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 (Recueil Electronique des Sociétés et des Associations)
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人

UCI

投資信託

UCITS

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

・ルクセンブルクにおける投資信託制度および統計

ルクセンブルクにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。2025年1月31日現在で契約型の規制UCI¹の数は1,124、その純資産総額は1兆318億4,400万ユーロ(168兆7,787億円)に達している²。

投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけてはじめて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング(Pan-Holding)、セレクトッド・リスクス・インベストメンツ(Selected Risks Investments)およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト(Commonwealth and European Investment Trust)があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド(United States Trust Investment Fund)である。2025年1月31日現在で、SICAV(変動資本を有する投資法人)型およびSICAR(リスク資本に投資する投資法人)型の規制UCIの数はそれぞれ1,785および178で、その純資産総額は、それぞれ4兆7,767億1,800万ユーロ(781兆3,278億円)および835億4,900万ユーロ(13兆6,661億円)に達している³。

2025年1月31日現在、ルクセンブルクのファンドが運用する純資産合計額は、5兆9,293億1,700万ユーロ(969兆8,584億円)に達している⁴。

(注)ユーロの円貨換算は、2025年5月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=163.57円)による。

¹ この数字は、UCITS、UCIパート、SIFおよびSICARを含む。

² 最新の統計は、CSSFのウェブサイト(<https://www.cssf.lu/en/2025/02/net-assets-of-ucis/>)を参照のこと。

³ 同上。

⁴ 同上。

・ルクセンブルク投資信託の監督

ルクセンブルクの投資信託の監督は、公的機関によってなされている。この機関は、当初は、銀行および信用取引ならびに証券発行を規制する1965年6月19日付勅令に基づき権限を有しており、その後投資信託の監督に関する1972年12月22日付勅令に従って権限を有した銀行監査官であった。かかる監督権限は、その後1983年5月20日法によりルクセンブルク金融庁(以下「IML」という。)に付託され(IMLは同法30条に従った銀行監査官の後継機関である。)、IMLは1998年4月22日法に従いルクセンブルク中央銀行(以下「中央銀行」という。)となった。1999年1月1日以降、監督権限は、1998年12月23日法によって中央銀行から分離され新設された公的機関である金融監督委員会(CSSF)によって行使されている。CSSFは、過去中央銀行に付託されていた、銀行、金融セクターで営業するその他の機関および投資信託に関する監督、ならびに証券取引所理事長に付託されていた、ルクセンブルク証券取引所および証券の公募ならびにルクセンブルク証券取引所への証券上場に関するすべての監督権限を行使している。

ルクセンブルクの投資信託の形態

1. 前書き

1.1 一般⁵

1988年4月1日までは、ルクセンブルクのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法(随時改正および補足済)(以下「1915年法」という。)ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

⁵ ルクセンブルクの投資信託制度は、特に欧州連合の法令に基づいており、かかる法律は、現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと(特にその範囲が投資信託以外に及ぶ場合)に留意されたい。

1.2 UCITS/UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法(以下「1988年3月30日法」という。)が制定された。1988年3月30日法は、指令85/611/EEC(以下「UCITS指令」という。)の規定をルクセンブルク国内法として制定し、また、ルクセンブルクの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日付の法律(以下「2002年法」という。)により、ルクセンブルクは、UCITS指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、ただちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日付の法律(以下「2010年法」という。)により、ルクセンブルクは、2009年7月13日付指令2009/65/EC(以下「UCITS IV指令」という。)を実施した。

2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パート ファンドは、2011年1月1日以降、法律上当然に2010年法の適用を受けている。

2010年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され同日付で施行されたオルタナティブ投資ファンド管理者に関する2013年7月12日法(以下「2013年法」という。)により改正され、また最近、預託機能、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会指令2014/91/EU(以下「UCITS V指令」という。)をルクセンブルク法に導入した2016年5月10日法(2016年5月12日にメモリアルに公告され、2016年6月1日に施行された。)により改正された。

2010年法はさらに、2021年7月26日付メモリアルA561号に公告された、国境を越えた販売に関する指令(EU)2019/1160を置き換えた2021年7月21日法、および、2021年12月9日付メモリアルA845号に公告された、カバードボンドの発行に関する2021年12月8日法により改正された。

また、2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)の管理会社による重要情報文書の使用に関する指令2009/65/ECを改正する2021年12月15日付欧州議会および理事会指令(EU)2021/2261を置き換える2022年メモリアルA82号に公告された2022年2月25日法ならびに2023年予算に関する2022年12月23日法により改正された。

2024年12月24日付メモリアルA2024第589号に公告された2010年法の直近の改正は、ルクセンブルクの投資信託に関するツールボックスの改善と最新化を目指して2024年12月20日法により導入された。⁶

⁶ 2024年12月20日法はフランス語で公表されている。2010年法に関する本書中の改正は、非公式訳によって翻訳されている。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法(以下「1991年法」という。)は、ルクセンブルクの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法(以下、この法律の統合版を「2007年法」という。)(2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった。)によりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託(以下「SIF」という。)が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。

また、2007年法は、2019年4月11日にメモリアル238号に公告された英国および北アイルランドの欧州連合離脱の際に金融セクターについて講じられるべき措置に関する2019年4月8日法によって改正された。2023年7月24日付メモリアルA2023第442号に公告された2007年法の直近の改正は、2023年7月21日法(以下「2023年法」という。)により導入された。⁷

SIFは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク拡散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、とりわけCSSFに認可されるためにプロモーターを必要とせず、監督義務がより緩やかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(随時改正および補足済)(以下「RAIF法」という。)は、2013年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のAIFであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「RAIF」という。)を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で認可されたAIFMにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。その結果、RAIFは、CSSFによる事前の認可も継続的な(直接的)健全性監督も受けない。RAIFは、CSSFの監督に服することなく、SIF制度およびSICAR制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

また、RAIF法は、2019年7月18日付メモリアル514号に公告された、欧州ベンチャー・キャピタル・ファンド(European Venture Capital fund、以下「EuVECA」)規則、欧州社会起業家ファンド(European Social Entrepreneurship Funds、以下「EuSEF」)規則、MMF規則、欧州長期投資ファンド(European long-term investment fund、以下「ELTIF」)規則および証券化STS規則の適切な適用のための規則を策定する2019年7月16日法によって改正された。2016年法の直近の改正は、2023年法により導入された。

⁷

2023年7月21日法はフランス語で公表されている。2007年法および2016年法に関する本書中の改正は、非公式訳によって翻訳されている。

2. 投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パート UCITS (以下「パート 」という。)
- パート その他のUCI (以下「パート 」という。)
- パート 外国のUCI (以下「パート 」という。)
- パート 管理会社(以下「パート 」という。)
- パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定(以下「パート 」という。)

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」(以下「UCITS」という。)とパート が適用される「その他の投資信託」(以下「UCI」という。)を区分して取り扱っている。2010年法パート ファンドは2013年法に定義されるAIFとしての資格を有しているのに対し、UCITSは2013年法の範囲から除かれる。

2.1.2. 欧州連合(以下「EU」という。)のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託としての適格性を有しているすべてのファンド(以下「パート ファンド」という。)は、欧州連合の他の加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パート ファンドとみなされるファンドを、以下のよう

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および/または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCITSの定義に該当するが、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- d) 2010年法第5章によりパート ファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 2010年法は、他の条項と共にUCITSの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パート ファンドおよびパート ファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- (a) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), common fund)
- (b) 投資法人(investment companies)、これは
 - 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)である場合と、
 - 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)である場合がある。

上記の種類

の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に詳述される特徴に加え、2010年法の第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第66条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125 - 1条は、特定の特性を規定し、または、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)本書の日付現在、この点においてC S S F規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託(「fonds commun de placement」)

契約型の投資信託は、F C Pそれ自体、管理会社および預託機関の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

F C Pは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。F C Pは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法(すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条を含むがこれらに限られない。)および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより投資家自らと管理会社の間確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、F C Pの約款(以下を参照のこと。)に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、F C Pの受益証券(以下「受益証券」という。)を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

- ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定される。)に基づいて継続的に発行される。
- 管理会社は、預託機関の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。
- 受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款の枠組みに従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度計算されなければならない。パート が適用されるその他のすべての投資信託については、少なくとも1か月に1度計算されなければならない。ただし、C S S Fは、U C I T Sについては、受益者の利益を損なわないことを条件に、この頻度を月に1回に減らすことを許可することができ、パート が適用される「その他の投資信託」については、正当な理由がある申請に基づき、適用除外を認めることができる。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および預託機関の名称
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法

- (e) 公告に関する規定
- (f) FCPの会計期間
- (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
- (h) 約款変更手続
- (i) 受益証券発行手続
- (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 2010年法パート に基づくFCPに関しては、管理会社は、特別な事情があり、かつ、受益者の利益を考慮して停止が正当化される場合、受益証券の買戻しを一時停止することができる。いかなる場合も、純資産価格計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、特に、FCPの活動および運営に関する法律、規則または合意において規定がないときは、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

FCPに適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のUCIに適用される制限とを明確に区別している。

A) パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

(1) UCITSは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの設立文書に規定されていなければならない。

(2) UCITSは、UCITS IV指令に従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および/または第2号に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国がEU加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものであり、かつ、監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
- かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS IV指令の要件と同等であること。
- かかるUCIの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- 取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIが、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のUCIに関して、CSSFは、2018年1月5日付CSSFプレスリリース18/02号において公表されるとおり、UCITSの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のUCIは以下の基準を遵守しなければならない。

- () その他のUCIは、UCITS指令第1条第(2)項(a)に従い、非流動性資産(商品および不動産など)に投資することを禁止される。
- () その他のUCIは、UCITS指令第50条第(1)項(e)()に従い、UCITS指令の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。

- () ファンドの規則または設立文書において、UCITS指令第50条第(1)項(e)() 条に従い、その他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に、合計でUCIの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは、足りないものとする。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付CSSF通達11/512(CSSF通達18/698により改正済)を發布した。CSSF通達11/512(CSSF通達18/698により改正済)は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESMAガイドラインならびに2010年12月20日付CSSF規則10-4(2022年7月27日付CSSF規則22-05により改正済)をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。CSSF通達11/512(CSSF通達18/698により改正済)は、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSの従前の区別およびデリバティブ商品の利用に関連する差異に対処する。グローバル・エクスポージャーを計算する適切な方法を選択するに際し、管理会社は投資方針および投資戦略(金融デリバティブ商品の取扱いを含む。)に基づいて各UCITSのリスク特性を評価するものとする。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 2) 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - 3) EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同程度厳格とCSSFが判断する慎重なルールに服し、これに適合する発行体により発行または保証される短期金融商品

- 4) C S S F が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。
ただし、当該短期金融商品への投資は、1) ないし 3) 項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロを有し、指令2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITS は、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されている UCITS は、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITS は、付随的流動資産を保有することもできる。⁸

⁸ かかる付随的流動資産の保有は、UCITSの純資産の20%までに制限されている。この20%の上限は、例外的な市況の悪化に起因して状況により必要な場合および投資者の利益に関して正当と認められる場合に、厳に必要な期間に限り一時的に違反することができる。

- (9) (a) UCITS は、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITS はまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITS は、C S S F が規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S F に定期的に報告しなければならない。これらの運用がデリバティブ商品の利用に関するものである場合、これらの条件および上限は、2010年法の規定に従うものとする。
- いかなる場合においても、UCITS は、UCITS の約款または英文目論見書に定められた投資目的から逸脱してはならない。
- (b) UCITS は、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をC S S F が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。
- (c) UCITS は、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- UCITS は、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITS が指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。
- 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。
- (10) (a) UCITS は、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する与信機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、純資産の20%以上を同一発行体に投資することになる場合、以下のいずれかを組み合わせなくてはならない。

- 譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 預金および/または
- その資産の20%を超える同一発行体とのOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、指令2009/65/EUおよび指令2014/59/EUを改正するカバードボンドの発行およびカバードボンドの公的監督に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会指令(EU)2019/2162(以下「指令(EU)2019/2162」という。)の第3条(1)に定義されるカバードボンド、およびその登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により2022年7月8日以前に発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、2022年7月8日以前のこれらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CS SFは、本(10)に定める基準を遵守した債券の発行に関する本(10)(d)の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本(10)(d)の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)に送付するものとする。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令2013/34/EUまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が(以下のベースで)CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- 指数の構成が十分多様化していること
- 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる

その他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび/またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび/またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート に該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () 同一UCITSまたは2010年法第2条第2項の意味におけるその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行

体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。

- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

(16)(a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

(b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

(c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。

(17)(a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。⁹

(b)(a)にかかわらず、

1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。

⁹ 本項は、2010年法第50条(17)a)の記載を反映したものである。2010年法(改正済)に関するCSSFのFAQでは、CSSFはローンをUCITSの適格投資対象とみなさない旨明記されていることに留意されたい。

(18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。

(b) (a) は、当該投資法人、管理会社または預託機関が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは預託機関は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

(20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド(以下「フィーダー」という。)またはかかるUCITS(以下「マスター」という。)のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
- 2010年法第41条第1項g)および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品(ヘッジ目的のためにのみ利用可能)
- フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産

フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、転換手数料、償還手数料、または後払販売手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還(ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計)の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、転換手数料、償還手数料、または後払販売手数料を一切請求されない。

(21) UCISのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUCI(以下「ターゲット・ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および/または保有する場合がある。

- ターゲット・ファンドが、反対に、ターゲット・ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- 合計でターゲット・ファンドの10%を超える資産を、その他のターゲット・ファンドの受益証券に投資することはできない。
- ターゲット・ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。

- いかなる場合も、これらの証券がUCIに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUCIの純資産の計算について考慮されない。
- ターゲット・ファンドに投資しているUCIのコンパートメントの段階とターゲット・ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および/または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、概してUCITSの文脈において、特に以下の法的文が考慮されなければならない。

- 一定の定義の明確化に関するUCITS指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/CE(以下「指令2007/16」という。)を、ルクセンブルクにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則(以下「大公規則」という。)
- 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付CSSF通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたCSSF通達08/339。

CSSF通達08/339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- 特定の証券貸借取引においてUCITS(および原則としてUCIも)が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されCSSF通達11/512(これ自体もCSSF通達18/698により改正済)によって改正されたCSSF通達08/356

CSSF通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。同通達は、UCITS(UCI)のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。同通達は、証券貸借取引によってUCITS(UCI)のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- CSSF通達08/380が2008年11月26日に発行され、これによりUCITSによる投資適格資産に関するCESRのガイドラインが規定され、UCITSによる投資適格資産に関する、CSSF通達08/339(CSSF通達08/380により改正済)を通じて委員会により公表された2007年3月付の参照番号CESR/07-044のCESRのガイドラインを取り消し置き換えた。

CSSF通達08/380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とした技術および商品に関するUCITSによる投資適格資産についてのCESRのガイドライン文書の改訂にのみ注意を喚起する。CSSF通達08/380は、UCITS指令第21条の規定を遵守する要件は、特に、UCITSがレボまたは証券貸付の利用を承認された場合、これらの運用はUCITSのグローバル・エクスポージャーを計算する際に考慮されなければならないことを含意することを示している。

- 2011年7月1日時点の欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049(改正済)
- 組織上の要件、利益相反、事業の運営、リスク管理および預託機関と管理会社との間の契約の内容に関する指令2009/65/ECを施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010/43/EUを置き換える2010年12月20日付CSSF規則No.10-4

2010年12月20日付C S S F 規則No.10 - 4 は、2022年7月27日付C S S F 規則No.22 - 05 により改正された。

- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る一定の規定に関する指令2009 / 65 / E C を施行する2010年7月1日付欧州委員会指令2010 / 44 / E U を置き換える、2010年12月20日付C S S F 規則No.10 - 5 (改正済)
- C S S F 規則10 - 4 およびE S M A による明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するC S S F によるさらなる明確化ならびにC S S F に対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容および様式の定義に関する2011年5月30日付C S S F 通達11 / 512。

C S S F 通達11 / 512は、C S S F 通達18 / 698によって改正された。

- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F 通達12 / 540
- オープン・エンド型投資信託に重大な変更があった場合の投資家保護に関連する2014年7月22日付C S S F 通達14 / 591
- E T F およびその他のU C I T S に関するE S M A ガイドライン2014 / 937 (改定済) に言及する2014年9月30日付C S S F 通達14 / 592 (同通達は、C S S F 通達13 / 559 により実施された、2012年公告の関連するE S M A ガイドライン (E S M A / 2012 / 832) を置き換えた。) 。

C S S F 通達14 / 592は、主に、インデックス・トラッキングU C I T S、レバレッジU C I T S および逆レバレッジU C I T S、証券貸付、レポ契約および逆レポ契約などの担保を利用するU C I T S に関するものである。この点に関して、E U 規則2015 / 2365 (改正済) も考慮されなければならない。

- 欧州のマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するC E S R のガイドライン (C E S R / 10 - 049) のレビューに関するE S M A の意見に関する2014年12月2日付のC S S F 通達14 / 598
 - 税務情報の自動交換および税務におけるマネー・ロンダリング防止の進展に関連する2015年3月27日付C S S F 通達15 / 609
 - 新たなC S S F への月次報告に関連する2015年12月3日付C S S F 通達15 / 627
 - C S S F 通達15 / 627は、C S S F 通達25 / 871によって改正された。
 - 休眠口座または非稼働口座に関する2015年12月28日付C S S F 通達15 / 631
 - 投資信託に関する2010年法パート の適用対象となるU C I T S の預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S (該当する場合) に適用される規定に関する2016年10月11日付C S S F 通達16 / 644。
 - C S S F 通達16 / 644は、2018年8月23日付C S S F 通達18 / 697によって改正された。
 - ルクセンブルク法に準拠する投資ファンド運用者の認可および組織化に関する2018年8月23日付C S S F 通達18 / 698
 - 証券 (E S M A) および銀行 (E B A) セクターの苦情処理に関する2018年10月4日付ガイドラインの採択に関する2019年4月30日付C S S F 通達19 / 718
 - 資産担保コマーシャル・ペーパー (A B C P) 証券化および非A B C P 証券化のためのS T S (簡素で、透明性が高く、標準化された) 基準に関する欧州銀行監督局 (E B A) ガイドラインの施行に関する2019年5月15日付C S S F 通達19 / 719
- C S S F 通達19 / 719は、C S S F 通達24 / 868によって改正された。
- オープン・エンド型投資信託の流動化リスク管理についての証券監督者国際機構 (I O S C O) の提言に関する2019年12月20日付C S S F 通達19 / 733

- COVID-19パンデミック時の金融犯罪およびAML / CFTの影響に関する2020年4月10日付CSSF通達20 / 740
 - 税務違反を認定するためのマネー・ロンダリングおよびテロリスト資金供与防止に関する2004年11月12日法(改正済)およびAML / CTF法の一定の規定に関する詳細を定めた2010年2月1日付大公規則の適用に関するCSSF通達17 / 650 (CSSF通達20 / 744により改正済)を補完する2020年7月3日付CSSF通達20 / 744
 - UCITSの成功報酬およびAIFの一定の種類に関するガイドラインに関する2020年12月18日付CSSF通達20 / 764
 - MiFID のコンプライアンス機能要件の特定の側面についての欧州証券市場監督局(以下「ESMA」という。)のガイドライン(ESMA 35 - 36 - 1952)の採択に関する2021年7月30日付CSSF通達21 / 779
 - CSSF AML / CTF外部報告書に関する投資信託セクターのガイドラインを定めた2021年12月22日付CSSF通達21 / 788
 - ルクセンブルクの投資信託により毎年提出される自己評価質問票に係る実務規則に関する2021年12月22日付CSSF通達21 / 789。ルクセンブルクの投資信託のréviseurs d'entreprises agréés(承認された法定監査人)の関与ならびに毎年作成すべきマネジメント・レターおよび個別のレポートに関する実務上の規則
 - CSSF通達21 / 789は、2023年7月26日付CSSF通達23 / 839によって改正された。
 - 投資信託のクロス・ボーダー販売の促進ならびに規則(EU) 345 / 2013、(EU) 346 / 2013および(EU) 1286 / 2014の変更に係る2019年6月20日付欧州議会および理事会規則(EU) 2010 / 1156(以下「CBDF規則」という。)に基づくマーケティングコミュニケーションにおけるESMAのガイドライン(ESMA 34 - 45 - 1272)の適用に関する2022年1月31日付CSSF通達22 / 795
 - 外注の取決めについてのEBAガイドライン(改正済)に関する2022年4月22日付CSSF通達22 / 805
 - 外注の取決めに関する2022年4月22日付CSSF通達22 / 806
- 本通達の主な目的は、外注の取決めについてのEBAガイドライン(EBA / GL / 2019 / 02)の要件を実施すること、および透明性の高い、均質の、かつ、統一された外注取決めのための全国的な枠組みを提供することである。
- ルクセンブルクの投資信託および投資ファンドのマネージャーが販売前およびクロス・ボーダー販売において遵守すべき通知および通知解除の手続に関する2022年5月12日付CSSF通達22 / 810
 - UC Iの管理事務代行会社に関する2022年5月16日付CSSF通達22 / 811
- デュー・ディリジェンスの強化および(該当する場合は)対抗措置が課される高リスクの法域(1)ならびにFATFの監視が強化されている法域(2)についてのFATF声明に関する2022年10月27日付CSSF通達22 / 822。CSSF通達22 / 822は、デュー・ディリジェンスの強化および(該当する場合は)対抗措置が課される高リスクの法域ならびにFATFの監視が強化されている法域を列挙する2025年2月25日に最新版が公表された別紙により完成された。
- CSSFへの各要求および報告のコミュニケーション方法に関する2023年5月16日付CSSF通達23 / 833
 - 欧州市場インフラ規制(以下「EMIR」という。)に基づく報告に欧州証券市場監督局のガイドラインを適用することに関する2023年12月1日付CSSF通達23 / 846

- 基準価格の計算に過誤があった場合の投資家保護、投資規則の遵守違反およびUCIの段階での他の過誤に関する、2025年1月1日付でCSSF通達02/77を置き換える2024年3月29日付CSSF通達24/856
- マネー・マーケット・ファンド規則第28条に基づくストレステスト・シナリオについてのESMAガイドラインに関する2024年4月24日付CSSF通達24/857
- ESGまたはサステナビリティ関連の用語を使用したファンドの名称についてのガイドラインに関する2024年10月21日付CSSF通達24/863

(注1) 上記のCSSF通達および2002年法に関連して発行された大公規則は、2010年法の下においても引き続き適用される。

(注2) 法律行為でなくとも、2010年法に関するCSSFのFAQは考慮されなければならない。2010年法に関するCSSFのFAQの直近の改正は、CSSF通達24/856との関連で2025年1月2日に行われた。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施に際し、ルクセンブルクの管理会社およびSICAVは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度をモニタリング・測定することを可能とし、かつOTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に発出されたCSSF通達11/512(CSSF通達16/698により改正済)に定められた要件を遵守するものとする。同通達はリスク管理における主要な規制変更を示し、CSSFによりリスク管理ルールがさらに明確化され、かつCSSFに対して伝達されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、UCITSの目論見書には、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- コミットメント・アプローチ、レラティブVaRまたは絶対的VaRアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
- 予想されるレバレッジ・レベル、および(VaRアプローチを用いるUCITSについて)より高いレバレッジ・レベルの可能性
- レラティブVaRアプローチを用いるUCITSの参照ポートフォリオに関する情報
また、CSSF通達14/592により実施された、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937(改定済)も、同文脈の中で考慮されるべきである。同ガイドラインの目的は、インデックス・トラッキングUCITSおよびUCITS ETFに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、UCITSが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う際および効率的なポートフォリオ管理を行う際に適用する特定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パート ファンドとしての適格性を有するFCPに適用される投資制限に関して、2010年法パート には、UCIの投資規則または借入規則についての規定はない。パート ファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、CSSF規則によって決定され得る。

(注) かかるCSSF規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パート に準拠するUCIに適用される投資制限は、1991年1月21日付IML通達91/75(CSSF通達05/177、18/697、21/790および22/811により改正済)およびオルタナティブ投資戦略を実行するUCIに関するCSSF通達02/80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パート ファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定める要件を遵守しなければならない(以下を参照のこと。)。

パート ファンドのみを管理する管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パート ファンドとしての適格性を有するFCPの管理は、ルクセンブルクに登録上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

2.2.1.2.1 2010年法第16章

同法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125 - 1条に服する管理会社と同法第125 - 2条に従う管理会社とを区別している。

(1) 2010年法第125 - 1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。

2010年法第125 - 2条の適用を損なうことなく、本(1)に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

- (a) 指令2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ピークルの管理を確保すること
- (b) 指令2011/61/EUに規定するAIFとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人(いずれも、単数か複数かを問わない。)のために、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部AIFMを任命しなければならない。
- (c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数のAIFの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。
 - 自らが管理するAIFについてCSSFに確認すること
 - 自らが管理するAIFの投資戦略に関する情報を、CSSFに提供すること
 - CSSFが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するAIFの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、CSSFに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、CSSFに認可を申請しなければならない。指令2011/61/EUに規定するAIFs以外の投資ピークルが当該ピークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記(b)または(c)に記載される業務を遂行することなく、上記(a)に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、UCIの管理以外の活動に従事してはならない(ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる)。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルク法に準拠するUCIでなければならない。

当該管理会社の本店(中央管理機構)および登録事務所は、ルクセンブルクに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかける管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- (a) 管理会社はC S S Fに対し適切な方法で通知しなければならない。
- (b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが管理されることを妨げてはならない。
- (c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- (d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- (e) (c) または(d) の条件が充足されない場合、当該委託は、C S S Fによる事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- (f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本(1)の範囲内に該当し、本(1)第4段落目(b)において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部A I F M自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係る自らの一または複数の機能をかける管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- (a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- (b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- (a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。管理会社の自己資本は、125,000ユーロまたは(該当する場合は)C S S F規則により設定される最低閾値を下回ってはならない。これを下回った場合、C S S Fは、正当な事由がある場合、管理会社に対し、期間を限った上で、当該状況を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(注) 現在はいかかる規則は存在しない。

- (b) 上記(a)記載の自己資本は管理会社の永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。当該自己資本は、流動性のある資産または短期間で現金に容易に転換しうる資産に投資されなければならない。また、投機的ポジションを含んではならない。

(c) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有しているものとする。これには以下が含まれる。

- 公開有限責任会社については、取締役会の構成員、二層型の実効取締役会制度においては、監査役会の構成員および、場合によっては、経営陣の構成員(会社を実質的に経営する者と異なる場合)
- その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員

(d) 管理会社の参照株主または参照メンバーの身元情報がC S S F に提供されなければならない。C S S F は株主に、とりわけ自己資本に関する要件について、適用法上定められる慎重な要件に管理会社が適合する / 適合する予定を保証するスポンサーシップ・レターを要求することができる。

(e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

C S S F は、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

- (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を停止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ / または組織的に違反した場合。
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するUCIの資産を使用してはならない。

管理するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

管理会社による自己の事業活動の遂行に関する2010年法第111条は、同条の範囲内の管理会社にも適用される。

(2) 2010年法第125 - 2条に服する管理会社

2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命することなく、任命を受けた管理会社として、指令2011 / 61 / E Uに規定する一または複数のAIFを管理し、2010年法第125 - 2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、C S S F による事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙 に記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を適切な職務経験を有しその適切な職務経験の根拠を示すことのできる、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される(下記2.2.1.2.2.の(17)および(18)を参照のこと。)

2.2.1.2.2 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

(1) 第15章の意味における管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の各規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、C S S Fのウェブサイト上の公式リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後によりのみ実行可能である。

(2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、同指令に定められていないその他のUCIの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの管理のための活動は、2010年法別表 に記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) ポートフォリオが金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)の附属書のセクションBに列挙される商品を含む場合において、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う当該投資ポートフォリオの管理(年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)の附属書のセクションBに列挙される商品に関する投資顧問業務ならびにUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

(4) 上記(2)からの一部修正として、指令2011/61/EUに規定するAIFのAIFMとして任命され、ルクセンブルクに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、C S S Fによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本項(7)に基づき認可を申請するに際し、自らがC S S Fに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙 に記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するUCITSの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するAIFの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこ

ともできる。本(4)に規定するAIFのAIFMとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- (5) 金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

上記(3)(a)で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および信用機関の資本の十分性に関するEU規則575/2013の規定および信用機関の業務へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性の監督に関する2006年6月26日付欧州議会および理事会指令2013/36/EUを施行するルクセンブルク規則を遵守しなければならない。

- (6) 管理会社が支払不能となった場合、上記(2)(3)の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (7) CSSFは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

- (a) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

() 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用機能を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

() 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

() 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用機能を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資本は、EU規則575/2013の第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、EU加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。当該資本金は、流動性のある資産または短期間で現金に容易に転換しうる資産に投資されるものとし、投機的ポジションを含んではならない。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するUCITSに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

- (d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。

- (e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルクに所在しなければならない。

- (f) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を得ており、その業務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有しているものとする。これには以下が含まれる。

- () 公開有限責任会社 (*sociétés anonymes*) については、取締役会の構成員、二層型の取締役会制度においては、監査役会の構成員および、場合によっては、経営陣の構成員 ((c) に記載の者と異なる場合)
- () その他の種別の会社については、法律および設立文書により管理会社を代表する機関の構成員
- (8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S F は、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- C S S F は、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- C S S F は、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (9) 記入済みの申請書が提出されてから 6 か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、上記 (7) (f) に記載の管理会社の経営陣は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にて C S S F に通知を行う義務を負うこととなる。
- (11) C S S F は、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または 6 か月以上活動を停止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記 (3) (a) に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令 2013 / 36 / E U の施行の結果である金融セクターに関する 1993 年 4 月 5 日法 (改正済) に適合しない場合。
- (e) 2010 年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010 年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- (12) 管理会社が、(2010 年法第 116 条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S F は、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S 所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) C S S F は、一定の適格関与または関与額を有する、管理会社の株主またはメンバー (直接か間接か、自然人か法人かを問わない。) の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への一定の関与資格は、上記金融セクターに関する 1993 年 4 月 5 日法 (改正済) 第 18 条の規定と同様の規定に服する。
- C S S F は、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- 関係する他の加盟国の権限のある当局は、以下のいずれかの管理会社の認可について事前に協議されるものとする。
- (a) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の子会社

- (b) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社の親会社の子会社、または
- (c) 他の加盟国において認可された他の管理会社、投資会社、信用機関または保険会社を支配する者と同じ自然人または法人によって支配される管理会社
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- (15) 承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (16) 1915年法および同法第1100条 - 15により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。
- (17) CSSFは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。
- (18) 承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはUCIに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、CSSFに対し速やかに報告しなければならない。
- 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合
 - 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合
 - 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、(16)に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、(16)に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をCSSFに対し速やかに報告する義務を有する。

承認された法定監査人がその義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはCSSFに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、承認された法定監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がCSSFに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

CSSFは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B. ルクセンブルクに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(8)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(7)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社の健全性監督は、管理会社が2010年法第1条に定義する支店を設立するか、または他の加盟国でサービスを提供するか否かにかかわらず、CSSFの責任とする。ただ

し、UCITS指令のホスト国である加盟国の当局に責任を与える規定は損なうものではない。

管理会社の適格な保有については、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第18条が投資会社について定めた規則と同じものに服するものとする。

2010年法の目的において、1993年4月5日法(改正済)第18条にある「会社・投資会社」および「投資会社」は、「管理会社」と読み替えられる。

- (2) 管理会社が管理するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、管理会社は、UCITS IV指令に従い、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備(規則(EC)1060/2009、(EU)648/2012、(EU)600/2014、(EU)909/2014および(EU)2016/1011を改正する、金融業界のデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する2022年12月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2022/2554に従って設定および運用されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。)ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 2.2.1.2.2のA.(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、
- () 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- () (3)の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。
- (a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- (b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。
- (c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- (d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- (e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。

- (f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- (g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- (h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- (i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。
管理会社および預託機関の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。
2010年法は、管理会社が以下のすべての特徴を有する報酬に関する方針および慣行を定めるものとする旨規定している。
- UCITSの健全で効率的なリスク管理に合致し、またこれを促進するもの
 - 関連するUCITSに適用されるリスク・プロファイルまたはファンド規則に合致しないリスクを取ることを奨励しないもの
 - UCITSの最善の利益のために行動するUCITS管理会社の義務の遵守を妨げないもの
- 報酬に関する方針および慣行には、給与および裁量の年金給付の固定および変動の構成要素を含むものとする。
- 報酬に関する方針および慣行は、上級管理職、リスク・テイカー、管理職ならびに上級管理職の報酬階層に該当する総報酬を受け取る従業員およびその専門的活動が管理会社またはその管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼすリスク・テイカーを含む、スタッフ区分に適用されるものとする。
- (6) 管理会社は、上記(5)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書に合致しないリスクをとることを奨励しない。
- (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。

- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監督するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わず、かつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監督機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形で社内レビューの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監督下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われ、かつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績の測定には、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用されない。本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について繰り延べられ、また、当該UCITSのリスク特性に正確に合致するよう調整

される。本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われ、または権利が発生する。変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック(回収)を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。
- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。
- (q) 役職員は、報酬に関する保険や役員賠償に関する保険の個人的ヘッジ戦略を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。
- (r) 変動報酬は、本法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記第6項の原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク・テイカー、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク・テイカーと同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適切かつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。指令2009/65/EC第14a条第(4)項で言及される欧州証券市場監督局のガイドラインに従って設置される報酬委員会(該当する場合は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監督機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイク・ホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (7) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS 所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (8) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命するよう決定した場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第37-8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37-8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) UCITS 指令に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルクで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルクで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルクにおいて設定されたUCITS は、UCITS 指令第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定ことができ、または同指令に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

- (2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置しまたは業務提供の自由に基づき、他のEU加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルク法に基づいて設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織に関する2018年8月23日付CSSF通達18/698によりさらに処理される。CSSF通達18/698は、オルタナティブ投資ファンドに関する法制度の変更を考慮に入れることを目的として、また、CSSF通達18/698が適用されるルクセンブルク法に基づいて設立されたすべての投資ファンドのマネージャー(以下「IFM」という。)(すなわち、2010年法第15章に従うルクセンブルク法に基づく全管理会社、2010年法第16章第125-1条または第125-2条に従うルクセンブルク法に基づく管理会社、2010年法第17章に従うIFMのルクセンブルク籍支店、2010年法第27条に規定する自己管理投資法人(SIAG)、2013年法第2章の認可を受けたオルタナティブ投資ファンド運用者、2013年法第4条第1項(b)に規定する内部的に管理されるオルタナティブ投資ファンド(FIAG)の認可の取得および維持に係る条件を単一の通達に規定することを目的として、2012年10月24日付CSSF通達12/546(改正済)を置き換えることをその目的とする。CSSF通達18/698は、IFMがルクセンブルクおよび/または海外に設立した支店および駐在員事務所にも適用される。CSSF通達18/698は、認可に係る特定の要件(特に、株主構成、資本要件、経営体、中央管理および内部統制に関する取決めならびに委託の管理に関する規則に関するものを含む。)に関して追加的な説明を提示することを目的とする。また、同通達は、投資ファンド・マネージャーおよび登録事務代行業務を行う事業体に適用されるマナー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する特定の規定を定める。

2.2.1.3. 預託機関

CSSFが承認した約款に定められる預託機関は、約款およびFCPのために行為する管理会社との間で締結された保管受託契約に従い、預託機関またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法は、契約上の規定が保管受託

契約に含まれている必要がある旨規定している。預託機関は、FCPの資産の日々の管理に関するすべての業務を遂行するものとする。

預託機関は、以下を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律または約款(UCITSのみ)に従って計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

UCITS V指令(以下に定義される。)に基づき、預託機関は、ファンドおよび受益者に対し、預託機関または保管されている金融商品の保管を委託された第三者による損失につき責任を負う。保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、ファンドまたはファンドのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、FCPおよび受益者に対し、適用ある規則に対する自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

預託機関の受益者に対する責任は、直接または管理会社を通じて間接的に追求される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

上記の預託機関の責任は、保管している資産の全部または一部を副預託機関に委託したことにより影響されることはないものとする。

預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。UCITSの場合(後者の場合)、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、ルクセンブルクの金融セクターに関する1993年法(改正済)に規定する信用機関でなければならない。

預託機関の取締役および業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびそのすべての後任者の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、FCPが2010年法を遵守しているかをCSSFがモニタリングするために必要なすべての情報を、CSSFに対し提供しなければならない。

預託機関の機能に関するUCITSに関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009/65/ECを改正する欧州議会および理事会の指令を先取りして、CSSFは、UCITSの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確にすることを目的としたCSSF通達14/587を2014年7月11日に公表した(以下「通達14/587」という。)¹⁰。CSSFは、プリンシプル・ベース・アプローチから離れ、UCITSの預託機能を管理するためのより規範的で詳細な規則を制定した。通達14/587の結果、IML通達91/75(CSSF通達05/177、18/697、21/790および22/811により改正済)の第E章はもはやUCITSには適用されなくなったが、AIFMDの範囲に属さないすべてのファンドには適用される。現在UCITSの預託機関として活動しているルクセンブルクの信用機関は、CSSFの新たな要件に合わせて業務体制を整備しなければならなかった。

¹⁰ CSSF通達14/587は、以下に詳述されるとおりCSSF通達16/644によって置き換えられた。

2014年7月23日、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国が実施しなければならないUCITS 指令の最終文を正式に採択した。UCITS 指令は、UCITSの預託機関の機能と責任を明確にし、過度のリスクテイクを制限するためにUCITSの管理会社のための報酬の方針のパラメーターを提供し、国内規定の違反に関する最低限の行政上の制裁を調和させるものである。

UCITS のレベル2の措置は、2015年12月17日に公表され、2016年10月13日を効力発生日とする。

2016年5月10日、ルクセンブルク議会は、2010年法および2013年法を改正することにより、UCITS指令をルクセンブルク法に移行する法律を通過させた。

2016年10月11日、CSSFは、UCITSの預託機関として活動するルクセンブルクの信用機関ならびにすべてのルクセンブルクのUCITSおよびUCITSのために活動する管理会社に宛ててCSSF通達16/644を公表した。本CSSF通達16/644は、UCITS レベル2の措置と矛盾する通達14/587のいかなる規定も撤回し、2010年法およびUCITS レベル2の措置に規定される預託機関に関する規則の一部に関して明確化する。特に、保管の手續や特定の状況(UCITSがデリバティブに投資する場合、担保を受領する場合など)に関して、組織上の要件を明確化された。

2018年8月23日に、CSSFは、2010年法パート の適用対象外の資金預託機関およびそのブランチ(該当する場合)に適用される組織的取決めにに関するCSSF通達18/697を發布した。CSSF通達18/697は、投資信託に関連する2010年法パート に従いUCITSの預託機関として活動する信用機関(該当する場合は、その管理会社により代理される。)に適用される規定に関するCSSF通達16/644および投資信託に関する1998年3月30日法に準拠するルクセンブルクの事業体が従う規則の変更および改訂に関するIML通達91/75(CSSF通達05/177により改正済)を改定する。

(A) 預託機関は、FCPのパート ファンドとしての適格性について以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、FCPの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、FCPのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関は、FCPおよびFCPの受益者に対し、預託機関または2010年法第18条第4項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、FCPのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

預託機関の受益者に対する責任は、直接的または管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

UCITS 指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、() 保管、() デュー・ディリジェンス、() 支払不能保証および(v) 独立性に係るものである。また、SICAVは、客観性のある所定の基準に基づき、SICAVおよびSICAVの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。預託機関は、ルクセンブルクに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルク支店でなければならない。パート ファンドの預託機関である場合は、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。預託機関は、金融セクターに関する1993年法(改正済)に定める金融機関でなければならない。

預託機関の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後任者の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、預託機関を代表するか、または預託機関の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその義務の履行にあたり取得し、FCPが2010年法を遵守しているかをCSSFがモニタリングするために必要なすべての情報を、CSSFに対し提供しなければならない。

CSSFは、2016年10月11日に、UCITSの預託機関を務めるルクセンブルクの信用機関に適用される規定を明確化することを目的としたCSSF通達16/644を発出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、CSSFは、UCITSの預託機関の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を発布した。

CSSF通達16/644は、上記でさらに記載されるとおり、CSSF通達18/697により改定された。

(B) 預託機関は、パート ファンドとしての適格性を有するFCPについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するFCPと、2013年法第3条に規定される例外規定の利益を享受しかつ同例外規定に依拠するAIFMが管理するFCPとを区別している。

FCP(パート ファンド)に関しては、FCPの資産は、2010年法第88-3条の規定に従い、一つの預託機関にその保管を委託されなければならない。

UCITSの保管受託体制は、パート ファンドの預託機関に適用される。2018年3月1日にメモリアルにおいて公表され、2018年3月5日に発効した2018年2月27日付法律が採択されたことにより、UCITSの保管受託体制の適用は、ルクセンブルクの小口投資家に対しても販売されるパート ファンドの預託機関にのみ限定される一方で、その他すべてのパート ファンドの預託機関にはAIFMの保管受託体制が適用される(2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。)。

2.2.1.4. 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB(4)に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)。

現行のFCPの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社(「sociétés anonymes」)として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

- この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額をもち、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合に関連して定款中に定められることがある議決権の制限に従い、株主は株主総会において1株につき1票の議決権を有する。1915年法は、また公開有限責任会社が無議決権株式および複数議決権株式を発行できる旨規定する。
- 会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主総会が決定した定款に定める授權資本の額まで引き上げることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金(プレミアム)を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

2010年法に従い変動資本を有する投資法人(「société d'investissement à capital variable」または「SICAV」)の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

SICAVは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVの定款およびその修正は、出頭した当事者が決定するフランス語、ドイツ語または英語で作成された特別公証証書に記録される。本証書が英語によるものである場合は、布告11年プレリアル24の規定の適用を免除することにより、登録当局に提出されたときに、当該証書に公用語への翻訳文を添付する要件は適用されない。本要件はまた、SICAVの株主総会の議事録を記録した公証証書またはSICAVに関する合併提案書など、公証証書に記録しなければならないその他の証書にも適用されない。

SICAVは、1915年法の適用が除外されることにより、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および年次株主総会の招集通知と同時に監督ボードが登録株主に対して提出したコメント(該当する場合)を送付する必要はない。招集通知には、株主にこれらの書類を提供する場所および実務上の取り決めを記載し、各株主が年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督ボードが提出したコメント(該当する場合)を株主に送付するよう要請することができることを明記するものとする。

株主総会の招集通知には、株主総会の定足数および過半数は、株主総会の5日前(以下「基準日」という。)の午前0時(ルクセンブルク時間)時点の発行済株式に基づいて決定される旨を定めることができる。株主が株主総会に出席し、その株式の議決権を行使する権利は、基準日において当該株主が保有する株式に基づいて決定される。

SICAVは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行株式は無額面面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株発行の場合、定款が明示の規程により新株優先引受権を認めない限り、既存株主はかかる権利を主張できない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる(注:本書の日付において、かかるCSSF規則は発行されていない。)
- 取締役および監査人ならびにそれらの変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とすること。
- 定款中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも株式を発行することができること。
- 定款に定める範囲で、SICAVは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- 株式は、SICAVの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はCSSF規則により決定することができる(このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いCSSFが決定する。)

- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。株式の発行および買戻しは、() S I C A Vに預託がない間、または() 預託が清算中もしくは破産宣言の対象となる、もしくは債権者との取決めが求められ、支払停止もしくは管理下に置かれる、もしくは類似の手続の対象となった場合は禁止されること。
- 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。)。
- 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。
- S I C A Vの株式は、全額払込済でなければならず、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルク法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき(買戻手数料を課され、または課されずに)販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授権に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルクの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にR C Sに公告するため地方裁判所の記録部に届出られなければならない。

(注) S I C A Vは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 預託機関

会社型投資法人の資産の保管は、預託機関に委託されなければならない。

預託機関の業務は以下のとおりである。

- S I C A Vの株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの定款に従って執行されるようにすること。
- S I C A Vの株式の価額が法律およびS I C A Vの定款に従って計算されるようにすること。

- 法律およびS I C A Vの定款に反しない限りにおいて、S I C A VまたはS I C A Vに代わって行為する管理会社の指示を行うようにすること。
- S I C A V資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- S I C A Vの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

S I C A Vが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、S I C A Vの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、預託機関が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

預託機関は、S I C A Vのキャッシュフローが適切にモニタリングされることを確保するものとする。

預託機関のS I C A Vの株主に対する責任は、管理会社を通じて直接または間接的に追及される。ただし、これは二重の賠償または受益者の不平等な取扱いをもたらすものではない。

預託機関は、S I C A VおよびS I C A Vの株主に対し、預託機関または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、預託機関は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、S I C A Vのために行為する管理会社に返却するものとする。預託機関は、喪失があらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避となった自らの合理的な支配を超えた外的事象により生じたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

預託機関は、S I C A Vおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する預託機関の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を除外または制限する契約は無効とする。

上記の預託機関の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S 指令がルクセンブルク法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、() 保管、() デュー・ディリジェンス、() 支払不能保証および(v) 独立性に関係するものである。また、S I C A Vは、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、預託機関の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章(2010年法第95条を参照のこと。)に基づき認可されるA I F Mが管理するS I C A Vには特別規定が適用される。

預託機関としての役割を果たすにあたり、預託機関は、株主の利益のためにのみ行動しなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6 パート ファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、U C I T S I V指令に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。

- SICAVの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。

- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を停止する場合。
- (b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

- (2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」を「SICAV」と読み替える。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、2018年8月23日付CSSF通達18/698に基づいて、ルクセンブルク法に基づき設立された投資ファンドのマネージャーの認可および組織について適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム(特に、当該SICAVの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するSICAVの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルクにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年まで、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府による投資信託の規制を認める法律に基づいていた。これらの大公規則は法的拘束力を有していた。さらに、政府と銀行監督官によるいくつかの裁定により、開示、財務報告および業務の統制に関して、既存の法律の解釈が漸進的に進められ、制限や行政上の行政上の規定が定められていた。

これらの大公規則や政府の裁定は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

この状況は、投資信託に関する1983年8月25日法が施行され、同法が投資信託に関する1988年3月30日法に置き換えられた後に変化した。投資信託に関する2002年法は、2003年1月1日に施行され、2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に置き換えた。

投資信託に関する2010年法は、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、(FCPおよび/または非セルフ・マネージドSICAV)の管理会社、および(2010年法により明確に適用除外されていない限り)SICAVの形態をとるか公開有限責任会社(「société anonyme」)の形態をとるかにかかわらず投資法人自身(および会社型投資信託における買戻子会社(もしあれば))に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第420の1条)

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項(1915年法第420の15条)

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元
- () 会社の形態および名称
- () 登録事務所の所在地
- () 会社の目的
- () 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- () 当初払込済の発行済資本の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類に記載
- () 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定
- () 現物による出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論
(注) 1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- () 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- () 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)およびかかる株式に付随する権利に関する記載
- () 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- () 会社の存続期間
- () 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420の17条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- () 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをRCSに公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第420の19(2)条および第420の23(2)条)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルクの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルクにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルク内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルクのCSSFから正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルクの投資信託は、2010年法第2条および第87条に準拠すること。
 - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定されたUCITSでないものについては、その証券がルクセンブルク大公国内またはルクセンブルク大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

2013年法第58条(5)の規定に基づき、ルクセンブルク内のプロの投資家に対して行われる外国法AIFの受益証券または株式の販売は、2013年法第6章および第7章の規定に従ってルクセンブルクで設立されたAIFMにより行われる場合、または2011/61/EU指令の第V章および第VII章の規定に従って他の加盟国もしくは第三国で設立されたAIFMにより行われる場合、除外される。

- () 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に言及されるUCIについては、設立から1か月以内にかかるリストへの記入の申請書をCSSFに提出しなければならない。
- () ルクセンブルク法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルクの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルクのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託(「fonds d'investissement」)の定義は、1991年1月21日付IML通達91/75(CSSF通達05/177、18/697、21/790および22/811により改正済)の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法

人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集合的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁 (Institut Monétaire Luxembourgeois) (IML) によりとってかわられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルク中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、CSSFに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するCSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人(または、FCPの場合は管理会社)に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人/管理会社(FCPの場合)は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない(監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない)。パートファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される(2010年法第150条第2項)。

パートファンドに関しては、投資法人/管理会社(FCPの場合)は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書(ルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語または英語)(以下「KII」という。)を作成するものとする(2010年法の第159条を参照のこと)。

KIIは、該当するUCITSの本質的な特徴について適切な情報を含むものとし、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

KIIは、該当するUCITSについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) UCITSの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク/利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

KIIは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法(請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。)を明示する。

KIIは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

ただし、投資会社または管理会社が、自らが管理する契約型投資信託のそれぞれにつき、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品(PRIIP)の重要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および理事会規則(EU)第1286/2014号(以下「規則(EU)1286/2014」という。)に定める重要情報文書の要件を遵守する重要情報文書を作成、提供、変更および翻訳する場合、CSSFは、当該重要情報文書を、本法第55条および第159条

ないし第163条に規定される重要投資家情報に適用される要件を満たすものとみなす(2010年法第163-1条を参照のこと。)

投資会社または運用会社が、自らが管理する投資信託のそれぞれにつき、規則(EU)1286/2014に定める重要情報文書の要件を遵守した重要情報文書を作成、提供、変更および翻訳する場合、CSSFは、本法第55条および第159条ないし第163条に基づき重要投資家情報文書を作成することを当該会社に要求しない。

KIIは、当該UCITSが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている(2010年法第155条および第156条)。

- UCIはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。年次報告書および半期報告書は、各期末からそれぞれ4か月以内および2か月以内にCSSFに送付されるものとする。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITSに関するKIIに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルクのファンドはその活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書および預託機関の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、パート ファンドは、2010年法第88-2条第2項a)に従い任命を受ける外部AIFMが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。パート ファンドに服する、同法第88-2条第2項b)に規定する内部的に管理されるUCIは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88-2条第2項b)に従い認可を受けなければならない。

() 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルクの目論見書は、CSSFに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177(2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。)に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をCSSFに提出する必要はない。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルク内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルクの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書が商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人 (réviseur d'entreprises agréé) による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類に投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにCSSFに報告する義務を負う。監査人は、CSSFに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてCSSFが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人 (réviseur d'entreprises agréé) に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めていたCSSF通達02/81は、CSSF通達21/790により置き換えられた。CSSF通達21/790は一方で、UCIにより毎年記入される自己評価質問票を導入し、承認された法定監査人が各UCIの年次報告書に含まれる会計データの法定監査の文脈において訂正監査意見書を発行する場合に、記入と同時にUCIからCSSFに送付される情報の詳細を記載した。同通達は他方で、UCIの法定監査の文脈において承認された法定監査人の役割および関与を広く説明する。同通達はまた、マネジメント・レターに適用される特定の規制要件を定め、個別のレポートも導入する。いずれの文書も各UCIの承認された法定監査人により毎年作成されなければならない。CSSFが承認された法定監査人に対して、UCIの自己評価質問票に関して実施するよう求める手続は、個別のレポートに含まれる。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

IML通達97/136 (CSSF通達08/348により改正済) およびCSSF通達15/627 (CSSF通達25/871により改正済) に基づき、2002年法 (現在の2010年法) に基づきルクセンブルクで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

ルクセンブルクの1915年法および2010年法に基づき、投資信託 (「fonds d'investissement」) の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルクで設立されたUCITSは、吸収される側のUCITSとしてもまたは吸収する側のUCITSとしても、UCITSまたはUCITSのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- UCITS (またはそのうちの一または複数のコンパートメント) (以下「吸収される側のUCITS」という。)が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のUCITS (以下「吸収する側のUCITS」という。)に移転する場合
- 2つ以上のUCITS (またはその/それらの一または複数のコンパートメント)が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなUCITSに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のUCITS (またはコンパートメント)が、自らが設立した同一のUCITSの別のコンパートメントまたは別のUCITS (またはコンパートメント)に資産を移転する場合

吸収される側のUCITS (一部または全部が吸収される)がルクセンブルクで設立された場合、合併はCSSFから事前の承認を受ける。

吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、CSSFの役割は、吸収される側のUCITSの所在国規制機関と緊密に共同して、当該UCITSの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITS双方の預託機関(複数の場合もある。)は、合併の条件のドラフト(特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの)がUCITS文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のUCITSがルクセンブルクにある場合、2010年法第67条は、CSSFは以下の一連の情報を提供されていないと定めている。

- a) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト
- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、指令2009/65/EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、指令2009/65/EC第41条に従い、2010年法第69条第1項a)、f)およびg)に記載された詳細が、指令2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20営業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルクにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にするため、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条第1項によれば、吸収される側のUCITSおよび/または吸収する側のUCITSがルクセンブルクで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場

合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連もしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルクで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会(該当する場合)のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルクで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款(本項の規定が適用されることが了解されている。)に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資会社については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

合併するUCITSが消滅するFCPである合併については、約款に別段の定めがある場合を除き、合併の効力発生日を当該UCITSの管理会社が決定しなければならない。合併により消滅する契約型投資信託については、1915年法の規定に基づき、合併の効力発生日に関する決定は、商業および法人登記所に宣言されなければならない。かつ、当該決定の商業および法人登記所への宣言の通知の方法によりRESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に係るコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5. 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルク法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。法は、以下の特別な場合を規定している。

2.5.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a. 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b. 管理会社または預託機関がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。

- d. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

(注) 純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的に清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

- 2.5.1.2. SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。

b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1(場合による)を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるように招集されなければならない。

- 2.5.1.3. ルクセンブルク法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 通常の清算(裁判所の命令によらないもの)

清算は、通常次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

公式リストからの削除後、裁判所の命令によらない清算を担当する部門が関連書類を精査する。以下の情報が要求される。

- ファンドが清算される日までの期間に関する財務諸表、清算中の各会計期間に係る中間年次財務諸表および清算人報告書(1915年法第1100-14条)、清算期間に関する決算清算財務諸表、清算人報告書および法定監査人報告書などの財務報告書
- 清算の進捗状況に関する清算人からの定期報告書(清算の完了を妨げる潜在的な問題の説明を含む。)、清算期間の延長要請(清算期間が9か月を超える見込みの場合)、清算後の情報(Caisse de Consignation¹¹への預託、残金の監視、銀行口座閉鎖の確認等)などの非財務報告書その他場合に依りて必要な文書

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、CSSFを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルクの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

¹¹ ルクセンブルクの国立機関。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務

は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は現在ルクセンブルクにおいて有効な法律の一定の側面(ただし網羅的ではない)についての理解に基づくものである。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税(droit d'apport)

2002年法第128条の廃止および2002年法を改定する2008年12月19日法に従い、2010年法に準拠する投資信託の設立に際しては、出資税は課されなくなった。

パートIのUCITSまたはパートIIのUCIのみ、設立または定款変更の登録に際して75ユーロの固定登録税の支払いが必要である。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルクの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率0.05%の年次税を各暦年の四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、軽減された年率0.01%が以下について適用される。

- マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU) 2017/1131(以下「規則(EU) 2017/1131」という。)に従い、マネー・マーケット・ファンドとして認可されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント(2010年法第175条(b)の利益を損なわない)
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証券として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第174条第3項に従い、持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する2020年6月18日付欧州議会および理事会規則(EU) 2020/852(規則(EU) 2019/2088を改正する。)(以下「規則(EU) 2020/852」という。)第3条に定義される持続可能な経済活動に投資されるUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産の割合が当該規則に従い開示される場合、一定の条件で、またUCIまたは複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産総額に対する当該投資割合に応じて、0.04%から0.01%の範囲における軽減税率が適用される。

2010年法第174条第3項に定められる軽減税率のいずれかの恩恵を受けるために、UCIの計算期間最終日における持続可能な経済活動に投資される純資産の割合(規則(EU) 2020/852に従い開示される。)は、監査業に関する2016年7月23日法第62条第(b)項に基づきInstitut des Réviseurs d'Entreprisesが採用する国際的な監査基準に従う合理的な保証監査という観点から、2010年法第154条第1項に基づく要件に従い、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)により監査されるか、または場合に応じて、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)により証明されなければならない。かかる割合およびUCIまたは複数のコン

パートメントを有するUCIの個々のコンパートメントの純資産総額に関する当該割合に相当する比率は、その年次税の定期申告において個別に開示されるものとする。

年次報告書または保証報告書に示される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率が記載され、承認された法定監査人 (réviseur d' entreprises agréé) により証明された証明書は、年次報告書の完成後に行われる年次税 (taxe d'abonnement) の初回申告のために、ルクセンブルクのVAT当局 (Administration de l' Enregistrement et des Domaines et de la TVA) に提出されなければならない。2010年法第177条を損なうことなく、提出された証明書に記載される持続可能な経済活動に投資される純資産の比率は、ルクセンブルクのVAT当局への証明書の提出後の4四半期に関して、規則 (EU) 2020 / 852第3条に定義される持続可能な経済活動に投資され、各四半期末日に評価される純資産の割合 (当該規則に従い開示される。) に適用される税率を決定する基準となる。

上記第2および第3段落に定める軽減税率の恩恵を受けるために、各UCIは、当該UCIがルクセンブルクのVAT当局に提出する定期的な申告書において、個別に適切な純資産額を示さなければならない。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

- (a) 他のUCIにおいて保有される受益証券 / 投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券 / 投資口が、2010年法第174条、2007年法第68条またはRAIF法第46条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。

年次税をすでに課されている他のUCIにおいて保有される受益証券により表される資産の価額について年次税の免除の適格性を有するために、当該受益証券を保有するUCIは、VAT当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を明記するものとする。

- (b) 以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

(i) その受益証券が機関投資家の保有と限定される場合

() 規制 (EU) 2017 / 1131に基づく短期のマネー・マーケット・ファンドとして認可される場合

() 公認の格付機関から最高の格付を取得した場合

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- (c) その証券が、() 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび() 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社および() 汎欧州個人年金商品 (PEPP) に関する2019年6月20日付欧州議会および理事会規則 (EU) 2019 / 1238に基づき設定された汎欧州個人年金商品 (PEPP) に関する貯蓄者のために留保されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、当該免除は、その証券が本(c)の()、()および()で言及される投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- (d) 主な目的が小規模金融マイクロ・ファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

- (e) 以下のUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント

(i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、

() 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、(i)の条件を満たすクラスにのみ適用される。

(f) 欧州長期投資ファンド(European long-term investment funds)に関する2015年4月29日付欧州議会および理事会規則(EU)2015/760(以下「規則2015/760」という。)に定めるELTIFとして認可されるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント。当該免除の適格性を有するために、各UCIは、VAT当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に適切な純資産額を明記するものとする。

(g) その受益証券または株式が一つ以上の規制市場または多国間取引施設において終日取引され、またその受益証券または株式の価格が純資産価額および適用ある場合は推定純資産価額から大きく乖離しないことを確保するために一つ以上のマーケットメーカーが介入するUCITSおよび複数のコンパートメントを有するUCITSの個々のコンパートメント。

UCITSまたはコンパートメント内に複数の受益証券または株式クラスが存在する場合、当該免除は、本書に言及される受益証券または株式クラスにのみ適用されるものとする。

2024年12月30日、AEDは、ルクセンブルクの譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する課税の枠組みの改善およびアクティブ運用されるUCITSETFの年次税の免除に関する通達824を発行した。

2.6.2. 日本の投資主または受益者/ルクセンブルクに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルク法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、通常の所得税、株式譲渡益課税(キャピタル・ゲイン課税)、資産税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルク大公国に住所、居所または恒久的施設/常駐者を有している場合は、この限りでない。

現在のルクセンブルク税法では、いずれか個人の受益者がその死亡時に相続税の目的でルクセンブルクに居住していた場合、その株式または受益証券は、相続税の目的において当該受益者の課税対象に含まれる。反対に、いずれか個人の受益者がその死亡時に相続税の目的でルクセンブルクに居住していなかった場合、当該受益者の死亡に際して行われる株式または受益証券の譲渡には相続税が課せられない。

株式または受益証券の贈与または寄付について、当該贈与がルクセンブルクの公正証書に記録されまたはその他ルクセンブルクにおいて登録されている場合は、贈与税を課せられることがある。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

ルクセンブルクに居住しない契約型投資信託(パートIファンドまたはパートIIファンド)の受益者は、ルクセンブルクの株式譲渡益課税(キャピタル・ゲイン課税)を課せられることはない。ただし、関連する二重課税防止条約の規定(もしあれば)の適用の下、かかる受益者が、契約型投資信託(パートIファンドまたはパートIIファンド)を通じて、ルクセンブルク籍企業(SICAR、法人形態の投資信託または同族管理会社を除く。)の資本金の10%を超えて保有する場合はこの限りでなく、また、()当該会社の株式が取得後6か月以内に処分される場合、または()当該受益者が15年を超えてルクセンブルクの居住者であり、かつ、その受益証券の譲渡の前5年以内にルクセンブルクの居住者でなくなった場合はこの限りでない。

ルクセンブルクの居住者である受益者およびルクセンブルクに株式または受益証券が帰属する恒久的施設または常駐者を有する非居住者である受益者は、かかる株式または受益証券に対してルクセンブルクの富裕税を課せられる。ただし、当該受益者が(i)個人、()2004年3月22日法(改正済)に服する証券化のためのピークル、()2004年6月15日法(改正済)に服するベンチャー・キャピタル会社、()2005年7月13日法(改正済)に服する専門年金機関、(v)2007年2月13日法(改正済)に服する専門投資信託、()2007年5月11日法(改正済)に服するファミリー・ウェ

ルス・マネジメント会社、() 2010年12月17日法(改正済)に服するUCI、または() 2016年7月23日法(改正済)に服するリザーブド・オルタナティブ投資ファンドのいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ただし、(i) 2004年3月22日法(改正済)に服する証券化会社、() 2004年6月15日付法(改正済)に服する税務上不透明なベンチャー・キャピタル会社、() 2005年7月13日法(改正済)に服する専門年金機関、および() ルクセンブルクの税務上の目的においてベンチャー・キャピタル・ビークルとして扱われる、2016年7月23日法(改正済)に服する税務上不透明なりザーブド・オルタナティブ投資ファンドは、引き続きルクセンブルクの最低富裕税の課税対象となる。

現在、2010年法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルクの法人の投資主または契約型投資信託の権利の受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルクの源泉徴収税が課されることはない。

2.6.3. 付加価値税

通達723および723bisに従い、ルクセンブルク付加価値税法(以下「LVL」という。)第44条第1項d)に記載される投資信託(以下「投資信託」という。)で、その運用がLVL第44条第1項d)に基づき付加価値税を免除されるものは、ルクセンブルクにおいて仕入れに係る付加価値税の控除を受ける権利なしに、付加価値税の課税対象者として適格であるものとする。

現在のルクセンブルクの法制は、法人型の投資信託(すなわち、SICAV、SICAF、SICAR)および契約型の投資信託(すなわち、FCP)の双方を含む、第44条第1項d)に基づくすべてのAIFに対して区別することなく適用されることに留意すべきである。

その課税対象者としての適格性により、ルクセンブルク以外のサービス提供者(EUおよび非EUの双方を含む。)から受けるサービスは、原則として、一般的な「企業間取引」の供給地ルールに基づき、付加価値税の目的においてルクセンブルクに所在し、またその付加価値税の取扱いは、ルクセンブルク付加価値税法の規定の適用を受ける。

ルクセンブルクでは、投資信託の運用は、LVL第44条第1項d)に基づき付加価値税を免除される。付加価値税の免除は、特に(i)ファンド管理(ファンド会計サービス、顧客対応、評価および価格設定、規制コンプライアンスの監視、受益者名簿の維持、収益の分配、受益証券の発行および買戻し、契約決済(証書の送付を含む。)または記録保持など)、()ポートフォリオ運用、()リスク管理、および()ファンド関連の投資助言に適用される。

運用サービスの一部が再委託される場合、CJEUは、ファンドの管理運用に関して第三者管理者が履行するサービスについて、当該サービスが、広範な観点から別個の全体を構成し、また特別投資信託の運用に特有かつ不可欠なものである場合は、「特別投資信託の運用」の概念の範囲内におけるものであると決定している。かかる文脈において、かつ、CJEU判例法に基づき、本免除は、第三者に委託される投資顧問サービスにも適用されるべきである。

結果として、ジェネラル・パートナー、AIFMおよびポートフォリオ・マネジャーに委託されたポートフォリオ運用機能により当該投資信託に提供されるファンド運用サービスは、付加価値税を免除される。

ファンド運用における付加価値税の免除の範囲は、CJEU判例法に照らして継続的に変化することにも留意すべきである。CJEUは、近年、税務コンプライアンスまたはソフトウェア・サービスなどの業務について(その全部が外注されていない場合でも)、一定の状況において、当該サービスがCJEUの設定する基準(当該サービスは、広範な観点から別個の全体を構成し、また特別投資信託の運用に特有かつ不可欠なものでなければならない。)を充足する範囲で、付加価値税の免除対象とみなされる可能性があるかと決定した。

当該投資信託(またはFCPの場合はその管理会社)に提供されるその他のサービス(設立費用、法律/弁護士サービス、外部監査サービス、IT/技術サービス、翻訳および印刷の費用など)は、付

加価値税の免除の適用について適格ではなく、そのため、いかなる場合においても引き続きルクセンブルクの付加価値税(通常は、17%の標準税率)を課せられる。

投資信託/その管理会社は、支払うべきルクセンブルク付加価値税を自己申告する責任を負う外国供給業者からの課税対象費用を受領する場合においてのみ、付加価値税の目的において(付加価値税の簡易年次申告の提出を伴う)簡易課税制度に基づく登録を義務付けられる。現地で発生したまたはリバース・チャージ方式に基づき自己申告された仕入れに係る付加価値税は回収不能であり、そのため、投資信託/その管理会社の最終的な費用を構成する。外国の付加価値税の適用(即ち、二重課税)を回避するために、付加価値税の登録は、外国から課税対象サービスに対する請求書を受領する前に行われる必要がある。

ルクセンブルクでは、投資ファンドの受益者に対する支払いに関して、そのような支払いが投資ファンドの受益証券の購入に関するものであり、従って、投資ファンドに提供される課税サービスに対するものとして受領される対価を構成しない限りにおいて、原則としてVAT債務は発生しない。

従前の制度(ルクセンブルクVAT当局により発行された2016年9月30日付通達781)では、取締役の報酬は、一般に、付加価値税の課税対象とみなされていた。投資信託に関しては、取締役の報酬は付加価値税を免除されていた。ジェネラル・パートナーおよび管理会社の取締役の報酬については、一般に、付加価値税の課税対象部分(会社運用自体)と付加価値税の免除対象部分(ファンド運用)に分割されていた。

2024年11月22日、地方裁判所は、ルクセンブルクの会社の取締役が受領する報酬(*tantième*)に関するルクセンブルクの付加価値税の取扱いについて決定を下し、当該決定により、取締役は特にその独立性の欠如から付加価値税の課税対象者として適格でないとする2023年12月21日付のC J E Uの予備判決を適用し、承認した。

また、取締役の報酬に対して付加価値税を適用すべきでないこと認めた2024年11月22日付通達781-2により、本事項はさらに明確となった。同通達において、取締役が上記判決に定める条件の観点から自身の状況を評価すべきである旨の記載はないが、一定の取締役が付加価値税の範囲内または範囲外のいずれに該当するかを判断するための上記の条件または検証に関する具体的な分析もなされていない。代わりに、現時点では、すべての取締役報酬は、一般に(特定の場合を除いて)付加価値税の範囲外であるとみなすアプローチが取られている。したがって、現在、独立取締役が提供する取締役サービスは、付加価値税の対象外であると考えられている(即ち、独立性および経済リスク要件は付加価値税の目的において充足されていないが、個々のケースに応じた具体的な分析はなされていない)。本通達は、付加価値税の免除を、公開有限責任会社(*sociétés anonymes*)の取締役のほかに、その他の法的形態の会社(例:SàrlおよびSCA)の取締役/管理者まで拡張するものである。

また、かかる決定は、自然人または法人である取締役に適用する。ただし、通達において明示的に取り扱われていないが、通達では当該取締役サービスについて個人的に報酬を受領する取締役に言及しているため、本VAT制度の利益は、従業員が取締役に務める会社には拡張されるべきでないと考えられる。

過去に適用された付加価値税の正規化を促進するために、VAT当局は、2024年12月16日から利用可能な専用ツールをMyGuichet.luに設置している。正規化のプロセスは、取締役がルクセンブルクに設立されているか否かによって異なる。VAT当局は、2025年7月1日までに請求が行われることを条件に、2018年および2019年について時効を放棄していることに留意すべきである。

2.6.4. 共通報告基準(以下「CRS」という。)

本条において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、以下に定義されるCRS法に規定される意味を有する。

ファンドは、指令2014/107/EUを施行する2015年12月18日付ルクセンブルク法(随時改正または補完される。)(以下「CRS法」という。)に定められる共通報告基準(以下「CRS」という。)の対象となる場合がある。上記指令は、2014年10月29日にベルリンにおいて署名され2016年1

月1日付で発効した金融口座情報の自動的な情報交換に関するOECDの多国間の権限ある当局間の契約に加えEU加盟国間の金融口座情報の自動的な情報交換を規定するものである。

CRS法の条項に基づいて、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

CRS法の条件に基づき、ファンドは毎年、LTAに対し、() CRS法の意味における口座保有者である各報告対象者の、および() CRS法の意味における受動的金融機関事業体の場合は報告対象者である各支配対象者の名称、住所、居住加盟国、TIN、生年月日および出生地を報告することを要求されることがある。これらの情報(以下「本情報」という。)には、CRS法別紙Iに網羅的に記載されるとおり、報告対象者に関連する個人データが含まれる。ルクセンブルク税務当局(administration des contributions directes)(以下「LTA」という。)は、当該情報を外国の税務当局に開示することができる。

ファンドがCRS法に基づく報告義務を履行する能力は、各投資家がファンドに各投資家の直接または間接的な所有者に関する情報を含む本情報を、必要な根拠書類とともに提供することに依存する。ファンドの要請に応じて、各投資家はファンドにかかる本情報を提供することに同意するものとする。ファンドは、データ管理者として、CRS法に定める目的のために本情報を処理するものとする。

受動的金融機関事業体として適格な投資家は、自らの本情報をファンドが処理することにつき、自らの支配対象者(該当する場合)に通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理につき責任を負い、各投資家はLTAに伝達されたデータにアクセスし、当該データを(必要な場合に)修正する権利を有する。ファンドが取得したデータは、適用あるデータ保護法に従って処理されるものとする。

報告対象者に関連する情報は、CRS法に定められる目的のために毎年LTAに開示される。LTAは、最終的に、その責任の下、一または複数の報告対象法域の管轄当局に対し、報告された本情報を提供する。特に、報告対象者は、取引明細書の発行により報告対象者が行った特定の取引が報告対象者に対して報告されること、および、本情報の一部に基づいてLTAに対する毎年の開示が行われる旨が通知される。

同様に、投資家は、含まれている個人データが不正確であった場合、当該明細書の受領後30日以内にファンドに通知することを約束する。投資家は、さらに、本情報に関する変更があった場合には、その変更後に裏付けとなる証拠文書につきファンドに通知し、かかる証拠文書をファンドに提供することを確約する。

ファンドは、CRS法によって課される罰金または課徴金を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できることを保証することはできない。ファンドがCRS法の結果として罰金または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券/投資証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。

ファンドの文書要求を遵守しない投資家は、当該投資家による本情報提供の不履行に起因してファンドまたは管理会社に課される罰金または課徴金を負担させられることがあり、また、ファンドはその独自の裁量によって当該投資家の受益証券/投資証券を償還することができる。

投資家は、CRS法が投資に与える影響について、自らの税務顧問に相談したり、専門的な助言を求めべきである。

2.6.5. FATCA

本項において使用される大文字で始まる用語は、本書に別段の定めがない限り、FATCA法(以下に定義される。)に規定される意味を有する。

ファンドは、いわゆるFATCA規制の対象となる可能性があり、同規則は、原則として、FATCAを遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国事業体の直接または間接保有を米国内国歳入庁に報告することを義務付けている。FATCAの実施プロセスの一環として、米国政府

は、一定の外国法域と政府間協定について交渉しており、かかる協定は、当該外国法域において設立されFATCAの対象となる事業体の報告要件および遵守要件を合理化することを目的とする。

FATCAの実施プロセスの一環として、ルクセンブルクは、2015年7月24日付のルクセンブルク法(随時改正または補完される。)(以下「FATCA法」という。)により実施されたモデル1政府間協定を締結した。この協定は、ルクセンブルクに所在する金融機関が、必要に応じて、特定米国人が保有する金融口座に関する情報をLTAに報告することを義務付けている。

FATCA法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルクの報告金融機関として扱われることが予測される。

このような状態においては、ファンドにはすべての投資家に関する情報を定期的に入手し、検証する義務が課される。ファンドの要請に応じて、各投資家は、受動的な非金融機関外国事業体(以下「受動NFFE」という。)の場合、当該NFFEのコントローリング・パーソンの情報を含む一定の情報を、必要な根拠書類とともに提供することに同意するものとする。同様に、各投資家は、新しい郵送先住所または新しい居住先住所などについて、その地位に影響を及ぼす情報を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

FATCA法は、FATCA法の目的のために、ファンドにその投資家の名前、住所および納税者識別番号(入手可能な場合)ならびに口座残高、収益および総収入(非網羅的リスト)などの情報をLTAに開示することを要求する可能性がある。当該情報は、LTAにより米国内国歳入庁に報告される。

受動NFFEとしての適格性を有する投資家は、該当する場合、そのコントローリング・パーソンに対し、ファンドが彼らの情報を処理する旨を通知することを約束する。

さらに、ファンドは個人データの処理に責任を負い、各投資家はLTAに通知されたデータにアクセスし、必要に応じて当該データを修正する権利を有する。ファンドが入手したデータは、データ保護に関する適用法案に従って処理されるものとする。

ファンドは、FATCAの源泉徴収税の賦課を回避するため、課された義務を履行しようとするが、ファンドがこれらの義務を履行できるという保証はない。FATCA制度によってファンドが源泉徴収税または課徴金の対象となった場合、投資家が保有する受益証券/投資証券の価値は重大な損失を被る可能性がある。ファンドが各投資家からかかる情報を入手し、それをLTAに送付しない場合、米国の源泉所得の支払いに対して、課徴金および30%の源泉徴収税が課される可能性がある。

ファンドの書面による要請に従わない投資家は、当該投資家による情報提供の不履行に起因してファンドに課される税金および/または課徴金を負担させられることがあり、ファンドはその独自の裁量により、当該投資家の受益証券/投資証券を償還することができる。

仲介者を通じて投資を行う投資家は、仲介者がこの米国の源泉徴収税および報告制度を遵守するかどうか、またどのように遵守するかを確認するように注意するべきである。

投資家は、上記の要件に関して米国税務顧問に相談するか、専門的な助言を求めるべきである。

3. ルクセンブルクの専門投資信託(「SIF」)

2007年2月13日、ルクセンブルク議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。専門投資信託に関する2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年法に準拠するSIFになった。

3.1. 範囲

SIF制度は、()その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび()その設立文書によりSIF制度に服するUCIに特別に適用される。

さらに、S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特にEU規則2017/1129(改正済)(いわゆる「目論見書規則」。)等の各種欧州指令の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I Fは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、金融商品市場に関する、指令2002/92/ECおよび指令2011/61/EUを改正する、2014年5月15日付欧州議会および理事会指令2014/65/EUの別紙(以下「指令2014/65/EU」という。)に定める機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守り、S I Fに100,000ユーロ以上の投資を行うか、またはS I Fへの投資についてその専門性、経験および当該投資を評価するに十分な知識を有することを証明する、金融機関の慎重な要件に関する、規則(EU)648/2012を改正する、2013年6月26日付欧州議会および理事会規則(EU)575/2013に定める金融機関、指令2014/65/EUに定める投資会社、UCITSに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する、2009年7月13日付欧州議会および理事会指令2009/65/ECに定める管理会社、もしくはオルタナティブ投資ファンド運用者に関する、指令2003/41/ECおよび同2009/65/ECならびに規則(EC)1060/2009ならびに同(EU)1095/2010を改正する、2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUに定める認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者が行った査定の対象となることを書面で確約する投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。

かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、具体的に、設立文書(定款または約款)に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ピークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもS I F制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルク会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託(fonds commun de placement)(以下「FCP」という。)および変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)について言及しているが、S I Fが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I Fの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、FCPの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人(SICAVまたはSICAF)

特性の要約については、SICAVの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、SICAVは、2010年法に準拠するSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で創設されるS I Fは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式による有限責任パートナーシップ、有限責任パートナーシップ、特別有限責任パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルクの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I F について柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に關する規則とは一線を画している。

3.2.1.2 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F (いわゆる「アンブレラ・ファンド」。)を創設できると規定している。

さらに、S I F 内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I F のコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3. 資本構造

2007年法の規定により、S I F の最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I F の認可から24か月以内に達成されなければならない。これに対し、UCITSについては6か月以内、パート ファンドについては12か月以内である。FCPに關する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I F は会社型の形態において、一部払込済の株式/受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するS I F を設立することができる。さらに、S I F は、その変動性とは別に、またはその資本に關係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合。)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するS I C A VまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、S I F は、(例えば、S I F が発行したワラントの行使時に)所定の確定価格で株式を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型S I F の場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I F は会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式(当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。)によっても行うことができる。

3.3. 投資規制

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、2007年法は、S I F が投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、CS SFの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

S I F はリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、CS SFは特に、CS SF 通達07/309を、S I F におけるリスク分散に關して発行し、そこでS I F がリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型S I F のコンパートメントは、約款または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一S I F (以下「対象ファンド」という。)内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および/または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、S I F がかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるS I F の純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4 規制上の側面

3.4.1 健全性レジーム

S I F は、C S S F による恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実を照らし、S I F は、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C I の場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C I について、C S S F は、S I F の設立文書、S I F の取締役 / マネージャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。S I F の存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、C S S F の承認を必要とする。

2007年法の規定により、S I F は、C S S F による規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うS I F は、2013年法が適用される範囲のA I F の資格を自動的に得るわけではない。S I F は、A I F の定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるA I F M が管理するS I F に対しては、2007年法パート の特定の規定が適用される。

3.4.2 預託機関

S I F は、その資産の保管を、ルクセンブルクに登記上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登記上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルク支店である信用機関または、金融セクターに関する1993年法(改正済)の意味における投資会社に委託しなければならない。投資会社は、当該投資会社が2013年法第19条第3項に規定する条件を満たす場合に限り、預託機関としての資格を有するものとする。

最初の投資日から5年間に償還請求権を行使することができない契約型投資信託およびS I C A V のうち、主たる投資方針に従い、2013年法第19条第8項a)号に基づき保管されなければならない資産に一般に投資しないか、または、同法第24条に基づき投資先企業の支配権を潜在的に取得するために発行体もしくは非上場会社に一般的に投資するものについては、その預託機関は、金融セクターに関する1993年法(改正済)第26-1条の意味における金融商品以外の資産の専門的預託機関としての地位にあって、ルクセンブルク法に準拠する主体でもよい。

資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、預託機関は、常にS I F の資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは資産の物理的な安全保管を地域の副預託機関に委ねることを妨げるものではない。

2007年法は、預託機関に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした預託機関の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

3.4.3 監査人

S I F の年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルクの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4 機能の委託

S I F は、事業のより効率的な遂行のため、S I F を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) C S S F は、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与が S I F に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、S I F が投資家の最善の利益のために活動し、または S I F がそのように管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、C S S F および当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記(c)の条件を充足しない場合、委託は、C S S F が機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該 S I F のタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) S I F の取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) S I F の取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、S I F の取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) S I F の目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5 リスクの管理

A I F として適格でない S I F は、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6 利益相反

A I F として適格でない S I F は、更に、必要に応じて、S I F と S I F の事業活動に寄与している者、または S I F に直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I F は、投資家の利益の保護を確保する。S I F は、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最少限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I F は、監査済年次報告書とその関係期間の終了から 6 か月以内に公表しなければならない。

S I F は、ルクセンブルク会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年1月1日以降、S I F は、E U 規則1286 / 2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書(P R I I P S K I D)を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が指令2014 / 65 / E U の別紙 に定める専門投資家のみ販売される場合(かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形で C S S F に提出されなければならない。)および S I F が2018年1月1日までに U C I T S - K I I に類似する文書の発行を選択済みであった場合(その場合、当該 S I F は2019年1月31日まで P R I I P S K I D を発行する義務を免除される。)はこの限りでない。

3.5 S I F の税制の特徴

以下はルクセンブルクにおける法律の一定の側面(ただし網羅的ではない)についての理解に基づくものである。

S I Fは、0.01% (2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%)の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方法により、2007年法は、年次税を免除している。

年次税の免除を受けるのは、

(a)他のU C Iが保有する受益証券/投資証券が表章する資産価値。ただしかかる受益証券がR A I Fに係る2007年法第68条、2010年法第174条またはR A I F法第46条によってすでに年次税を課されている場合

年次税をすでに課されている他のU C Iにおいて保有される受益証券により表される資産の価額について年次税の免除の適格性を有するために、当該受益証券を保有するU C Iは、登録税、不動産、V A T当局に対して行う定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を明記するものとする。

(b)以下のS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント

(i)マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規制(E U) 2017 / 1131に基づく短期のマネー・マーケット・ファンドとして認可されており、かつ、

()公認の格付機関から最高の格付を取得しているもの。

(c)その証券またはパートナーシップ持分が、(i)従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび()従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるS I F。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメントおよびS I F内または複数のコンパートメントを有するS I Fのあるコンパートメント内に設定された個別のクラスに準用される。

(d)主たる目的がマイクロ・ファイナンス機関への投資であるS I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント

(e) E L T I Fに関する規則2015 / 760に定めるE L T I Fとして認可される、S I Fおよび複数のコンパートメントを有するS I Fの個別のコンパートメント

当該免除の適格性を有するために、S I Fは、V A T当局に提出する定期的なステートメントにおいて、個別に当該額を申告しなければならない。

S I Fが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

4 . リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、2007年法と2010年法の両方を修正し、新たな形態のA I Fであるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド(以下「R A I F」という。)を導入した。R A I Fは、A I F M Dの範囲内で認可されたA I F Mにより管理され、その受益証券は「十分な情報を得た」投資家に留保される。R A I Fは、C S S Fによる事前の認可も継続的な(直接的)健全性監督も受けない。

R A I F制度の重要な特徴は、以下のように要約することができる。

- 法的構造の柔軟性：ルクセンブルクのすべての法人、パートナーシップおよび契約型法的形態が利用可能である。R A I Fは変動資本構造を選択することもできる。さらに、R A I Fは、アンブレラ型ストラクチャーとして設立することもできる(すなわち、複数のコンパートメントまたはサブファンドを有する)。リスク分散の要件は、R A I Fが適格リスク・キャピタル投資のみに投資することを選択する場合を除き、S I Fに適用される要件と整合したものとなっており、この場合、リスク分散の要件は適用されない。R A I Fは、採用できるファンド戦略に限定はなく、いか

なる資産クラスにも投資することができるうえ、一定の条件下では資産ポートフォリオの分散も要求されない。

- 適格投資家： R A I F は、情報に精通した投資家向けである。このカテゴリーには、機関投資家、指令2014/65/EUの別紙 に定めるプロフェッショナル投資家および最低金額(100,000ユーロ)以上を投資する投資家または情報に精通した投資家として適格な投資家が含まれる。
- R A I F は、C S S F の監督対象とならない。S I F または S I C A R と異なり、R A I F は、C S S F による事前の認可に服さずまた健全性監督を受けることはない。R A I F は、その設立または設立から10日以内にルクセンブルクの商業・会社登録簿に登録されなければならない。
- 承認された A I F M を任命しなければならないこと： R A I F は自動的に A I F の資格を取得し、ルクセンブルク、他のEU加盟国または場合によっては第三国(ただし A I F M D 運用パスポートが第三国の運用者に利用可能になった場合のみ)に設立された A I F M を任命しなければならない。
- 税制： R A I F は、0.01%の税率での年次税(さまざまな免除規定に服する。)または S I C A R に適用される税制(すなわち、リスク・キャピタルの収益および増大に適用される節税に完全に服する。)に服する。A I F 運用サービスに対する付加価値税の免除も適用される。
- 転換：既存の S I F 、 S I C A R および規制されない A I F は、投資家および(該当する場合) C S S F から適切な承認を得ることを条件に、R A I F 制度を選択することができる。

第2【外国投資証券の様式】

投資証券の券面は発行されない。

第3【その他】

- (1) 日本語版目論見書の表紙に図案を採用する。
- (2) 交付目論見書の概要として、下記の文面を使用する。

交付目論見書の概要

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ

グローバル・アロケーション(米ドル)、デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

形態	ルクセンブルグ籍オープンエンド会社型外国投資証券 UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・アロケーション(米ドル) - デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)
投資方針 投資目的	UBS アセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドにグローバル・アロケーション(米ドル)を分類しています。サブ・ファンドの目的は、幅広い分散投資を図りながら成長余力を有する世界の金融市場に参加することです。 デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)は、その資産を主に世界中の先進国および新興国の企業の株式およびその他の持分に投資します。本サブ・ファンドは、環境的および/または社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088(SFDR)の第8条を遵守しています。
リスク要因	価格変動リスク/金利変動リスク/信用リスク/カントリー・リスク/為替変動リスク/先物取引に関するリスク/派生商品の利用に伴うリスク 等
お申込単位	原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付けます。ただし、日本における販売会社は、これと異なる取扱いをする場合があります。詳細については日本における販売会社にご照会下さい。
お申込受付日	原則として、ファンド営業日かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日。ただし、営業日であってもお申込いただけない場合がありますので、詳しくは、販売会社および販売取扱会社にお問合せ下さい。
お申込価格	購入の申込みがファンド営業日の遅くとも各サブ・ファンドの指定される締切時間までにノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE(Northern Trust Global Services SE)(「管理事務代行会社」)に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格(以下、購入および買戻しの申込みを「注文」といい、注文が登録される日を「注文日」といいます。)。適用される締切時間は、グローバル・アロケーション(米ドル)については中央ヨーロッパ標準時間の13:00、デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)については15:00です。
お申込手数料	申込価額の2.75%(税抜き2.50%)を上限とします。
お買戻価格	注文が注文日の遅くとも各サブ・ファンドの指定される締切時間までに管理事務代行会社に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格。適用される締切時間は、グローバル・アロケーション(米ドル)については中央ヨーロッパ標準時間の13:00、デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル)については15:00です。
受渡し	約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目
存続期間	無制限

報酬	<p>グローバル・アロケーション(米ドル) クラスP - a c c 投資証券 純資産額の上限年率2.040%</p> <p>デジタル・トランスフォーメーション・テーマ(米ドル) クラスP - a c c 投資証券 純資産額の上限年率1.710%</p> <p>上記報酬は、本投資法人の運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売ならびに保管受託銀行のすべての職務に関して、本投資法人の資産から支払われ ます。</p>
その他の費用、手数料	<ul style="list-style-type: none"> - 本投資法人は、本投資法人の資産の管理、設立、変更、清算および合併に関する一切の追加の費用、手数料およびその他の報酬ならびに本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特にルクセンブルグの年次税(原則として0.05%)を負担します。 - 個々のサブ・ファンドに配分可能なすべての費用は、当該サブ・ファンドに請求され、投資証券のクラスに配分できる費用は当該投資証券のクラスに請求されます。 - 費用が複数または全部のサブ・ファンド/投資証券のクラスに関係する場合、それぞれの純資産価額に応じて関係するサブ・ファンド/投資証券のクラスに請求されます。 - 各サブ・ファンドの投資方針の条項により、その他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドだけでなく、関係する投資先ファンドのレベルでも費用が発生します。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬(成功報酬を除きます。)は、販売報酬を考慮して最大で3.00%となる場合があります。 <p>その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>
課税関係	<p>ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなります。</p>
日本における販売会社	<p>UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社</p>

・上記管理報酬の一部が、販売報酬として日本における販売会社に支払われます。

・上記の費用および手数料の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や投資証券の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

投資主の皆様におかれましては、本交付目論見書をよくお読みいただき、商品の内容およびリスクを十分ご理解のうえ、お申込くださいますようお願い申し上げます。

別紙 - S F D R 関連情報

規則 (EU) 2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則 (EU) 2020/852 第6条第1項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示商品名: UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ
— デジタル・トランスフォーメーション・テーマ (米ドル)
法人識別番号: 549300HZC1RPIEBRIN95

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則 (EU) 2020/852 に定められる分類システムであり、**環境的に持続可能な経済活動**の一覧を定めたものである。当該規則には、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

●● はい●● いいえ

以下の経済活動に対して**環境目的を有する持続可能な投資**を行う比率 (下限): __%

- EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動
- EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

社会目的を有する持続可能な投資を行う比率 (下限): __%

環境的／社会的 (E/S) 特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

- EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
- EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資
- 社会目的を有する持続可能な投資

E/S特性を促進するものではあるが、**持続可能な投資を行わない**



持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

この金融商品により、いかなる環境的および/または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位 (WACI) または炭素プロファイルの絶対値の低さ
- 2) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも 51% の投資

ベンチマークは、環境的および/または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図されたものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されている ESG 参照ベンチマークはない。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？

特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性 1) について：

スコープ 1 およびスコープ 2 の加重平均炭素原単位 (WACI) ；

- スコープ 1 は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ 1 には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。
- スコープ 2 は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ 2 には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび/または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

炭素プロファイルの絶対値の低さとは、収益 100 万米ドル当たりの二酸化炭素排出量 100 トン未満と定義される。

特性 2) について：

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体/企業を特定するために UBS ブレンデッド ESG スコアを用いる。UBS ブレンデッド ESG スコアは、UBS および認められた 2 社の外部プロバイダーである MSCI およびサステナビリティクスからの標準 ESG 評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立した ESG 評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBS ブレンデッド ESG スコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0 から 10 までの UBS ブレンデッド ESG スコアが割り当てられ、10 が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。

投資対象レベルにおいて UBS ブレンデッド ESG スコアの最小値はない。

サブ・ファンドの投資対象に関して、ポートフォリオ・マネジャーは、少なくとも (i) 「先進」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の 90% および (ii) (ベンチマークを参照することにより) 「新興」国に所在する大型株企業が発行した有価証券の 75% ならびにその他すべての企業に関しては少なくとも 75% について、UBS ブレンデッド ESG スコア (発行体数別) による ESG 分析を含める。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

- この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

該当なし。

- この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

該当なし。

- 持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

- 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？(詳細)

該当なし。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✖ 考慮する。

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から（UBS AM サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく）一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針の違反」

- 国際連合グローバル・コンパクト（UNGC）の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスクルーゾーション」

- UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主(50%以上の持株比率)である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルーゾーション・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針サステナビリティ・エクスクルーゾーション・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年間報告書に記載されている。

考慮しない。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルーゾーション・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルーゾーション・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外(エクスクルーゾーション)事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルーゾーション・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルーゾーション・ポリシー」の項に記載されている。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。



- **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1) :

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位(WAC1)または炭素プロファイルの絶対値の低さ

特性2) :

そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルまたはベンチマークの上位半分に入るサステナビリティ・プロファイルを有する企業への資産の少なくとも51%の投資

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性ならびにこの金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が計算される。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー:

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見るが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。

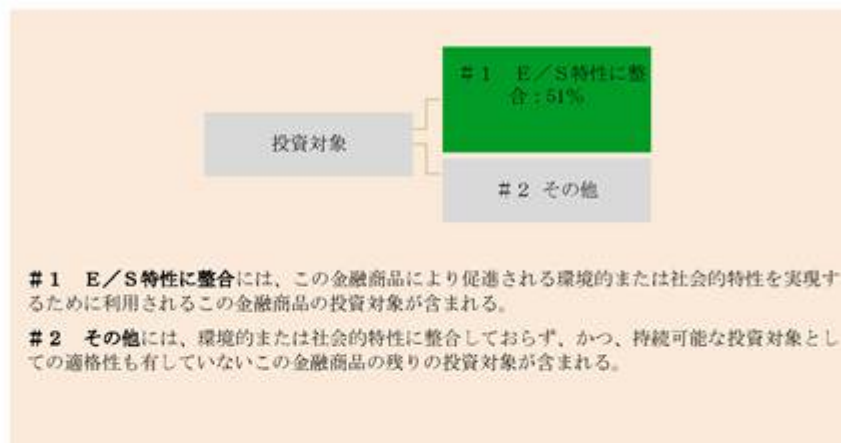
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す資本的支出（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費（OpEx）

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。



● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



● 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

該当なし。

● この金融商品はEUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動に投資するか？

投資する。

化石燃料ガスに投資する。

原子力に投資する。

投資しない。

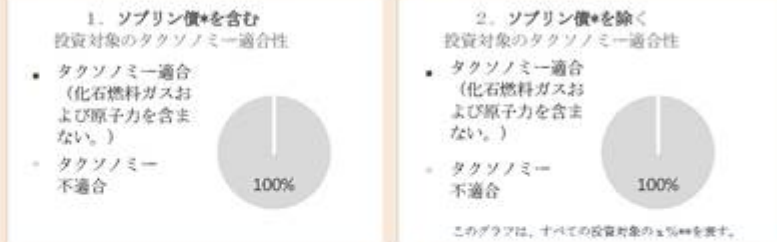
¹ 化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EUタクソミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214に定められる。

イネープリング

活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑(本書に該当箇所はありません。)で示している。ソブリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない(タクソミー適合の投資対象がない)ため、割合は記載していない。

- トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか?

該当なし。



EUタクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか?

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか?

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか?

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なとされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および/または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか?

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

は、EUタクソミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境的に持続可能な投資である。

参照ベンチマーク

とは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

- **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？**

該当なし。

- **投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

- **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

- **指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができる。

独立監査人の報告書

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブの投資主各位
ルクセンブルグ L - 1855
J.F. ケネディ通り33A

監査意見

我々は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ(以下「本投資法人」という。)および各サブ・ファンドの2025年9月30日現在の純資産計算書および投資有価証券その他の純資産明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、本投資法人および各サブ・ファンドの2025年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)およびルクセンブルクの「金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)」(以下「CSSF」という。)が採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会によって発行された国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理基準(以下「IESBA規程」という。)に従って本投資法人から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

本投資法人の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する本投資法人の取締役会の責任

本投資法人の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると本投資法人の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、本投資法人の取締役会は、本投資法人および各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、本投資法人の取締役会が本投資法人の清算、サブ・ファンドのいずれかの終了もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・本投資法人の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに本投資法人の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・本投資法人の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、本投資法人またはその各サブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

また、我々は、統治責任者に対し、独立性に関する関連する倫理的要件を遵守した旨の声明を提供し、また、我々の独立性および該当する場合には脅威を排除するために講じられた措置または適用されたセーフガードに影響を与えると合理的に考えられるすべての関係およびその他の事項を統治責任者に伝達する。

ルクセンブルグ、2026年1月23日

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人(Cabinet de révision agréé)
ケリー・ニコル

Independent auditor's report

To the Shareholders of
UBS (Lux) Key Selection SICAV
33A, avenue J.F. Kennedy
L - 1855 Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of UBS (Lux) Key Selection SICAV (the "Fund") and of each of its sub-funds which comprise the statement of net assets and the statement of investments in securities and other net assets as at 30 September 2025, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its sub-funds as at 30 September 2025, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also :

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

Luxembourg, 23 January 2026

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé
Kerry Nichol

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の報告書

UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブの投資主各位
ルクセンブルグ L - 1855
J.F.ケネディ通り33A

監査意見

我々は、UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ(以下「本投資法人」という。)および各サブ・ファンドの2024年9月30日現在の純資産計算書および投資有価証券その他の純資産明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、本投資法人および各サブ・ファンドの2024年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルクの(金融監督委員会)(以下「CSSF」という。)が採用した監査人に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に従って本投資法人から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

本投資法人の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する承認された法定監査人の報告書は含まれない。)に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はこの事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する本投資法人の取締役会の責任

本投資法人の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると本投資法人の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、本投資法人の取締役会は、本投資法人および各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、本投資法人の取締役会が本投資法人の清算、サブ・ファンドのいずれかの終了もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・本投資法人の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに本投資法人の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・本投資法人の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、承認された法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、本投資法人またはその各サブ・ファンド（終了の決定または意図があるサブ・ファンドを除く）が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・終了の決定または意図があるサブ・ファンドに関して、我々は、本投資法人の取締役会が非継続企業の会計基準を使用することの妥当性について結論付けている。我々は、また、非継続企業の会計基準およびその使用理由を記載した開示の妥当性についても評価している。我々の結論は、「承認された法定監査人」の我々の報告書の日付までに得られた監査証拠に基づいている。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

また、我々は、統治責任者に対し、独立性に関する関連する倫理的要件を遵守した旨の声明を提供し、また、我々の独立性および該当する場合には関連するセーフガードに影響を与えると合理的に考えられるすべての関係およびその他の事項を統治責任者に伝達する。

ルクセンブルグ、2025年1月24日

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人 (Cabinet de révision agréé)
ケリー・ニコル

Independent auditor's report

To the Shareholders of
UBS (Lux) Key Selection SICAV
33A, avenue J.F. Kennedy
L - 1855 Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of UBS (Lux) Key Selection SICAV (the "Fund") and of each of its subfunds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments in securities and other net assets as at 30 September 2024, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its subfunds as at 30 September 2024, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund's and each of its subfund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or one of its subfunds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also :

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its subfunds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its subfunds (except for the subfunds where a decision or an intention to close exists) to cease to continue as a going concern.
- In respect of subfunds where a decision or an intention to close exists, we conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund's use of the non - going concern basis of accounting. We also evaluate the adequacy of the disclosures describing the non - going basis of accounting and reasons for its use. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

Luxembourg, 24 January 2025

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé
Kerry Nichol

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。